

調査結果報告書

令和 7 年 7 月 1 7 日
産 業 構 造 審 議 会
通 商 ・ 貿 易 分 科 会
特 殊 貿 易 措 置 小 委 員 会

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-2 調査対象貨物の供給者及び供給国	- 1 -
1-3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 1 -
1-4 調査の対象とした事項の概要	- 1 -
1-4-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-4-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1-5 調査開始の経緯	- 2 -
1-5-1 課税申請	- 2 -
1-5-2 法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況	- 2 -
1-5-3 調査開始の決定	- 4 -
1-6 調査開始後の経緯	- 5 -
1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況	- 5 -
1-6-2 標本抽出（サンプリング）	- 22 -
1-6-3 当初質問状回答書の不備等の指摘	- 24 -
1-6-4 代替国に係る選定通知の送付等	- 28 -
1-6-5 代替国当初質問状回答書の不備等の指摘	- 37 -
1-6-6 追加質問状の送付等	- 37 -
1-6-7 本邦生産者追加質問状回答書の不備等の指摘	- 38 -
1-6-8 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 39 -
1-6-9 現地調査	- 41 -
1-7 秘密の情報	- 44 -
1-8 証拠等の閲覧	- 44 -
1-9 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 44 -
1-10 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 46 -
2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 48 -
2-1 総論	- 48 -
2-1-1 調査対象貨物	- 48 -
2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 48 -
2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方	- 48 -
2-1-4 不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定	- 49 -
2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方	- 50 -
2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 50 -
2-1-7 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 50 -
2-1-8 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討	- 51 -
2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論	- 51 -
2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方	- 51 -
2-1-11 端数処理の基本的考え方	- 51 -
2-2 代替国候補の選定	- 51 -

2-2-1	代替国候補の選定	- 51 -
2-2-2	代替国の正常価格	- 52 -
2-3	調査対象者	- 53 -
2-3-1	合肥炭素及び方大炭素	- 53 -
2-3-2	遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料	- 56 -
2-3-3	大連旭日及び山東旭日	- 59 -
2-3-4	本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった供給者 (サンプリング調査非対象者)	- 61 -
2-4	知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者	- 62 -
2-4-1	不当廉売差額率	- 62 -
2-5	中国の供給者の不当廉売差額率	- 62 -
2-6	不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 63 -
3	不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 64 -
3-1	同種の貨物の検討	- 64 -
3-1-1	物理的及び化学的特性	- 64 -
3-1-2	製造工程	- 64 -
3-1-3	流通経路	- 65 -
3-1-4	用途	- 65 -
3-1-5	価格の決定方法	- 65 -
3-1-6	代替性	- 66 -
3-1-7	貿易統計上の分類	- 67 -
3-1-8	同種の貨物の認定に係る意見等の検討	- 67 -
3-1-9	同種の貨物の検討についての結論	- 68 -
3-2	本邦の産業	- 69 -
3-3	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 71 -
3-3-1	当該輸入貨物の輸入量	- 71 -
3-3-2	当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 73 -
3-3-3	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討	- 76 -
3-3-4	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 78 -
3-4	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	- 78 -
3-4-1	生産高	- 78 -
3-4-2	生産能力・稼働率（操業度）	- 79 -
3-4-3	販売及び市場占拠率	- 79 -
3-4-4	在庫	- 80 -
3-4-5	国内価格に影響を及ぼす要因	- 81 -
3-4-6	利潤	- 82 -
3-4-7	投資及び投資収益	- 83 -
3-4-8	資金流出入（キャッシュフロー）	- 83 -
3-4-9	資金調達能力	- 84 -
3-4-10	雇用	- 84 -
3-4-11	賃金	- 84 -
3-4-12	生産性	- 85 -
3-4-13	成長	- 85 -
3-4-14	不当廉売価格差の大きさ	- 86 -
3-4-15	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討	- 86 -

3-4-16	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 88 -
3-5	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論	- 88 -
4	因果関係	- 90 -
4-1	当該輸入貨物の輸入による影響	- 90 -
4-2	当該輸入貨物以外による影響	- 90 -
4-2-1	第三国からの輸入の量及び価格	- 90 -
4-2-2	需要又は消費態様の変化	- 93 -
4-2-3	外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争	- 96 -
4-2-4	技術の進歩	- 96 -
4-2-5	本邦の産業の輸出実績	- 96 -
4-2-6	本邦の産業の生産性	- 97 -
4-2-7	その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討	- 97 -
4-3	因果関係に関する結論	- 97 -
5	仮の決定に係る反論・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解	- 98 -
5-1	調査の経緯に関する事項	- 98 -
5-1-1	仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示	- 98 -
5-1-2	仮の決定に対する利害関係者からの意見等	- 98 -
5-1-3	秘密の情報	- 99 -
5-1-4	証拠等の閲覧	- 99 -
5-1-5	暫定措置	- 99 -
5-2	「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討	- 99 -
5-2-1	サンプリングに係る反論等の検討	- 99 -
5-2-2	正常価格の算出の基本的考え方に係る反論等の検討	- 100 -
5-2-3	代替国の選定に係る反論等の検討	- 102 -
5-2-4	代替国の正常価格に係る反論等の検討	- 104 -
5-2-5	ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等の検討	- 110 -
5-2-6	不当廉売差額の基本的考え方に係る反論等の検討	- 118 -
5-2-7	不当廉売差額率に係る反論等の検討	- 119 -
5-3	「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討	- 123 -
5-3-1	「3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に係る反論等の検討	- 123 -
5-3-2	「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」に係る反論等の検討	- 127 -
5-3-3	「3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論等の検討	- 128 -
5-4	「4 因果関係」に係る反論等の検討	- 130 -
5-4-1	「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等の検討	- 130 -
5-5	その他の反論等の検討	- 133 -
5-5-1	本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論等の検討	- 133 -
5-5-2	その他の反論等	- 135 -
5-6	仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論	- 135 -
6	最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解	- 136 -
6-1	調査の経緯に関する事項	- 136 -
6-1-1	重要事実の開示	- 136 -
6-1-2	重要事実に対する利害関係者からの意見	- 136 -
6-1-3	秘密の情報	- 136 -

6-1-4 証拠等の閲覧	- 137 -
6-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討」に係る反論等の検討	- 137 -
6-2-1 市場経済の条件が浸透している事実に係る反論等の検討	- 137 -
6-2-2 代替国の選定及び代替国の正常価格に係る反論等の検討	- 138 -
6-2-3 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等の検討にかかる反論等	- 145 -
6-3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項等に係る反論等の検討	- 147 -
6-3-1 当該輸入貨物の輸入量に係る反論等の検討	- 147 -
6-3-2 同種の貨物の認定に係る反論等の検討	- 149 -
6-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響等に係る反論等の検討	- 151 -
6-4 因果関係に係る反論等の検討	- 155 -
6-4-1 当該輸入貨物以外による影響に係る反論等の検討	- 155 -
6-4-2 国内価格に影響を及ぼす要因及び成長に係る反論等の検討	- 157 -
6-5 その他の反論等の検討に係る反論等の検討	- 159 -
6-5-1 その他の反論等に係る反論等の検討	- 159 -
6-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論	- 161 -
7 結論	- 162 -

(別添) 主要証拠等目録

注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

1-1-1 品名

- (1) 黒鉛電極

1-1-2 銘柄及び型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 8545.11 号に分類される物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものに限る。）。

1-1-3 特徴

- (3) 円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉（以下「電炉」という。）の電極として使用されるものである。

1-2 調査対象貨物の供給者及び供給国

- (4) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (5) 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで。
ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和 5 年 9 月 30 日まで。
なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう¹。

1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (6) 平成 30 年 1 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで。

1-4 調査の対象とした事項の概要

1-4-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項に関して、
(ア) 同種の貨物の正常価格（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第

¹ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）2.6

8 条第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。)

- (イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
- (ウ) これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）
- (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

1-4-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、

- (ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
- (イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響
- (ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
- (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

1-5 調査開始の経緯

1-5-1 課税申請

(9) 令和 6 年 2 月 26 日、法第 8 条第 4 項の規定による求めとして、「中華人民共和国産の黒鉛電極に対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、SEC カーボン株式会社（以下「SEC カーボン」という。）、東海カーボン株式会社（以下「東海カーボン」という。）及び日本カーボン株式会社（以下「日本カーボン」という。）の 3 者の連名で提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
SEC カーボン	兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号
東海カーボン	東京都港区北青山一丁目二番三号
日本カーボン	東京都中央区八丁堀一丁目十番七号

(10) 申請者は、以下「3-2 本邦の産業」に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までにおける同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）²を満たしていた。

(11) 令和 6 年 4 月 17 日、調査当局は、中国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知³した。

1-5-2 法第 8 条第 4 項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の

² 政令第 5 条第 1 項第 1 号

³ 協定 5.5

状況

- (12) 申請書では、申請者の令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの黒鉛電極の生産高の割合は、本邦における総生産高の【50%超】を占めているとのことであったが、本邦の産業を所管する大臣である経済産業大臣は、関係生産者に対し、課税の求めに対する支持の状況を確認することとした。
- (13) 令和 6 年 3 月 4 日、本邦産同種の貨物の生産者として知り得た下記の 5 者に対し、「不当廉売関税の課税の求めに対する支持状況等の確認への協力をお願い（本邦生産者用）」並びに調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か、本調査へ協力するか否か及び本調査の申請を支持するか否か等を確認するための「確認票（本邦生産者用）」（以下「本邦生産者確認票」という。）を送付⁴した。
- (a) SEC カーボン
 - (b) 東海カーボン
 - (c) 日本カーボン
 - (d) マルヤ産業株式会社（以下「マルヤ産業」という。）
 - (e) 株式会社レゾナック・グラフィット・ジャパン（以下「レゾナック GJ」という。）
- (14) 本邦生産者確認票に関して、「表 2 本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況」のとおり、本邦生産者確認票回答の提出期限である令和 6 年 3 月 18 日までに、上記 (13) に示した 5 者のうち 4 者⁵から、本邦生産者確認票回答の提出があった。
- これら確認票回答の提出があった 4 者全てから調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨、及び当該 4 者のうち 3 者⁶から本調査へ協力する旨の回答があった。
- (15) 本邦生産者確認票回答により、経済産業大臣が、法第 8 条第 4 項の規定による求めに対する関係生産者等の支持の状況を確認したところ、下記「3-2 本邦の産業」に記載のとおり、当該求めを支持している関係生産者等の本邦産同種の貨物の生産高の合計が、当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えていた。
- (16) 本邦生産者確認票の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 2 本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 2 本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票等の送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	申請に対する支持の状況
(a)SEC カーボン	3/4	3/18	生産有り 協力する	—
(b)東海カーボン	3/4	3/18	生産有り 協力する	—
(c)日本カーボン	3/4	3/18	生産有り 協力する	—
(d)マルヤ産業	3/4	回答無し	—	—
(e)レゾナック GJ	3/4	3/18	生産有り 協力しない	意思表示しない

⁴ 政令第 7 条第 1 項第 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）6. (2) —

⁵ SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、レゾナック GJ

⁶ SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン

- (17) 令和 6 年 4 月 3 日、経済産業大臣は、上記(15)による確認結果を財務大臣に書面により通知した⁷。

1-5-3 調査開始の決定

- (18) 申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は上記(15)のとおりであったこと⁸から、調査を開始する必要があると認められたため、令和 6 年 4 月 24 日、申請に基づく調査の開始を決定⁹し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者、申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知¹⁰（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示¹¹した（令和 6 年 4 月 24 日財務省告示第 119 号）（以下「調査開始告示」という。）。)

- (19) 調査開始告示において、「令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限」を次のとおりとした。

- (ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和 6 年 7 月 24 日
- (イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第 16 条第 1 項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第 2 項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第 3 項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日
- (ウ) 対質の申出についての期限 令和 6 年 8 月 26 日
- (エ) 意見の表明についての期限 令和 6 年 8 月 26 日
- (オ) 情報の提供についての期限 令和 6 年 8 月 26 日

- (20) また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始に当たり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（二）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示した。

- (21) 令和 6 年 4 月 24 日、調査当局は、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により

⁷ ガイドライン 6. (2) 二

⁸ 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号、ガイドライン 6.(2)三①

⁹ 法第 8 条第 5 項

¹⁰ 政令第 8 条第 1 項

¹¹ 政令第 8 条第 1 項

通知¹²（申請書（開示版）の写しを添付¹³）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、同年 10 月 10 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹⁴した。

なお、本調査の開始決定に際し、同年 4 月 19 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹⁵した。

1－6 調査開始後の経緯

1－6－1 質問状等の送付及び回答の状況

- (22) 令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者、本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙、確認票及び質問状を財務省¹⁶及び経済産業省¹⁷のホームページに掲載して公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

- (23) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙、確認票及び質問状の送付と同時に、中華人民共和国駐日本国大使館に対し当該質問状を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(25)(ア)の 28 者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者及び輸入者に対して、それぞれに係る確認票において、中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨を依頼した。

¹² 協定 12.1

¹³ 協定 6.1.3

¹⁴ ガイドライン 6.(3)

¹⁵ 政令第 18 条

¹⁶ <https://www.customs.go.jp/tokusyu/kokuendenkyoku.html>

（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

¹⁷ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/kokuendenkyoku/index.html

（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

(24) 確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書¹⁸の提出状況等については、「表 3 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況」のとおりであった。

具体的には、以下「1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-6-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」、「1-6-1-3 輸入者への質問状等の送付等」、「1-6-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-6-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受領した。

表 3 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状		
		回答数			うち実績あり				回答数	
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %	
				生産	輸出	生産	輸出			
供給者	54	22	40.7	15	16	68.2	72.7	17	31.5	
(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)	54	5	9.3	4		80.0		0	0	
輸入者	20	15	75.0	14		93.3		10	50.0	
本邦生産者	5	—	—	—		—		3	60.0	
産業上の使用者	41	36	87.8	36		100		28	68.3	

(注 1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」、及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注 2) 質問状の回答数には、部分的な回答のみ提出したものは計上していない。

(注 3) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下 2 桁目の数字を四捨五入している。

(注 4) 上表中の送付数及び回答数には、調査中に利害関係者には当たらないことが明らかになった者を含む。

1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等

(25) 令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た以下(ア)の供給者 28 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者当初質問状」という。)を送付¹⁹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

¹⁸ 本報告書中「回答書」には、特に断りのない限り、質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出された添付資料を含む。

¹⁹ 政令第 10 条第 2 項

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、同年 5 月 22 日、以下(イ)の供給者 25 者に対して、同年 5 月 29 日、以下(ウ)の供給者 1 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、お願い紙、確認票及び供給者当初質問状を送付し、回答を求めた。

- (ア) 令和 6 年 4 月 24 日に供給者当初質問状等を送付した供給者
- (a) 方大炭素新材料科技股份有限公司（以下「方大炭素」という。）
 - (b) 吉林炭素有限公司（以下「吉林炭素」という。）
 - (c) 遼寧丹炭科技集团有限公司（以下「遼寧丹炭」という。）
 - (d) 山西宏特煤化工有限公司（以下「山西宏特煤化工」という。）
 - (e) 介休市志堯炭素有限公司（以下「介休市志堯炭素」という。）
 - (f) 大同宇林德黒鉛新材料股份有限公司（以下「大同宇林德黒鉛新材料」という。）
 - (g) 河南紅旗渠新材料有限公司（以下「河南紅旗渠新材料」という。）
 - (h) 焦作市中州炭素有限公司（以下「焦作市中州炭素」という。）
 - (i) 開封平煤新型炭材料科技有限公司（以下「開封平煤新型炭材料科技」という。）
 - (j) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料有限公司（以下「遼寧鑫瑞黒鉛新材料」という。）
 - (k) 靈石県揚帆炭素科技有限公司（以下「靈石県揚帆炭素科技」という。）
 - (l) 南通揚子炭素股份有限公司（以下「南通揚子炭素」という。）
 - (m) 山西鑫賢炭素材料科技有限公司（以下「山西鑫賢炭素材料科技」という。）
 - (n) 昇瑞能源科技有限公司（以下「昇瑞能源科技」という。）
 - (o) 四川広漢士達炭素股份有限公司（以下「四川広漢士達炭素」という。）
 - (p) 四川昭鋼炭素有限公司（以下「四川昭鋼炭素」という。）
 - (q) 烏蘭察布市福興炭素有限公司（以下「烏蘭察布市福興炭素」という。）
 - (r) 烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司（以下「烏蘭察布市旭峰炭素科技」という。）
 - (s) 遼寧鴻達電炭有限公司（以下「遼寧鴻達電炭」という。）
 - (t) 宝方炭材料科技有限公司（以下「宝方炭材料科技」という。）
 - (u) 吉林炭素新素材有限公司（以下「吉林炭素新素材」という。）
 - (v) 旭日精密炭素（大連）有限公司（以下「大連旭日」という。）
 - (w) 京海商事（上海）貿易有限公司（以下「京海商事（上海）貿易」という。）
 - (x) 瑞顧斯貿易（上海）有限公司（以下「瑞顧斯貿易（上海）」という。）
 - (y) 山東旭日石墨新材料科技有限公司（以下「山東旭日」という。）
 - (z) 中建材国際貿易有限公司（以下「中建材国際貿易」という。）
 - (aa) 撫順金利石化炭素有限公司（以下「撫順金利石化炭素」という。）
 - (ab) 大連邦誼石墨材料有限公司（以下「大連邦誼石墨材料」という。）
- (イ) 令和 6 年 5 月 22 日に供給者当初質問状等を送付した供給者
- (ac) 嘉隆新材料有限公司（以下「嘉隆新材料」という。）
 - (ad) 河北瑞通炭素股份有限公司（以下「河北瑞通炭素」という。）
 - (ae) 江蘇江龍新能源科技有限公司（以下「江蘇江龍新能源科技」という。）
 - (af) 合肥炭素有限責任公司（以下「合肥炭素」という。）
 - (ag) 吉林炭素進出口有限公司（以下「吉林炭素進出口」という。）
 - (ah) 吉蒙炭素有限責任公司（以下「吉蒙炭素」という。）
 - (ai) 山西聚賢黒鉛新材料有限公司（以下「山西聚賢黒鉛新材料」という。）
 - (aj) Sojitz JECT (Qingdao) Co., Ltd.（以下「Sojitz JECT (Qingdao)」という。）
 - (ak) 江蘇江龍新材料科技有限公司（以下「江蘇江龍新材料科技」という。）
 - (al) 大連西姆晶正貿易有限公司（以下「大連西姆晶正貿易」という。）
 - (am) QINGDAO YIJIA E.T.I. CO., LTD.（以下「QINGDAO YIJIA E.T.I.」という。）
 - (an) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT
 - (ao) 大連藍艦科技有限公司（以下「大連藍艦科技」という。）
 - (ap) 大連精芸炭素有限公司（以下「大連精芸炭素」という。）

- (aq) 江蘇智晏國際貿易有限公司（以下「江蘇智晏國際貿易」という。）
- (ar) 吉林市松江炭素進出口有限公司（以下「吉林市松江炭素進出口」という。）
- (as) 北京国鋼國際貿易有限公司（以下「北京国鋼國際貿易」という。）
- (at) 河南高碩新材料科技有限公司（以下「河南高碩新材料科技」という。）
- (au) 南宮市聚純炭素有限公司（以下「南宮市聚純炭素」という。）
- (av) 山西西姆東海炭素材料有限公司（以下「山西西姆東海炭素材料」という。）
- (aw) 松江市吉林炭素有限責任公司（以下「松江市吉林炭素」という。）
- (ax) 撫順市東方炭素有限公司（以下「撫順市東方炭素」という。）
- (ay) 興和県木子炭素有限責任公司（以下「興和県木子炭素」という。）
- (az) 大同特殊鋼(上海)有限公司（以下「大同特殊鋼(上海)」という。）
- (ba) 眉山士達新材料有限公司（以下「眉山士達新材料」という。）

- (ウ) 令和 6 年 5 月 29 日に供給者当初質問状等を送付した供給者
- (bb) 遼寧丹炭新材料有限公司（以下「遼寧丹炭新材料」という。）

(26) 確認票に関して、「表 4 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、次のように回答があった。

- (ア) 上記(25)(ア)の供給者 28 者のうち、確認票回答の提出期限である令和 6 年 5 月 13 日までに 10 者²⁰から確認票回答の提出があった。また、2 者²¹からはメールにて供給者でない旨の連絡があった。
- (イ) 上記(25)(イ)の供給者 25 者のうち、確認票回答の提出期限である令和 6 年 6 月 5 日までに 10 者²²から確認票回答の提出があり、当該提出期限後に 1 者²³から確認票回答の提出があった。
- (ウ) 上記(25)(ウ)の供給者 1 者からは、確認票回答の提出期限である令和 6 年 6 月 12 日までに確認票回答の提出があった。

確認票回答の提出があった上記（ア）から（ウ）までの 22 者に関して、調査対象期間中の調査対象貨物の生産又は輸出の実績について、15 者²⁴から生産実績がある旨、16 者²⁵から本邦への輸出実績がある旨、及び 21 者²⁶から本調査へ協力する旨の回答があった。

(27) 供給者当初質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、提出期限である令和 6 年 5 月 27 日、同年 6 月 12 日及び同月 28 日までに、上記(26)に記載の本調査

²⁰ 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材國際貿易、撫順金利石化炭素、京海商事（上海）貿易、瑞顧斯貿易（上海）

²¹ 山西宏特煤化工、宝方炭材料科技

ただし、上記 2 者のうち、宝方炭材料科技については、同社が生産した黒鉛電極が第三者を通じて日本に輸出されている可能性はあるとの説明であったため、山西宏特煤化工のみ利害関係者に当たらないものとした。

²² 嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、Sojitz JECT (Qingdao)、江蘇江龍新材料科技、大同特殊鋼(上海)

²³ 江蘇智晏國際貿易

²⁴ 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、撫順金利石化炭素、嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、江蘇江龍新材料科技、遼寧丹炭新材料

²⁵ 方大炭素、遼寧丹炭、大連旭日、京海商事（上海）貿易、山東旭日、中建材國際貿易、撫順金利石化炭素、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、Sojitz JECT (Qingdao)、江蘇智晏國際貿易、大同特殊鋼(上海)、遼寧丹炭新材料

²⁶ 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材國際貿易、撫順金利石化炭素、京海商事（上海）貿易、嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、Sojitz JECT (Qingdao)、江蘇江龍新材料科技、江蘇智晏國際貿易、大同特殊鋼(上海)、遼寧丹炭新材料

への協力を表明した供給者 21 者のうち、15 者²⁷から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (28) 供給者当初質問状に関して、「表 4 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、次のように供給者当初質問状の回答書（以下「供給者当初質問状回答書」という。）の提出があった。

(ア) 上記(25)(ア)の供給者 28 者の供給者当初質問状回答書の提出期限である令和 6 年 6 月 3 日までに、上記(26) (ア) のとおり本調査に協力を表明した 9 者²⁸のうち 1 者²⁹からは調査項目 A 及び B に係る回答書の提出が、6 者³⁰から調査項目 A に係る回答書の提出があった。当該提出期限後には、2 者³¹から調査項目 A に係る回答書の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。

また、上記(27)のとおり提出期限の延長を認めた調査項目 B から G について、延長後の提出期限である同年 6 月 17 日までに、供給者 2 者³²からは調査項目 B、E 及び F（一部のみに係る回答書の提出が、供給者 1 者³³から調査項目 B 及び F に係る回答書の提出が、供給者 5 者³⁴から調査項目 B に係る回答書の提出があった。当該提出期限後には、供給者 2 者³⁵から、調査項目 F 及び G に係る回答書の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。

(イ) 上記(25)(イ)の供給者 25 者の供給者当初質問状回答書の提出期限である令和 6 年 6 月 28 日までに、上記(26) (イ) のとおり本調査に協力を表明した 11 者³⁶のうち、1 者³⁷からは調査項目 A 及び B に係る回答書の提出が、7 者³⁸からは調査項目 A に係る回答書の提出があった。

また、上記(27)のとおり提出期限の延長を認めた調査項目 B から G について、延長後の提出期限である同年 7 月 12 日までに、供給者 1 者³⁹から調査項目 B 及び F に係る回答書の提出が、供給者 5 者⁴⁰から調査項目 B に係る回答書の提出があった。

(ウ) 上記(25)(ウ)の供給者 1 者の供給者当初質問状回答書の提出期限である令和 6 年 7 月 5 日までに、調査項目 A に係る回答書の提出があった。

また、上記(27)のとおり提出期限の延長を認めた調査項目 B から G について、延長後の提出期限である同年 7 月 19 日までに、調査項目 B に係る回答書の提出があった。

- (29) 供給者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

²⁷ 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、嘉隆新材料、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、大同特殊鋼(上海)、遼寧丹炭新材料

²⁸ 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、京海商事（上海）貿易

²⁹ 京海商事（上海）貿易

³⁰ 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素

³¹ 大連旭日、山東旭日

³² 大連旭日、山東旭日

³³ 方大炭素

³⁴ 吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素

³⁵ 大連旭日、山東旭日

³⁶ 嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、Sojitz JECT (Qingdao)、江蘇江龍新材料科技、江蘇智晏国際貿易、大同特殊鋼(上海)

³⁷ 河北瑞通炭素

³⁸ 嘉隆新材料、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、Sojitz JECT (Qingdao)、大同特殊鋼(上海)

³⁹ 合肥炭素

⁴⁰ 嘉隆新材料、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、大同特殊鋼(上海)

表 4 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	当初質問状回答日(調査項目 A)	当初質問状回答延長要望(調査項目 B～G)	当初質問状回答日(調査項目 B～G)
(ア) 令和 6 年 4 月 24 日に供給者当初質問状等を送付した供給者						
(a) 方大炭素	4/24	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	6/3	5/27	6/17
(b) 吉林炭素	4/24	5/12	生産 有 輸出 無 協力する	6/3	5/27	6/17
(c) 遼寧丹炭	4/24	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	6/3	5/27	6/17
(d) 山西宏特煤化工	4/24	回答無し (メール連絡あり)	—	回答無し	—	回答無し
(e) 介休市志堯炭素	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 大同宇林德黒鉛新材料	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) 河南紅旗渠新材料	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) 焦作市中州炭素	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) 開封平煤新型炭材料科技	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) 靈石県揚帆炭素科技	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) 南通揚子炭素	4/24	5/13	生産 有 輸出 無 協力する	6/3	5/27	6/17
(m) 山西鑫賢炭素材料科技	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(n) 昇瑞能源科技	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) 四川広漢士達炭素	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) 四川昭鋼炭素	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(q) 烏蘭察布市福興炭素	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(r) 烏蘭察布市旭峰炭素科技	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(s) 遼寧鴻達電炭	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(t) 宝方炭材料科技	4/24	回答無し (メール連絡あり)	—	回答無し	—	回答無し
(u) 吉林炭素新素材	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(v) 大連旭日	4/24	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	6/4 (期限外)	5/27	BEF:6/17 (F:一部のみ) FG:7/1 (期限外)
(w) 京海商事(上海)貿易	4/24	5/10	生産 無 輸出 有 協力する	6/3	—	6/3
(x) 瑞顧斯貿易(上海)	4/24	5/13	生産 無 輸出 無	回答無し	—	回答無し

(y) 山東旭日	4/24	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	6/4 (期限外)	5/27	BEF:6/17 (F:一部のみ) FG:7/1 (期限外)
(z) 中建材国際貿易	4/24	5/13	生産 無 輸出 有 協力する	6/3	5/27	6/17
(aa) 撫順金利石化炭素	4/24	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	6/3	5/27	6/17
(ab) 大連邦誼石墨材料	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 令和 6 年 5 月 22 日に供給者当初質問状等を送付した供給者						
(ac) 嘉隆新材料	5/22	5/13	生産 有 輸出 無 協力する	6/28	6/21	7/12
(ad) 河北瑞通炭素	5/22	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	5/31	—	5/27
(ae) 江蘇江龍新能源科技	5/22	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	6/26	6/18	7/11
(af) 合肥炭素	5/22	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	6/28	6/25	7/11
(ag) 吉林炭素進出口	5/22	5/12	生産 無 輸出 有 協力する	6/28	6/20	7/12
(ah) 吉蒙炭素	5/22	5/12	生産 有 輸出 無 協力する	6/28	6/20	7/12
(ai) 山西聚賢黒鉛新材料	5/22	5/13	生産 有 輸出 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(aj) Sojitz JECT (Qingdao)	5/22	6/5	生産 無 輸出 有 協力する	6/28	—	回答無し
(ak) 江蘇江龍新材料科技	5/22	6/5	生産 有 輸出 無 協力する	回答無し	—	回答無し
(al) 大連西姆晶正貿易	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(am) QINGDAO YIJIA E.T.I.	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(an) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ao) 大連藍艦科技	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ap) 大連精芸炭素	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(aq) 江蘇智晏国際貿易	5/22	6/6 (期限外)	生産 無 輸出 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(ar) 吉林市松江炭素進出口	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(as) 北京国鋼国際貿易	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

(at) 河南高碩新材料科技	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(au) 南宮市聚純炭素	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(av) 山西西姆東海炭素材料	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(aw) 松江市吉林炭素	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ax) 撫順市東方碳素	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ay) 興和県木子炭素	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(az) 大同特殊鋼(上海)	5/22	6/4	生産 無 輸出 有 協力する	6/28	6/21	7/11
(ba) 眉山市達新材料	5/22	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ウ) 令和 6 年 5 月 29 日に供給者当初質問状等を送付した供給者						
(bb) 遼寧丹炭新材料	5/29	6/12	生産 有 輸出 有 協力する	7/5	6/28	7/12

1-6-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等

(30) 令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(25)(ア)の供給者 28 者に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「お願い紙（市場経済）」という。）、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「市場経済確認票」という。）及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済当初質問状」という。）を送付⁴¹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、上記(25)の調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、同年 5 月 22 日、上記(25)(イ)の供給者 25 者に対して、同年 5 月 29 日、上記(25)(ウ)の供給者 1 者に対して、お願い紙（市場経済）、市場経済確認票及び市場経済当初質問状を送付し、回答を求めた。

(31) 市場経済確認票においては、供給者に対して、供給者が市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第 2 条第 3 項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第 1 項第 4 号の価格⁴²を正常価格として用いることがある旨を明示した。

また、お願い紙（市場経済）においては、市場経済確認票又は市場経済当初質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、政府は、同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する旨を明示した。

(32) 市場経済確認票に関して、「表 5 市場経済当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、市場経済確認票回答の提出期限である令和 6 年 5 月 13 日、同年 6 月 5 日及び同月 12 日

⁴¹ 政令第 10 条の 2 第 2 項

⁴² ① 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格

② 当該代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格

③ 当該代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

までに供給者 5 者⁴³から市場経済確認票回答の提出があり、4 者⁴⁴から調査対象期間中に調査対象貨物の生産がある旨の回答が、4 者⁴⁵から市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望する旨の回答があった。

(33) 市場経済当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 6 年 5 月 27 日、同年 6 月 21 日及び同月 28 日までに、上記(32)に記載の市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望する供給者 4 者のうち 2 者⁴⁶から、調査項目 B から E について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(34) 市場経済当初質問状に関して、「表 5 市場経済当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、市場経済当初質問状の回答書（以下「市場経済当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和 6 年 6 月 28 日までに、上記(32)に記載の市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望する供給者 4 者のうち 1 者⁴⁷から調査項目 A に係る回答書の提出があったものの、調査項目 B から E までの回答は提出されず、部分的な回答しかなくなかった。

(35) 市場経済当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 市場経済当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 5 市場経済当初質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	生産の実績及び協力可否	市場経済の事実を調査当局に示すことを希望	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(ア) 令和 6 年 4 月 24 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者							
(a) 方大炭素	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(b) 吉林炭素	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(c) 遼寧丹炭	4/24	5/13	有協力する	有	回答無し	5/27	回答無し
(d) 山西宏特煤化工	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(e) 介休市志堯炭素	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(f) 大同宇林德黒鉛新材料	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(g) 河南紅旗渠新材料	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(h) 焦作市中州炭素	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(i) 開封平煤新型炭材料科技	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(j) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(k) 靈石県揚帆炭素科技	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(l) 南通揚子炭素	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(m) 山西鑫賢炭素材料科技	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(n) 昇瑞能源科技	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し

⁴³ 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素、江蘇江龍新能源科技、Sojitz JECT (Qingdao)、遼寧丹炭新材料

⁴⁴ 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料

⁴⁵ 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素、江蘇江龍新能源科技、Sojitz JECT (Qingdao)

⁴⁶ 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素

⁴⁷ Sojitz JECT (Qingdao)

(o) 四川広漢士達炭素	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(p) 四川昭鋼炭素	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(q) 烏蘭察布市福興炭素	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(r) 烏蘭察布市旭峰炭素科技	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(s) 遼寧鴻達電炭	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(t) 宝方炭材料科技	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(u) 吉林炭素新素材	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(v) 大連旭日	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(w) 京海商事（上海）貿易	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(x) 瑞顧斯貿易（上海）	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(y) 山東旭日	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(z) 中建材国際貿易	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(aa) 撫順金利石化炭素	4/24	5/13	有協力する	有	回答無し	5/27	回答無し
(ab) 大連邦誼石墨材料	4/24	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 令和6年5月22日に市場経済当初質問状等を送付した供給者							
(ac) 嘉隆新材料	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ad) 河北瑞通炭素	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ae) 江蘇江龍新能源科技	5/22	5/13	有協力する	有	回答無し	—	回答無し
(af) 合肥炭素	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ag) 吉林炭素進出口	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ah) 吉蒙炭素	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ai) 山西聚賢黒鉛新材料	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(aj) Sojitz JECT (Qingdao)	5/22	6/5	無協力する	有	6/28	—	回答無し
(ak) 江蘇江龍新材料科技	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(al) 大連西姆晶正貿易	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(am) QINGDAO YIJIA E.T.I.	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(an) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ao) 大連藍艦科技	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ap) 大連精芸炭素	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(aq) 江蘇智晏国際貿易	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ar) 吉林市松江炭素進出口	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(as) 北京国鋼国際貿易	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(at) 河南高碩新材料科技	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(au) 南宮市聚純炭素	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(av) 山西西姆東海炭素材料	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し

(aw) 松江市吉林炭素	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ax) 撫順市東方炭素	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ay) 興和県木子炭素	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(az) 大同特殊鋼(上海)	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ba) 眉山士達新材料	5/22	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ウ) 令和 6 年 5 月 29 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者							
(bb) 遼寧丹炭新材料	5/29	6/12	有 協力する	無	回答無し	—	回答無し

1-6-1-3 輸入者への質問状等の送付等

(36) 令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た以下(ア)の 17 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」(以下「輸入者当初質問状」という。)を送付⁴⁸するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、同年 5 月 22 日、以下(イ)の 3 者に対して、調査開始決定の通知を送付(申請書(開示版)の写しを添付)するとともに、お願い紙、確認票及び輸入者当初質問状を送付し、回答を求めた。

(ア) 令和 6 年 4 月 24 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者

- (a) 株式会社 SK カーボン(以下「SK カーボン」という。)
- (b) 大中物産株式会社(以下「大中物産」という。)
- (c) 大和窯業株式会社(以下「大和窯業」という。)
- (d) アークカーボントレーディング株式会社(以下「アークカーボントレーディング」という。)
- (e) 東栄産業株式会社(以下「東栄産業」という。)
- (f) 株式会社ファインズ(以下「ファインズ」という。)
- (g) リックス株式会社(以下「リックス」という。)
- (h) マルヤ産業株式会社
- (i) レゾナック GJ
- (j) 双日ジェクト株式会社(以下「双日ジェクト」という。)
- (k) 東海貿易株式会社(以下「東海貿易」という。)
- (l) 大同興業株式会社(以下「大同興業」という。)
- (m) 昭光通商株式会社(以下「昭光通商」という。)
- (n) 株式会社トランスグローバルエージェンシー(以下「トランスグローバルエージェンシー」という。)
- (o) 株式会社極東商会(以下「極東商会」という。)
- (p) 【輸入者 A 社】
- (q) CON 株式会社(以下「CON」という。)

(イ) 令和 6 年 5 月 22 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者

- (r) 東京鋼鐵株式会社(以下「東京鋼鐵」という。)

⁴⁸ 政令第 10 条第 2 項

- (s) 株式会社プロテリアル（以下「プロテリアル」という。）
 (t) 株式会社エイ・ジー・イー（以下「エイ・ジー・イー」という。）

- (37) 確認票に関して、「表 6 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 6 年 5 月 13 日及び同年 6 月 5 日までに、上記(36)(ア)及び(イ)の輸入者 20 者のうち 15 者⁴⁹から確認票回答の提出があった。このうち 1 者⁵⁰を除く 14 者については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨の回答があり、2 者⁵¹を除く 13 者については、本調査に協力する旨の回答があった。
- (38) 輸入者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 6 年 5 月 27 日及び同年 6 月 21 日までに、上記(37)の本調査への協力を表明した 13 者のうち 8 者⁵²から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
- (39) 輸入者当初質問状に関して、「表 6 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、輸入者当初質問状の回答書（以下「輸入者当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和 6 年 6 月 3 日及び同月 28 日までに、上記(37)に記載した本調査への協力を表明した 13 者のうち 8 者⁵³から調査項目 A に係る回答書の提出が、3 者⁵⁴から調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。
- (40) 輸入者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、延長後の提出期限である令和 6 年 6 月 17 日及び同年 7 月 12 日までに、輸入者 1 者⁵⁵からは調査項目 B に係る回答書の提出が、輸入者 2 者⁵⁶からは調査項目 B 及び C に係る回答書の提出が、輸入者 1 者⁵⁷からは調査項目 B 及び E に係る回答書の提出が、輸入者 3 者⁵⁸からは調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。
 また、当該提出期限後に、上記調査項目 B 及び C に係る回答書を提出した輸入者 2 者のうち、1 者⁵⁹から調査項目 D 及び E に係る回答書の提出があったため、これを自発的な証拠の提出として受領した。
- (41) 輸入者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 6 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・ 当初質問状 等の送付日	確認票 回答日	輸入実績 及び 協力可否	当初質問状 回答日 (調査項目 A)	当初質問状 回答延長 要望 (調査項目 B～E)	当初質問状 回答日 (調査項目 B～E)
(a) SK カーボン	4/24	5/13	有	6/3	5/24	6/17

⁴⁹ SK カーボン、大中物産、大和窯業、アークカーボントレーディング、東栄産業、ファインズ、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商、トランスグローバルエージェンシー、【輸入者 A 社】、東京鋼鐵、プロテリアル、エイ・ジー・イー

⁵⁰ アークカーボントレーディング

⁵¹ アークカーボントレーディング、【輸入者 A 社】

⁵² SK カーボン、大中物産、大和窯業、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商、エイ・ジー・イー

⁵³ SK カーボン、大中物産、大和窯業、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商、エイ・ジー・イー

⁵⁴ 東栄産業、ファインズ、東京鋼鐵

⁵⁵ 大中物産

⁵⁶ SK カーボン、昭光通商

⁵⁷ 大同興業

⁵⁸ マルヤ産業、双日ジェクト、エイ・ジー・イー

⁵⁹ 昭光通商

			協力する			
(b) 大中物産	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(c) 大和窯業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	回答無し
(d) アークカーボントレーディング	4/24	5/13	無 協力しない	回答無し	—	回答無し
(e) 東栄産業	4/24	5/10	有 協力する	6/3	—	6/3
(f) ファインズ	4/24	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3
(g) リックス	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) マルヤ産業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/23	6/17
(i) レゾナック GJ	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) 双日ジェクト	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(k) 東海貿易	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) 大同興業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(m) 昭光通商	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/27	BC : 6/17 DE : 7/10 (期限外)
(n) トランスグローバル エージェンシー	4/24	5/13	有 協力する	回答無し	—	回答無し
(o) 極東商会	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) 【輸入者 A 社】	4/24	5/13	有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(q) CON	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(r) 東京鋼鐵 ⁶⁰	5/22	5/8	有 協力する	6/17	—	6/17
(s) プロテリアル ⁶¹	5/22	5/13	有 協力する	回答無し	—	回答無し
(t) エイ・ジー・イー	5/22	6/3	有 協力する	6/28	6/21	7/12

1-6-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等

(42) 令和 6 年 4 月 24 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た以下の 5 者に対し、お願い紙及び「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者当初質問状」という。）を送付⁶²するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

- (a) SEC カーボン
- (b) 東海カーボン
- (c) 日本カーボン

⁶⁰ 令和 6 年 4 月 24 日に調査当局から送付した産業上の使用者に係る確認票に対する回答により、東京鋼鐵は輸入者にも該当することが判明した。

⁶¹ 令和 6 年 4 月 24 日に調査当局から送付した産業上の使用者に係る確認票に対する回答により、プロテリアルは輸入者にも該当することが判明した。

⁶² 政令第 10 条第 2 項

- (d) マルヤ産業
- (e) レゾナック GJ

- (43) 本邦生産者当初質問状の調査項目 B から F に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 6 年 5 月 27 日までに、本邦生産者 3 者⁶³から調査項目 B から F に係る回答書の提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
- (44) 本邦生産者当初質問状に関して、「表 7 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(43)に記載した本邦生産者当初質問状の回答書（以下「本邦生産者当初質問状回答書」という。）の提出期限の延長を申し出た本邦生産者 3 者から、提出期限である令和 6 年 6 月 3 日までに調査項目 A に係る回答書の提出があった。また、当該 3 者から延長後の提出期限である令和 6 年 6 月 17 日までに調査項目 B から G に係る回答書の提出があった。
- (45) 本邦生産者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 7 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 7 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	当初質問状等の送付日	当初質問状回答日 (調査項目 A)	当初質問状回答延長要望 (調査項目 B～G)	当初質問状回答日 (調査項目 B～G)
(a) SEC カーボン	4/24	6/3	5/27	6/17
(b) 東海カーボン	4/24	6/3	5/27	6/17
(c) 日本カーボン	4/24	6/3	5/27	6/17
(d) マルヤ産業	4/24	回答無し	—	回答無し
(e) レゾナック GJ	4/24	回答無し	—	回答無し

1－6－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (46) 令和 6 年 4 月 24 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た以下の 41 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者当初質問状」という。）を送付⁶⁴するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。
- (a) 共英製鋼株式会社（以下「共英製鋼」という。）
 - (b) 東京製鐵株式会社（以下「東京製鐵」という。）
 - (c) 合同製鐵株式会社（以下「合同製鐵」という。）
 - (d) 株式会社中山製鋼所（以下「中山製鋼所」という。）
 - (e) トピー工業株式会社（以下「トピー工業」という。）
 - (f) 東京鐵鋼株式会社（以下「東京鐵鋼」という。）
 - (g) 大阪製鐵株式会社（以下「大阪製鐵」という。）
 - (h) 北越メタル株式会社（以下「北越メタル」という。）
 - (i) 愛知製鋼株式会社（以下「愛知製鋼」という。）
 - (j) 大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」という。）
 - (k) 株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）
 - (l) 山陽特殊製鋼株式会社（以下「山陽特殊製鋼」という。）
 - (m) プロテリアル

⁶³ SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン

⁶⁴ 政令第 13 条第 2 項

- (n) 中部鋼板株式会社（以下「中部鋼板」という。）
- (o) 大和工業株式会社（以下「大和工業」という。）
- (p) 日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）
- (q) 株式会社向山工場（以下「向山工場」という。）
- (r) JFE 条鋼株式会社（以下「JFE 条鋼」という。）
- (s) 日本鋳造株式会社（以下「日本鋳造」という。）
- (t) 王子製鉄株式会社（以下「王子製鉄」という。）
- (u) 千代田製鉄株式会社（以下「千代田製鉄」という。）
- (v) JFE スチール株式会社（以下「JFE スチール」という。）
- (w) 株式会社伊藤製鉄所（以下「伊藤製鉄所」という。）
- (x) 岸和田製鋼株式会社（以下「岸和田製鋼」という。）
- (y) 新関西製鉄株式会社（以下「新関西製鉄」という。）
- (z) 千代田鋼鉄工業株式会社（以下「千代田鋼鉄」という。）
- (aa) 山口鋼業株式会社（以下「山口鋼業」という。）
- (ab) 三星金属工業株式会社（以下「三星金属工業」という。）
- (ac) 中山鋼業株式会社（以下「中山鋼業」という。）
- (ad) 拓南製鉄株式会社（以下「拓南製鉄」という。）
- (ae) 清水鋼鉄株式会社（以下「清水鋼鉄」という。）
- (af) 三興製鋼株式会社（以下「三興製鋼」という。）
- (ag) 九州製鋼株式会社（以下「九州製鋼」という。）
- (ah) 株式会社トーカイ（以下「トーカイ」という。）
- (ai) 株式会社城南製鋼所（以下「城南製鋼所」という。）
- (aj) 株式会社宇部スチール（以下「宇部スチール」という。）
- (ak) 朝日工業株式会社（以下「朝日工業」という。）
- (al) 日鉄スチール株式会社（以下「日鉄スチール」という。）
- (am) 東京鋼鉄
- (an) 大谷製鉄株式会社（以下「大谷製鉄」という。）
- (ao) ヤマトスチール株式会社（以下「ヤマトスチール」という。）

(47) 確認票に関して、「表 8 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 6 年 6 月 3 日までに、上記(46)の産業上の使用者 41 者のうち 33 者⁶⁵から確認票回答の提出があった。

また、当該提出期限後に 3 者⁶⁶から確認票回答の提出があり、これを情報の提供として受領した。

これら確認票回答の提出があった 36 者全てから調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨及び当該 36 者のうち 31 者⁶⁷から本調査へ協力する旨の回答があった。

(48) 産業上の使用者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 6 年 5 月 27 日までに、上記(47)に記載した本調査への協力を表明した 31 者のうち 2 者⁶⁸から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲で

⁶⁵ 共英製鋼、東京製鉄、合同製鉄、中山製鋼所、トピー工業、東京製鋼、大阪製鉄、北越メタル、愛知製鋼、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、プロテリアル、中部鋼板、日本製鉄、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鉄所、新関西製鉄、山口鋼業、三星金属工業、中山鋼業、拓南製鉄、九州製鋼、トーカイ、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、日鉄スチール、東京鋼鉄、大谷製鉄、ヤマトスチール

⁶⁶ 岸和田製鋼、千代田鋼鉄工業、三興製鋼

⁶⁷ 東京製鉄、合同製鉄、中山製鋼所、トピー工業、東京製鋼、大阪製鉄、北越メタル、愛知製鋼、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、プロテリアル、中部鋼板、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鉄所、岸和田製鋼、新関西製鉄、千代田鋼鉄工業、三星金属工業、拓南製鉄、三興製鋼、九州製鋼、トーカイ、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、東京鋼鉄、大谷製鉄、ヤマトスチール

⁶⁸ 大同特殊鋼、JFE スチール

これを認めた。

(49) 産業上の使用者当初質問状に関して、「表 8 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、産業上の使用者当初質問状の回答書（以下「産業上の使用者当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和 6 年 6 月 3 日までに、本調査に協力を表明した産業上の使用者 31 者のうち 2 者⁶⁹から調査項目 A に係る回答が、24 者⁷⁰から調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。また、当該提出期限後に 2 者⁷¹から回答書の提出があり、これを情報の提供として受領した。

(50) 上記(48)の提出期限の延長を申し出た産業上の使用者 2 者から、延長後の提出期限である令和 6 年 6 月 17 日までに、調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

(51) 産業上の使用者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 8 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 8 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目 A）	当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(a) 共英製鋼	4/24	5/13	有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(b) 東京製鐵	4/24	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3
(c) 合同製鐵	4/24	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3
(d) 中山製鋼所	4/24	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3
(e) トピー工業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3
(f) 東京鐵鋼	4/24	5/10	有 協力する	6/3	—	6/3
(g) 大阪製鐵	4/24	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3
(h) 北越メタル	4/24	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3
(i) 愛知製鋼	4/24	5/10	有 協力する	6/3	—	6/3
(j) 大同特殊鋼	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/24	6/17
(k) 神戸製鋼所	4/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) 山陽特殊製鋼	4/24	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3
(m) プロテリアル	4/24	5/13	有 協力する	6/7 (期限外)	—	6/7 (期限外)
(n) 中部鋼鉄	4/24	5/10	有	6/3	—	6/3

⁶⁹ 大同特殊鋼、JFE スチール

⁷⁰ 東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、愛知製鋼、山陽特殊製鋼、中部鋼鉄、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、伊藤製鐵所、三星金属工業、三興製鋼、九州製鋼、トーカイ、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、東京鋼鉄、大谷製鉄、ヤマトスチール

⁷¹ プロテリアル、新関西製鐵

産業上の使用者名	確認票・ 当初質問 状等の 送付日	確認票 回答日	購入実績 及び協力可否	当初質問状 回答日 (調査項目 A)	当初質問状 回答 延長要望 (調査項目 B～E)	当初質問状 回答日 (調査項目 B～E)
			協力する			
(o) 大和工業	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(p) 日本製鉄	4/24	5/13	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(q) 向山工場	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(r) JFE 条鋼	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(s) 日本 Casting	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(t) 王子製鉄	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(u) 千代田製鉄	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(v) JFE スチール	4/24	5/13	有 協力する	6/3	5/27	6/17
(w) 伊藤製鉄所	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(x) 岸和田製鋼	4/24	5/23 (期限外)	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(y) 新関西製鉄	4/24	5/13	有 協力する	6/7 (期限外)	－	6/7 (期限外)
(z) 千代田鋼鉄工業	4/24	5/20 (期限外)	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(aa) 山口鋼業	4/24	4/30	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(ab) 三星金属工業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(ac) 中山鋼業	4/24	5/13	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(ad) 拓南製鉄	4/24	5/10	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(ae) 清水鋼鉄	4/24	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(af) 三興製鋼	4/24	6/3 (期限外)	有 協力する	6/3	－	6/3
(ag) 九州製鋼	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(ah) トーカイ	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(ai) 城南製鋼所	4/24	5/10	有 協力する	6/3	－	6/3
(aj) 宇部スチール	4/24	5/13	有 協力する	5/29	－	5/29
(ak) 朝日工業	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3
(al) 日鉄スチール	4/24	5/10	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(am) 東京鋼鉄	4/24	5/8	有 協力する	5/30	－	5/30
(an) 大谷製鉄	4/24	5/13	有 協力する	6/3	－	6/3

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目A）	当初質問状回答延長要望（調査項目B～E）	当初質問状回答日（調査項目B～E）
(ao) ヤマトスチール	— ⁷²	5/13	有 協力する	6/3	—	6/3

1-6-2 標本抽出（サンプリング）

1-6-2-1 標本抽出（サンプリング）に係る通知及び回答

(52) 調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た中国の生産者及び輸出者から提出された確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の不当廉売に係る個別の検討において、個別に検討することが調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど調査対象貨物の供給者の数が多いことから、標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）⁷³を実施することとした。

(53) 令和6年5月22日及び同月29日、上記(25)(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者のうち、確認票の回答で利害関係者ではないことが明らかになった1者⁷⁴を除く、供給者53者に対し、上記(52)のとおり、「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）について」（以下「サンプリング通知」という。）を送付し、調査当局は提出された確認票及びサンプリング通知への回答内容に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する旨を書面により通知した。

(54) サンプリング通知に関して、サンプリング通知への回答の提出期限である令和6年6月5日及び同月12日までに、それぞれ供給者17者⁷⁵から回答書が提出された。

1-6-2-2 サンプリングに係る対象者の選定通知

(55) 令和6年6月19日、確認票の回答において、上記(26)のとおり本調査へ協力することを表明した供給者21者に対して、「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）に係る対象者の選定について」（以下「サンプリング選定通知」という。）を送付し、これまでに提出された確認票及びサンプリング通知に係る回答において得られた調査への協力の有無及び調査対象貨物の取引概況等に基づき、合理的に調査できる範囲として調査対象者（以下「サンプリング調査対象者」という。）を選定し、当該サンプリング調査対象者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする旨を書面により通知した。

この際、サンプリング調査対象者として選定された供給者が供給者質問状への回答を期限までに提出しない場合、又は期限までに提出された供給者質問状への回答の内容に著しい不備がある場合等は、当該供給者をサンプリング調査対象者から除外し、新たなサンプリング調査対象者を選定する場合がある旨を明示した。

⁷² 上記のとおり、大和工業に確認票等を送付したところ、子会社であるヤマトスチールから、大和工業は持株会社であり、自らが産業上の使用者である旨の連絡があり、確認票等が提出された。

⁷³ 協定6.10

⁷⁴ 瑞顧斯貿易（上海）

⁷⁵ 方大炭素、吉林炭素、遼寧丹炭、南通揚子炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、撫順金利石化炭素、嘉隆新材料、河北瑞通炭素、江蘇江龍新能源科技、合肥炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、山西聚賢黒鉛新材料、大同特殊鋼(上海)、遼寧丹炭新材料

- (56) サンプルング調査対象者として、確認票及びサンプルング通知に対する回答を提出した供給者のうち、調査対象貨物の輸出量が上位であると推定される生産者を順番に抽出し、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように、遼寧丹炭、大連旭日及び合肥炭素の3者を選定した。

また、調査において、サンプルング調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする旨を通知した。

1-6-2-3 サンプルングに係る意見等の提出

- (57) 上記(55)のサンプルング選定通知においてサンプルング調査対象者の選定について意見を述べる機会を設ける旨を通知したところ、サンプルング調査対象者の選定に係る意見の提出期限である令和6年7月3日までに、供給者3者⁷⁶から、同者らをサンプルング調査対象者に選定することを要請する旨の意見書が提出された。また、同年7月12日にも、上記供給者3者から、同者らをサンプルング調査対象者に選定することを要請する書面が提出され、これを意見の表明として受領した。

- (58) 令和6年8月22日、政府は、上記(57)の意見書に対して、サンプルング調査対象者は、政府が合理的に調査できる範囲で最大の量として3者を選定しているものであり、供給者3者を新たにサンプルング調査対象者に追加することは、政府にとって不当な負担となり、調査手続を期間内に完結させることを妨げることになるため、サンプルング調査対象者として選定しない旨を書面で回答した。

- (59) サンプルングに係る供給者へのサンプルング通知の送付と回答書の提出、及びサンプルング選定通知の送付、並びに意見の提出状況等については、「表9 サンプルングに係る供給者への通知及び回答、並びに意見の提出状況」のとおりであった。

表9 サンプルングに係る供給者への通知及び回答、並びに意見の提出状況

供給者名	サンプルング 通知送付日	サンプルング 通知回答書 提出日	サンプルング 選定通知 送付日	サンプルング 選定通知に係る 意見の提出
(a) 方大炭素	5/22	6/5	6/19	—
(b) 吉林炭素	5/22	6/5	6/19	7/3
(c) 遼寧丹炭	5/22	6/5	6/19	—
(d) 山西宏特煤化工	5/29	—	6/19	—
(e) 介休市志堯炭素	5/22	—	6/19	—
(f) 大同宇林德黒鉛新材料	5/22	—	6/19	—
(g) 河南紅旗渠新材料	5/22	—	6/19	—
(h) 焦作市中州炭素	5/22	—	6/19	—
(i) 開封平煤新型炭材料科技	5/22	—	6/19	—
(j) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料	5/22	—	6/19	—
(k) 靈石県揚帆炭素科技	5/22	—	6/19	—
(l) 南通揚子炭素	5/22	6/5	6/19	—
(m) 山西鑫賢炭素材料科技	5/22	—	6/19	—
(n) 昇瑞能源科技	5/22	—	6/19	—
(o) 四川広漢士達炭素	5/22	—	6/19	—
(p) 四川昭鋼炭素	5/22	—	6/19	—
(q) 烏蘭察布市福興炭素	5/22	—	6/19	—
(r) 烏蘭察布市旭峰炭素科技	5/22	—	6/19	—
(s) 遼寧鴻達電炭	5/22	—	6/19	—

⁷⁶ 吉林炭素、吉蒙炭素、吉林炭素進出口

(t) 宝方炭材料科技	5/29	—	6/19	—
(u) 吉林炭素新素材	5/22	—	6/19	—
(v) 大連旭日	5/22	6/5	6/19	—
(w) 京海商事（上海）貿易	5/22	—	6/19	—
(y) 山東旭日	5/22	6/5	6/19	—
(z) 中建材国際貿易	5/22	6/5	6/19	—
(aa) 撫順金利石化炭素	5/22	6/5	6/19	—
(ab) 大連邦誼石墨材料	5/22	—	6/19	—
(ac) 嘉隆新材料	5/22	6/5	6/19	—
(ad) 河北瑞通炭素	5/22	6/4	6/19	—
(ae) 江蘇江龍新能源科技	5/22	6/5	6/19	—
(af) 合肥炭素	5/22	6/5	6/19	—
(ag) 吉林炭素進出口	5/22	6/5	6/19	7/3
(ah) 吉蒙炭素	5/22	6/5	6/19	7/3
(ai) 山西聚賢黒鉛新材料	5/22	6/4	6/19	—
(aj) Sojitz JECT (Qingdao)	5/22	—	6/19	—
(ak) 江蘇江龍新材料科技	5/22	—	6/19	—
(al) 大連西姆晶正貿易	5/22	—	6/19	—
(am) QINGDAO YIJIA E.T.L.	5/22	—	6/19	—
(an) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	5/22	—	6/19	—
(ao) 大連藍艦科技	5/22	—	6/19	—
(ap) 大連精芸炭素	5/22	—	6/19	—
(aq) 江蘇智晏国際貿易	5/22	—	6/19	—
(ar) 吉林市松江炭素進出口	5/22	—	6/19	—
(as) 北京国鋼国際貿易	5/22	—	6/19	—
(at) 河南高碩新材料科技	5/22	—	6/19	—
(au) 南宮市聚純炭素	5/22	—	6/19	—
(av) 山西西姆東海炭素材料	5/22	—	6/19	—
(aw) 松江市吉林炭素	5/22	—	6/19	—
(ax) 撫順市東方碳素	5/22	—	6/19	—
(ay) 興和県木子炭素	5/22	—	6/19	—
(az) 大同特殊鋼(上海)	5/22	6/5	6/19	—
(ba) 眉山士達新材料	5/22	—	6/19	—
(bb) 遼寧丹炭新材料	5/29	6/12	6/19	—

1－6－3 当初質問状回答書の不備等の指摘

(60) 供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

また、不備指摘と併せて、利害関係者に対し、以下(111)のとおり、利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について通知した。

- (ア) サンプル調査対象者である供給者 3 者⁷⁷に対する不備指摘について、令和 6 年 7 月 19 日に 2 者⁷⁸に対して、同月 26 日に 1 者⁷⁹に対して、同年 8 月 21 日に 3 者に対して、同年 9 月 12 日に 1 者⁸⁰に対して、同月 25 日に 1 者⁸¹に対して不備指摘をした。また、同年 7 月 19 日に行った不備指摘に対して供給者 1 者⁸²から、同月 26 日に行った不備指摘に対して供給者 1 者から、それぞれ一部の指摘事項について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
- (イ) 輸入者当初質問状回答書を提出した輸入者 11 者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に 9 者⁸³に対して、同年 7 月 19 日に 6 者⁸⁴に対して、同月 26 日に 8 者⁸⁵に対して、同年 8 月 21 日に 1 者⁸⁶に対して不備指摘をした。
- (ウ) 本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者 3 者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日、同年 7 月 19 日及び同年 8 月 21 日に 3 者に対して不備指摘をした。
- (エ) 産業上の使用者当初質問状回答書を提出した産業上の使用者 28 者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に 27 者⁸⁷に対して、同年 7 月 19 日に 3 者⁸⁸に対して、同月 26 日に 23 者⁸⁹に対して不備指摘をした。
- (61) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書の提出があった。
- (ア) 供給者に対する不備指摘について、令和 6 年 7 月 19 日に供給者 2 者⁹⁰に対して行った不備指摘については、供給者 2 者のうち、供給者 1 者⁹¹から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。また、供給者 1 者⁹²から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日及び延長後の期限である同月 9 日までに不備改め版回答書の提出があった。
- 同年 7 月 26 日に供給者 1 者⁹³に対して行った不備指摘については、回答書の提出期限である同年 8 月 9 日及び延長後の期限である同月 23 日までに、不備改め版回答書の提出があった。
- 同月 21 日に供給者 3 者に対して行った不備指摘については、全ての供給者から回答書の提出期限である同年 9 月 4 日までに不備改め版回答書の提出があった。

⁷⁷ 遼寧丹炭、大連旭日、合肥炭素

⁷⁸ 遼寧丹炭、大連旭日

⁷⁹ 合肥炭素

⁸⁰ 大連旭日

⁸¹ 遼寧丹炭

⁸² 遼寧丹炭

⁸³ SK カーボン、大中物産、大和窯業、東栄産業、ファインズ、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商

⁸⁴ SK カーボン、大中物産、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商

⁸⁵ SK カーボン、大中物産、東栄産業、マルヤ産業、大同興業、昭光通商、東京鋼鐵、エイ・ジー・イー

⁸⁶ マルヤ産業

⁸⁷ 東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、愛知製鋼、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、中部鋼鉄、向山工場、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鐵所、新関西製鐵、三星金属工業、三興製鋼、九州製鋼、トーカイ、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、東京鋼鐵、大谷製鉄、ヤマトスチール

⁸⁸ 大同特殊鋼、プロテリアル、JFE スチール

⁸⁹ 東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、中部鋼鉄、JFE 条鋼、王子製鉄、JFE スチール、伊藤製鐵所、新関西製鐵、三星金属工業、三興製鋼、九州製鋼、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、大谷製鉄、ヤマトスチール

⁹⁰ 遼寧丹炭、大連旭日

⁹¹ 大連旭日

⁹² 遼寧丹炭

⁹³ 合肥炭素

同月 12 日に供給者 1 者⁹⁴に対して行った不備指摘については、回答書の提出期限である同月 26 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

同月 25 日に供給者 1 者⁹⁵に対して行った不備指摘については、全ての供給者から回答書の提出期限である同年 10 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。

- (イ) 輸入者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に輸入者 9 者に対して行った不備指摘については、輸入者 7 者⁹⁶から回答書の提出期限である同年 7 月 10 日までに不備改め版回答書の提出があった。また、輸入者 1 者⁹⁷から、当該提出期限後に不備改め版回答書の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。

同年 7 月 19 日に輸入者 6 者に対して行った不備指摘については、輸入者 5 者⁹⁸から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 7 月 26 日に輸入者 8 者に対して行った不備指摘については、輸入者 6 者⁹⁹から回答書の提出期限である同年 8 月 9 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 8 月 21 日に輸入者 1 者に対して行った不備指摘については、同者から回答書の提出期限である同年 9 月 4 日までに不備改め版回答書の提出があった。

- (ウ) 本邦生産者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に本邦生産者 3 者に対して行った不備指摘については、全ての者から回答書の提出期限である同年 7 月 10 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 7 月 19 日に本邦生産者 3 者に対して行った不備指摘については、全ての者から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 8 月 21 日に本邦生産者 3 者に対して行った不備指摘については、全ての者から回答書の提出期限である同年 9 月 4 日までに不備改め版回答書の提出があった。

- (エ) 産業上の使用者に対する不備指摘について、令和 6 年 6 月 26 日に産業上の使用者 27 者に対して行った不備指摘については、25 者¹⁰⁰から回答書の提出期限である同年 7 月 10 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同月 19 日に産業上の使用者 3 者に対して行った不備指摘については、2 者¹⁰¹から回答書の提出期限である同年 8 月 2 日までに不備改め版回答書の提出があった。

同年 7 月 26 日に産業上の使用者 23 者に対して行った不備指摘については、全ての者から回答書の提出期限である同年 8 月 9 日までに不備改め版回答書の提出があり、当該産業上の使用者 23 者のうち、1 者¹⁰²から回答書の提出期限後に追加の不備改め版回答書の提出があり、これを情報の提供として受領した。

- (62) 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況については、「表 10 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。

⁹⁴ 大連旭日

⁹⁵ 遼寧丹炭

⁹⁶ SK カーボン、大中物産、大和窯業、東栄産業、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業

⁹⁷ ファインズ

⁹⁸ 大中物産、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業、昭光通商

⁹⁹ 大中物産、東栄産業、大同興業、昭光通商、東京鋼鐵、エイ・ジー・イー

¹⁰⁰ 東京製鐵、合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、東京鐵鋼、大阪製鐵、北越メタル、愛知製鋼、大同特殊鋼、山陽特殊製鋼、中部鋼鈑、向山工場、JFE 条鋼、王子製鐵、JFE スチール、伊藤製鐵所、新関西製鐵、三星金属工業、三興製鋼、九州製鋼、城南製鋼所、宇部スチール、朝日工業、大谷製鐵、ヤマトスチール

¹⁰¹ 大同特殊鋼、JFE スチール

¹⁰² 城南製鋼所

表 10 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況

利害関係者等	不備指摘送付日	不備改め版回答書 提出日
< 供給者 >		
遼寧丹炭	7/19 (1 回目) 8/21 (2 回目) 9/25 (3 回目)	8/2 延長後 8/9 (1 回目) 9/4 (2 回目) 10/2 (3 回目)
大連旭日	7/19 (1 回目) 8/21 (2 回目) 9/12 (3 回目)	8/2 (1 回目) 9/4 (2 回目) 9/26 (3 回目)
合肥炭素	7/26 (1 回目) 8/21 (2 回目)	8/9 延長後 8/23 (1 回目) 9/3 (2 回目)
< 輸入者 >		
SK カーボン	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 7/26 (3 回目)	7/3 (1 回目) 回答無し (2 回目) 回答無し (3 回目)
大中物産	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 7/26 (3 回目)	6/27 (1 回目) 8/2 (2 回目) 8/2 (3 回目)
大和窯業	6/26	7/1
東栄産業	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/9 (2 回目)
ファインズ	6/26	7/24 (期限外)
マルヤ産業	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 7/26 (3 回目) 8/21 (4 回目)	6/27 (1 回目) 8/1 (2 回目) 回答無し (3 回目) 8/22 (4 回目)
双日ジェクト	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目)	7/2 (1 回目) 8/2 (2 回目)
大同興業	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 7/26 (3 回目)	7/5 (1 回目) 8/1 (2 回目) 8/5 (3 回目)
昭光通商	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 7/26 (3 回目)	回答無し (1 回目) 8/2 (2 回目) 8/8 (3 回目)
東京鋼鐵	7/26	8/6
エイ・ジー・イー	7/26	8/8
< 本邦生産者 >		
SEC カーボン	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 8/21 (3 回目)	7/10 (1 回目) 8/2 (2 回目) 9/4 (3 回目)
東海カーボン	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 8/21 (3 回目)	7/10 (1 回目) 8/2 (2 回目) 9/4 (3 回目)
日本カーボン	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 8/21 (3 回目)	7/10 (1 回目) 8/2 (2 回目) 9/4 (3 回目)
< 産業上の使用者 >		
東京製鐵	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/9 (1 回目) 8/7 (2 回目)

合同製鐵	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/8 (2 回目)
中山製鋼所	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/2 (1 回目) 8/7 (2 回目)
トピー工業	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/7 (2 回目)
東京鐵鋼	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/9 (1 回目) 8/8 (2 回目)
大阪製鐵	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/9 (2 回目)
北越メタル	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/6 (2 回目)
愛知製鋼	6/26	7/2
大同特殊鋼	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 7/26 (3 回目)	7/10 (1 回目) 7/26 (2 回目) 8/9 (3 回目)
山陽特殊製鋼	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/9 (2 回目)
プロテリアル	7/19	回答無し
中部鋼鉄	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/9 (1 回目) 8/7 (2 回目)
向山工場	6/26	7/1
JFE 条鋼	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/7 (2 回目)
王子製鉄	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	6/28 (1 回目) 7/29 (2 回目)
JFE スチール	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目) 7/26 (3 回目)	7/10 (1 回目) 8/2 (2 回目) 8/2 (3 回目)
伊藤製鐵所	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/3 (1 回目) 8/5 (2 回目)
新関西製鐵	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/5 (1 回目) 8/8 (2 回目)
三星金属工業	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	6/27 (1 回目) 7/29 (2 回目)
三興製鋼	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/5 (1 回目) 8/5 (1 回目)
九州製鋼	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/8 (2 回目)
トーカイ	6/26	回答無し
城南製鋼所	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/9 (2 回目)
宇部スチール	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/8 (2 回目)
朝日工業	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/2 (1 回目) 8/6 (2 回目)
東京鋼鐵	6/26	回答無し
大谷製鉄	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/8 (1 回目) 8/5 (2 回目)
ヤマトスチール	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/4 (1 回目) 8/6 (2 回目)

1－6－4 代替国に係る選定通知の送付等

(63) 同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市

場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている¹⁰³。

1-6-4-1 代替国に係る選定通知（1回目）

- (64) 令和6年4月24日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者28者、輸入者17者及び本邦生産者5者並びに中国政府に対して、また、同年5月22日、調査開始後に調査当局が知り得た供給者25者及び調査開始後に調査当局が知り得た輸入者3者に対し、さらに、同年5月29日には調査開始後に調査当局が知り得た供給者1者に対して、「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定1回目通知」という。）を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表11 代替国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

表11 代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
オーストリア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、インド共和国、イタリア共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、ロシア連邦、スペイン王国、ウクライナ、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記12か国において黒鉛電極の生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

- (65) 代替国選定1回目通知に対して、意見の提出期限である令和6年5月13日¹⁰⁴、同年6月5日¹⁰⁵及び同月12日¹⁰⁶までに、供給者1者¹⁰⁷、輸入者3者¹⁰⁸及び申請者である本邦生産者1者¹⁰⁹から「表12 調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」及び「表13 提案された代替国候補及び提案する理由」のとおり意見の提出があった。また、当該提出期限後には供給者2者から意見の提出があり、これを意見の表明として受領した。

表12 調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由

不適切と考える代替国候補	理由
ロシア連邦	ロシアのウクライナ侵攻に対する各国からの経済制裁や、ロシアが中国との貿易に依存している状況を踏まえると、ロシアの経済状況は、自由で開かれた国際秩序のもとで行われる、通常の商取引における比較可能な市場とは明らかに異なる、特異な経済環境下にあり、ロシアにおいて調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透していることには疑義があることから、ロシアは「調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない場合」に該当すると考えるため。

¹⁰³ 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国WTO加盟議定書」という。）及び政令第2条第3項

¹⁰⁴ 令和6年4月24日に通知した者に対する意見の提出期限

¹⁰⁵ 令和6年5月22日に通知した者に対する意見の提出期限

¹⁰⁶ 令和6年5月29日に通知した者に対する意見の提出期限

¹⁰⁷ 嘉隆新材料

¹⁰⁸ ファインズ、大同興業、エイ・ジー・イー

¹⁰⁹ 東海カーボン

不適切と考える代替国候補	理由
ロシア連邦、ウクライナ	・会社方針により購買を控えているため。 ・両国の生産者の企業規模が小さく、輸出実績がなく、合理的な比較対象ではない。
インド共和国	納期トラブルが多く、価格メリットも少ない上に、品質後位と聞いているため。
イタリア共和国	中国資本会社であり、本邦使用実績はなく、納期もかかるため。
メキシコ合衆国、マレーシア、スペイン王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストリア共和国、アメリカ合衆国、日本国	レゾナック、東海 C、GTI 社の製造各拠点であり、品質良好であるが価格メリットが少なく、納期も長期化するため。
オーストリア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、メキシコ合衆国、スペイン王国、アメリカ合衆国、日本国	先進国でありながら、又はその国の黒鉛電極の生産会社が先進国に投入され設置したもので、中国の商品コストと対等ではない。
全て	代替国候補の選定の基準が適切ではない。

表 13 提案された代替国候補及び提案する理由

代替国候補	提案する理由
インド共和国	インドで生産された関連製品は、中国で生産された製品と比べて、生産プロセス、物理化学特性、用途などの面で同じであるため。
マレーシア、インド共和国、フランス共和国、スペイン王国	定常的に黒鉛電極の本邦への輸入がある。特にマレーシア、インドは 2022 年～2024 年 4 月までの期間で増加しており、中国に代わる供給国となりうる国であるため。

1-6-4-2 代替国に係る選定通知（2 回目）

(66) 代替国選定 1 回目通知に係る上記の意見を踏まえ、令和 6 年 6 月 14 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者 54 者、輸入者 20 者のうち、確認票の回答で利害関係者ではないことが明らかになった供給者 1 者¹¹⁰及び輸入者 1 者¹¹¹を除く供給者 53 者、輸入者 19 者及び本邦生産者 5 者並びに中国政府に対して、「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2 回目通知」という。）を通知し、上記(65)の意見について以下の検討結果を示した。

(ア) ロシア連邦に関する「調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない」旨の意見については、客観的かつ合理的な根拠が示されておらず、事実関係が確認できないため、当該意見のみをもって、ロシア連邦を代替国候補から除外しない。

(イ) インド共和国に関する「納期トラブルが多く、価格メリットが少ないうえに品質後位であると聞いている」旨の意見については、伝聞であり、品質に差異があるかどうかの客観的かつ合理的な根拠が示されていない上、納期トラブルや価格メリットについては代替国選定に係る絶対的な基準とはならないため、当該意見のみをもって、インド共和国を代替国候補から除外しない。

¹¹⁰ 瑞顧斯貿易（上海）

¹¹¹ アークカーボントレーディング

- (ウ) ロシア連邦及びウクライナに関する「会社方針により購買を控えている」旨の意見、「生産規模が小さく、輸出実績がなく、合理的な比較対象ではない」旨の意見、イタリア共和国に関する「中国資本会社であり、本邦使用実績がない」旨の意見、並びにメキシコ合衆国、マレーシア、スペイン王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストリア共和国、アメリカ合衆国、日本国に関する「本邦生産者等の製造拠点であり、価格メリットが少なく、納期も長期化する」旨の意見については、ロシア連邦及びウクライナの生産規模に係る証拠がなく、また、本邦への輸出実績、本邦での使用実績、納期等に係る意見は、代替国選定に係る絶対的な基準とはならないため、当該意見のみをもって、当該意見に記載の国を代替国候補から除外しない。
- (エ) オーストリア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、メキシコ合衆国、スペイン王国、アメリカ合衆国、日本国に関する「先進国が設置したものでコストが対等ではない」旨の意見について、代替国は不当廉売関税に関する政令第2条第1項第4号に基づき、「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定することとされていることから、所謂「先進国」であることのみを以て、代替国候補から排除されることとはならない。したがって当該意見のみをもって代替国候補として不適切とはいえず、当該意見に記載の国を代替国候補から除外しない。
- (オ) 代替国候補の選定の基準が適切ではない旨の意見について、代替国候補は、調査当局が調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると認識している国であり、選定の基準が適切ではないとは言えない。
- (カ) インド共和国に関する「インドで生産された関連製品は、中国で生産された製品と比べて、生産プロセス、物理化学特性、用途などの面で同じである」旨の意見については、根拠が示されておらず、事実関係が確認できないうえ、生産プロセス等が同じであることは、不当廉売関税に関する政令第2条第1項第4号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。
- (キ) マレーシア、インド共和国、フランス共和国、スペイン王国に関する、「日本が定期的に黒鉛電極を輸入している」旨及びマレーシア、インド共和国に関する「両国からの輸入が増加しており、中国に代わる供給国となりうるため、代替国に適している」旨の意見については、定期的に本邦への輸入があること、又は輸入量が増加していることは、不当廉売関税に関する政令第2条第1項第4号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。
- (67) 代替国選定2回目通知においては、各代替国候補における令和4年(2022年)の1人当たりの GNI¹¹²が中国に近い順に優先順位¹¹³を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者(以下「代替国供給者」という。)20者を記載した「**表14 代替国候補の優先順位リスト**」を示すとともに、「全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する」、「これらの代替国候補について、①調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない場合又は②生産者に関する情報が入手・使用できないと日本国政

¹¹² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「1人当たりの GNI (2022年)」。

¹¹³ 日本国に関しては、調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから、代替国候補としたが、調査を実施する当事国であることを考慮して、優先順位を最後とした。

府が判断した場合には、代替国候補から除外する」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、「表 14 代替国候補の優先順位リスト」の優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用することとし、同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用することとする旨を明示した。

表 14 代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国候補	生産者の名称
1	ロシア連邦	El 6 Chelyabinsk
2	マレーシア	Resonac Graphite Malaysia Sdn. Bhd
3	メキシコ合衆国	GrafTech Mexico S.A.de C. V
4	ウクライナ	PrJSC Ukrgrafit
5	インド共和国	Graphite India Limited
		HEG Limited
6	スペイン王国	GrafTech Iberica S.L.
		Resonac Graphite Spain S.A.U.
7	イタリア共和国	SANGRAF ITALY Srl
8	フランス共和国	GrafTech France S.N.C.
9	ドイツ連邦共和国	TOKAI ERFTCARBON GmbH
		Resonac Graphite Germany GmbH
10	オーストリア共和国	Resonac Graphite Austria GmbH
11	アメリカ合衆国	Tokai Carbon GE LLC
		Resonac Graphite America Inc.
		GrafTech USA LLC
12	日本国	SEC カーボン
		東海カーボン
		日本カーボン
		レゾナック GJ

- (68) 代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 6 年 6 月 28 日までに、供給者 7 者¹¹⁴及び輸入者 1 者¹¹⁵から、「表 15 代替国候補等に関する意見」のとおり意見の提出があった。

表 15 代替国候補等に関する意見

意見	理由
代替国制度の適用には法的正当性が欠如している	中国が WTO に加盟してから 15 年の移行期間が終了していることから、中国に対して代替国制度を改めて適用すべきではない。
一人当たりの GNI に基づき代替国の優先順位を決めることには合理性がない	・ 輸出国企業のデータを使って正常な価値を確定できない場合は、輸出国企業の正常な価値を算出するために用いるデータの出所には代表性を備えていなければならない。 ・ 一人当たりの国民総所得はその国の経済発展水準を表すことができるが、黒鉛電極の販売価格水準を反映することはできないはずである。 ・ 一人当たりの国民総所得水準に基づき代替国の優先順位を決めるのは不合理で、かつ代表性も備えていないものである。

¹¹⁴ 吉林炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、嘉隆新材料、吉林炭素進出口、吉蒙炭素

¹¹⁵ エイ・ジー・イー

意見	理由
価格代表性に基づき代替国の優先順位を決めるべき	・インド製の黒鉛電極と、中国製の黒鉛電極は、生産工程、物理化学特性及び用途等の面において同じである。これは、インド製の黒鉛電極が、コスト及び製品の種類の面において、中国製の黒鉛電極と類似性を備えていることを意味している。したがって、製品の点から見た場合、インド製の黒鉛電極と中国製の黒鉛電極は、比較性を備えているものだと言える。 ・マレーシア製の黒鉛電極の生産コストと中国製の黒鉛電極と類似している。 ・他の候補代替国と比べて、インド（及びマレーシア）の炭素産業と中国との競争が激しく、これは十分な市場競争があるため、インド製の黒鉛電極製品の価格と中国製の黒鉛電極価格と大きな開きがなく、中国製の黒鉛電極の価格水準をよりよく反映し、代表できるものだと言える。 ・インド（及びマレーシア）製の黒鉛電極製品と中国製の本件にかかわる製品は、製品の種類において比較性を備えており、価格においても代表性を備えているため、優先的に考慮されるべきだと認識している。
日本を代替国候補とすべきではない	【日本を代替国候補とすべきでない理由】
国民一人当たりの粗鋼生産量を基準とする方が適当である	・黒鉛電極は主に電炉でスクラップを溶かす際に使用し、鉄鋼産業が対面業界になる。 ・2023年の粗鋼生産量を人口数で割り、国民一人当たりの粗鋼生産量を算出した結果に基づき、オーストリア共和国から順に代替国候補と捉えるべき。

(69) 上記(68)の意見について、調査当局は以下のとおり検討した。

- (ア) 代替国制度の適用には法的正当性が欠如しているという意見について、下記「**2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方**」から「**2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論**」で記載のとおり、調査当局は、中国 WTO 加盟議定書及び政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売に市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、代替国価格を使用することとしている。本調査においては、下記「**2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方**」から「**2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論**」で記載するとおり、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったことから、代替国価格を使用する。
- (イ) 一人当たりの GNI に基づき代替国の優先順位を決めることには合理性がないという意見については、理由として「一人当たりの国民総所得はその国の経済発展水準を表すことができるが、黒鉛電極の販売価格水準を反映することはできないはずである」点が挙げられているが、黒鉛電極の販売価格水準を反映できないとする具体的な根拠が示されていない。したがって、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。
- (ウ) 価格代表性のあるインド及びマレーシアを優先的に代替国として考慮すべきとの意見については、インド及びマレーシア以外の国の製品が類似性や代表性を有していない根拠が示されておらず、事実関係が確認できないうえ、生産プロセス等が同じであることは、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標と

して当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められないため、「表 14 代替国候補の優先順位リスト」の優先順位は変更しない。なお、インド及びマレーシアの代替国供給者からは回答が無かった。

(エ) 日本を代替国候補とすべきではないという意見について、調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられるため、代替国候補から除外しない。なお、日本国は、調査を実施する当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

(オ) 国民一人当たりの粗鋼生産量を基準とする方が適当する意見について、根拠が示されておらず、事実関係が確認できないため、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められないため、「表 14 代替国候補の優先順位リスト」の優先順位は変更しない。

(70) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 16 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」のとおりであった。

表 16 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
< 供給者 >				
方大炭素	4/24	—	6/14	—
吉林炭素	4/24	—	6/14	6/28
遼寧丹炭	4/24	—	6/14	—
山西宏特煤化工	4/24	—	6/14	—
介休市志堯炭素	4/24	—	6/14	—
大同宇林德黒鉛新材料	4/24	—	6/14	—
河南紅旗渠新材料	4/24	—	6/14	—
焦作市中州炭素	4/24	—	6/14	—
開封平煤新型炭材料科技	4/24	—	6/14	—
遼寧鑫瑞黒鉛新材料	4/24	—	6/14	—
靈石県揚帆炭素科技	4/24	—	6/14	—
南通揚子炭素	4/24	—	6/14	—
山西鑫賢炭素材料科技	4/24	—	6/14	—
昇瑞能源科技	4/24	—	6/14	—
四川広漢士達炭素	4/24	—	6/14	—
四川昭鋼炭素	4/24	—	6/14	—
烏蘭察布市福興炭素	4/24	—	6/14	—
烏蘭察布市旭峰炭素科技	4/24	—	6/14	—
遼寧鴻達電炭	4/24	—	6/14	—
宝方炭材料科技	4/24	—	6/14	—
吉林炭素新素材	4/24	—	6/14	—
大連旭日	4/24	6/6	6/14	6/28

		(期限外)		
京海商事（上海）貿易	4/24	—	6/14	—
瑞顧斯貿易（上海）	4/24	—	—	—
山東旭日	4/24	6/6 (期限外)	6/14	6/28
中建材国際貿易	4/24	—	6/14	6/28
撫順金利石化炭素	4/24	—	6/14	—
大連邦誼石墨材料	4/24	—	6/14	—
嘉隆新材料	5/22	6/5	6/14	6/28
河北瑞通炭素	5/22	—	6/14	—
江蘇江龍新能源科技	5/22	—	6/14	—
合肥炭素	5/22	—	6/14	—
吉林炭素進出口	5/22	—	6/14	6/28
吉蒙炭素	5/22	—	6/14	6/28
山西聚賢黒鉛新材料	5/22	—	6/14	—
Sojitz JECT (Qingdao)	5/22	—	6/14	—
江蘇江龍新材料科技	5/22	—	6/14	—
大連西姆晶正貿易	5/22	—	6/14	—
QINGDAO YIJIA E.T.I.	5/22	—	6/14	—
SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	5/22	—	6/14	—
大連藍艦科技	5/22	—	6/14	—
大連精芸炭素	5/22	—	6/14	—
江蘇智晏国際貿易	5/22	—	6/14	—
吉林市松江炭素進出口	5/22	—	6/14	—
北京国鋼国際貿易	5/22	—	6/14	—
河南高碩新材料科技	5/22	—	6/14	—
南宮市聚純炭素	5/22	—	6/14	—
山西西姆东海炭素材料	5/22	—	6/14	—
松江市吉林炭素	5/22	—	6/14	—
撫順市東方碳素	5/22	—	6/14	—
興和県木子炭素	5/22	—	6/14	—
大同特殊鋼(上海)	5/22	—	6/14	—
眉山士達新材料	5/22	—	6/14	—
遼寧丹炭新材料	5/29	—	6/14	—
< 輸入者 >				
SK カーボン	4/24	—	6/14	—
大中物産	4/24	—	6/14	—
大和窯業	4/24	—	6/14	—
アークカーボントレーディング	4/24	—	6/14	—
東栄産業	4/24	—	6/14	—
ファインズ	4/24	5/13	6/14	—
リックス	4/24	—	6/14	—
マルヤ産業	4/24	—	6/14	—

双日ジェクト	4/24	—	6/14	—
東海貿易	4/24	—	6/14	—
大同興業	4/24	5/13	6/14	—
昭光通商	4/24	—	6/14	—
トランスグローバルエージェンシー	4/24	—	6/14	—
極東商会	4/24	—	6/14	—
【輸入者 A 社】	4/24	—	6/14	—
CON	4/24	—	6/14	—
東京鋼鐵	5/22	—	6/14	—
プロテリアル	5/22	—	6/14	—
エイ・ジー・イー	5/22	6/5	6/14	6/28
<本邦生産者>				
SEC カーボン	4/24	—	6/14	—
東海カーボン	4/24	5/13	6/14	—
日本カーボン	4/24	—	6/14	—
レゾナック GJ	4/24	—	6/14	—

1-6-4-3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等

- (71) 令和 6 年 6 月 14 日、「表 14 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た代替国供給者 20 者に対し、「黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力をお願い」（以下「お願い紙（代替国）」という。）、調査対象期間中に黒鉛電極を生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」（以下「代替国確認票」という。）並びに「代替国の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国当初質問状」という。）を送付¹¹⁶し、協力を求めた。
- (72) これに対して、代替国確認票の提出期限である令和 6 年 6 月 28 日までに、ドイツ連邦共和国に所在する代替国供給者 1 者¹¹⁷及び本邦に所在する代替国供給者 1 者¹¹⁸から、黒鉛電極の生産及び輸出の実績があり、調査に協力する旨の代替国確認票回答の提出があった。
- (73) 代替国当初質問状の調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和 6 年 7 月 16 日までに、代替国供給者 2 者から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
- (74) 代替国当初質問状に関して、代替国当初質問状の回答書（以下「代替国当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和 6 年 7 月 22 日までに、代替国供給者 2 者から調査項目 A に係る回答書の提出があった。また、代替国当初質問状の調査項目 B から D に関して、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 6 年 8 月 5 日までに、当該代替国供給者 2 者から、

¹¹⁶ 「表 14 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者 20 者のうち、ロシア連邦に所在の El 6 Chelyabinsk について、令和 6 年 6 月 14 日時点において、国際郵便事情等により、差出不可であったことから、調査当局は、同社のホームページで把握したメールアドレスに電子データを送付するとともに、在日本国ロシア連邦大使館に対しても代替国質問状等を同社に送付するための送付先を求めたが、同大使館から回答はなかった。

¹¹⁷ TOKAI ERFTCARBON GmbH

¹¹⁸ SEC カーボン

回答書の提出があった。

- (75) 代替国当初質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 17 代替国当初質問状等の回答等の状況」のとおりであった。

表 17 代替国当初質問状等の回答等の状況

優先 順位	代替国 候補	代替国供給者 の名称	代替国 確認票回答 提出日	代替国確認票 回答内容				代替国当 初質問状 回答 提出日 (調査項 目 A)	代替国当 初質問状 回答延長 要望 (調査項 目 B から D)	代替国当 初質問状 回答 提出日 (調査項 目 B から D)
				輸出 実績	生産 実績	質 問 状 回 答	現 地 調 査 受 入			
9	ドイツ連 邦共和国	TOKAI ERFTCARBON GmbH	6/28	有	有	する	受入可	7/22	7/16	8/5
12	日本国	SEC カーボン	6/28	有	有	する	受入可	7/22	7/16	8/5

1-6-5 代替国当初質問状回答書の不備等の指摘

- (76) 代替国当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、代替国供給者 2 者に対して、令和 6 年 9 月 4 日、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて不備改め版回答書を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める不備指摘を行った。
- (77) 不備指摘に対して、全ての代替国供給者から、提出期限である令和 6 年 9 月 18 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

1-6-6 追加質問状の送付等

1-6-6-1 追加質問状の送付及び回答

- (78) 令和 6 年 9 月 12 日、本邦生産者当初質問状回答書及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答書の確認を主な目的とする追加調査のため、本邦生産者 3 者¹¹⁹に対して「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状」という。）を送付した。
- この際、指定した回答期限までに本邦生産者追加質問状の回答書（以下「本邦生産者追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。
- (79) これに対して、提出期限である令和 6 年 9 月 26 日までに、本邦生産者 3 者から、本邦生産者追加質問状回答書の提出があった。
- (80) 令和 6 年 9 月 18 日¹²⁰、同月 25 日¹²¹及び同年 10 月 8 日¹²²、供給者当初質問状回答書及び

¹¹⁹ SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン

¹²⁰ 遼寧丹炭に対する送付日

¹²¹ 合肥炭素に対する送付日

¹²² 大連旭日に対する送付日

供給者当初質問状不備改め版回答書の確認を主な目的とする追加調査のため、供給者 3 者に対して「海外供給者に対する追加質問状」（以下「供給者追加質問状」という。）を送付した。

この際、指定した回答期限までに供給者追加質問状の回答書（以下「供給者追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

(81) これに対して、提出期限である令和 6 年 10 月 2 日¹²³、同月 15 日¹²⁴及び同月 22 日¹²⁵までに、供給者 3 者から、供給者追加質問状回答書の提出があった。

(82) 令和 6 年 10 月 24 日及び同年 11 月 8 日、代替国当初質問状回答書及び代替国当初質問状不備改め版回答書の確認を主な目的とする追加調査のため、代替国供給者 2 者¹²⁶に対して「代替国の生産者及び輸出者に対する追加質問状」（以下「代替国追加質問状」という。）を送付したところ、提出期限である同月 8 日¹²⁷及び同月 22 日¹²⁸までに、代替国追加質問状の回答書（以下「代替国追加質問状回答書」という。）の提出があった。

(83) 上記(78)から(82)に記載の追加質問状の送付の状況及び回答状況については、「表 18 追加質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 18 追加質問状の送付及び回答状況

送付先	追加質問状送付日	追加質問状回答日
＜本邦生産者追加質問状＞		
SEC カーボン	9/12	9/26
東海カーボン	9/12	9/26
日本カーボン	9/12	9/26
＜供給者追加質問状＞		
遼寧丹炭	9/18	10/2
合肥炭素	9/25	10/15
大連旭日	10/8	10/22
＜代替国追加質問状＞		
TOKAI ERFTCARBON GmbH	10/24	11/8
SEC カーボン	11/8	11/22

1－6－7 本邦生産者追加質問状回答書の不備等の指摘

(84) 本邦生産者追加質問状の回答書を受領後、当該回答書について、回答内容に不備がある項目があったこと等から、本邦生産者 3 者に対して、令和 6 年 10 月 11 日、当該箇所を明示し、回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて不備改め版回答書を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める不備指摘を行った。

¹²³ 令和 6 年 9 月 18 日に遼寧丹炭に対して送付した供給者追加質問状の提出期限

¹²⁴ 令和 6 年 9 月 25 日に合肥炭素に対して送付した供給者追加質問状の提出期限

¹²⁵ 令和 6 年 10 月 8 日に大連旭日に対して送付した供給者追加質問状の提出期限

¹²⁶ TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン

¹²⁷ 令和 6 年 10 月 24 日に TOKAI ERFTCARBON GmbH に対して送付した代替国追加質問状の提出期限

¹²⁸ 令和 6 年 11 月 8 日に SEC カーボンに対して送付した代替国追加質問状の提出期限

(85) 不備指摘に対して、当該本邦生産者 3 者から、提出期限である令和 6 年 10 月 25 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

1-6-8 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-6-8-1 証拠の提出及び証言¹²⁹

(86) 証拠の提出に関して、その期限である令和 6 年 7 月 24 日までに、輸入者 1 者¹³⁰から証拠の提出があった（この他、上記「1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況」等に記載のとおり、供給者及び輸入者から、期限を超過して提出された確認票、質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出としてこれを受領した。）。

(87) 証言に関して、その申出の期限である令和 6 年 7 月 10 日までに、利害関係者から申出は提出されなかった。

1-6-8-2 対質の申出¹³¹

(88) 対質の申出に関して、その期限である令和 6 年 8 月 26 日に、供給者 7 者¹³²及び調査当局が把握していない中国企業 2 者から対質の申出が提出された。調査当局が把握していない当該中国企業 2 者については、利害関係者と認めるに至らなかったことから、同月 28 日、当該 2 者に対して、当該申出を受理しないこととする旨を通知した。

(89) 上記(88)の供給者 7 者による対質の申出については、対質の相手方の同意が得られず、対質は実施しなかった。

1-6-8-3 意見の表明¹³³

(90) 意見の表明に関して、その期限である令和 6 年 8 月 26 日までに、供給者 7 者^{134,135}、輸入者 2 者¹³⁶及び産業上の使用者 1 者¹³⁷から、「表 19 意見の表明」のとおり意見の表明があった。また、調査当局が把握していない中国企業 2 者から意見の表明が提出されたが、当該調査当局が把握していない中国企業 2 者については、利害関係人と認められるに至らなかったことから、当該意見を受領しなかった。

表 19 意見の表明

提出者	提出日
<供給者>	
方大炭素	7/24
大連旭日	7/24

¹²⁹ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

¹³⁰ エイ・ジー・イー

¹³¹ 政令第 12 条第 1 項

¹³² 方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料

¹³³ 政令第 12 条の 2 第 1 項

¹³⁴ 方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料

¹³⁵ 上記「1-6-2-3 サンプルングに係る意見等の提出」に記載した意見の表明を除く。

¹³⁶ 東京鋼鐵、エイ・ジー・イー

¹³⁷ 山陽特殊製鋼

山東旭日	7/24
江蘇江龍新能源科技	7/24
吉林炭素進出口	7/24
山西聚賢黒鉛新材料	7/24
遼寧丹炭新材料	7/24
< 輸入者 >	
東京鋼鐵 ¹³⁸	6/27
エイ・ジー・イー	8/23
< 産業上の使用者 >	
山陽特殊製鋼	8/26

1-6-8-4 情報の提供¹³⁹

(91) 情報の提供に関して、その期限である令和 6 年 8 月 26 日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった（ただし、上記「1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況」等に記載のとおり、産業上の使用者から期限を超過して提出された確認票、質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、情報の提供としてこれを受領した。）。

1-6-8-5 証拠の提出及び意見の表明の求め

(92) 調査当局は、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとしたことから、本調査に協力を表明した供給者 21 者のうち、確認票において、調査対象貨物の生産の実績が無いと回答した供給者 6 者¹⁴⁰に対して、改めて調査対象貨物の生産概況について証拠の提出を求める¹⁴¹とともに、上記の不当廉売差額の算出に係る取扱いについて意見の表明を求めた¹⁴²。

(93) 上記 (92) の証拠の提出及び意見の表明の求めに対して、提出期限である令和 6 年 9 月 17 日までに、上記供給者 6 者から、調査対象貨物の生産が無い旨の回答があり、意見の表明は提出されなかった。

表 20 証拠の提出及び意見の表明の求めに対する回答状況

供給者名	回答日	生産実績	意見の表明の提出
京海商事（上海）貿易	9/10	生産無し	提出無し
中建材国際貿易	9/14	生産無し	提出無し

¹³⁸ 東京鋼鐵は、輸入者兼産業上の使用者

¹³⁹ 政令第 13 条第 1 項

¹⁴⁰ 京海商事（上海）貿易、中建材国際貿易、吉林炭素進出口、Sojitz JECT (Qingdao)、江蘇智晏国際貿易、大同特殊鋼（上海）

¹⁴¹ 政令第 10 条第 2 項

¹⁴² 政令第 12 条の 2 第 2 項

吉林炭素進出口	9/16	生産無し	提出無し
Sojitz JECT (Qingdao)	9/12	生産無し	提出無し
江蘇智晏国際貿易	9/13	生産無し	提出無し
大同特殊鋼(上海)	9/17	生産無し	提出無し

1-6-9 現地調査

1-6-9-1 供給者に対する現地調査の実施

(94) 令和 6 年 10 月 1 日、サンプリング調査対象者である供給者 3 者¹⁴³に対して、「**表 21-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況**」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認¹⁴⁴を行った。

(95) これに対して、供給者 3 者から回答期限である令和 6 年 10 月 8 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(96) 供給者 3 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から中華人民共和国駐日本国大使館を通じて中国政府に対して、供給者 3 者に対する現地調査への異議の有無について確認¹⁴⁵を依頼した。

(97) これに対して、中華人民共和国駐日本国大使館から外務省を通じて、供給者 3 者に対する現地調査について、中国政府は異議がない旨の回答を得た。

(98) 令和 6 年 10 月 17 日¹⁴⁶、同月 28 日¹⁴⁷及び同年 11 月 1 日¹⁴⁸、現地調査の受入れに同意した供給者 3 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付¹⁴⁹し、「**表 21-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況**」のとおり、現地調査受入れの同意があった日程のとおり、現地調査を実施した¹⁵⁰。

表 21-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
遼寧丹炭	10/1	10/8	10/17	11/6～11/8

¹⁴³ 遼寧丹炭、合肥炭素、大連旭日

¹⁴⁴ 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)―①イ及びロ

¹⁴⁵ 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)―①ハ

¹⁴⁶ 遼寧丹炭に対する送付日

¹⁴⁷ 合肥炭素に対する送付日

¹⁴⁸ 大連旭日に対する送付日

¹⁴⁹ 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)―②

¹⁵⁰ 現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）からオンラインにて実施した。

合肥炭素	10/1	10/8	10/28	11/13～11/15
大連旭日	10/1	10/8	11/1	11/20～11/22

1-6-9-2 本邦生産者に対する現地調査の実施

(99) 令和6年9月20日、上記(44)の本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者3者¹⁵¹のうち1者¹⁵²に対して、「表21-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認¹⁵³を行った。

(100) これに対して、回答期限である令和6年9月27日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(101) 令和6年10月8日、現地調査の受入れに同意した本邦生産者1者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施についてを送付¹⁵⁴し、「表21-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表21-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
東海カーボン	9/20	9/27	10/8	10/22～10/23

1-6-9-3 代替国供給者に対する現地調査の実施

(102) 令和6年10月1日及び同年11月15日、上記(74)の代替国当初質問状回答書を提出した代替国供給者2者¹⁵⁵に対して、「表21-3 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）を送付¹⁵⁶し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(103) これに対して、代替国供給者2者からそれぞれの回答期限である令和6年10月8日¹⁵⁷及び同年11月22日¹⁵⁸までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(104) 代替国供給者1者¹⁵⁹から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から在ドイツ連邦共和国日本国大使館を通じてドイツ連邦共和国政府に対して、当該代替国供給者1者に対する現地

¹⁵¹ SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン

¹⁵² 東海カーボン

¹⁵³ ガイドライン9.(1)ー①イ及びロ及び(3)

¹⁵⁴ ガイドライン9.(1)ー②及び(3)

¹⁵⁵ TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン

¹⁵⁶ 協定6.7及び附属書I及びガイドライン9.(1)ー①イ及びロを準用

¹⁵⁷ 令和6年10月1日、TOKAI ERFTCARBON GmbH に送付した通知の提出期限

¹⁵⁸ 令和6年11月15日、SEC カーボンに送付した通知の提出期限

¹⁵⁹ TOKAI ERFTCARBON GmbH

調査の実施について通知¹⁶⁰した。

- (105) 令和 6 年 11 月 15 日及び同月 29 日、現地調査の受入れに同意した代替国供給者 2 者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の実施についてを送付¹⁶¹し、「表 21-3 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表 21-3 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
TOKAI ERFTCARBON GmbH	10/1	10/8	11/15	12/2～12/4
SEC カーボン	11/15	11/22	11/29	12/16～12/17

1－6－9－4 供給者、本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続

- (106) 現地調査終了後、調査当局は現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者 3 者、本邦生産者 1 者及び代替国供給者 2 者に対して、同報告書を送付の上、期限を定めて、同報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、「提出された修正要望に係る同報告書への反映については、日本国政府が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限る」ことを明示した。

- (107) これに対して、「表 21-4 現地調査結果報告書に関する修正要望の確認状況」のとおり、現地調査対象者である供給者 2 者¹⁶²及び本邦生産者 1 者¹⁶³及び代替国供給者 2 者¹⁶⁴から、提出期限までに、それぞれに係る現地調査結果報告書の内容に明らかな事実誤認があるとして、修正を要望する書面が提出された。

調査当局は、現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討し、当該修正要望の内容が適当であると認めたものについては、現地調査結果報告書を修正した。

表 21-4 現地調査結果報告書に関する修正要望の確認状況

対象者	現地調査結果報告書送付日	明らかな事実誤認による修正の要望書提出日
<供給者>		
遼寧丹炭	12/25	1/15
大連旭日	12/24	1/14
<本邦生産者>		
東海カーボン	11/27	12/11
<代替国供給者>		
TOKAI ERFTCARBON GmbH	1/7	1/21
SEC カーボン	1/8	1/22

¹⁶⁰ 協定 6.7 及び附属書 I 及びガイドライン 9.(1)－①ハを準用

¹⁶¹ 協定 6.7 及び附属書 I 及びガイドライン 9.(1)－②を準用

¹⁶² 遼寧丹炭、大連旭日

¹⁶³ 東海カーボン

¹⁶⁴ TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン

1-7 秘密の情報

- (108) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密情報について、調査当局は、秘密の理由書の提出を求め、これを受領¹⁶⁵した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1-8 証拠等の閲覧

- (109) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した¹⁶⁶。

1-9 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (110) 利害関係者に対して、閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。

- (111) 利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対し次のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの書面を提出するよう求めた。

（ア） 令和6年6月26日、輸入者5者¹⁶⁷及び産業上の使用者9者¹⁶⁸に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（イ） 令和6年7月19日、供給者1者¹⁶⁹、輸入者4者¹⁷⁰、本邦生産者3者¹⁷¹及び産業上の使用者1者¹⁷²に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（ウ） 令和6年7月26日、供給者1者¹⁷³、輸入者1者¹⁷⁴及び産業上の使用者6者¹⁷⁵に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（エ） 令和6年8月21日、供給者3者¹⁷⁶に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

¹⁶⁵ 協定6.5、政令第7条第6項及び第7項、第10条第1項及び第2項並びに第10条の2第1項及び第2項

¹⁶⁶ 政令第11条

¹⁶⁷ 大中物産、大和窯業、東栄産業、ファインズ、双日ジェクト

¹⁶⁸ 合同製鐵、中山製鋼所、トピー工業、大阪製鐵、北越メタル、山陽特殊製鋼、向山工場、JFEスチール、朝日工業

¹⁶⁹ 遼寧丹炭

¹⁷⁰ 大中物産、マルヤ産業、双日ジェクト、大同興業

¹⁷¹ SECカーボン、東海カーボン、日本カーボン

¹⁷² プロテリアル

¹⁷³ 合肥炭素

¹⁷⁴ 東栄産業

¹⁷⁵ 中山製鋼所、大阪製鐵、山陽特殊製鋼、向山工場、城南製鋼所、大谷製鉄

¹⁷⁶ 遼寧丹炭、大連旭日、合肥炭素

- (オ) 令和 6 年 9 月 12 日、供給者 1 者¹⁷⁷に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。
- (カ) 令和 6 年 9 月 25 日、供給者 2 者¹⁷⁸に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。
- (キ) 令和 6 年 11 月 20 日、供給者 2 者¹⁷⁹に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。
- (112) 上記(111)の通知に対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。
- (ア) 上記(111)(ア)の通知に関し、輸入者 4 者¹⁸⁰及び産業上の使用者 9 者から、提出期限である令和 6 年 7 月 10 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。また、輸入者 1 者¹⁸¹から、提出期限後に開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があり、これを自発的な証拠の提出として受領した。
- (イ) 上記(111)(イ)の通知に関し、供給者 1 者、輸入者 4 者、本邦生産者 3 者から、提出期限である同年 8 月 2 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
なお、産業上の使用者 1 者から回答はなかった。
- (ウ) 上記(111)(ウ)の通知に関し、供給者 1 者、輸入者 1 者及び産業上の使用者 6 者から、提出期限である同年 8 月 9 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
- (エ) 上記(111)(エ)の通知に関し、供給者 3 者から、提出期限である同年 9 月 4 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
- (オ) 上記(111)(オ)の通知に関し、供給者 1 者から、提出期限である同年 9 月 26 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
- (カ) 上記(111)(カ)の通知に関し、供給者 2 者から、提出期限である同年 10 月 2 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
- (キ) 上記(111)(キ)の通知に関し、供給者 2 者から、提出期限である同年 12 月 4 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。
- (113) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況については、「**表 22 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者による質問状回答書への開示範囲の指摘の通知及び修正版等の提出状況**」のとおりであった。

¹⁷⁷ 大連旭日

¹⁷⁸ 遼寧丹炭、合肥炭素

¹⁷⁹ 遼寧丹炭、合肥炭素

¹⁸⁰ 大中物産、大和窯業、東栄産業、双日ジェクト

¹⁸¹ ファインズ

表 22 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者による質問状回答書への開示範囲の指摘の通知及び修正版等の提出状況

供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
<供給者>		
遼寧丹炭	7/19 (1 回目) 8/21 (2 回目) 9/25 (3 回目) 11/20 (4 回目)	8/2 (1 回目) 9/4 (2 回目) 10/2 (3 回目) 11/27 (4 回目)
大連旭日	8/21 (1 回目) 9/12 (2 回目)	9/4 (1 回目) 9/26 (2 回目)
合肥炭素	7/26 (1 回目) 8/21 (2 回目) 9/25 (3 回目) 11/20 (4 回目)	8/9 (1 回目) 9/3 (2 回目) 9/26 (3 回目) 11/21 (4 回目)
<輸入者>		
大中物産	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目)	6/27 (1 回目) 8/2 (2 回目)
大和窯業	6/26	7/1
東栄産業	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/9 (2 回目)
ファインズ	6/26	7/24 (期限外)
マルヤ産業	7/19	8/1
双日ジェクト	6/26 (1 回目) 7/19 (2 回目)	7/2 (1 回目) 8/2 (2 回目)
大同興業	7/19	8/1
<本邦生産者>		
SEC カーボン	7/19	8/2
東海カーボン	7/19	8/2
日本カーボン	7/19	8/2
<産業上の使用者>		
合同製鐵	6/26	7/10
中山製鋼所	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/2 (1 回目) 8/7 (2 回目)
トピー工業	6/26	7/10
大阪製鐵	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/9 (2 回目)
北越メタル	6/26	7/10
山陽特殊製鋼	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/10 (1 回目) 8/9 (2 回目)
プロテリアル	7/19	回答無し
向山工場	6/26 (1 回目) 7/26 (2 回目)	7/1 (1 回目) 8/1 (2 回目)
JFE スチール	6/26	7/10
城南製鋼所	7/26	8/9
朝日工業	6/26	7/2
大谷製鉄	7/26	8/5

1-10 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(114) 調査当局が知り得た供給者 52 者、輸入者 19 者及び本邦生産者 4 者¹⁸²に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載した。調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

¹⁸² SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、レゾナック GJ。なお、「3-2 本邦の産業」に記載のとおり、マレーシアについては、同種の貨物の生産を行っていないことが認められた。

2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

2-1 総論

2-1-1 調査対象貨物

- (115) 調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出された黒鉛電極であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴」及び「1-2 調査対象貨物の供給者及び供給国」に記載のとおりである。

2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (116) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである黒鉛電極、又はそのような黒鉛電極がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する黒鉛電極とした。

2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

- (117) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹⁸³こととした。
- (118) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹⁸⁴こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて¹⁸⁵、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹⁸⁶こととした。
- (119) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹⁸⁷こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。
- (120) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹⁸⁸こととした。

¹⁸³ 協定 2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.

¹⁸⁴ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹⁸⁵ 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

¹⁸⁶ 協定 9.2

¹⁸⁷ 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

¹⁸⁸ 協定 2.4.1

- (121) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である¹⁸⁹とした。

2-1-4 不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定

- (122) 上記「1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査開始と同時に、調査当局が知り得た供給者 28 者に対し、確認票及び供給者当初質問状を送付した。また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者に対して、同年 5 月 22 日には 25 者、同年 5 月 29 日には 1 者に確認票及び供給者当初質問状を送付した。

これに対して、確認票については、回答提出期限までに 21 者から、及び当該提出期限後に 1 者から回答の提出があり、2 者¹⁹⁰からは供給者でない旨の連絡があった。確認票の提出のあった 22 者に関して、15 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 16 者から本邦への輸出実績がある旨、並びに 21 者から本調査へ協力する旨の回答があった。

- (123) 調査当局は、調査開始と同時に、中華人民共和国駐日本国大使館に対し、調査対象貨物の供給者として調査開始までに調査当局が知り得た中国の生産者及び輸出者 28 者以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者及び輸入者に対し、「1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況」に記載のとおりそれぞれに係る確認票において、中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」の I. 注意事項 (8) において、確認票又は質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

- (124) また、調査当局では、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」の I. 注意事項 (9) 及び確認票 I. 4.(3) 調査協力・標本抽出（サンプリング）c) において、政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する場合がある旨を明示した。

- (125) 確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物のダンピングに係る個別の検討において、調査対象貨物の供給者の数が個別に検討することが実行可能でないほど多いことから、上記「1-6-2 標本抽出（サンプリング）」に記載のとおり、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 54 者の内、確認票の回答で利害関係者ではないことが明らかになった 1 者を除く 53 者に対し、サンプリング通知を送付し、指定した期限までに 17 者から回答書が提出された。

- (126) これを受け、調査当局は、サンプリング調査対象者として、確認票及びサンプリング通知に回答した供給者のうち、調査対象貨物の輸出量が上位であると推定される生産者を順番に抽出した上で、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように 3 者¹⁹¹を選定し、これら 3 者から提出された証拠等により事実認定を行うこととした。

¹⁸⁹ 協定 5.8

¹⁹⁰ 脚注 21 と同じ。

¹⁹¹ 合肥炭素、遼寧丹炭、大連旭日

2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方

(127) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹⁹²とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹⁹³には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹⁹⁴、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹⁹⁵とする¹⁹⁶こととした。

(128) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹⁹⁷こととした。

2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(129) 上記「2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、政令第2条第3項に基づき、代替国価格として以下のいずれか¹⁹⁸を使用することとした。

- (ア) 代替国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格
- (イ) 代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格
- (ウ) 代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

2-1-7 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(130) 上記(129)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるもの¹⁹⁹とした。

- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実

¹⁹² 政令第2条第1項第1号

¹⁹³ 政令第2条第2項

¹⁹⁴ 政令第2条第1項第2号

¹⁹⁵ 政令第2条第1項第3号

¹⁹⁶ 協定2.2、法第8条第1項及び政令第2条第2項

¹⁹⁷ 協定2.2.1

¹⁹⁸ 政令第2条第1項第4号

¹⁹⁹ 中国 WTO 加盟議定書第15条(a)柱書き及び同(i)、政令第2条第3項、ガイドライン7.(6)一並びに調査開始告示九(一)

- (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2-1-8 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

- (131) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記「2-1-7 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に記載のとおり、調査当局は市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、上記「1-6-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」のとおり、供給者 4 者²⁰⁰からは確認票の回答があったものの市場経済質問状の回答はなく、供給者である輸出者 1 者²⁰¹からは確認票及び市場経済質問状の調査項目 A に係る回答は提出されたものの調査項目 B から E までの回答は提出されず、また、その他の供給者からも、市場経済質問状の回答の提出はなかった。

2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

- (132) 上記(129)から(131)の事実を総合的に評価すると、上記「2-1-7 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、代替国販売価格を用いることとした。

2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方

- (133) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する²⁰²こととした。
- (134) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする²⁰³こととした。

2-1-11 端数処理の基本的考え方

- (135) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第 3 位を四捨五入することとした。

2-2 代替国候補の選定

2-2-1 代替国候補の選定

- (136) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記「1-6-4-1 代替国に係る選定通知（1 回目）」のとおり、令和 6 年 4 月 24 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者 28 者、輸入者 17 者及び本邦生産者

²⁰⁰ 遼寧丹炭、撫順金利石化炭素、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料

²⁰¹ Sojitz JECT (Qingdao)

²⁰² 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項

²⁰³ 協定 2.3、協定 2.4、法第 8 条第 36 項、政令第 3 条及びガイドライン 7.(3)

5 者並びに中国政府に対して、また、同年 5 月 22 日、調査開始後に調査当局が知り得た供給者 25 者及び輸入者 3 者に対して、さらに、同年 5 月 29 日、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者 1 者に対して、「代替国選定 1 回目通知」を送付したところ、上記(65)のとおり、供給者 1 者²⁰⁴、輸入者 3 者²⁰⁵及び本邦生産者 1 者²⁰⁶から、調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由並びに提案する代替国候補及び提案する理由について意見の提出があった。また、当該提出期限後には供給者 2 者²⁰⁷から意見の提出があり、これを意見の表明として受領した。

(137) 上記(136)の意見を踏まえ、上記「**1－6－4－2 代替国に係る選定通知（2 回目）**」のとおり、令和 6 年 6 月 14 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者 54 者、輸入者 20 者の内、確認票の回答で利害関係者ではないことが明らかになった 2 者を除く供給者 53 者、輸入者 19 者及び本邦生産者 5 者並びに中国政府に対して、各代替国の候補における令和 4 年（2022 年）の一人当たりの GNI が中国に近い順に優先順位を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者を記載した「**表 14 代替国候補の優先順位リスト**」とともに「代替国選定 2 回目通知」を送付し、代替国の候補等について意見を求めたところ、上記(68)のとおり供給者 7 者²⁰⁸及び輸入者 1 者²⁰⁹から意見の提出があった。

当該意見について、上記「**1－6－4－2 代替国に係る選定通知（2 回目）**」のとおり、調査当局は検討し、代替国候補の優先順位リストの優先順位は変更しないこととした。

(138) 上記(137)を踏まえ、上記「**1－6－4－3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者に対し代替国当初質問状を送付したところ、回答提出期限までに 2 者²¹⁰から代替国当初質問状回答書が提出された。

(139) 代替国当初質問状に回答した 2 者は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていると認められたが、上記「**1－6－4 代替国に係る選定通知の送付等**」の「**表 14 代替国候補の優先順位リスト**」に基づき検討した結果、【回答を用いた代替国供給者に係る説明】の回答を用いることとした。

2－2－2 代替国の正常価格

(140) 正常価格については、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）²¹¹を採用することとした。代替国構成価格の算出には、調査対象期間における当該代替国供給者の回答を用いた。

(141) 代替国構成価格の算出にあたり、調査対象貨物の製造原価に影響を与えうる物理的な特性等の要素を考慮し、ニップル²¹²装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類の組み合わせごとにグルーピングを行ったところ、中国の供給者から日本に向けて輸出された調査対象貨物は、代替国で生産された産品と同種ではあるが、品種は同一ではなかった。したがって、調査対象貨物と公正に比較可能な貨物の価格を算定するため、調査当局は以下の方法を検討した。

²⁰⁴ 嘉隆新材料

²⁰⁵ ファインズ、大同興業、エイ・ジー・イー

²⁰⁶ 東海カーボン

²⁰⁷ 大連旭日、山東旭日

²⁰⁸ 吉林炭素、吉林炭素進出口、吉蒙炭素、大連旭日、山東旭日、中建材国際貿易、嘉隆新材料

²⁰⁹ エイ・ジー・イー

²¹⁰ TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン

²¹¹ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

²¹² 黒鉛電極の両端ねじソケットにかん合し、黒鉛電極同士の接続を行うための双円すい台形（そろばん玉状）黒鉛製継ぎ手

- (142) 調査当局は、代替国で生産された製品について、各品種における調査対象貨物との物理的な特性等の相違点を調査対象貨物に合わせた際に発生する完成品 1kg 当たりの製造原価差異について、下記のとおり、代替国供給者から証拠を入手した。
- (143) 呼び径及び呼び長さの違いについて、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から【回答内容】旨の回答を得た²¹³ことから、【製造原価差異の取り扱い】こととした。
- (144) コークスの品質及びコークスの種類については、中国の供給者から、「各製品の製造に使用したニードルコークス及びノンニードルコークスの投入量及び投入したコークスが石油または石炭由来のものか」についての回答を得たことから、中国供給者が調査対象貨物の生産に使用した原材料投入量を参照して、代替国供給者の製品に使用した原材料の投入量を調整した。
- (145) ニップルの装着の有無、ピッチ浸透回数及び焼成回数については、【製造原価差異の取り扱い】。
- (146) かさ密度及び固有抵抗については、中国供給者から「様式 B の回答は、目標値を記載しており、実測値ではない。」旨の回答²¹⁴を得たため、中国供給者製品の実際のかさ密度及び固有抵抗については確認できなかったことから、製造原価単価の差額は考慮しないこととした。
- (147) 中国供給者においては、【製品について】を販売していたことから、代替国供給者に対し、【製造方法】における製造原価を質問したところ、【回答内容】旨回答され、【製造原価】の回答を得た²¹⁵。調査当局は、【製造原価差異の取り扱い】²¹⁶
 なお、代替国供給者から回答によると、【製造方法】の製造原価に含まれる原価要素は、【原価要素】²¹⁷であり、【製造方法】に要する製造原価は適切に算出されていると認められた。
- (148) 管理費、販売経費及び一般的な経費の額については、当該代替国供給者は【計算方法】とのことであった²¹⁸。
- (149) 利潤の額については、【検討経緯】ため、代替国供給者にドイツの黒鉛電極業界における平均利潤率を質問したところ、【回答内容】の回答を得た。そこで、【利潤の計算】を正常価格算定のための利潤率として採用することとした²¹⁹。

2-3 調査対象者

- (150) 上記「1-6-2 標本抽出（サンプリング）」に記載のとおり、合肥炭素、遼寧丹炭及び大連旭日をサンプリング調査対象者として選定し、これらサンプリング調査対象者から提出された証拠に基づき不当販売された黒鉛電極の輸入の事実を検討することとした。

2-3-1 合肥炭素及び方大炭素

2-3-1-1 供給者

²¹³ 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】

²¹⁴ 現地調査結果報告書（合肥炭素）（3.(6)）

²¹⁵ 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】

²¹⁶ 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】

²¹⁷ 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】

²¹⁸ 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】

²¹⁹ 現地調査結果報告書【企業名】【項目番号】

(151) 合肥炭素の回答²²⁰によると、同者は、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を本邦に輸出していた。また、方大炭素の回答²²¹によると、同者も、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される黒鉛電極を本邦に輸出していた。

(152) 合肥炭素及び方大炭素との関係性に関し、以下の点を確認した。

- (ア) 合肥炭素は、方大炭素の関連企業であり、両者の関係は【両者の関係性】²²²である。
- (イ) 合肥炭素及び方大炭素はいずれも【会社の基本情報】する²²³。
- (ウ) 合肥炭素の理事長である馬之旺氏は、【馬之旺氏の経歴】している²²⁴。
- (エ) 合肥炭素及び方大炭素は、【関連状況に関する説明】であることを紹介している²²⁵。
- (オ) 合肥炭素は、方大炭素とどのような役割を担い合う関係を有しているかとの質問に対して、【両者の関係性】した²²⁶。
- (カ) 合肥炭素と方大炭素は、それぞれ独立して財務管理を行っているが、合肥炭素が財務管理のために使用するソフトウェアは、方大炭素が作成したものであり、同社から使用権限を割り当てられている²²⁷。
- (キ) 合肥炭素は、【両者の関係性】方大炭素から日常的に黒鉛電極の品質及び設備を管理されており、半年に1度は立入検査を受けている²²⁸。

(153) 上記(152)に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(154) 方大炭素は、【両者の関係性】いる。

(155) 両者は、【会社の基本情報】おり、人的な関係性が認められる。

(156) 両者は、【両者の関係性】おり、同一の商業コンセプトのもと事業活動を行っている事実が認められる。

(157) 合肥炭素は方大炭素から、黒鉛電極の品質管理等の点で一定の影響力を受けている。

(158) 合肥炭素及び方大炭素は、いずれも黒鉛電極を生産し、【両者の関係性】おり、業務が絡み合っている。

²²⁰ 供給者不備改め版回答書（合肥炭素）（様式 B-1-2）

²²¹ 供給者当初質問状回答書（方大炭素）（様式 B-1-2）

²²² 供給者当初質問状回答書（合肥炭素）（調査項目 A-2）

²²³ 供給者当初質問状回答書（合肥炭素、方大炭素）（添付資料 A-3-2）、現地調査結果報告書（合肥炭素）（2.(1)）

²²⁴ 現地調査結果報告書（合肥炭素）（1.(2)）

²²⁵ 供給者追加質問状回答書（合肥炭素）（H-12-7、H-12-8）

²²⁶ 供給者不備改め版回答書（合肥炭素、令和6年8月9日）（「別記1」整理番号13）

²²⁷ 現地調査結果報告書（合肥炭素）（1.(4)）

²²⁸ 現地調査結果報告書（合肥炭素）（2.(3)）

(159) 以上から、調査当局は、合肥炭素及び方大炭素が、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出に当たっては、両者を 1 事業体として取り扱うこととした。また、不当廉売差額率については、両者のうち、主に調査対象貨物を日本に輸出しており、サンプリング調査対象者である合肥炭素の不当廉売差額率を適用した。

2-3-1-2 正常価格

(160) 上記「2-2-2 代替国の正常価格」のとおり、調査対象貨物に対して品種ごとに正常価格を算出した。

2-3-1-3 本邦向け輸出価格

(161) 上記「1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等」のとおり、調査当局は合肥炭素に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。

また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記「1-6-3 当初質問状回答書の不備等の指摘」のとおり合肥炭素に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

さらに、調査当局は、合肥炭素に対し、上記「1-6-6-1 追加質問状の送付及び回答」のとおり、追加質問状を送付し、供給者質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

(162) 調査当局は上記「1-6-9-1 供給者に対する現地調査の実施」のとおり、これまでに合肥炭素から提出された質問状等の回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、合肥炭素に対して現地調査を実施した。

なお、上記の質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(163) 現地調査において、合肥炭素は、正確な内容を把握することが可能であったにもかかわらず、質問状等に対して、品種コードの一部に不正確な内容を回答していたことが明らかとなり、調査当局は同者の回答内容の正確性を確認することができなかった²²⁹。

(164) そのため、合肥炭素の輸出価格については、十分に合理的な説明がなされた上で、現地調査で根拠資料が提出され、正確性を検証することができた【数値】取引に基づき算出することとした。なお、当該【数値】取引の取引条件は、合肥炭素の回答によると、【取引条件】であった。ただし、取引条件を【当該取引条件の取引に係る説明】ことが認められた。

(165) 公正な価格比較を行うため、同者の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【取引条件】と回答のあった輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】と回答のあった輸出取引の場合は【項目名】²³⁰を控除した。

(166) 上記(164)で輸出価格算出の基礎とした【数値】取引につき、物理的特性等を考慮するため、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類の組合せにより品種を定め、【数値】品種につき、品種ごとに 1kg 当たりの輸出価格を算出した。

²²⁹ ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等及び不当廉売差額率の算定について（以下「FA・DM 計算書」という。）（合肥炭素）

²³⁰ 現地調査結果報告書（合肥炭素）（添付資料 3.1（様式 B 修正版））

2-3-1-4 通貨の換算

- (167) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、合肥炭素が取引に使用している通貨は【通貨単位】であったことから、調査当局が認定した販売日における、【為替レート】を用いて、【通貨単位】に換算した。

2-3-1-5 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）

- (168) 不当廉売差額は、上記「2-3-1-2 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-3-1-3 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(166)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 23 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」のとおり 104.61%となり、僅少ではなかった。

表 23 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
合肥炭素及び方大炭素	104.61

2-3-2 遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料

2-3-2-1 供給者

- (169) 遼寧丹炭の回答²³¹によると、同者は、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を本邦に輸出していた。また、遼寧丹炭新材料の回答²³²によると、同者も、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を【取引形態】本邦に輸出していた。

- (170) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料との関係性に関し、以下の点を確認した。

(ア) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料は、関連企業であり、両者の関係は、遼寧丹炭が遼寧丹炭新材料の株式を【数値】%保有する²³³【両者の関係性】。

(イ) 遼寧丹炭、遼寧丹炭新材料間の役員派遣状況について、【回答内容】²³⁴とのことであり、また、【回答内容】²³⁵とのことであり、遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の【回答内容】²³⁶。

(ウ) 遼寧丹炭新材料の【個人名】及び遼寧丹炭の【個人名】は、遼寧丹炭の【遼寧丹炭との関係性】となっている²³⁷。また、遼寧丹炭新材料の【個人名】及び遼寧丹炭の【個人名】は、【個人の関係性】にある²³⁸。

²³¹ 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（様式 B）

²³² 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（様式 B）

²³³ 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（調査項目 A-2）

²³⁴ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-1）

²³⁵ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-3）

²³⁶ 現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（2.(1)）

²³⁷ 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（調査項目 A-1-5）、供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（調査項目 A-1-5）

²³⁸ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-2）、現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（2.(2)）

- (エ) 調査対象期間において遼寧丹炭新材料が調査対象貨物を生産し、販売している取引については、【取引形態の説明】、また、【費用の支払者】が輸送に関する費用の支払者となっている²³⁹。そして、遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料は同一のグループ企業として、同一の商業コンセプトのもと事業活動を行っている²⁴⁰。
- (オ) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の【会社経営に係る説明】²⁴¹であり、【会社経営に係る説明】²⁴²している。
- (カ) 遼寧丹炭、遼寧丹炭新材料間で【関連企業間での従業員の共有に関する問への回答】している²⁴³。
- (キ) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の2018年～2023年分の販売計画において、【販売計画の説明】²⁴⁴しており、遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料は【販売計画の説明】²⁴⁵。
- (ク) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の間で、【関連企業間での価格設定のためのルールに関する問への回答】²⁴⁶を適用している。
- (ケ) 遼寧丹炭、遼寧丹炭新材料間で、調査対象貨物及び同種の貨物の在庫について、【関連企業間での在庫商品の移転に関する問への回答】²⁴⁷。
- (コ) 遼寧丹炭は、遼寧丹炭新材料から【遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料との関係】するなど、【遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料との関係】している²⁴⁸。遼寧丹炭は、調査対象期間中、遼寧丹炭新材料から、【遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料との関係】²⁴⁹した²⁵⁰。
- (サ) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料の会社ホームページは、共通であり、両者が紹介されている²⁵¹。
- (シ) 【丹炭の商標を使用し、商業活動】²⁵²。
- (ス) 遼寧丹炭と遼寧丹炭新材料は、【添付資料 A-5-3 に係る説明】²⁵³。

(171) 上記(170)に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(172) 遼寧丹炭は、【関連の状況】である遼寧丹炭新材料に対して法的な支配力を有している。

²³⁹ 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（様式 B、様式 B-1-6-②）

²⁴⁰ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-10）

²⁴¹ 供給者追加質問状回答（遼寧丹炭）（調査項目 H3-11）、供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（調査項目 A-6、A-10）、供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（調査項目 A-6、A-10）

²⁴² 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-11）

²⁴³ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-14）

²⁴⁴ 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭新材料）（添付資料 A-8-3）、供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（添付資料 A-8-3）

²⁴⁵ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-7）、現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（2.(1)）

²⁴⁶ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-15）

²⁴⁷ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-9）

²⁴⁸ 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭、令和6年9月4日）（様式 A-4-2、「別記1」整理番号11）

²⁴⁹ 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（様式 A-7-2）

²⁵⁰ 供給者不備改め版回答書（遼寧丹炭）（様式 A-7-3）

²⁵¹ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H3-13、添付資料 H3-13）

²⁵² 現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（2.(4)）

²⁵³ 供給者当初質問状回答書（遼寧丹炭）（添付資料 A-5-3）、現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（1.(6)）

(173) 遼寧丹炭の管理職は、遼寧丹炭新材料の【関連の状況】ため、【関連の状況】ある。
また、両者は、同一の商業コンセプトのもと事業活動を行い、【会社経営に係る説明】も行っている。
したがって、両者の経営について共通性が認められる。

(174) 遼寧丹炭新材料は遼寧丹炭【販売形態】している。また、両者は【販売と在庫に係る説明】おり、業務が絡み合っている。

(175) 以上から、調査当局は、遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料が、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出に当たっては、両者を一事業体として取り扱うこととした。

2-3-2-2 本邦向け輸出価格

(176) 上記「1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等」のとおり、調査当局は遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記「1-6-3 当初質問状回答書の不備等の指摘」のとおり遼寧丹炭に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

しかしながら、提出された供給者当初質問状に対する回答及び不備指摘に対する回答をもってなお、回答が不十分であったため、調査当局は遼寧丹炭に対し、上記「1-6-6-1 追加質問状の送付及び回答」のとおり、供給者追加質問状及び添付資料等に関する指摘事項を送付し、更なる説明を求めた。

(177) その後、上記「1-6-9-1 供給者に対する現地調査の実施」のとおり、これまでに遼寧丹炭から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、遼寧丹炭に対して現地調査を実施した。

なお、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(178) 上記(176)のとおり、調査当局は、回答内容の不備について、複数回にわたってその正確性の確認を試みたものの、確認するたびに複数の誤りが発見され、これまでに遼寧丹炭から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証を目的とした現地調査においてもなお、同様に誤りが発見され、また、調査当局から度重なる指摘を受けてもなお完全な回答をせず、調査当局が要請した全ての資料を提出しなかった。これらのことから、結果として、遼寧丹炭から提出された様式 B²⁵⁴の回答内容の正確性を確認することができなかった²⁵⁵。

(179) 遼寧丹炭が様式 B で回答した取引に係る情報は、遼寧丹炭自身が当然に把握しているものであり、回答することが困難とは言えない内容である上、調査当局は、遼寧丹炭からの回答期限の延長の求めを認めた上で、回答書を受領している。それにもかかわらず、上記のとおり、回答を大幅に修正した上、その修正した回答にも不備や誤りがあることから、遼寧丹炭が回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。

(180) 遼寧丹炭の回答及び説明には数多くの誤り及び不整合が認められ、調査当局は同者の回答

²⁵⁴ 調査対象期間に行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式

²⁵⁵ ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について（以下「FA 経緯書」という。）（遼寧丹炭）

及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するに当たり多くの困難に直面した²⁵⁶。

(181) このように、遼寧丹炭の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められた。このため、調査当局は、遼寧丹炭の不当廉売差額率について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、同者の不当廉売差額率を算定した。

2-3-2-3 不当廉売差額率（遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料）

(182) 遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料の不当廉売差額率として、上記「2-3-1-5 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

表 24 不当廉売差額率（遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料	104.61

2-3-3 大連旭日及び山東旭日

2-3-3-1 供給者

(183) 大連旭日の回答²⁵⁷によると、同者は、【事業内容】を行う者であり、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を本邦に輸出していたことが判明した。また、同者の関連企業である山東旭日の回答²⁵⁸によると、同者は、【事業内容】であり、同者についても、調査対象期間中に、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類で区別される多種の黒鉛電極を本邦に輸出していたことが判明した。

(184) 大連旭日と山東旭日との関係性に関し、以下の点を確認した。

(ア) 山東旭日の設立経緯及び株主について²⁵⁹、【設立経緯】山東旭日が設立された。また、山東旭日の株主である【株主について】である。

(イ) 株式保有状況については下記「表 25 株式保有状況」のとおりである²⁶⁰。

表 25 株式保有状況

大連旭日	張相基 88.68% 裴美蘭 9.43% 【株式保有状況】
山東旭日	【株式保有状況】
【企業名】	【株式保有状況】

²⁵⁶ 同上

²⁵⁷ 供給者不備改め版回答書（大連旭日）（調査項目 E-1-1-2）

²⁵⁸ 供給者当初質問状回答書（山東旭日）（調査項目 E-1-1-2）

²⁵⁹ 現地調査結果報告書（大連旭日）(2.(6))

²⁶⁰ 現地調査結果報告書（大連旭日）(1.(1)、2.(4)(7))
供給者当初質問状回答書（山東旭日）（調査項目 A-1-5）

(ウ) 血縁関係について²⁶¹は、大連旭日の董事長である張相基と山東旭日の董事長である呉允子は、【関係】、【役職】である【個人名】は【関係】である。

また、【役職】である【個人名】は【関係】であり、【役職】である【個人名】は【関係】である。

(エ) 役員派遣状況²⁶²については、【役員派遣状況】を行っている。

(オ) 生産・販売については、【これまでの事業の共同状況】、今後は、【今後の事業の共同方針について】方向でいる。

また、大連旭日と山東旭日は、【事業の共同状況】している。

(185) 上記(183)及び(184)に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(186) 大連旭日と山東旭日は、【資本関係】といった状況であるため、両者は、関連企業と認められる。

(187) 大連旭日の董事長である張相基と山東旭日の董事長である呉允子は、【関係】、【役職】である【個人名】は【関係】であること、【役職】に【関係】である【個人名】が任命されており、【役職】に【関係】である【個人名】が任命されている。よって、大連旭日と山東旭日は、【関係】によって、経営の主要な部分が支配されている状況であると認められる。

(188) 【役員派遣状況】といった、事実上の役員派遣が行われている状況が確認できる。

(189) 山東旭日は、【設立目的】に設立された会社であり、大連旭日は、【事業の共同状況】といえる。したがって、大連旭日と山東旭日は、事業を共同して行っている状況であると認められる。

(190) 以上から、調査当局は、大連旭日と山東旭日には、経営の共通性があり、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出に当たっては、両者を一事業体として取り扱うこととした。

2-3-3-2 本邦向け輸出価格

(191) 上記「1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等」のとおり、調査当局は大連旭日に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。

また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記「1-6-3 当初質問状回答書の不備等の指摘」のとおり大連旭日に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

さらに、調査当局は、大連旭日に対し、上記「1-6-6-1 追加質問状の送付及び回答」のとおり、追加質問状を送付し、供給者質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

(192) その後、上記「1-6-9-1 供給者に対する現地調査の実施」のとおり、これまでに大連旭日から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、大連旭日に対して現地調査を実施した。

なお、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定

²⁶¹ 現地調査結果報告書（大連旭日）（2.(5)(8)~(10)）

²⁶² 現地調査結果報告書（大連旭日）（2.(4)）

を行うことができる旨を明示した。

(193) 上記(191)及び(192)のとおり、調査当局は、回答内容の不備について、複数回にわたってその正確性の確認を試みたものの、これまでに大連旭日から提出された質問状回答及びその他の書面等は、それらの確認・検証を目的とした現地調査においてもなお、同様に誤りや不整合が発見された。これらのことから、結果として、大連旭日から提出された様式 B²⁶³、F²⁶⁴及び G²⁶⁵の回答内容の正確性を確認することができなかった²⁶⁶。

(194) 大連旭日が様式 B、F 及び G で回答した取引に係る情報は、大連旭日が当然に把握している、または、把握可能なものであり、回答することが困難とは言えない内容である上、調査当局は、可能な限り大連旭日からの回答期限の延長の求めを認めている。

それにもかかわらず、上記のとおり、回答を複数回にわたり修正した上、その修正した回答にも不備や誤りがあったことから、大連旭日が回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。

(195) また、大連旭日の回答には、数多くの誤り及び不整合が認められ、かつ、同者は回答内容についての説明を二転三転させる等調査に対し非協力的であったことから、調査当局は、同者の回答及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するに当たり多くの困難に直面した²⁶⁷。

(196) 以上のとおり、大連旭日の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められることから、調査当局は、大連旭日の不当廉売差額率について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて同者の不当廉売差額率を算出した。

2-3-3-3 不当廉売差額率

(197) 大連旭日及び山東旭日の不当廉売差額率として、上記「2-3-1-5 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）」における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

表 26 不当廉売差額率（大連旭日及び山東旭日）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
大連旭日及び山東旭日	104.61

2-3-4 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった供給者（サンプリング調査非対象者）

2-3-4-1 不当廉売差額率

(198) 本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった供給者であって、上記(168)、(182)及び(197)において不当廉売差額率を算出した者を除く供給者のうち、生産者 9 者の不当廉売差額率の算出に当たっては、合肥炭素から提出された回答であって、調査当局がその回答内容の正確性を確認することができた【数値】品種に基づく輸出

²⁶³ 調査対象期間において行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式

²⁶⁴ 調査対象期間において連合輸入者が輸入した調査対象貨物の全ての輸入取引について記載する様式

²⁶⁵ 調査対象期間において調査対象貨物の供給者が日本向けに販売し、調査対象貨物の供給者又は連合輸入者により日本に輸入された調査対象貨物が、日本国内において、関連輸入者等から最初に非関連企業に販売された際の調査対象貨物の販売価格について記載する様式

²⁶⁶ FA 経緯書（大連旭日）

²⁶⁷ 同上

価格と、上記「**2-2-2 代替国の正常価格**」において算出した正常価格との差額に基づき算出した。その結果、「**表 27 不当廉売差額率（サンプリング調査非対象者）**」のとおり、104.61%となった。当該不当廉売差額率の算出に用いられた不当廉売差額は、サンプリング調査対象者として選定された供給者について加重平均によって定められた不当廉売差額を超えず、算出された不当廉売差額率は僅少ではなかった。

表 27 不当廉売差額率（サンプリング調査非対象者）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
吉林炭素 南通揚子炭素 撫順金利石化炭素 嘉隆新材料 河北瑞通炭素 江蘇江龍新能源科技 吉蒙炭素 山西聚賢黒鉛新材料 江蘇江龍新材料科技	104.61

2-4 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者

2-4-1 不当廉売差額率

(199) 上記(168)、(182)、(197)及び(198)の供給者 15 者以外の調査当局が知り得た供給者については、上記(114)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実に基づき²⁶⁸不当廉売差額率を算出²⁶⁹することとした。具体的には、上記「**2-3-1-5 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）**」における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

(200) 調査当局が知り得た供給者 52 者以外のその他の中国の供給者については、上記(114)及び(123)で述べたとおり、調査当局が供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供するその他の中国の供給者はいなかった。したがって、当局は、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとした。具体的には、上記「**2-3-1-5 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）**」における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

(201) 以上により、知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者の不当廉売差額率は、上記「**2-3-1-5 不当廉売差額率（合肥炭素及び方大炭素）**」における合肥炭素及び方大炭素の不当廉売差額率と同率を適用した。

2-5 中国の供給者の不当廉売差額率

(202) 中国の供給者の不当廉売差額率は、「**表 28 中国の供給者の不当廉売差額率**」のとおりとなった。

²⁶⁸ 協定 6.8 及び協定附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

²⁶⁹ (92)、(118) に述べたとおり、不当廉売差額は、個々の生産者について算出することとしている。

表 28 中国の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率 (%)
合肥炭素 方大炭素	104.61
遼寧丹炭 遼寧丹炭新材料	104.61
大連旭日 山東旭日	104.61
吉林炭素 南通揚子炭素 撫順金利石化炭素 嘉隆新材料 河北瑞通炭素 江蘇江龍新能源科技 吉蒙炭素 山西聚賢黒鉛新材料 江蘇江龍新材料科技	104.61
介休市志堯炭素 大同宇林徳黒鉛新材料 河南紅旗渠新材料 焦作市中州炭素 開封平煤新型炭材料科技 遼寧鑫瑞黒鉛新材料 靈石鼎揚帆炭素科技 山西鑫賢炭素材料科技 昇瑞能源科技 四川広漢士達炭素 四川昭鋼炭素 烏蘭察布市福興炭素 烏蘭察布市旭峰炭素科技 遼寧鴻達電炭 宝方炭材料科技 吉林炭素新素材 大連邦誼石墨材料 大連西姆晶正貿易 QINGDAO YIJIA E.T.I. SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT 大連藍艦科技 大連精芸炭素 吉林市松江炭素進出口 北京国鋼国際貿易 河南高碩新材料科技 南宮市聚純炭素 山西西姆東海炭素材料 松江市吉林炭素 撫順市東方碳素 興和県木子炭素 眉山士達新材料	104.61
その他の中国の供給者 ²⁷⁰	104.61

2-6 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(203) 以上のとおり、中国を原産地とする不当廉売された黒鉛電極の本邦への輸入の事実が認められた。

²⁷⁰ (92)、(118) に述べたとおり、不当廉売差額は、個々の生産者について算出することとしている。

3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

3-1 同種の貨物の検討

(204) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

(ア) ダンピング²⁷¹輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに

(イ) ダンピング輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響

の双方についての客観的な検討に基づいて行う²⁷²こととされている。

そこで、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 に規定される同種の製品であることを確認するため、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途、価格の決定方法、代替性及び貿易統計上の分類等の検討を行った。

3-1-1 物理的及び化学的特性

(205) 当該輸入貨物である黒鉛電極は、物理的特性としては、円柱状で、一般に黒色であり、接続用にねじを切った状態で販売されている。また、黒鉛電極は、付属品となるニップルを装着した状態で販売されることもある。寸法、直径の大きさ、黒鉛電極本体へニップルが装着されているか否かを問わず、表面加工、表面仕上げ、特別な形への切断、旋盤加工、穴あけ、フライス削り等の加工を行い又は製品の形にした、炉に使用する種類の丸形電極全てを対象とする。化学的特性としては、主な原材料であるコークスなどを焼成し、高温熱処理が施されることによって黒鉛質に変化し、炭素質と比べて、強度や熱伝導率が高く、耐熱性に優れた特性を有する。また、黒鉛電極の強度や熱伝導率を高めるため、一次焼成後、黒鉛化前にピッチ浸透及び二次焼成がなされる場合がある²⁷³。

一方、本邦産同種の貨物も、物理的・化学的特性が同様であることを確認した²⁷⁴。

3-1-2 製造工程

(206) 黒鉛電極の一般的な製造方法は、次のとおりである。まず、主な原材料である石油系又は石炭系のコークスとバインダーピッチ（結合剤）を、捏合機を使用して高温で混捏する。次に、押出しプレスや型を用いて、捏合物を成形する。この時、先端部分に装着するノズルや型を交換することで、直径サイズを自在に変えることが可能となる。さらに、熱安定性、機械的強度を強化し、電気伝導性をもたらすため、成形された捏合物を焼成する（一次焼成）。黒鉛電極の組織を緻密化し、強度及び電気伝導性をさらに上げる必要がある場合には、一次焼成後の黒鉛電極にピッチ浸透を行った上で、2度目の焼成（二次焼成）を行う。昇温することにより、黒鉛電極を炭素質から黒鉛質に変化させる。最後に、黒鉛電極の本体となるポールの側面及びニップル装着部分について、それぞれ必要となる加工（外径加工、ねじ切り加工等）を施す。ニップル装着済みの黒鉛電極の場合には、黒鉛電極の本体となるポールのねじ切り加工がなされた部分に加工済みのニップルを装着する²⁷⁵。

²⁷¹ 協定 2.1

²⁷² 協定 3.1

²⁷³ 申請書 2-3、供給者当初質問状回答書（合肥炭素、遼寧丹炭、大連旭日）（添付資料 A-5-3）

²⁷⁴ 申請書 2-3、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-6）

²⁷⁵ 申請書 2-3、本邦生産者現地調査結果報告書（3.(1)（ア））

なお、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも上記(206)に述べた方法で生産されており²⁷⁶、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

3-1-3 流通経路

(207) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、当該輸入貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から産業上の使用者に販売されている場合や、更に他の商社を経由して販売されている場合が確認できたほか、当該輸入貨物の供給者から直接、本邦の産業上の使用者に輸出している場合もあることが確認できた²⁷⁷。本邦産同種の貨物についても、大部分は本邦の生産者から本邦の商社を介して産業上の使用者に販売されているが、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されている場合もあることを確認した²⁷⁸。

(208) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、いずれも、直接販売と間接販売とが併用されており、流通経路は共通していた。

3-1-4 用途

(209) 当該輸入貨物は、主に電炉における陰極として使用される。直径約 20 インチ以上の黒鉛電極は、主に、一度使用された鉄スクラップを電炉で溶かし、鉄鋼を製造（以下「製鋼」という。）するために使用される。一方で、直径約 18 インチ以下の黒鉛電極は、主に、電炉において鉄鋼の成分調整（以下「精錬」という。）を行う際に使用される。また、直径 12 インチ以下の黒鉛電極は、鉄鋼の成分を精錬する以外に、ゴミ焼却灰溶解炉（プラズマ式溶解炉）や非鉄金属を精錬するための電炉で使用されることもある。本邦産同種の貨物についても同様であることを確認した²⁷⁹。

なお、サンプリング調査対象者の生産する調査対象貨物について、直径サイズと用途の関係性に着目したところ、製鋼用途の黒鉛電極については、【サイズ】の電極が生産されていた²⁸⁰。また、精錬用途の黒鉛電極は、【サイズ】以上【サイズ】までの電極が生産されていた²⁸¹。したがって、直径サイズと用途にはある程度の相関性が見られるものの、黒鉛電極の直径サイズによって用途を厳密に区別することができるものではなく、一部の直径サイズでは用途が重複していることを確認した。なお、【サイズ】の黒鉛電極については、ゴミ焼却灰溶解炉及び非鉄金属精錬用途のみが確認できた²⁸²。

3-1-5 価格の決定方法

(210) 当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、大部分が取引先との個別交渉によって行われており、本邦産同種の貨物についても、同様に、大部分が取引先との個別交渉によって行われていることを確認した²⁸³。

(211) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

²⁷⁶ 供給者当初質問状回答書（合肥炭素、遼寧丹炭、大連旭日）（添付資料 E-1-1-1）及び本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-7）

²⁷⁷ 輸入者当初質問状回答書（調査項目 D-1-6）及び産業上の使用者当初質問状回答書（様式 A-3）

²⁷⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-10、C-1）

²⁷⁹ 申請書 2-3(2)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-6-3-①）、産業上の使用者当初質問状回答書（様式 B-3、D-4）、同不備改め版回答書（様式 B-3）

²⁸⁰ 供給者当初質問状回答書、同不備改め版回答書（合肥炭素、遼寧丹炭、大連旭日）（様式 A-5-2）

²⁸¹ 同上

²⁸² 同上

²⁸³ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2、添付資料 C-2-1、C-3-3）、産業上の使用者当初質問状回答及び同不備改め版回答書（調査項目 C-1）、本邦生産者現地調査結果報告書（3.(3)（イ））

3-1-6 代替性

(212) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「表 29 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、質問状への回答内容が確認できる 36 者²⁸⁴のうち「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が全体の 6 割以上を占める中、「代替不可能」との回答は約 1 割であった。なお、輸入者及び産業上の使用者より、直径 500mm 未満であって精錬に用いる黒鉛電極に関し、「代替不可能」な理由として、本邦生産者では精錬用グレード及び当該サイズを製造していないため、供給者になりえない旨の回答²⁸⁵があったが、本邦生産者において、直径 500mm 未満の黒鉛電極を生産していることが確認された²⁸⁶。

また、精錬用の黒鉛電極について、当該輸入貨物は HP グレードであるのに対して、本邦産は UHP グレードしか製造しておらず競合していない旨の回答があった²⁸⁷が、グレードは、あくまで各黒鉛電極メーカーが独自の基準で設定しているものであり、黒鉛電極産業界において、統一された呼び径や代表特性の基準があるものではない²⁸⁸。また、各用途にどのような仕様の黒鉛電極を使用するのかは、使用者の使用環境及び電極の価格との兼ね合いにより決定されるものであるが²⁸⁹、調査当局は、調査期間中に本邦生産者による精錬用の黒鉛電極の生産及び販売を確認していることから²⁹⁰、精錬用の黒鉛電極について輸入貨物だけが購入されているわけではない。さらに、細径品は減耗が早く、特性値が同じであっても、中国品は、本邦品では発生しない不具合が発生するため、中国品の採用を見送っているとの回答があった²⁹¹が、このことも、精錬用黒鉛電極について本邦品の利用企業が存在していることを示している。なお、当該輸入貨物の採用を見送っていると回答したのは、当該 1 者のみであった。このほか、輸入元と独占販売契約のため²⁹²との回答があったが、原産国の違いにより代替不可能であるという趣旨の意見ではないと考えられる。

なお、申請者に確認したところ、自社製品の黒鉛電極と他社製品のニップルの相互性について、本邦生産者 3 者ともに JIS 規格準拠で製造しているため、本邦生産品同士が接続可能であることに加えて、本邦生産品と、調査対象貨物の生産国及び欧米を含む第三国品では、他国の規格 IEC 規格 (IEC60239) 及び NEMA 規格 (OG1) がいずれも統一された規格となっており、接続部の呼び名が同一であれば寸法が一致しているため接続が可能である²⁹³という回答を得た。

(213) 以上より、当該輸入貨物について、本邦産同種の貨物との相互性及び代替性があることを確認した。

²⁸⁴ 本邦生産者 3 者、輸入者 9 者、産業上の使用者 24 者

²⁸⁵ 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（大同興業）（様式 E-2-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（大同特殊鋼）（様式 D-2-3）

²⁸⁶ 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

²⁸⁷ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答、（山陽特殊製鋼）（調査項目 D-8）（様式 D-4-2）、本邦生産者現地調査結果報告書（3.(9)（ア））

²⁸⁸ 申請書 2-3(1)、本邦生産者現地調査結果報告書（3.(9)（ア）、（イ））

²⁸⁹ 申請書 2-3(2)

²⁹⁰ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

²⁹¹ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（プロテリアル）（様式 D-2-3）

²⁹² 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ファインズ）（様式 E-2-3）。なお、回答書本文中では「輸出先と独占契約のため」と記載されているところ、「輸出先」は当該貨物の輸入者視点の記載であることから、本文中は「輸入元」と読み替えて記載した。

²⁹³ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（質問項目 H-5）SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン

表 29 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

原産国	回答の割合(国別の組み合わせ)	
	回答	中国
日本	代替可能性あり	47.5%
	一定の条件を満たせば代替可能	16.3%
	代替不可能	12.8%
	わからない	23.4%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 E-2-1)、輸入者当初質問状回答書(様式 E-2-1)、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 D-2-1)

(注) 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とならない。

3-1-7 貿易統計上の分類

(214) 当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第 8545.11 号に分類される黒鉛電極(炉に使用する種類のもので丸形のもの)²⁹⁴であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号に分類されることを確認した。

3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討

(215) 輸入者兼産業上の使用者である東京鋼鐵から、製鋼用として直径 500mm の UHP グレード、精錬用(LF)として直径 350mm の HP グレードの黒鉛電極を使用しているところ、サイズ・仕様によっては、日本国の黒鉛電極メーカーが積極的に製造販売していない製品もあるため、これら国内の黒鉛電極メーカーが積極的に製造販売していないサイズ・仕様の電極については、課税対象貨物から除外して欲しい旨の意見の表明²⁹⁵があった。また、同じく産業上の使用者である山陽特殊製鋼からも、直径 400mm(16 インチ)以下の精錬用黒鉛電極について、国内の黒鉛電極メーカーは同仕様の黒鉛電極をほぼ製造しておらず、本邦産と中国産の市場の棲み分けが行われており競合関係にないため対象外とすべきであり、用途については、通関関係書類や梱包外面にサイズとともに用途を追記可能であることから税関での対象分別が可能であるとの意見の表明があった²⁹⁶。

(216) 上記(215)の意見に関し、通関関係書類や梱包外面に用途の追記が可能であるという山陽特殊製鋼の主張については、仮にそのような追記が可能であったとしても、税関において分別が可能であることを合理的に示す証拠は提出されておらず、調査当局において検討することは困難であると判断した。東京鋼鐵の主張する、国内の黒鉛電極メーカーが積極的に製造販売していないとされるサイズ・仕様については、その内容が明らかではなく、本邦生産者が積極的に製造販売していない製品があることを示す証拠も提出されていない。その上で、調査当局は、直径 400mm 以下の電極の市場の棲み分け・競合関係について、以下のとおり検討した。

(217) まず、本邦生産者の質問状回答において、直径 400mm 以下の黒鉛電極の販売状況を確認したところ、調査対象期間中に多数の販売が確認された²⁹⁷。次に、直径 400mm 以下の精錬用黒鉛電極について、より詳細に市場の棲み分け・競合関係を確認するため、意見の表明者

²⁹⁴ 令和 6 年 4 月 24 日付け財務省告示第 119 号

²⁹⁵ 意見の表明(東京鋼鐵、令和 6 年 6 月 27 日)

²⁹⁶ 意見の表明(山陽特殊製鋼、令和 6 年 8 月 26 日)

²⁹⁷ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)

である東京鋼鐵及び山陽特殊製鋼において使用されている直径 350mm 以上 400mm 未満の黒鉛電極の製造・販売状況²⁹⁸に関し、改めて本邦生産者に確認を行ったところ、うち 1 者より、生産を制限したという事実はなく、今後も顧客の需要を踏まえ、経済合理性を検証の上、供給を行っていく予定という回答²⁹⁹を得た。当該回答の正確性を確認するため、産業上の使用者の状況を確認したところ、東京鋼鐵及び山陽特殊製鋼を始めとする複数者において、調査対象期間中に当該直径サイズの黒鉛電極を本邦生産者から購入し、精錬用として使用していることが確認された³⁰⁰。

(218) さらに、直径 350mm 又はそれより細い直径サイズの黒鉛電極については、当該直径サイズの黒鉛電極を製造している本邦生産者 1 者³⁰¹より、細物の生産量が減少した要因は、調査対象貨物の影響により、黒鉛電極の販売価格が低迷していることを背景にして、黒鉛電極事業として生産効率を高める手法を検討した結果、収益性の維持が困難と判断したためであるが、直径 300mm 以下（6～12 インチ）の設備についても廃棄しておらず、製造を再開することが可能であるという回答³⁰²を得た。同じく、他の本邦生産者³⁰³より、既存設備で物理的に製造は可能であるが、製造には顧客の需要、コストの精査等の経済合理性の検証を要する³⁰⁴旨の回答があった。また、他の生産者についても、既存設備で製造可能との回答があった³⁰⁵。これらにより、調査対象期間中、既存の製造設備において本邦生産者の生産能力が維持されている事実を確認した。

加えて、上記に述べた直径 350mm 以下の黒鉛電極について、本邦産同種の貨物は、量及び価格の両面において当該輸入貨物の影響を受けており、競合の結果、本邦産同種の貨物の販売量は当該輸入貨物の販売量に比して大きく減少している事実を確認した³⁰⁶。当該事実については、「**3－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」において分析を行うこととする。

(219) 以上より、特定の直径サイズの黒鉛電極について競合関係を完全に否定することはできず、また、本邦生産者が特定の直径サイズの黒鉛電極を積極的に製造販売していないという事実は確認できなかった。したがって、上記(215)の東京鋼鐵及び山陽特殊製鋼の主張は、失当である。

なお、東京鋼鐵の意見の表明において言及されているグレードについて、同社の回答からはその詳細が明らかではないため、本項目においては検討の対象としない。グレードはあくまで各黒鉛電極メーカーが独自の基準で設定しているものであり、黒鉛電極産業界において統一された呼び径や代表特性の基準があるものではないことは、「**3－1－6 代替性**」にて述べたとおりである。ただし、別途「**3－3－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討**」において、関連する事項について検討を行った。

3－1－9 同種の貨物の検討についての結論

(220) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。

²⁹⁸ 産業上の使用者質問状回答（D-1-1、様式 B-3）山陽特殊製鋼

²⁹⁹ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（質問項目 H-6）東海カーボン

³⁰⁰ 産業上の使用者質問状回答（D-1-1、様式 B-3）中部鋼鉄、王子製鉄、伊藤製鉄所

³⁰¹ SEC カーボン

³⁰² 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（質問項目 H-7）SEC カーボン

³⁰³ 日本カーボン

³⁰⁴ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（質問項目 H-7）日本カーボン

³⁰⁵ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（調査項目 H-7）、東海カーボン、日本カーボン

³⁰⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）

したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認した。

3-2 本邦の産業

- (221) 申請書の記載によれば、本邦において黒鉛電極を生産しているのは、SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、マルヤ産業及びレゾナック GJ の 5 者である。調査当局は、本邦の産業について確認するため、これらの者に対し、確認票及び本邦生産者当初質問状を送付した。

調査当局が確認票回答書を確認したところ、これら 5 者のうち、東海カーボンにおいて、課税の求めがあった日の 6 月前の日以後に調査対象貨物の輸入があり、その量は【1,000～20,000kg】であることが認められた。この場合、その輸入量が少量の場合を除き、同者の主たる事業が本邦産同種の貨物の生産であることについての証拠を提出しない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない³⁰⁷ところ、東海カーボンより、【主たる事業は黒鉛電極の生産である旨の説明】旨の回答があり^{308,309}、主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産者であることについての事実が認められた。

- (222) 次に、申請書において、マルヤ産業が本邦産同種の貨物の生産者である旨が示されていたことから、調査当局は、同者を知り得た本邦産同種の貨物の生産者であると考え、本邦生産者に対する確認票及び当初質問状の送付を行ったものの、期限までに回答は得られなかった。他方、同者より、輸入者に対する確認票及び質問状回答書の提出があり、マルヤ産業は調査対象貨物の輸入者であるが、輸入している貨物は、中国において外径加工、表面仕上げが施されたもので、子会社のマルヤ精工株式会社（以下「マルヤ精工」という。）に依頼して黒鉛電極及びニップルのねじ加工のみを行っている旨の説明がなされた³¹⁰。つまり、マルヤ産業の業務は、調査対象貨物を輸入し、更なる加工を施すものである。また、子会社であるマルヤ精工に当該輸入貨物の加工を依頼しているとのことであるが³¹¹、親会社であるマルヤ産業は、加工依頼先であるマルヤ精工の株式を 100%保有しており、代表者も同一人物である³¹²。さらに、マルヤ産業のパンフレットにおいても、「国内唯一の電極加工の専門メーカーとして、良質な人造黒鉛電極を供給しています」との記載が認められた³¹³。その他、マルヤ産業の電極事業部からマルヤ精工への出向者派遣の事実や、完成品売買取引の主体がマルヤ産業であること等、マルヤ産業とマルヤ精工の間には、同一の会社組織的な関係が存在することを確認した³¹⁴。これらのことから、両者は実質的に一体となって当該輸入貨物の輸入及び加工を行っているものと考えられる。

本調査においては、HS 番号で調査対象貨物の範囲を設定していることから、マルヤ産業の輸入貨物は調査対象貨物の輸入量の一部として検討されるべきものであり、重複して本邦生産量の一部として取り扱うことは適当でない。また、調査対象貨物の HS 番号の範囲内で加工を行うにすぎない場合には、実質的に当該輸入貨物と同種の貨物の生産を行っているとは評価することができず、本邦生産者に含めることは妥当でない。したがって、調査当局は、マルヤ産業及びマルヤ精工を本邦の生産者とは見なさないことが適当であると判断した。

- (223) レゾナック GJ は、同社の株式を 100%保有する株式会社レゾナックの子会社であり、株式会社レゾナックの黒鉛電極事業の一翼を担う企業である。また、親会社である株式会社レゾ

³⁰⁷ 政令第 4 条第 2 項ただし書

³⁰⁸ 本邦生産者確認票（VII.2.）なお、(13)のとおり、本調査において、本邦生産者に対する確認票の送付は、ガイドライン 6.(2)に基づいて調査開始告示前に実施されたことから、回答書には「確認対象貨物」と記載されているところ、本報告書においては、「調査対象貨物」と読み替えて記載した。

³⁰⁹ 本邦生産者確認票（VII.2.(4)）【個社名】

³¹⁰ 当初質問状回答書（マルヤ産業）（調査項目 A-2-5）

³¹¹ 当初質問状回答書（マルヤ産業）（添付資料 A-4-1）

³¹² 当初質問状回答書（マルヤ産業）（調査項目 A-1-2, A-2-2）

³¹³ 当初質問状回答書（マルヤ産業）（添付資料 A-2）

³¹⁴ 当初質問状回答書（マルヤ産業）（添付資料 A-4-1）

ナックは、当該輸入貨物の供給者である四川昭鋼炭素の株式を 67%保有し、役員派遣を行っている³¹⁵。これらのことから、調査当局は、レゾナック GJ は、当該輸入貨物の供給者である四川昭鋼炭素を直接支配している第三者である株式会社レゾナックにより直接支配されており、政令第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる関係を有する生産者に該当するものと判断した。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動を取らせるものでないことについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれないものとされるところ、同者の確認票回答書において、そのような事実は認められなかった。

さらに、レゾナック GJ の確認票回答書によれば、課税の求めがあった日の 6 月前の日以後に調査対象貨物の輸入があり、その量は【輸入量】である。この場合、その輸入量が少量の場合を除き、同者は政令第 4 条第 2 項に掲げる当該輸入貨物を輸入した生産者に該当するため、主たる事業が本邦産同種の貨物の生産であることについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない³¹⁶こととなるところ、同者の確認票回答書において、そのような事実は認められなかった³¹⁷。

したがって、調査当局は、レゾナック GJ が本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれないものと判断した。

(224) その他、SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボンの 3 者について、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はないことを確認した。また、東海カーボンについては前述(221)のとおりであるが、SEC カーボン及び日本カーボンの 2 者についても、申請の日の 6 月前の日以後同申請の日の前日まで（令和 5 年 8 月 26 日～令和 6 年 2 月 25 日）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、2 者ともに輸入の事実はなかった³¹⁸ことから、本邦の生産者に該当すると判断した。

(225) 以上より、調査当局は、東海カーボン、日本カーボン、SEC カーボンの 3 者を本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。また、「表 30 本邦の産業の状況（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）」のとおり、当該 3 者の令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月における生産量は【数値】MT であり、本邦における黒鉛電極の総生産高に占める割合は【60-75】%であった。

表 30 本邦の産業の状況（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の 輸入の有無	申請に対する支持 の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
SECカーボン	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
東海カーボン	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
日本カーボン	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
レゾナックGJ	【数値】	【数値】	有り	意思表示しない	協力しない
合計	【数値】	100.0%			

（出所）申請書、本邦生産者確認票（IV.V.VIII.2,3.及び X.3.）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

³¹⁵ 本邦生産者確認票（VII.3）、有価証券報告書（レゾナック GJ）

³¹⁶ 政令第 4 条第 2 項ただし書

³¹⁷ 本邦生産者確認票（VII.2.）

³¹⁸ 本邦生産者確認票（VII.2.）

3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

3-3-1 当該輸入貨物の輸入量

(226) 当該輸入貨物の輸入量について確認したところ、「表 31 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月における総輸入量 17,365MT のうち、中国からの輸入量は 13,036MT（対総輸入量比 75.1%）であり、無視できる数量（全輸入量の 3%未満）ではなかった。令和元年には、世界的な黒鉛電極不足に対応するため、前年に積み増した黒鉛電極の在庫の調整があり、また、令和 2 年には在庫調整に加えて新型コロナウイルス感染症の流行を背景に粗鋼生産量が減少し、「表 32 需要量の変化」のとおり、黒鉛電極の需要が減少したため³¹⁹、当該輸入貨物の輸入量は、平成 30 年から令和 2 年にかけて 11,420MT から 10,034MT へと減少した。その後、令和 3 年は新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着きをみせたことで需要が回復し³²⁰、当該輸入貨物の輸入量は、令和 4 年に 15,395MT へと増加した。令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、自動車減産に伴う特殊鋼減産、資材高騰並びに人手不足に伴う建設需要減少等に起因して電炉メーカーの鉄鋼生産が減少したことにより需要が減少し³²¹、当該輸入貨物の輸入量は 13,036MT へと減少した。調査対象期間全体では 14.2%の増加となった。

一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表 33 本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成 30 年から令和 2 年にかけて減少、令和 3 年には増加したが、その後、令和 4 年、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて減少した。調査対象期間全体では 40%減となった。

表 31 当該輸入貨物の輸入量

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	11,420	10,557	10,034	14,498	15,395	13,036
	対総輸入量	84.2%	77.2%	69.3%	72.2%	75.8%	75.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	2,148	3,111	4,447	5,575	4,923	4,329
	対総輸入量	15.8%	22.8%	30.7%	27.8%	24.2%	24.9%
総輸入量(MT)		13,568	13,668	14,481	20,073	20,318	17,365

(出所) 財務省貿易統計

(注) 第三国からの輸入量 (MT) = 総輸入量 (MT) - 当該輸入貨物の輸入量 (MT)

表 32 需要量の変化

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
需要量(MT)	【100】	【85】	【70】	【91】	【89】	【79】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書（様式 B-1）

(注 1) 各欄の【 】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(注 2) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT)

³¹⁹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本カーボン）調査項目 A-11-1

³²⁰ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（SEC カーボン）調査項目 A-11-1

³²¹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（東海カーボン）調査項目 A-11-1

表 33 本邦産同種の貨物の販売量の変化

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
国内販売量(MT)	【100】	【79】	【55】	【68】	【65】	【60】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(227) さらに、黒鉛電極は、精錬用と製鋼用とで用途が大きく異なることから、用途別サイズ別に分析を行った。まず、精錬用であって、本邦の市場における販売量が多く、十分な回答が得られた、直径 350mm 以上 500mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、「**表 34 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量(350mm 以上 500mm 未満及び精錬用)**」のとおりであった。当該輸入貨物の販売量は令和 4 年にかけて増加し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にはやや減少したものの、調査対象期間全体では、25 ポイントの増加となった。一方、本邦産同種の貨物の国内販売量は、令和 2 年にかけて大きく減少した後、令和 3 年、令和 4 年はやや増加したものの、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には再び減少し、調査対象期間を通じて 47 ポイント減少した。

表 34 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量(350mm 以上 500mm 未満及び精錬用)

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(MT)	【100】	【104】	【127】	【142】	【143】	【125】
本邦産同種の貨物量(MT)	【100】	【76】	【44】	【50】	【56】	【53】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)、輸入者質問状回答書(様式 C-1)

(注) 各欄の【 】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(228) 次に、製鋼用であって、本邦市場における販売量が多く、十分な回答が得られた直径 500mm 以上 650mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、「**表 35 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量(500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用)**」のとおりであった。当該輸入貨物の輸入量は、令和元年に減少した後令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて大きく増加し、調査対象期間全体では、306 ポイントの増加となった。一方、本邦産同種の貨物の国内販売量は、令和 2 年にかけて大きく減少した後、令和 3 年はやや増加したものの、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて再び減少し、調査対象期間を通じて 43 ポイント減少した。

表 35 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量(500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用)

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(MT)	【100】	【45】	【123】	【248】	【425】	【406】
本邦産同種の貨物(MT)	【100】	【82】	【58】	【71】	【66】	【57】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)、輸入者質問状回答書(様式 C-1)

(注) 各欄の【 】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(229) さらに、精錬用であって、直径 350mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、「**表 36 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量(350mm 未満及び精錬用)**」のとおりであった。当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の国内販売量は、共に調査対象期間全体を通じて減少したものの、当該輸入貨物の輸入量の減少が 11 ポイントであった一

方、本邦産同種の貨物の国内販売量は 41 ポイントの減少となり、当該輸入貨物の輸入量に比して大幅な減少となった。

表 36 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売量（350mm 未満及び精錬用）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(MT)	【100】	【85】	【71】	【72】	【80】	【89】
本邦産同種の貨物(MT)	【100】	【74】	【54】	【53】	【65】	【59】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者質問状回答書（様式 C-1）

(注) 各欄の【 】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(230) 最後に、全品種について、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、「**表 37 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移**」のとおり、当該輸入貨物の市場占拠率は、平成 30 年から令和 4 年にかけて 51 ポイント上昇、その後、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に 7 ポイント下落したが、調査対象期間全体では 44 ポイントの上昇と大幅な増加となった。これに対し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、平成 30 年から令和 4 年にかけて 28 ポイント下落、その後、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に 3 ポイント増加したが、調査対象期間全体では 25 ポイントの下落となった。

表 37 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【109】	【126】	【139】	【151】	【144】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【92】	【78】	【75】	【72】	【75】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【170】	【296】	【284】	【256】	【254】
需要量(MT)	【100】	【85】	【70】	【91】	【89】	【79】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注) 各欄の【 】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(231) 本邦における当該輸入貨物の販売価格と、本邦産同種の貨物の販売価格について、まず、全ての品種³²² について分析することとし、「**表 38 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）**」のとおり、年別加重平均価格を比較した。本邦生産者から、中国の環境規制強化に伴う黒鉛電極生産抑制の影響を受けて当該輸入貨物の価格が高騰した旨の回答³²³があった平成 30 年を除いて、当該輸入貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を【20-70】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、令和元年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて継続して下落し、調査対象期間全体では 16 ポイント下落した。

表 38 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(円/kg)	【100】	【56】	【30】	【28】	【37】	【40】
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【148】	【110】	【91】	【87】	【84】
価格比	【130】-【160】	【30】-【60】	【30】-【60】	【30】-【60】	【40】-【70】	【50】-【80】

³²² 非関連企業間取引のみを対象とした。

³²³ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11）（東海カーボン）

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)

(注 1) 価格比(%) = 当該輸入貨物(円/kg) / 本邦産同種の貨物(円/kg) × 100

(232) 「表 39 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおり、本邦の産業は、令和 2 年及び令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に製造原価上昇分を国内販売価格に転嫁しようと試みたものの、安価な当該輸入貨物を引き合いに出され、取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった³²⁴。また、令和 3 年においても、前年の令和 2 年に比して若干製造原価が低下したものの、それ以上に国内販売の価格の低下が大きかったため、製造原価に見合った価格設定を行うことができなかった。上記について、当該輸入貨物に販売の機会を奪われるなどの事実があったことを確認した³²⁵。

表 39 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
製造原価合計(円/kg)	【100】	【162】	【212】	【204】	【165】	【190】
原材料費(円/kg)	【100】	【182】	【160】	【149】	【145】	【144】
労務費(円/kg)	【100】	【145】	【389】	【331】	【238】	【284】
経費(円/kg)	【100】	【122】	【295】	【304】	【197】	【275】
国内販売価格(円/kg)	【100】	【148】	【110】	【91】	【87】	【84】
製造原価率(%)	【100】	【109】	【192】	【225】	【191】	【226】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1、様式 F-2-2 及び様式 F-2-4)

(注 1) 1kg 当たりの原材料費(円/kg) = 原材料費(円) / 国内向け生産量(kg)

(注 2) 1kg 当たりの労務費(円/kg) = 労務費(円) / 国内向け生産量(kg)

(注 3) 1kg 当たりの経費(円/kg) = 経費(円) / 国内向け生産量(kg)

(注 4) 各欄の【 】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(233) また、「表 37 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移」及び「表 38 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、庭先渡し)」のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を下回っており、当該輸入貨物の市場占拠率は、調査対象期間を通じて上昇した。また、産業上の使用者の当初質問状回答書において確認できた 28 者のうち、約 6 割が購入先の選定において価格が最も重要な要素であると回答しており、この割合は、品質、安全性、供給安定性を最も重要な要素であると回答した割合と並んで高かった。価格以外を最も重要な要素であると回答した者も、価格の重要性を、品質及び供給安定性に次いで高く評価しており、価格を重視しないと回答した者は僅かであった³²⁶。これら産業上の使用者の回答は、顧客が購入先を決定する際に価格の重要性を相対的に高く評価していることを示している。このことから、黒鉛電極の市場において、価格は調達先の選定において最も決定的な要素の 1 つであり、それ故に、本邦産同種の貨物よりも安価な当該輸入貨物への置き換えが進んだことが伺われる。

(234) 以上のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、平成 30 年を除いて、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと(プライスアンダーカッティング)及び価格が著しく押し下げられている(プライスディプレッション)ことが認められた。

³²⁴ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(添付資料 C-3-3・C-4-3、添付資料 F-2-6-2)【個社名】

³²⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3)

³²⁶ 産業上の使用者当初質問状回答書(様式 D-5-1)

(235) さらに、黒鉛電極は、精錬用と製鋼用とで用途が大きく異なることから、用途別サイズ別に分析を行った。まず、精錬用であって、本邦市場における販売量が多く、十分な回答が得られた直径 350mm 以上 500mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、「表 40 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（350mm 以上 500mm 未満及び精錬用、庭先渡し）」のとおりであった。

直径 350mm 以上 500mm 未満の精錬用黒鉛電極における当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【20-65】%下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。また、平成 30 年と令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月を比較すると、「表 38 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」において分析した全品種を合わせた総平均価格と同様に減少していた。

当該輸入貨物の全ての品種の販売価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っており（プライスアンダーカッティング）、また、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）は、調査対象期間全体で 16 ポイント下落し、価格が著しく押し下げられていた（プライスディプレッション）のは、(231)で述べたとおりである。同様に、直径 350mm 以上 500mm 未満の精錬用黒鉛電極における本邦産同種の貨物の販売価格についても、調査対象期間全体で 23 ポイント下落していることを確認した。

表 40 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（350mm 以上 500mm 未満及び精錬用、庭先渡し）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(円/kg)	【100】	【55】	【28】	【26】	【37】	【39】
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【145】	【102】	【85】	【80】	【77】
価格比	【100】-【200】	【30】-【80】	【30】-【80】	【30】-【80】	【30】-【80】	【30】-【80】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【 】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

(236) 次に、製鋼用であって、本邦市場において販売量が多く、十分な回答が得られた直径 500mm 以上 650mm 未満の黒鉛電極について比較を行ったところ、「表 41 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用、庭先渡し）」のとおり、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【15-50】%下回っていた。このことより、直径 500mm 以上 650mm 未満の製鋼用黒鉛電極における当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格は、調査対象期間を通じて「表 38 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」の全品種を合わせた総平均価格と同様の推移を示していたことが確認できた。

したがって、直径 500mm 以上 650mm 未満であって製鋼用の当該輸入貨物と本邦産同種の国内販売価格を比較した結果、当該輸入貨物の販売価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）が認められた。また、本邦産同種の貨物の販売価格は、令和元年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて継続して下落し、調査対象期間全体では 15 ポイントの下落となり、価格が著しく押し下げられていること（プライスディプレッション）が認められた。

表 41 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用、庭先渡し）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(円/kg)	【100】	【52】	【31】	【26】	【28】	【31】
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【150】	【112】	【92】	【87】	【85】
価格比	【100】-【250】	【50】-【85】	【50】-【85】	【50】-【85】	【50】-【85】	【50】-【85】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【 】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

（237）最後に、直径 350mm 未満の精錬用黒鉛電極についても比較を行ったところ、「表 42 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（350mm 未満及び精錬用、庭先渡し）」のとおりであった。平成 30 年を除いて、調査対象期間を通じて当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【50-80】%下回っており、全品種をあわせた総平均価格と同様にプライスアンダーカッティングが認められた。

表 42 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（350mm 未満及び精錬用、庭先渡し）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物(円/kg)	【100】	【60】	【28】	【30】	【44】	【39】
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【149】	【128】	【109】	【111】	【110】
価格比	【100】-【120】	【20】-【50】	【20】-【50】	【20】-【50】	【20】-【50】	【20】-【50】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【 】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討

（238）調査対象貨物の供給者 7 者より、日本製の黒鉛電極の殆どが UHP の黒鉛電極である一方、中国から日本に輸出された黒鉛電極には、UHP の黒鉛電極も、UHP でない黒鉛電極も含まれており、一部の中国企業にとっては、UHP でない黒鉛電極が企業の輸出量の 50%を占めている。したがって、中国企業の輸出価格は、製品の種類の影響を受けることがあり、UHP でない黒鉛電極の価格は比較的廉価であるため、中国企業全体の輸出価格が低くなっている。一方、日本国内で販売されている黒鉛電極はほとんど UHP の黒鉛電極であるため、価格が高くなっているため、製品のグレード別に分析すべきである旨の意見の表明があった³²⁷。

³²⁷ 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）

(239) 上記(238)の意見について、当局は以下のとおり分析した。

まず、「中国から日本に輸出された黒鉛電極には、UHP の黒鉛電極も、UHP でない黒鉛電極も含まれており、一部の中国企業にとっては、UHP でない黒鉛電極が企業の輸出量の50%を占めている。」という意見については、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出はなされず、単なる主張にすぎないことから、分析が困難であると判断した。

(240) 次に、供給者 7 者の主張によると、異なるグレードの黒鉛電極の相違点は、主に使用する原材料、製造工程、許容電流密度及び用途などの面にあるとのことである。

確かに、これらの要素のうち、原材料及び製造工程の相違については、製造原価に影響を与える可能性があると考えられることから、調査当局が本邦生産者³²⁸に確認したところ、【原材料に関する情報】が、製造コストは複数の要因により決まるため、単純に材料の価格差をそのまま製品価格に反映することはできず、より安価に輸入販売されている調査対象貨物に対抗できるほどのコストダウンを図ることは極めて困難である。産業上の使用者等においては、本邦生産者の材料配合割合及びコスト構造を知り得ず、また、国内外の黒鉛電極製造の同業他社の材料配合割合及びコスト構造についても同様に知り得ないはずであり、ノンニードルコークスの配合割合を高めれば、材料の価格差をそのまま製品価格に反映することができると考えている可能性があるが、そのような単純なコスト構造ではない旨の回答³²⁹がなされた。

なお、サンプリング調査対象者である合肥炭素によると、黒鉛電極の物理的特性については、製造時の条件によって、完成品のかさ密度、固有抵抗等の物理的特性に差異が生じるため、どの黒鉛電極がどのような特性値の製品になるのかは、製造工程の最後に検査をするまで決定できない³³⁰という趣旨の回答がなされた。さらに、用途については、供給者において、個別の黒鉛電極に係る産業上の使用者の用途については、必ずしも正確に把握しているわけではないことも併せて確認された³³¹。

各用途にいずれの黒鉛電極を使用するのかは、使用者の使用環境及び黒鉛電極の価格との兼ね合いで使用者が決定するものであると考えられるが、前述のとおり各グレードに統一された基準がないことを踏まえても、グレードを基準として適切な価格分析を行うことは困難である。少なくとも本邦生産者である東海カーボンにおいては、寸法・検査方法には JIS 規格が存在するものの、その他の仕様は顧客の要望に応じてセミオーダーのような形で決定しているという趣旨³³²の回答のとおり、画一的なグレードに基づいた管理は行われていない。産業上の使用者である山陽特殊製鋼から、グレードについては統一規格がなく、各社各様であることから、分別条件には適さない旨の意見があった³³³ことも、当該事情を裏付けるものである。

(241) 以上より、上記(238)の調査対象貨物の供給者 7 者による意見は受け入れられない。

(242) なお、本邦生産者より、中国品の製造コストについては、中国メーカーが原材料を中国国内で調達している場合、原材料価格が歪んでいる（市場経済原理が働いていない）可能性があるとの主張がなされた³³⁴。しかしながら、「**1－6－1－2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等**」のとおり、調査当局は、知り得た供給者に対し、市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状を送付して関連する情報の提供を求めたところであるが、十分な回答を提出した供給者はおらず、分析は許されなかった。

³²⁸ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（調査項目 H-8）、東海カーボン

³²⁹ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（調査項目 H-8）

³³⁰ 供給者現地調査結果報告書（4.(1)）

³³¹ 供給者現地調査結果報告書（3.(2)）

³³² 本邦生産者現地調査結果報告書（3.(9)（ア）、（イ））

³³³ 意見の表明（山陽特殊製鋼）

³³⁴ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（調査項目 H-8）、東海カーボン

3-3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(243) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間全体で見ると大幅に増加した一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間全体で見ると減少した。

また、当該輸入貨物の価格は、平成 30 年を除き、本邦産同種の貨物の価格を常に下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。本邦産同種の貨物の販売価格についても、令和元年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて下落し続けており、価格が著しく押し下げられている（プライスディプレッション）ことが認められた。

上記「3-1 同種の貨物の検討」で検討したとおり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは高い代替性があり、また、本邦生産者は製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを試みたものの、取引先から安価な当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、当該輸入貨物に販売の機会を奪われている³³⁵ことや、本邦産同種の貨物と比較して原単価に優位性がある調査対象貨物の購入量の比率が上昇したこと³³⁶、調査対象貨物及び第三国産同種の貨物の品質が本邦産同種の貨物と同等であること等が確認でき、産業上の使用者が安価品である調査対象貨物の導入を進めてきた³³⁷ことが、本邦産同種の貨物、当該輸入貨物の数量及び価格動向より認められた。

これらの事実から、調査対象期間における本邦産同種の貨物の販売量は、当該輸入貨物の影響により減少していたことが認められた。

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(244) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価³³⁸、³³⁹、³⁴⁰した。

3-4-1 生産高

(245) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 43 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、令和元年は対前年比で 26 ポイント減少した後、令和 2 年は対前年比 42 ポイント減少した。平成 30 年から令和 2 年までの期間で生産量が減少した背景には、輸出量が 81 ポイント減少したことが影響している。さらに、電炉鋼生産が低調に推移して黒鉛電極需要が減少したため、販売低調に対応して減少した³⁴¹。令和 3 年は、輸出は 2 ポイント上昇となり、輸出の影響はほぼ無くなったが、国内の電炉鋼増産により黒鉛電極需要が改善した影響を受け³⁴²、対前年比で 11 ポイント増加した。令和 4 年は対前年比で横這いとなり、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、対前年比 3 ポイント減少した。調査対象期間を通じては、60 ポイントの減少となった。調査対象期間中において国内販売量に対する自家消費量の割合は【0-1】%程度で推移しており、影響は限定的であった。また、輸出量が令和 3 年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9

³³⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）

³³⁶ 産業上の使用者当初質問状回答書（トピー工業、山陽特殊製鋼）（調査項目 B-2-6）

³³⁷ 産業上の使用者当初質問状回答書（愛知製鋼）（調査項目 B-2-6）

³³⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）

³³⁹ 協定 3.4

³⁴⁰ 調査当局は、本邦生産者当初質問状回答書（様式 F2-2）について、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に評価を行った。

³⁴¹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

³⁴² 同上。

月にかけて 4 ポイント増加したものの、生産量が 3 ポイント減少していることについては、同期間の国内販売量の減少に対応したものと認められる。

表 43 本邦の産業の生産量の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
生産量(MT)	【100】	【74】	【32】	【43】	【43】	【40】
期首在庫量(MT)	【100】	【91】	【128】	【92】	【101】	【121】
国内販売量(MT)	【100】	【79】	【55】	【68】	【65】	【60】
自家消費量(MT)	【100】	【22】	【40】	【67】	【22】	【25】
輸出量(MT)	【100】	【64】	【19】	【21】	【24】	【25】
期末在庫量(MT)	【100】	【140】	【101】	【111】	【124】	【133】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-2 生産能力・稼働率(操業度)

(246) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率(操業度)は、「表 44 本邦の産業の稼働率の推移」のとおりであった。稼働率は令和元年に対前年比で 26 ポイント下落した後、令和 2 年に対前年比で 42 ポイント落ち込み、令和 3 年には生産能力が低下した。令和 3 年の稼働率は、生産能力の減少を受けて対前年比 19 ポイント増加、令和 4 年には横ばいとなり徐々に回復したものの、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にはさらに減少し、調査対象期間全体として 52 ポイントの下落となった。生産能力が令和 3 年に対前年比で低下した要因は、本邦生産者の 1 者³⁴³が本邦産同種の貨物の製造過程のうち【生産能力の変動】にあることを確認した³⁴⁴。当該 1 者を除いた本邦生産者については調査対象期間中に生産能力の変動はなく、生産量の削減にともなって稼働率が悪化したことが認められる。

表 44 本邦の産業の稼働率の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
生産量(MT)	【100】	【74】	【32】	【43】	【43】	【40】
生産能力(MT)	【100】	【100】	【100】	【85】	【85】	【85】
稼働率	【100】	【74】	【32】	【51】	【51】	【48】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注 1) 稼働率(%) = 生産量(MT) / 生産能力(MT/年) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-3 販売及び市場占拠率

(247) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表 45 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、令和元年に対前年比 21 ポイント減少、令和 2 年に対前年比 24 ポイント減少、令和 3 年に対前年比 13 ポイント増加したが、令和 4 年に対前年比 3 ポイント減少、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には対前年比 5 ポイント減少した。調査対象期間を通じては、40 ポイント減少した。上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、平成 30 年を除き、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を常に下回っている状況において、令和 2 年及び令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、製造原価上昇分を国内販売価格に転嫁しようと試みたものの、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された

³⁴³ 【本邦生産者】

³⁴⁴ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 B-2-1、B-2-2、添付資料 F-1)

結果、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった³⁴⁵。また、令和 3 年も、製造原価の減少以上に国内販売価格の減少が大きく、製造原価に見合った価格設定を行うことができなかった。その他、取引先から安価な当該輸入貨物を引き合いとした交渉がなされた結果、成約数量が減少し販売の機会を奪われたことを確認した³⁴⁶。なお、自家消費量は、調査対象期間を通じて増加と減少を繰り返したものの、国内販売量に対する自家消費量の割合は、調査対象期間を通じて【0・1】%程度であり、国内販売量と自家消費量の合計に顕著な影響を与えるものではなかった。

本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記「**3－3－1 当該輸入貨物の輸入量**」及び「**表 45 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移**」のとおり、当該輸入貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、調査対象期間を通じては 25 ポイント減少した。

表 45 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
国内販売量(MT)	【100】	【79】	【55】	【68】	【65】	【60】
自家消費量(MT)	【100】	【22】	【40】	【67】	【22】	【25】
国内販売量に対する 自家消費量の割合	【100】	【28】	【72】	【98】	【34】	【43】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【92】	【78】	【75】	【72】	【75】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注 1) 本邦産同種の貨物の市場占拠率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量(MT)) / 需要量(MT) × 100

(注 2) 需要量(MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量(MT) + 総輸入量(MT)

(注 3) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3－4－4 在庫

(248) 本邦の産業の期末在庫について、「**表 46 本邦の産業の在庫の推移**」のとおり、在庫量は、令和元年に対前年比 40 ポイント増加した後、令和 2 年に減少したが、その後、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月まで継続して増加し、調査対象期間全体を通じて 33 ポイント増加した。平成 30 年から令和元年にかけては、国内販売と輸出が減少し、生産量が輸出量と国内販売量より多かったため在庫量が増加した。令和元年から令和 2 年にかけては、生産量の減少に伴い在庫量が減少した。令和 3 年及び令和 4 年は、令和 2 年と比べ生産量が増加した一方、国内販売量は令和 3 年にやや増加したものの令和 4 年には減少し、輸出量の増加も限定的であったため、在庫量が増加した。令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、国内販売がさらに減少したため令和 4 年に比して在庫量が増加した。調査対象期間全体では、生産量が減少し在庫量は増加したため、在庫率は 228 ポイントと大きく増加した。

表 46 本邦の産業の在庫の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
在庫量(MT)	【100】	【140】	【101】	【111】	【124】	【133】
在庫率	【100】	【189】	【315】	【258】	【286】	【328】
生産量(MT)	【100】	【74】	【32】	【43】	【43】	【40】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

³⁴⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3)

³⁴⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3)

(注 1) 在庫率 (%) = 本邦生産者の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の生産量 (MT) × 100
(注 2) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-5 国内価格に影響を及ぼす要因

(249) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 39 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価の【数値】%を占める原材料費は令和元年に大きく増加し、以後令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけてはゆるやかに減少した。調査対象期間全体では 44 ポイントの増加となった。労務費の製造原価に占める割合は、【数値】%と大きくないものの、令和 2 年にかけて大きく増加した後、令和 4 年までは減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に増加した。調査対象期間全体で 184 ポイントの増加となった。製造原価の【数値】%を占める経費は、令和 3 年にかけて大きく増加した後、令和 4 年に減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には増加した。調査対象期間全体では 175 ポイントの増加となった。

製造原価は、原材料費、労務費、経費の推移を反映して、平成 30 年から令和 2 年にかけて 112 ポイント増加、令和 3 年は対前年比 8 ポイント減少、令和 4 年は対前年比 39 ポイント減少、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は対前年比 25 ポイント増加となった。調査対象期間全体では 90 ポイントの増加となった。

国内販売価格は、製造原価の上昇に伴い令和元年に対前年比 48 ポイント上昇した後、調査対象期間を通じて減少しつづけ、調査対象期間全体では 16 ポイント減少した。

本邦の産業は、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況下において、令和 2 年及び令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には、製造原価が上昇する中で、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった³⁴⁷。令和 3 年及び令和 4 年は、製造原価が下落傾向となり、国内販売価格も下落した。令和 3 年においては、製造原価の減少以上に国内販売価格の減少が大きく、製造原価に見合った価格設定を行うことができなかった。上記に加え、安価な輸入品に販売を奪われ、販売機会を喪失していたことを確認した³⁴⁸。

表 39 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移（再掲）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
製造原価合計(円/kg)	【100】	【162】	【212】	【204】	【165】	【190】
原材料費(円/kg)	【100】	【182】	【160】	【149】	【145】	【144】
労務費(円/kg)	【100】	【145】	【389】	【331】	【238】	【284】
経費(円/kg)	【100】	【122】	【295】	【304】	【197】	【275】
国内販売価格(円/kg)	【100】	【148】	【110】	【91】	【87】	【84】
製造原価率(%)	【100】	【109】	【192】	【225】	【191】	【226】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2 及び様式 F-2-4）

(注 1) 1kg 当たりの原材料費 (円/kg) = 原材料費 (円) / 国内向け生産量 (kg)

(注 2) 1kg 当たりの労務費 (円/kg) = 労務費 (円) / 国内向け生産量 (kg)

(注 3) 1kg 当たりの経費 (円/kg) = 経費 (円) / 国内向け生産量 (kg)

³⁴⁷ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

³⁴⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

(注 4) 各欄の【 】は平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-6 利潤

(250) 本邦の産業の売上高は、「表 47 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、令和元年に対前年比 17 ポイント増加、令和 2 年に対前年比 56 ポイント減少、令和 3 年に対前年比 1 ポイント増加、令和 4 年に対前年比 5 ポイント減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には、さらに 6 ポイント減少した。調査対象期間全体では、49 ポイントの減少となった。上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「3-4-3 販売及び市場占拠率」に述べたとおり、令和元年は、国内販売量は対前年比で減少したものの、製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを行ったことにより、売上高が増加した。令和 2 年は、国内販売量の減少及び国内販売価格の減少により、売上高が対前年比で減少した。令和 3 年は、国内販売量が対前年比で増加したため、売上高が対前年比で 1 ポイント増加するが、その後、令和 4 年、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月とも国内販売価格と国内販売量どちらも減少したことにより、売上高は減少した。

営業利益は、令和元年に対前年比 14 ポイント増加したが、令和 2 年に対前年比 93 ポイント減少、令和 3 年に対前年比 14 ポイント減少、令和 4 年に対前年比 4 ポイント増加したが、調査対象期間全体では 97 ポイントの減少となった。「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、平成 30 年を除き当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を常に大幅に下回っていたことにより、製造原価の上昇に見合った価格設定ができなかった影響を受けていた。令和 2 年の対前年比の営業利益の落ち込みの背景には、新型コロナウイルス感染症の流行を背景とした電炉鋼生産減及び安価な調査対象貨物の輸入の影響による減益³⁴⁹がある。令和 3 年においては、新型コロナウイルス感染症流行の影響で停滞していた鉄鋼需要は回復した一方で、本邦産同種の貨物の国内市場は安価な輸入品の影響を受けて、国内販売価格の低下による影響が大きく、営業利益は低水準にとどまった³⁵⁰。令和 4 年においては僅かに増益したものの国内販売価格の低迷は続き、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にはさらに減少した。

売上高営業利益率についても営業利益と同様の傾向となった。営業利益が横ばいで推移した令和 4 年は、売上高が減少したことにより売上高営業利益率が微増したが、調査対象期間全体では 94 ポイントの減少となり、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月の売上高営業利益率は、【数値】%となった。これは同期間における、本邦の産業が属する窯業・土石製品製造業界の売上高営業利益率の平均 4.6%³⁵¹と比較して低水準であり、本邦の産業の収益性が十分でないことが認められる。実際、東海カーボン社は、滋賀工場（滋賀県近江八幡市）での生産を 2025 年 7 月末までに終了することを発表している³⁵²。

表 47 本邦の産業の利潤の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
売上高(百万円)	【100】	【117】	【61】	【62】	【57】	【51】
営業利益(百万円)	【100】	【114】	【21】	【7】	【11】	【3】
売上高営業利益率	【100】	【97】	【34】	【12】	【19】	【6】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）

(注 1) 売上高営業利益率 (%) = 営業利益 (百万円) / 売上高 (百万円) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

³⁴⁹ SEC カーボン（本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書、調査項目 F-2-3-3）

³⁵⁰ 日本カーボン（本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書、調査項目 F-2-3-3）

³⁵¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省法人企業統計調査」。

³⁵² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「東海カーボン 黒鉛電極生産体制の再構築について」

3-4-7 投資及び投資収益

(251) 本邦の産業の投資は、「表 48 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 30 年から令和 3 年にかけて 57 ポイントと減少が続いた後、令和 4 年は対前年比 14 ポイント、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は対前年比 25 ポイントと増加に転じたものの、調査対象期間中では 18 ポイントの減少となった。令和 4 年以降に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1 者³⁵³が【要因】ことが理由であることを確認した³⁵⁴。

表 48 本邦の産業の設備投資額の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
設備投資額(百万円)	【100】	【68】	【65】	【43】	【57】	【82】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-1）

(注) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

(252) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 49 本邦の産業の設備投資収益率の推移」のとおりとなった。設備投資評価額は、帳簿価額及び取得原価のいずれも、調査対象期間を通じて減少傾向であった。

表 49 本邦の産業の設備投資収益率の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【80】	【9】	【3】	【4】	【1】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【107】	【17】	【5】	【8】	【2】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2、F-4-2）

(注) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-8 資金流入（キャッシュフロー）

(253) 本邦の産業のキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフロー）は、「表 50 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、売上債権の減少に伴い令和元年に増加したが、以降令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月まで、販売減少による営業利益減少に伴い減少し続け、調査対象期間全体で 85 ポイント減少した³⁵⁵。

このように、上記「3-4-6 利潤」で述べたとおり、キャッシュフローが調査対象期間全体を通じて大幅に減少したのは、営業利益が悪化したことが主な要因であった。

表 50 本邦の産業のキャッシュフローの推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
営業活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【120】	【67】	【59】	【45】	【15】
投資活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【191】	【212】	【204】	【107】	【137】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）

³⁵³ 【本邦生産者】

³⁵⁴ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）

³⁵⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）

(注) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-9 資金調達能力

(254) 本邦の産業の資金調達能力については、上記「3-4-7 投資及び投資収益」で述べたとおり、令和 4 年以降に設備投資額が増加したが、これは、本邦生産者のうち 1 者³⁵⁶が【要因】ことが理由であることを確認した³⁵⁷。一方、いずれの本邦生産者も他の事業を営んでおり、本邦における同種の貨物の売上高変動による本邦の生産者の資金調達能力への顕著な影響は認められなかった。

3-4-10 雇用

(255) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 51 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、令和元年に対前年比 3 ポイント増加、令和 2 年に対前年比 4 ポイント減少、令和 3 年に対前年比横這いとなり、令和 4 年には対前年比 4 ポイント減少と、調査対象期間を通じて 8 ポイント減少した。なお、令和元年の増加は、本邦生産者の 1 者³⁵⁸が【平均雇用人数の変動の理由】ためであった³⁵⁹。また、上記「3-4-2 生産能力・稼働率（操業度）」のとおり、令和元年及び令和 2 年に本邦生産者 1 者³⁶⁰が本邦産同種の貨物の製造過程のうち【生産能力の変動】ことにより、同時期以降の雇用人数が減少した³⁶¹。

表 51 本邦の産業の平均雇用人数の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
平均雇用人数(人)	【100】	【103】	【99】	【99】	【95】	【92】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-11 賃金

(256) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月平均）は、「表 52 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移」のとおり、令和元年に対前年比 17 ポイントの増加、令和 2 年に対前年比 11 ポイントの減少、令和 3 年に対前年比 4 ポイントの減少、令和 4 年に対前年比 7 ポイントの増加した後、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には、対前年比で 4 ポイント減少した。調査対象期間全体としては 5 ポイントの増加となった。賃金の増減理由は、黒鉛電極以外の事業についても含まれる会社全体の業績連動によるものであった³⁶²。

表 52 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【117】	【106】	【102】	【109】	【105】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

³⁵⁶ 【本邦生産者】

³⁵⁷ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）

³⁵⁸ 【本邦生産者】

³⁵⁹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-5-1）

³⁶⁰ 【本邦生産者】

³⁶¹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1、B-2-2、添付資料 F-1）

³⁶² 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（東海カーボン）（調査項目 H-1）

(注 1) 一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円／月）／平均雇用人数（人）

(注 2) 平均雇用人数は、「表 51 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-12 生産性

(257) 本邦の産業の生産性は、「表 53 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。雇用者一人当たりの生産性を示す物的生産性は、令和元年に対前年比 27 ポイント低下、令和 2 年に対前年比 40 ポイント低下、令和 3 年に対前年比 11 ポイント上昇、令和 4 年に対前年比 2 ポイント上昇し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には対前年比で 2 ポイント減少した。調査対象期間全体では 56 ポイントの低下となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性は、令和元年に対前年比 15 ポイント上昇、令和 2 年に対前年比 53 ポイント低下、令和 3 年に対前年比 1 ポイント上昇、令和 4 年に対前年比 3 ポイント低下し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月でさらに対前年比 5 ポイント減少した。調査対象期間全体では 45 ポイントの低下となった。

上記「3-4-10 雇用」で述べたとおり、調査対象期間中、平均雇用人数は令和元年に微増した後、全体的に緩やかな減少傾向にあったが、生産量及び売上高がそれ以上の割合で減少したことを反映して、物的生産性及び価値生産性は大幅に低下した。

表 53 本邦の産業の生産性の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
物的生産性(MT／人)	【100】	【73】	【33】	【44】	【46】	【44】
価値生産性(千円／人)	【100】	【115】	【62】	【63】	【60】	【55】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1 及び様式 F-2-2）

(注 1) 物的生産性（MT／人）＝本邦産同種の貨物の生産量（MT）／平均雇用人数（人）

(注 2) 価値生産性（千円／人）＝売上高（千円）／平均雇用人数（人）

(注 3) 平均雇用人数は、「表 51 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 4) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

3-4-13 成長

(258) 製造業においては、一般的に研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するため、「表 54 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、本邦産業の研究開発の動向を確認した。研究開発費は、令和元年に対前年比 27 ポイント増加、令和 2 年に対前年比 5 ポイント増加、令和 3 年に対前年比 27 ポイント増加、令和 4 年に対前年比 5 ポイント増加、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には対前年比 27 ポイント減少に転じ、調査対象期間全体として 37 ポイント増加した。本邦生産者のうち 1 者³⁶³については調査対象期間中に研究開発を行わなかったが、残る 2 者の研究開発は、【研究開発の目的及び内容 1】³⁶⁴で行われ、また、【研究開発の目的及び内容 2】³⁶⁵行われており、いずれも事業を継続するために必要な研究であることを確認した³⁶⁶。

(259) また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、上記「3-4-7 投資及び投資利益」で分析したとおり、令和 4 年以降に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1

³⁶³ 【本邦生産者】

³⁶⁴ 【本邦生産者】

³⁶⁵ 【本邦生産者】

³⁶⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-5）

者³⁶⁷が【設備投資の目的】等を目的として行ったことが要因であるところ、これは事業を継続するために必須の投資であったことを確認した³⁶⁸。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

表 54 本邦の産業の研究開発費の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
研究開発費(百万円)	【100】	【127】	【132】	【159】	【164】	【137】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様 F-5)

(注) 各欄の【 】は、平成30年の数値を100とする指数である。

3-4-14 不当廉売価格差の大きさ

(260) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格との差について、「表 55 不当廉売差額率と国内販売価格差率」のとおり比較した。令和2年度の不当廉売差額率は104.61%であった一方、調査対象期間における国内販売価格差率は【10-50】%で推移し、不当廉売差額率が国内販売価格差率を上回ることが認められた。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったと判断した。

表 55 不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
不当廉売差額率	104.6%
国内販売価格差率	【10-50】%

(出所) 本邦生産者質問状回答書(様式 C-1) 及び財務省貿易統計

(注1) 不当廉売差額率(%)は、「表 28 中国の供給者の不当廉売差額率」より算出した加重平均後の数値を使用した。

(注2) 国内販売価格差率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売価格(円/kg) - 当該輸入貨物の輸入価格(円/kg)) / 当該輸入貨物の輸入価格(円/kg)

3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

(261) 調査対象貨物の供給者7者より、調査対象期間中、日本の電気料金の大幅な上昇によって、日本の黒鉛電極企業の生産コストが上昇し、さらには日本の黒鉛電極企業の収益を低下させるに至った旨の意見の表明があった³⁶⁹。

(262) 上記(261)の意見について、当該意見はあくまで意見の表明であるとして証拠の提出期限を過ぎて提出がなされたものであるところ、意見の表明は新たな証拠提出の機会ではなく、挿入された URL については、そのような URL が存在するという主張に過ぎず、新たな証拠の提出とは認められないことから、分析の対象としない。ただし、「3-4-5 国内価格に影響を及ぼす要因」において当局が分析したとおり、電力価格を含む経費については、調査対象期間全体で175ポイントの増加となっている。一方で、収益への影響については、「3-4-6 利潤」で分析したとおり、営業利益は調査対象期間中に97ポイントの減少となって

³⁶⁷ 【本邦生産者】

³⁶⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-4-3)

³⁶⁹ 意見の表明(方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日、令和6年7月24日)

いる。これは、「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」において述べたとおり、平成 30 年を除き、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を常に大幅に下回っていたことにより、製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられたことによる影響を受けたものである。

(263) 調査対象貨物の供給者 7 者より、申請者側 3 社の「有価証券報告書」におけるデータによると、ここ数年、その黒鉛電極製品（または黒鉛電極が属するカテゴリーの製品）の売上高はいずれも増加傾向を示している旨の意見の表明があった³⁷⁰。

(264) 上記(263)の意見について、申請者に確認したところ、有価証券報告書の該当箇所には、人造黒鉛電極、不浸透黒鉛製品、等方性高純度黒鉛製品、機械用黒鉛製品、汎用炭素繊維及び黒鉛繊維、含樹脂黒鉛繊維製パッキング、可撓性黒鉛シール材、リチウムイオン電池負極材、付属品（吊金具や電極キャップ）を含み、調査対象貨物と同種の製品以外の製品が含まれている³⁷¹との回答を得た。また、東海カーボンの有価証券報告書に記載されている売上高は、同社グループの売上高であり、また、輸出向けを含む全ての取引における売上高を示しているのに対し、様式 B-1 に記載されている販売額は、同社単体の国内向け取引を示したものであり³⁷²、上記意見が指摘するような事情は見当たらなかった。本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表 45 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」で分析したとおり、調査対象期間を通じて減少していた。

(265) 調査対象貨物の供給者 7 者より、申請書におけるデータによると、本邦の雇用及び賃金は増加傾向である旨の意見の表明があった³⁷³。

(266) 上記(265)の意見について、当局は以下のとおり分析した。

まず、雇用については、上記「**3-4-10 雇用**」で分析したとおり、調査対象期間を通じて 8 ポイント減少した。次に、賃金については、上記「**3-4-11 賃金**」で分析したとおり、調査対象期間全体では 5 ポイントの増加であったものの、令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は対前年比減となっており、調査期間を通じて増加傾向であったとは言えず、指摘のような事実は確認できなかった。なお、雇用及び賃金について、申請書と質問状回答では数字に相違があったことから、申請者に事情を確認したところ、申請書では、本社、工場、研究所を含んだ事業部全体としての数字を算出した一方で、質問状の回答においては、生産に係る各工場及び研究所の雇用人数とするなど、黒鉛電極事業に携わっていない部門の人数を除外したこと等による差異が生じていることを確認した³⁷⁴。

(267) 輸入者であるエイ・ジー・イーより、輸入通関統計で中国品の価格を見ると、輸入品の中でひとときわ価格が低く表示されているが、その要因は、LF 用の安価低品位主体であること、また、半製品、未加工品での輸入が多いことによるものであり、中国品を統計上の価格でそのまま安価と捉えるべきではない。さらに、日本の黒鉛電極メーカーは、品位の劣るニードルコックスで高品位の黒鉛電極を作る努力を怠っており、技術力が劣っている。本邦生産者には日本を除く世界のメーカーに販売されているコノコ社のフィリップス 66 を輸入できない事情があり、本邦産の高価な原料を使用していることから、日本のマーケットで中国に対抗していくには、コノコ社のフィリップス 66、その他低品位ニードルコックスを使用し、技

³⁷⁰ 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

³⁷¹ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（日本カーボン）（調査項目 H-2）

³⁷² 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（東海カーボン）（調査項目 H-3）

³⁷³ 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

³⁷⁴ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（【回答箇所】令和 6 年 9 月 4 日提出「別記 1 質問状回答書の指摘事項について」回答 整理番号 1）

術力を上げる必要があるとの意見の表明³⁷⁵があった。

(268) 上記(267)の意見について、当局は、次のとおり分析した。

まず、中国品は LF 用の安価低品位主体であるとの主張について、調査当局は、すでに「**3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」において用途の相違を踏まえて価格分析を行っていることから、ここでは検討の対象としない。また、半製品、未加工品の輸入が多いとの主張については、その定義が明確ではなく、証拠も提出されていないため分析対象としない。

次に、本邦生産者にはコノコ社のフィリップス 66 を輸入できない事情があり、国内産の高価な原材料を使用しているという主張について、申請者に事実関係を確認したところ、【原料の調達状況】³⁷⁶。また、【原料の調達状況】、指摘の事実は誤りであることが確認された³⁷⁷。

日本のメーカーは品位の劣るニードルコークスで高品位の黒鉛電極を作る努力を怠っており、技術力が劣っているとの指摘については、本邦生産者の回答において、調査対象期間中に【原料の調達状況】³⁷⁸、指摘の事実を裏付ける事情は確認されなかった。

(269) 以上により、上記(261)、(263)及び(265)の供給者 7 者による意見並びに(267)のエイ・ジー・イーによる意見は受け入れられない。

3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(270) 当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間全体として増加傾向であった一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となった。その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。また、本邦の産業は、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みたが、値上げのための価格改定を行おうとしたところ、一部の産業上の使用者から当該輸入貨物との価格差を指摘され、最終的には当該輸入貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した。このように、価格を重視する取引先への販売機会を失ったほか、一部の取引先から当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求がなされ、本邦の産業は製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができず、売上総利益及び営業利益は大きく減少した。

(271) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少に伴い、本邦の産業の生産量及び稼働率はおおむね国内販売量と同様の推移となった。また、調査対象期間中、生産量の減少以上に販売量が減少した結果、在庫量、在庫率は増加した。本邦の産業の雇用も、生産量、販売量の減少に伴い、調査対象期間を通じて減少した。令和 2 年までは、輸出量の減少が生産量の減少に影響を及ぼしていたが、令和 3 年以降は輸出量が増加しており、生産量減少への影響は認められなかった。物的生産性及び価値生産性は、雇用の減少、生産量及び売上高の推移を反映し、低下していた。キャッシュフローの悪化は、利潤の低下を反映しており、当該輸入貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は、主に生産維持にかかる必要最低限のものに限られており、本邦の産業の成長に改善は見られなかった。

(272) 当該輸入貨物の不当廉売差額の大きさは、国内産業に相当程度影響を及ぼすものであったことが認められた。

(273) 以上のとおり、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項について

³⁷⁵ 意見の表明（エイ・ジー・イー、令和 6 年 8 月 23 日）

³⁷⁶ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（【個社名】）（添付資料 H-9）

³⁷⁷ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（【個社名】）（添付資料 H-9）

³⁷⁸ 本邦生産者追加質問状（令和 6 年 10 月）回答書（【個社名】）（添付資料 H-9）

の結論

(274) 本邦の市場における黒鉛電極の需要が調査対象期間を通じて減少する中、当該輸入貨物の輸入量は増加傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。

(275) 上記「**3-1-6 代替性**」で分析したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替性を有している上、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価しており³⁷⁹、また、上記「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で分析したとおり、当該輸入貨物は、平成 30 年を除き、本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されていた。

かかる状況を踏まえれば、本邦の産業が、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みるも、安価な当該輸入貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、取引先からの当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを行ってきた結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされ、その他の指標においても悪化が認められる。

したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し実質的な損害を与えたものと認められた。

³⁷⁹ 産業上の使用者質問状回答書（様式 D-5-1）

4 因果関係

4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

(276) 上記「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

4-2 当該輸入貨物以外による影響

(277) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績、生産性及びその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠、意見、及び一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析³⁸⁰した。

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

4-2-1-1 第三国からの輸入の量

(278) 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、「**表 31 当該輸入貨物の輸入量（再掲）**」のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入量は、平成 30 年から令和 3 年にかけて 2,148MT から 5,575MT へ増加した。市場占拠率は、平成 30 年から令和 2 年にかけて、【数値】%から【数値】%へ増加した。市場占拠率が増加した令和 2 年までは、第三国からの輸入による影響も一定程度あったものと考えられる。

一方、第三国からの輸入量は、令和 3 年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は、4,329MT となった。また、市場占拠率も令和 2 年の【数値】%をピークに減少し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には【数値】%へと減少していることから、この期間の本邦産同種の貨物の市場占拠率の減少は、第三国からの輸入量によるものではないと言える。

一方で、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間を通じて増加傾向にあり、「**表 37 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）**」のとおり、市場占拠率も調査対象期間中に 44 ポイント増加し【数値】%の高水準を示している。また、産業上の使用者の回答を確認したところ、350mm 未満のサイズについて、第三国産同種の貨物を使用している者はいなかった³⁸¹。

³⁸⁰ 協定 3.5

³⁸¹ 産業上の使用者当初質問状回答書（様式 B-3）

表 31 当該輸入貨物の輸入量（再掲）

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	11,420	10,557	10,034	14,498	15,395	13,036
	対総輸入量	84.2%	77.2%	69.3%	72.2%	75.8%	75.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	2,148	3,111	4,447	5,575	4,923	4,329
	対総輸入量	15.8%	22.8%	30.7%	27.8%	24.2%	24.9%
総輸入量(MT)		13,568	13,668	14,481	20,073	20,318	17,365

（出所）財務省貿易統計

（注）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

表 33 本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
国内販売量(MT)	【100】	【79】	【55】	【68】	【65】	【60】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1）

（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

表 37 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【109】	【126】	【139】	【151】	【144】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【92】	【78】	【75】	【72】	【75】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【170】	【296】	【284】	【256】	【254】
需要量(MT)	【100】	【85】	【70】	【91】	【89】	【79】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1）

（注）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

4-2-1-2 第三国からの輸入価格

(279) 次に、第三国からの輸入価格について、本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格と比較を行ったところ、「表 56 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格」のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入価格は、令和元年に対前年比 29 ポイントの上昇となったが、その後、令和 2 年は対前年比で 34 ポイント減少、令和 3 年は対前年比 25 ポイント減少した。令和 4 年は対前年比 4 ポイント増加し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は横ばいであった。調査対象期間全体では、26 ポイントの減少となった。当該輸入貨物の国内販売価格は、平成 30 年以降、大幅に減少し、調査対象期間全体で 58 ポイントの減少となっている。当該輸入貨物の国内販売価格は、第三国産同種の貨物と比較すると、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて【5・40】%低かった。

表 56 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格

	品 種	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
本邦産同種の貨物の 国内販売価格(円/kg)	全種	【100】	【154】	【116】	【101】	【99】	【99】
当該輸入貨物の 国内販売価格(円/kg)	全種	【100】	【56】	【36】	【32】	【39】	【42】
第三国産同種の貨物の輸入価格 (円/kg)	全種	【100】	【129】	【95】	【70】	【74】	【74】
本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【100】	【37】	【31】	【32】	【40】	【43】
第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【100】	【44】	【38】	【46】	【53】	【57】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)

(注 1) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比(%)＝当該輸入貨物(円/kg)／本邦産同種の貨物(円/kg)×100

(注 2) 第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比(%)＝当該輸入貨物(円/kg)／第三国産同種の貨物(円/kg)×100

(注 3) 各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。ただし、「本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比」及び「第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比」については、【 】内において実際の数値(%)を含む一定の範囲を表示している。

4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(280) 上記(278)のとおり、第三国産同種の貨物の輸入量は、平成 30 年から令和 3 年にかけて 2,148MT から 5,575MT へ増加し、市場占拠率は、平成 30 年から令和 2 年にかけて、【数値】%から【数値】%へ増加した。市場占拠率が増加した令和 2 年までは、第三国からの輸入による影響も一定程度あったと考えられる。

一方で、第三国からの輸入量は、令和 3 年から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月にかけて減少し、市場占拠率も令和 2 年をピークに減少、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月は【数値】%へと減少しており、この期間の本邦産同種の貨物の市場占拠率の減少は、第三国産同種の貨物の輸入の量によるものではないと言える。

この間、本邦産同種の貨物は販売量も市場占拠率も減少傾向にあった。他方、調査対象期間中に市場占拠率【数値】%を占めていた当該輸入貨物は、輸入量及び市場占拠率を増加させた。これらの事実は、当該輸入貨物の輸入量及び市場占拠率の増加が、本邦産同種の貨物から販売シェアを奪取したことによりもたらされたものであることを示している。

以上のことから、令和 3 年以降は、第三国産同種の貨物の輸入量が、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率の減少に顕著な影響を与えたものとは認められなかった。

また、上記(279)のとおり、当該輸入貨物の国内販売価格は、平成 30 年を除き、調査対象期間を通じて、第三国産同種の貨物の輸入価格より【5-40】%低かった。この点を考慮すると、第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物の価格に対して顕著な影響を与えたものとは認められなかった。

したがって、令和 2 年までは、第三国からの輸入による影響は一定程度あったと考えられるものの、令和 3 年以降は、本邦の産業に損害を与えた要因には当たらないと判断した。

4-2-1-4 第三国からの輸入量、価格についての証拠及び意見等の検討

(281) 調査対象貨物の供給者 7 者より、日本の黒鉛電極の輸入データを見ると、調査対象貨物の輸入による影響は小さくなっており、第三国から輸入した貨物が徐々に日本国内市場に入り込みつつある旨の意見の表明があった³⁸²。

³⁸² 意見の表明(方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日)、令和 6 年 7 月 24 日

(282) 上記(281)の意見については、上述のとおり、第三国産同種の貨物は、輸入量及び市場占拠率がいずれも限定的であり、価格についても、平成 30 年を除いては、調査対象期間を通じて当該輸入貨物の国内販売価格の方が第三国産同種の貨物よりも【5-40】%低かった。したがって、令和 2 年までは第三国からの輸入による影響は一定程度あったと考えられるものの、令和 3 年以降は本邦の産業に損害を与えた要因には当たらないものと判断した。

(283) 調査対象貨物の輸入者であるエイ・ジー・イーより、日本における黒鉛電極の 2024 年 4 月の輸入量及び同年 1 月～4 月の累計の輸入量のデータに照らせば、マレーシアとインドの輸入量が増えてきていることから、今後中国品だけに高関税をかけても顧客は必ずしも国内メーカーに回帰するとは限らない事実がある旨の証拠の提出³⁸³があった。

(284) 上記(283)について、当該証拠が示すデータは 2024 年 4 月あるいは同年 1 月～4 月の累計の輸入量であって、調査対象期間外の事実関係である。したがって、調査対象期間における第三国産同種の貨物について、本邦の産業に損害をもたらす要因であることを示したものと認められない。

(285) 以上より、上記(283)のエイ・ジー・イーにより提出された証拠は受け入れられない。

4-2-1-5 第三国からの輸入量及び価格についての結論

(286) 以上のとおり、調査当局は、第三国産同種の貨物について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではなかったと判断した。

4-2-2 需要又は消費態様の変化

4-2-2-1 需要の変化

(287) 本邦における黒鉛電極の需要量は、「表 32 需要量の変化」のとおり、平成 30 年から令和元年にかけて 15 ポイント低下し、令和元年から令和 2 年にかけて 15 ポイント低下した後、令和 2 年から令和 3 年にかけて 21 ポイント上昇したが、令和 3 年から令和 4 年にかけて 2 ポイント低下し、さらに令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月には対前年比で 10 ポイント低下した。調査対象期間を通じては 21 ポイント低下した。

当該輸入貨物の輸入量は、平成 30 年に 11,420MT であったところ、調査対象期間中に 13,036MT へ増加したのに対し、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT と 40%減少し、調査対象期間において当該輸入貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量が減少する関係（相関性）が認められた。また、当該輸入貨物の市場占拠率が調査対象期間において 44 ポイントの大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 25 ポイントの低下となった。

本邦における黒鉛電極の需要量は、平成 30 年から令和元年にかけて対前年比で 15 ポイント低下し、令和元年から令和 2 年にかけては、さらに対前年比 15 ポイント低下した。これは、前年に中国の地条鋼規制による世界的な黒鉛電極不足に対応するために確保していた在庫の調整が行われたことや、新型コロナウイルス感染症の拡大が背景にあると考えられる³⁸⁴。本邦産同種の貨物の国内販売量は、平成 30 年から令和 2 年にかけて 45 ポイント減少し、需要量の落ち込み以上の比率で減少した。一方で、当該輸入貨物の輸入量は、令和元年に 863MT、

³⁸³ 証拠の提出（エイ・ジー・イー、令和 6 年 7 月 24 日）及び資料 1-1「2024 年 4 月人造黒鉛丸形電極輸入実績（全国ベース）」

³⁸⁴ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）

令和 2 年には 523MT とそれぞれ減少したものの、減少量は需要の落ち込みと比べると緩やかで、市場占拠率は 26 ポイント上昇した。

本邦の生産者の回答から、電炉メーカー各社の黒鉛電極の在庫調整が落ち着き、新型コロナウイルス感染症の影響も弱まったこと³⁸⁵が確認できた令和 3 年は、対前年比で黒鉛電極需要が改善して需要量が大きく回復し、需要量が 21 ポイント上昇する一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、【数値】MT から【数値】MT と対前年比 13%の増加にとどまった。他方で、当該輸入貨物の輸入量は本邦産同種の貨物の販売量の増加を上回り 4,464MT 増加した。そのため、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物の市場占拠率は、前者が対前年比で 3 ポイント減少したのに対し、後者は対前年比 13 ポイントの増加に転じた。

令和 4 年においては、需要量が対前年比で 2 ポイント減少した中で、当該輸入貨物の輸入量は 15,395MT へと増加した。一方で、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT と減少に転じ、前者の市場占拠率は対前年比 12 ポイントの増加に対して、後者の市場占拠率は 3 ポイントの減少となった。

また、本邦産同種の貨物の販売量及び自家消費量は、調査対象期間中に【数値】MT 減少しているところ、もし本邦の産業の令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月における市場占拠率が平成 30 年と同様に【数値】%にとどまっていたとすれば、本邦産同種の貨物の販売量及び自家消費量の減少は、実際の減少量の約【数値】である【数値】MT にとどまっていたものと考えられる。したがって、国内販売量及び自家消費量の減少のうち【数値】に相当する部分については、国内需要の減少による影響を排除したとしても、当該輸入貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断が否定されるものではない。

表 32 需要量の変化（再掲）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年9月
需要量(MT)	【100】	【85】	【70】	【91】	【89】	【79】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）各欄の【 】は、平成 30 年の数値を 100 とする指数である。

4-2-2-2 消費態様の変化

（288）調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者 28 者から提出された産業上の使用者当初質問状回答書により、「購入に係る変動の有無」³⁸⁶、「購入パターンの変更の有無」³⁸⁷及び「需要動向に変化を与えた事項の有無」³⁸⁸に係る回答を確認した。

（ア）「購入に係る変動の有無については、回答内容が確認できる産業上の使用者 28 者のうち 9 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額にかかる大幅な変動の有無に関して「無」と回答した。残りの 19 者は「有」と回答したものの、「購入に係る変動の理由」は、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格差を背景に調査対象貨物の購入量が増加した³⁸⁹ことや、鉄鋼需要の減退に伴い購入量が減少した³⁹⁰ことに関するものであり、上記「4-2-2-1 需要の変化」で検討した事項以外の本邦の産業に損害を与える要因として追加で検討が必要な事項とは認められなかった。

³⁸⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）

³⁸⁶ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-2-1）

³⁸⁷ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-2-5）

³⁸⁸ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-4-1）

³⁸⁹ 産業上の使用者当初質問状回答書（合同製鐵、トピー工業、北越メタル、山陽特殊製鋼、中部鋼鉄、伊藤製鐵所）（調査項目 B-2-2）

³⁹⁰ 産業上の使用者当初質問状回答書（プロテリアル、JFE 条鋼）（調査項目 B-2-2）

(イ)「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 28 者のうち 22 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した。残りの 6 者については「有」と回答したものの、「購入パターンの変更理由」は、本邦産同種の貨物と比較して原単価に優位性がある調査対象貨物の購入量の比率が上昇したこと³⁹¹や、調査対象貨物及び第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物と同等の品質である旨を確認し、安価品である調査対象貨物の導入を進めてきた³⁹²というものであり、上記「**4-2-2-1 需要の変化**」で検討した事項以外の本邦の産業に損害を与える要因として追加で検討が必要な事項とは認められなかった。

(ウ)「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 28 者のうち 24 者が、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答した。残りの 4 者については「有」と回答したものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済停滞³⁹³やウクライナ侵攻問題³⁹⁴を背景とした鉄鋼需要減少に伴う粗鋼生産量の減少³⁹⁵、粗鋼生産量と黒鉛電極の使用量との連動³⁹⁶といった、自社の製品の生産及び技術に係る動向以外の事情が挙げられており、上記「**4-2-2-1 需要の変化**」で検討した事項以外の本邦の産業に損害を与える要因として追加で検討が必要な事項とは認められなかった。

(エ) 上述の回答のほかには、消費態様の変化を示す証拠は確認できなかった。

(289) 以上のとおり、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

4-2-2-3 需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討

(290) 調査対象貨物の供給者 7 者より、黒鉛電極は、主として製鋼及び精錬産業で使用されるものであるところ、これらの川下業界と黒鉛電極の市場は密接な関係にあり、粗鋼生産量の減少が黒鉛電極の販売状況に影響を及ぼすので、これらに起因して黒鉛電極企業の経営状況が悪化しているのであって、本邦の産業の損害は当該輸入貨物の輸入に起因するものではない旨の意見の表明があった³⁹⁷。

(291) 上記(290)の意見について、「**4-2-2-1 需要の変化**」で述べたとおり、調査対象期間全体を通じて需要が 21 ポイント低下した一方、当該輸入貨物の輸入量は、平成 30 年の 11,420MT から令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月において 13,036MT へ増加し、当該輸入貨物の市場占拠率は、調査対象期間において 44 ポイントの大幅な上昇となった。これに対し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間において 25 ポイントの低下となっている。これらのことより、供給者 7 者が主張するとおり、粗鋼生産量の減少は黒鉛電極の販売状況に影響を及ぼしており、新型コロナウイルスの感染拡大その他の要因に起因して全体として粗鋼生産量が減少し、黒鉛電極需要が低下したものと考えられる。一方で、その需要が低下している期間においても、調査対象貨物の輸入量と市場占拠率が増加している事実が認められ

³⁹¹ 産業上の使用者当初質問状回答書（トピー工業、山陽特殊製鋼）（調査項目 B-2-6）

³⁹² 産業上の使用者当初質問状回答書（愛知製鋼）（調査項目 B-2-6）

³⁹³ 産業上の使用者当初質問状回答書（大同特殊鋼）（調査項目 B-4-2）

³⁹⁴ 産業上の使用者当初質問状回答書（プロテリアル）（調査項目 B-4-2）

³⁹⁵ 産業上の使用者当初質問状回答書（JFE 条鋼）（調査項目 B-4-2）

³⁹⁶ 産業上の使用者当初質問状回答書（JFE スチール）（調査項目 B-4-2）

³⁹⁷ 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

た。粗鋼生産量が減っているという事実がありながら、当該輸入貨物の市場占拠率が増加傾向をたどったことは、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業へ損害をもたらしたという直接の因果関係を裏付けるものであり、本邦の産業は、需要減少による影響を考慮に入れてもなお、当該輸入貨物の輸入の増加により損害を受けたものである。

4-2-2-4 需要又は消費態様の変化に関する結論

(292) 以上のとおり、需要については、特に令和 2 年において、新型コロナウイルスの感染拡大等を背景とした減少がみられるものの、調査対象期間全体を通じてみると、需要減少による影響を考慮に入れてもなお、当該輸入貨物によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた。また、消費態様の変化については、需要の変化とは別個に検討が必要となる変化は認められなかった。

したがって、調査当局は、需要又は消費態様の変化については、いずれも当該輸入貨物によって本邦の産業に損害が生じたという判断に影響を与える要因ではないと判断した。

4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(293) 調査対象期間における黒鉛電極の取引について、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者当初質問状回答書、輸入者当初質問状回答書及び産業上の使用者当初質問状回答書³⁹⁸から、回答内容が確認できる 39 者全てが阻害「無」と回答し、「有」と回答した者はいなかった。

その他、調査対象期間における黒鉛電極の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されていることを示す証拠は認められなかった。

4-2-4 技術の進歩

(294) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に、黒鉛電極の生産技術に大きな差異を生じさせる、又は既存の黒鉛電極の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答は存在せず³⁹⁹、その他本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠も認められなかった。

4-2-5 本邦の産業の輸出実績

(295) 生産量に関わる指標以外について、調査当局は、本邦生産者の質問状回答書においてあらかじめ同種の貨物の輸出に係る影響を排除して回答するよう求めた上で、輸出実績を除外した回答内容に基づいて「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」の経済的要因に係る分析を行っており、輸出実績は本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。生産量については、「**3-4-1 生産高**」で分析したとおり、令和 2 年までは輸出の減少が生産量の減少に影響を与えていると認められるものの、令和 3 年以降については生産量の減少が輸出によるものではないことが認められた。

³⁹⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（調査項目 E-6-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-6-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-6-1）

³⁹⁹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-3-1）及び供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-9-6、A-9-7）

4-2-6 本邦の産業の生産性

(296) 本邦の産業の生産性は、上記「3-4-1-2 生産性」のとおり、生産量及び平均雇用人数の減少等を理由として若干の増減があったものの、それ以外に本邦の産業に対して損害を与える要因となるような事実は確認できなかった。

したがって、本邦の産業の生産性は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないことが認められた。

4-2-7 その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討

(297) 調査対象貨物の供給者 7 者より、本邦の経営状況に影響を与えているのは、2021 年からの円安により、日本企業の輸出が影響を受けたことによる旨の意見の表明があった⁴⁰⁰。また、調査対象貨物の輸入者であるエイ・ジー・イーより、本来、日本の電極メーカーは輸出（60%前後）に頼るビジネスモデルであったが、2020 年以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に輸出が減少し、他方で輸入は 10%前後から 30%以上に大幅に増えていながら、国内シェアは 80%前後であったものが 70%前後となっただけで大幅な減少とは言えず、これは必ずしも中国品が日本の市場を席巻したとは言えない旨の意見及び証拠の提出⁴⁰¹があった。

(298) 上記(297)の意見について、調査当局は、「4-2-5 本邦の産業の輸出実績」において分析したとおり、生産量に関わる指標以外については、本邦生産者の質問状回答書において、あらかじめ同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」の経済的要因に係る分析を行っており、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。生産量については、「3-4-1 生産高」で分析したとおり、令和 2 年までは輸出の減少が生産量の減少に影響を与えたことも否定できないが、令和 3 年以降については、生産量の減少が輸出によるものではないことが認められた。

また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記「3-4-3 販売及び市場占拠率」で分析したとおり、当該輸入貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、調査対象期間中 25 ポイント減少した。また、需要についても、「4-2-2-1 需要の変化」で分析したとおり、国内販売量及び自家消費の減少のうち【数値】に相当する部分については、国内需要の減少による影響を排除してもなお、当該輸入貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断は否定されないことを確認した。

(299) 以上より、上記(297)の調査対象貨物の供給者 7 者及びエイ・ジー・イーによる意見は受け入れられない。

4-3 因果関係に関する結論

(300) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

⁴⁰⁰ 意見の表明（方大炭素、吉林炭素進出口、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料、山東旭日、山西聚賢黒鉛新材料、大連旭日）、令和 6 年 7 月 24 日

⁴⁰¹ 証拠の提出（エイ・ジー・イー、令和 6 年 7 月 24 日）及び資料 2-1,2-2「黒鉛電極（丸形）数量」並びに意見の表明（エイ・ジー・イー、令和 6 年 8 月 23 日）

5 仮の決定に係る反論・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

5-1 調査の経緯に関する事項

- (301) 調査開始告示で告示した法第8条第5項の調査において、法第8条第8項及び第9項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定（以下「仮の決定」という。）及びその後の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示

- (302) 令和7年2月28日、本調査に係る仮の決定を行い、その旨及び仮の決定の基礎となる事実（以下「中間報告書」という。）を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示⁴⁰²した（令和7年2月28日財務省告示第52号）（以下「仮の決定告示」という。）。中間報告書は同日、財務省⁴⁰³及び経済産業省⁴⁰⁴のホームページに掲載した⁴⁰⁵。また、中国政府に対しても仮の決定告示の写し及び中間報告書を送付⁴⁰⁶した。

仮の決定告示において、調査により判明した事実に係る政令第10条第2項若しくは第10条の2第2項の規定による証拠の提出又は政令第12条の2第2項の規定による意見の表明（以下「仮の決定に係る反論等」という。）についてのそれぞれの期限を同年3月14日とし、仮の決定に係る反論等に対する更なる反論及び反証（以下「仮の決定に係る再反論等」という。）（以下「仮の決定に係る反論等」及び「仮の決定に係る再反論等」を総称して「仮の決定に係る反論・再反論等」という。）についての期限を同年3月28日とし、その旨を記載した書面を、同年2月28日、利害関係者に対して通知した。

なお、当該書面において、上記期限までに提出された仮の決定に係る反論等については、同年3月21日から利害関係者の閲覧に供する旨を明示し、また、仮の決定に係る反論・再反論等の機会は、「これまで調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項に基づき貴社に提出を求めている証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会」ではないことを明示した。

- (303) 令和7年2月28日、仮の決定に際し、供給者に対して、仮の決定の基礎となった事実として、中間報告書に加えて、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由、採用した証拠並びに適用した手法を示す書面及び不当廉売差額率の算定を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して当該書面の開示版を閲覧に供した。

5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等

- (304) 仮の決定に係る反論等は、その期限である令和7年3月14日までに、利害関係者12者から提出があり⁴⁰⁷、仮の決定に係る再反論等は、その期限である同月28日までに、利害関係者3者から提出があった⁴⁰⁸。

利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、下記「5-6 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論」のとおりである。

⁴⁰² 政令第13条の2

⁴⁰³ https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20250228.html

⁴⁰⁴ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/kokuendenkyoku/index.html

⁴⁰⁵ ガイドライン12.(1)三

⁴⁰⁶ 協定12.2

⁴⁰⁷ 方大炭素、遼寧丹炭、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源、合肥炭素、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、大同特殊鋼(上海)、遼寧丹炭新材料、ファインズ、東京鋼鐵

⁴⁰⁸ SECカーボン、東海カーボン、日本カーボン

5-1-3 秘密の情報

(305) 上記(304)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

5-1-4 証拠等の閲覧

(306) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

5-1-5 暫定措置

(307) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、令和 7 年 3 月 12 日、関税・外国為替等審議会への諮問及び同審議会からの答申を経て、同月 25 日、暫定的な不当廉売関税を課すること⁴⁰⁹が閣議決定され、同月 28 日に、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和 7 年政令第 95 号）が公布され、その旨を直接の利害関係人及び中国政府に対し書面で通知するとともに、政令が公布された旨を官報で告示⁴¹⁰し（令和 7 年 3 月 28 日財務省告示第 79 号）、同月 29 日から、税率を 95.2%として、暫定的な不当廉売関税が課税された。

5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(308) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-2-1 サンプルングに係る反論等の検討

5-2-1-1 サンプルングに係る反論等

(309) 輸入者であるファインズから、上記「1-6-2 標本抽出（サンプルング）」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴¹¹が提出された。

（ア）最大量の供給者をサンプルング対象者として選定するのは妥当ではない。すべての調査対象者の数値を参考とすべき。

5-2-1-2 サンプルングに係る反論等の検討

(310) 上記(309)のファインズの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

（ア）協定 6.10 において、不当廉売差額を個々の知られている供給者について個別に決定することを原則としつつ、当該供給者がその決定を行うことが実行可能でないほど多い場合、

⁴⁰⁹ 法第 8 条第 9 項

⁴¹⁰ 政令第 16 条第 1 項

⁴¹¹ 仮の決定の内容に関する反論及び反証に係る書面（以下「仮の決定反論書」という。）（ファインズ、令和 7 年 3 月 14 日）

調査当局が、関係国からの輸出の量のうち合理的に調査することができる範囲で最大の量に制限し、サンプリングすることを認めている。

(イ) ファインズは、全ての調査対象者の数値を参考とすべきと主張するが、本調査においては、調査当局が知り得た供給者の数が、不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多かったことから、上記「**1-6-2 標本抽出（サンプリング）**」のとおり、サンプリングを実施したものである。

(ウ) また、サンプリング調査対象者は、協定 6.10 及びガイドラインの趣旨に沿って、調査対象貨物の輸出量が上位であると推定される生産者を順番に抽出し、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように選定しており、サンプリングの過程において、上記「**1-6-2-3 サンプリングに係る意見等の提出**」に記載のとおり、本調査へ協力することを表明した供給者に対してサンプリング調査対象者の選定理由を示しつつ、意見を述べる機会を設けたが、選定理由に反対する意見は提出されなかった。

(エ) 以上のことから、上記(309)のファインズからの反論等は受け入れられない。

5-2-2 正常価格の算出の基本的考え方に係る反論等の検討

5-2-2-1 正常価格の算出の基本的考え方に係る反論等

(311) 供給者である大連旭日から、上記「**2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方**」に対して、以下の仮の決定に係る反論等⁴¹²が提出された。

(ア) (131)(132)にて中国に市場経済条件が浸透していないとの判断に基づき、代替国価格を用いるという事になったと理解はするが、実際のところ、電極市場においては市場経済条件を満たしているとの認識である。

(イ) また、仮に中国に市場経済条件が浸透していなかったとしても、消費国において市場経済条件が浸透している場合、その購買価格は正常価格と判断することができるのではないかと推察する。

(ウ) 平成 30 年を除き、中国の全世界への輸出価格の中で日本向け価格が常に最高値であったことは、市場情報誌からも入手可能な情報であり、周知のとおりである。

(エ) 中国からの輸出価格においても、合肥の価格は最安値であり、SK カーボンの販売価格は最高値であることも、周知の事実であると同時に、調査期間中に提示したものと認識しているが、こちらは考慮されなかったということか。

この差額考慮は我々日々の価格競争（市場競争）の中で戦っている立場としては、決して小さな誤差範囲の数字ではない。再考を希望する。

(オ) 日本産（三菱ケミカルなど）のニードルコークスを使用した中国産黒鉛電極に対しても同じ税率が適用されるのか。

5-2-2-2 正常価格の算出の基本的考え方に係る反論等の検討

(312) 上記(311)の大連旭日の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 「中国の電極市場においては市場経済条件を満たしていると認識している」旨の主張につ

⁴¹² 仮の決定反論書（大連旭日、令和 7 年 3 月 14 日）

いて、調査当局は、調査開始時に告示において考慮要素を明らかにした上で、市場経済質問状を送付することで質問事項を明確にし、提出の機会を与え、協力を求めたところ、「**2-1-8 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討**」のとおり、大連旭日をはじめとする供給者から十分な協力を得ることができず、「**2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論**」のとおり、「**2-1-7 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げる事実が確認できなかった⁴¹³。したがって、大連旭日の主張は、受け入れられない。

(イ)「仮に中国に市場経済条件が浸透していなかったとしても、消費国において市場経済条件が浸透している場合、その購買価格は正常価格と判断することができるのではないかと推察される」という主張については、消費国において市場経済条件が浸透していることが、中国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済条件が浸透していると認められる理由になるというのは、単なる推測に過ぎず、なんら根拠が伴っていない。調査当局は、「**2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方**」に記載のとおり、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実が確認できない場合には、政令第2条第3項に基づき、代替国価格を用いるものである。

(ウ)「中国の全世界への輸出価格の中で日本向け価格が常に最高値であったことは、市場情報誌からも入手可能な情報であり、周知のとおり」との主張については、中国産黒鉛電極の本邦向け輸出価格が、全世界への輸出価格の中で常に最高値であるか否かについての情報は、正常価格の算出に影響を及ぼすものではないと考えられ、本調査における輸出価格の

⁴¹³ 調査当局の判断は上記のとおりであり、市場経済の条件が浸透している事実が確認できないと判断した。なお、当局は参考情報として、黒鉛電極業界に関する情報収集を行った。

- ・「中華人民共和国国民経済・社会発展の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標綱要」(https://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm)
- ・「中華人民共和国国民経済・社会発展の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標綱要」(和訳)(出典：(最終閲覧日：2025年4月16日) 科学技術振興機構(JST)：https://spc.jst.go.jp/policy/national_policy/downloads/r_gvm_2022.pdf)
- ・「第14次原材料産業発展5カ年計画」(<https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-12/29/5665166/files/90c1c79a00b44c67b59c29392476c862.pdf>)
- ・「鉄鋼業界の高品質な発展の促進に関する指導的意見」(https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-02/08/content_5672513.htm)
- ・「産業構造調整指導目録(2019年版)」(<https://www.gov.cn/xinwen/2019-11/06/5449193/files/26c9d25f713f4ed5b8dc51ae40ef37af.pdf>)
- ・「方大炭素新材料科技股份有限公司ホームページ」(<http://www.fdtsgs.com/contents/106/820.html>)
- ・「方大炭素新材料科技股份有限公司に係る2023年半期報告書」(<http://www.fdtsgs.com/upload/files/2023/12/f5beb4097fa2e25d.pdf>)
- ・「中国国务院国有资产监督管理委员会」(<http://www.sasac.gov.cn/n2588020/index.html>)
- ・「吉林炭素有限公司ホームページ」(<http://jlts.cn/Html/Main.asp>)
- ・「中澤集団ホームページ」(<https://www.lnzzgroup.com/partyWorkDetail/2025198717629106.html>)
- ・「国有重点企业」(<http://www.sasac.gov.cn/n2588035/c4419547/content.html>)
- ・「山西焦煤集团有限责任公司ホームページ」(<https://www.sxcc.com.cn/ssjhjj.jhtml>)
- ・「河南省国有资产监督管理委员会の記事」(<http://www.sasac.gov.cn/n2588025/n2588129/c27554805/content.html>)
- ・「中国平煤神馬控股集团有限公司の記事」(<https://gzw.henan.gov.cn/2022/09-08/2603775.html>)
- ・「甘肅省国有资产监督管理委员会の記事」(<http://www.sasac.gov.cn/n2588025/n2588129/c30984810/content.html>)
- ・「中国宝武鋼鐵集团有限公司の記事」(<http://www.sasac.gov.cn/n2588025/n2588124/c22365403/content.html>)
- ・「貿易救済調査を目的とした、中華人民共和国の経済における重大な歪みに関する調査報告書(欧州委員会作成)」(https://policy.trade.ec.europa.eu/news/commission-updates-report-state-induced-distortions-chinas-economy-2024-04-10_en)

算出においても、「**2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方**」に記載のとおり、輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格として算出していることから、当該主張に反するものではないと認められる。

(エ)「中国からの輸出価格においても、合肥の価格は最安値であり、SK カーボンの販売価格は最高値であることも、周知の事実であると同時に、調査期間中に提示したものと認識している」との主張については、FA 経緯書⁴¹⁴に記載のとおり、これまで調査当局は、当初質問状、複数回の不備指摘、追加質問状及び現地調査を通して、大連旭日から輸出価格算出の根拠となる取引情報の入手を試みたが、適切な期間において正確な情報は得られなかったという事実は覆らない。

(オ) 原材料であるニードルコークスの原産国の違いによって、課税対象貨物か否かが区別されるわけではない。当該主張は仮の決定の内容に対する反論等ではないことから、本調査において検討の対象としない。

(カ) 以上のことから、上記(311)の大連旭日からの反論等は受け入れられない。

5-2-3 代替国の選定に係る反論等の検討

5-2-3-1 代替国の選定に係る反論等

(313) 供給者である合肥炭素から、上記「**2-2-1 代替国候補の選定**」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴¹⁵が提出された。

(ア) 当社に開示されている仮決定においてそもそも代替国は明示的に開示されていないが、その文脈に基づいて、調査機関はドイツを代替国として認定し、TOKAI ERFTCARBON GmbH のデータを「正常価格」として使用したと推測されるが、この運用は、以下の問題を有している。

- (a) 中国製品に対する日本の反ダンピング調査に“非市場経済／代替国”を用いる方法自体が AD 協定に不適合である。
- (b) ドイツは中国の経済発展水準に全く類似した国ではなく、代替国としてドイツを使用すべきではない。

反ダンピング調査に非市場経済/代替国の方式を採用する場合には、代替国(地域)の選定基準は、適正手続の原則に従って法令等において明確に定められ、かつ、適正な調査結果を確保するために中国の経済発展レベルに近い代替国が選定されるような方式でなければならない。例えば、米国と EU はそれぞれ経済発展レベルの類似性を認定する根拠(世界銀行が公表した 1 人当たり GNI データを参照)を規定しており、実際にはこのルールを厳格に遵守している。

当社は他国の中国への反ダンピング調査に代替国、代替価値を使用することに反対しているが、調査機関がこの方法を堅持する場合には、代替国の経済発展レベルを重視すべき。「代替方法」の基本的な論理から、調査機関が中国の国内販売やコストデータが利用できないと認定した場合には、同じまたはできるだけ類似の条件を有する代替データを使用し、のみ、正常価格を「可能な限り正確に反映する」という目的を果たすことが可能である。

しかるに、経済成長のレベルについて、代替国として選定されたドイツと中国は全く比較できるものではない(例えば、2023 年のドイツの一人当たりの GNI は 54800 ドルであるのに対し、同時期の中国の一人当たりの GNI は 13390 ドルにとどまる。)。経済レベル

⁴¹⁴ FA 経緯書(大連旭日)

⁴¹⁵ 仮の決定反論書(合肥炭素、令和 7 年 3 月 14 日)

のまったく異なる国の企業のデータを使用して、中国の応訴企業の「代替正常価格」にすることは、中国企業の原価と価格を適性に反映するものとは認められない。即ち、“代替価格”を正常価格として用いる本来の目的を達成できないということになる。このような方法で得られたデータは、かえって正常価格を適性に反映できず、政府干渉の無い前提での中国の原価と価格を反映することができないという結果に繋がる。

5-2-3-2 代替国の選定に係る反論等に対する再反論等

(314) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(313)の合肥炭素からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁴¹⁶が提出された。

(ア) 代替国の選定に当たっては、調査の過程で利害関係者が意見を述べる機会が保障されていたと理解しており、当社も利害関係者の1者として調査当局より通知を受けている。

上記の点を含め、調査当局は、中間報告書の(136)から(139)の調査・検討を経て代替国候補の選定を行っているところ、調査当局が代替国企業の情報を用いて正常価格を算出したことは適当である。

5-2-3-3 代替国の選定に係る反論等の検討

(315) 上記(313)の合肥炭素の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(129)に記載のとおり、政令第2条第3項の規定において、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実が確認できない場合には、政令第2条第1項第4号に規定する代替国価格を使用することが認められている。そして、当該政令は協定に適合するものである。本調査においては、上記「1-6-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」に記載のとおり、市場経済当初質問状等に対して十分な回答をした供給者はなく、上記「2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」に記載のとおり、市場経済の条件が浸透している事実が確認できなかったことから、代替国販売価格を用いることとした。

(イ) また、合肥炭素が、ドイツを代替国として認定し、TOKAI ERFTCARBON GmbH のデータを「正常価格」として使用したと推測した上で、ドイツは中国の経済発展水準に全く類似した国ではなく、代替国として不適当であるとする趣旨の主張について、代替国の選定に当たっては、「1-6-4 代替国に係る選定通知の送付等」に記載のとおり、1回目の代替国に係る選定通知で、代替国の候補及びその選定理由を示しつつ意見を求め、2回目の代替国に係る選定通知で、各代替国候補における令和4年(2022年)の1人当たりのGNIが中国に近い順に優先順位を付けて、調査当局が知り得た全ての代替国供給者を記載した「表14 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、調査当局による代替国の選定プロセスを明示して意見を求めている。調査当局は、上記(66)及び(69)のとおり、当該2回の通知に対して提出された意見をそれぞれ検討したものの、調査当局の示す選定方法を変更することの必要性は認められなかった。

調査当局は、代替国候補の全ての生産者に質問状等を送付し、本調査への協力を要請するとともに、代替国候補の大使館を通じた要請も実施した上で、代替国当初質問状回答書の提出があった代替国候補の生産者の中から代替国供給者を選定した。

(ウ) 以上のとおり、代替国については、適切な手続に従って、政令で規定する「(調査対象貨

⁴¹⁶ 仮の決定の内容に関する再反論及び再反証に係る書面（以下「仮の決定再反論書」という。）（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和7年3月28日）

物の) 原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国⁴¹⁷」を選定したものであり、上記(313)の合肥炭素からの反論等は受け入れられない。

5-2-4 代替国の正常価格に係る反論等の検討

5-2-4-1 代替国の正常価格に係る反論等

(316) 供給者である合肥炭素から、上記「2-2-2 代替国の正常価格」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴¹⁸が提出された。

(ア) 本調査において調査機関は、このような完全に不合理なドイツの国内販売価格を使用せず、中国企業の実際のデータを使用するべきであるとする。代替国としてドイツを選定し、ドイツ企業の価格を正常価格にすることは、中国製品の正常価格を反映できていないとする。

(イ) 加えて、正常価格は深刻に捻じ曲げられている。

調査機関は、本件でドイツを代替国として選定することの合理的根拠として、代替国質問状への協力企業がドイツ及び日本の企業のみであったと考えているかもしれないが、他の代替国の統計や、被調査産品に係る世界的な価格データを採用及び調整して中国の経済状態に近い国及び地域の正常価格を算定することは十分可能である。何故にこれらの国及び地域の統計データを採用せず、協力企業（しかも申請企業の関連会社という中立性が期待できない企業）の存在をもって、客観的かつ中立的な統計等のデータよりも信頼性が高いと考えられるのか、その合理性はないように思われる。

(ウ) ドイツの TOKAI ERFTCARBON GmbH のデータそのものが信用、利用できるものなのか不明である。調査機関は「非市場経済」方法を使用することを堅持すれば、特定の「非市場経済要素」に関して、より近い経済状態にある代替国・地域を選定し、かつ、コスト及び国内販売価格の差異に関する適切な調整を行わなければならないとする。例えば、第三国の企業の原価と価格をそのまま使用するのではなく、ある（またはいくつかの）個別の生産要素を代替で利用し、又は調整しなければならない。

WTO の AD 協定及び日本の関連法令に基づき、価格データを「正常価格」として使用する前に、通常の商取引であるか否か等に関して確認する必要がある。そして、当該確認に合格したデータのみダンピングの計算に使用されることができる。例えば、国内の販売価格や第三国向けの輸出価格を正常価格にする場合、関連会社の国内の販売価格や第三国向けの輸出価格について、調査機関は数量の代表性（5% test）、正常な貿易レベル（OCOT/原価を下回るテスト）のテストを行わなければならない。また、調査機関は製品のコントロールコードは合理的なものであるかをチェックしなければならない。そして、代替国において、特別な市場状況により、データは利用できなかったり、調整する必要があることがないのかをめぐって、調査機関がチェックする義務もある。

貿易レベルの差異、または価格の比較可能性に影響を及ぼす要素が存在する場合、公平に価格比較を行うために、調査機関が貿易レベルを調整したり、他の内容を調整したりする義務もある。

仮に構成価格を使用する場合には、そのうちの原価部分は WTO の AD 協定第 2.2.1.1 条の規定に従い、輸出国の「調査対象の輸出業者または製造者の保存記録をもとに計算された」原価を使用しなければならない。他の「非厳格比較方法」で正常価格を確定する場合、調査機関の調査方法について、構成価格が調査対象である製品の輸出国（製造国）の正常な市場環境における原価価格を合理的に反映しなければならない。本件において、調査機関は上記の要求を満足していないとする。

⁴¹⁷ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

⁴¹⁸ 仮の決定反論書（合肥炭素、令和 7 年 3 月 14 日）

(エ) TOKAI ERFTCARBON GmbH の具体的な経営に関して、代替価格は市場経済の規律を反映しているかという内容が開示情報に含まれていない。また、さらに重要なことに、当該会社の様々な原価、費用要素（例えば、マテリアル、エネルギー、人件費、製造プロセス、輸送方法と距離等）について、中国の応訴企業の原価状況と適切に、かつ公平に比較できるものなのか、調整を行ったのかも不明である。

当社が把握している情報によると、当該ドイツ企業は黒鉛電極の製造において、重要な原価要素である電力は異常な状況にある。ロシアとウクライナの戦争、EU の高インフレの影響を受けて、2022 年以降、EU の電力市場の変動が激しく、電力価格が高騰し、数年前の平均価格の数倍に達している。

本件の調査期間中、そして調査が終わりに差し掛かった時期に、EU の電気価格は世界の他の地域のレベルをはるかに上回っていた。

ここ数年、EU の電気価格は回復しているとはいえ、以前のレベルまで回復しているわけではない。電力原価は黒鉛電極の製造において、重要な原価項目の一つである。高騰する電気価格によって、EU 製品の原価は非常に高くなっている。ヨーロッパ企業 1 社の価格及び原価を中国製品の代替価格として使用するの、少なくとも正常な電力市場の原価を反映していない。

同様に EU はロシアとウクライナの戦争の影響を受けていると同時に、近年の高インフレによって、他のエネルギー価格も高騰している。コークス（石油コークス、コールタール、ピッチ、冶金コークス）を含め、どちらも黒鉛電極の製造に必要な主要原料で、ほぼ全部エネルギー産業の製品である。そのため、ロシアとウクライナの戦争と高インフレの影響を受けて、TOKAI ERFTCARBON GmbH の黒鉛電極企業の原価が捻じ曲げられている可能性も非常に高いと思われる。TOKAI ERFTCARBON GmbH の価格や原価を中国製品の代替価格として使用することは、通常の商取引としての市場価格を反映することもできない。

そのため、当社としては、EU に所属している企業の黒鉛電極の価格やコストを中国調査対象者の代替価格とすることは「市場経済の条件」での中国企業の正常価格を反映できず、歪曲された正常価格の算定に至ると主張する。

当社は本案件の仮決定での 104%のダンピングマージンはまさにこのように不適切な代替価格を採用した結果だと考えている。

(オ) 調査機関が開示している情報が極めて不十分といわざるを得ず、特にデータ面の開示は全く十分でなく、仮決定においてダンピングマージンの数字 104%に至る計算過程を検証し得るようなデータは全く開示されていない。

(カ) 当社に開示された調査機関の仮決定報告書の内容から、正常価格が何であるか及びそれが具体的にどのように計算されたのか、根拠となるデータがほぼ全て非開示となっており、全く判断及び検証できない。開示されているのは主に調査手続の内容及び一部の定性的な分析内容のみに過ぎず、ダンピング計算根拠のデータと具体的な計算過程、計算式、とりわけそれらのうち正常価格に関連するデータ及びデータの具体的な出所がほぼ全くない。また、正常価格が中国の応訴企業の実際のコストや価格を正確に反映できるよう、調査機関が正常価格のデータ源を検査、調整しているかどうかの詳細も開示されていない。

開示不足により、当社は、当社のダンピングマージン計算結果と直接関係している重要な情報を知り、検査、検討及び反論することができない。このような状況は当社を含む各利害関係者の防御権を深刻に損なっている。これらの権利は WTO の AD 協定上も調査機関による保証が要求される基本的な権利である。

このような重大な開示情報の不足が存在するため、調査機関は十分な開示を別途行う必要があり、当該開示を経ない本仮決定には瑕疵があり、取り消されるべきである。

(キ) ドイツの TOKAI ERFTCARBON GmbH のデータは正常価格に関する防御権を失わせ

るほど開示が不十分である。

EU、アメリカなどの国は反ダンピング調査において、代替価格を利用して「正常価格」を確定する場合、客観的な公開で取得できるデータを利用していると理解している。この法令又は運用は、一定程度、利害関係者の防御権その他の合法的な権利を守るというニーズを反映している。

しかしながら、本件の調査において、調査機関が利用したドイツの TOKAI ERFTCARBON GmbH のデータはまったく中立的でない立場の企業のデータであり、客観性も担保されておらず、また、応訴企業がアクセスし得るような公開データは全くといってよいほど存在しない。同社が提供している他の開示資料では、当社が正常価格の算定根拠となるデータを一切知ることができず、104%というダンピングマージンを導く正常価額がどのように算定されたのか全く不明である。

以上のとおり、本調査においては、公開情報ではなく主に個別企業である TOKAI ERFTCARBON GmbH のデータに正常価格の算定に依拠したがために、当該個別の営業秘密等の観点から正常価格のデータが応訴企業に全く開示されない状況に至っており、AD 協定等における当社の防御権が確保されなかったと考えられるため、正常価格の算定において再検討がなされる必要がある。

(317) 供給者である大連旭日から、上記「**2-2-2 代替国の正常価格**」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴¹⁹が提出された。

(ア) (146)に記載のとおり、合肥炭素はかさ密度及び固有抵抗について、「様式 B の回答は、目標値を記載しており、実測値ではない。」と回答しているが、大連旭日は「実測値である」と回答している。合肥炭素価格を代表価格としているため、合肥炭素の回答のみを参照していると思われるが、日本の鉄鋼メーカーへの細かい対応をするためのこだわりの部分であり、他の供給者とは一線を画す部分なので考慮してもらいたい。

(318) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料から 7 者連名で、代替国の正常価格に係る開示範囲に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴²⁰が提出された。

(ア) 協定 12.2.1 では、「暫定措置の適用についての公告は、ダンピング及び損害に関する仮の決定について十分詳細な説明を記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行うものとし、また、提示された論証の採用又は却下をもたらした事実及び法令に係る事項について言及する」と規定されている。

本件において、中国企業の不当廉売差額率に影響を及ぼす関連データについて、例えば代替国のデータを詳細にわたって開示しなかったため、協定 12.2.1 に違反している。

これを踏まえて、申請者側が今回の調査に全面的に協力しなかったため、調査当局は、直ちに調査を終了し、かついかなるアンチダンピング措置をも講じないように図っていたきたい。調査当局が調査を継続するつもりであれば、中国企業に十分な抗弁の権利を与え、手続の公平性を保証できるように図っていただきたい。また、各利害関係者が十分な論評意見を提出できるように、より多くの代替国データに関連する情報を開示していただきたい。

5-2-4-2 代替国の正常価格に係る反論等に対する再反論等

(319) 申請者である東海カーボン及び日本カーボンから、上記(316)の(オ)及び(カ)の合肥炭

⁴¹⁹ 仮の決定反論書（大連旭日、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴²⁰ 仮の決定反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 3 月 14 日）

素からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁴²¹が提出された。

- (ア) 中間報告書第 198 項 (61 頁) によれば、不当廉売差額率は、合肥炭素有限責任公司から提出された回答で調査当局が正確性を確認できた情報と、代替国が提供した情報により算出した正常価格との差額に基づき算出されている。

代替国のデータが詳細に開示されていないのは、当該データが営業秘密に該当するからであり、そのような情報を秘密扱いとすることは、AD 協定 6.5 条により認められている。したがって、調査当局による情報開示が不十分との主張は当たらない。

合肥炭素有限責任公司も、同様のデータ (製造コスト等) について秘密扱いを求めており (海外供給者に対する質問状の回答並びに令和 6 年 7 月 26 日付け、令和 6 年 8 月 21 日付け及び令和 6 年 9 月 25 日付け「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る質問状回答書に対する調査当局からの指摘事項に対する回答 (合肥炭素有限責任公司) (管理番号 83-2))、現に当該データは開示されていない。

なお、合肥炭素有限責任公司は、調査当局の情報開示不足により、同社を含む利害関係者の防御権を深刻に損なわれており、これらの権利は AD 協定上も保障されていると指摘する。たしかに AD 協定 6.2 条は、AD 調査において、「利害関係を有するすべての者は、自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられる」と規定している。

しかし、WTO 紛争解決手続でのパネルは、AD 協定 6.2 条は、調査当局に対して積極的な情報開示義務を課すものではなく、調査当局の措置が AD 協定 6 条に含まれる個別条項に整合的である場合に、AD 協定 6.2 条に違反する事態は考え難いと述べている (EU - Footwear (China) パネル (DS405、2011) パラ 7.604)。合肥炭素有限責任公司が開示を求めている情報は、AD 協定 6.5 条に従って秘密扱いされている情報と解されるが、上記パネル判断に示されているとおり、AD 協定上利害関係者にそのような情報の開示を求める権利は認められていない点に留意が必要である。

したがって、調査当局が行った仮の決定は適当である。

- (320) 申請者である東海カーボン及び日本カーボンから、上記(318)の供給者 7 者からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁴²²が提出された。

- (ア) 中間報告書第 198 項 (61 頁) によれば、不当廉売差額率は、合肥炭素有限責任公司から提出された回答で調査当局が正確性を確認できた情報と、代替国が提供した情報により算出した正常価格との差額に基づき算出されている。

代替国のデータが詳細に開示されていないのは、当該データが営業秘密に該当するからであるが、そのような情報を秘密扱いとすることは、AD 協定 6.5 条により認められている。

なお、供給者も、同様のデータ (製造コスト等) について秘密扱いを求めており (海外供給者に対する質問状の回答並びに令和 6 年 7 月 26 日付け、令和 6 年 8 月 21 日付け及び令和 6 年 9 月 25 日付け「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る質問状回答書に対する調査当局からの指摘事項に対する回答 (合肥炭素有限責任公司) (管理番号 83-2))、現に当該データは開示されていない。

「申請者側が今回の調査に全面的に協力しなかった」と主張する根拠は明らかではないが、当社は、当局からの要請があったものは、すべて適時かつ適切に情報提供しているので、上記主張は当たらない。

5-2-4-3 代替国の正常価格に係る反論等の検討

- (321) 上記(316)の合肥炭素の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

⁴²¹ 仮の決定再反論書 (東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日)

⁴²² 仮の決定再反論書 (東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日)

(ア) 上記(316) (ア) は、正常価格の算出に当たっては、中国企業の実際のコストと価格を採用すべきという趣旨の主張である。しかしながら、本調査においては、上記「**1-6-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等**」に記載のとおり、市場経済当初質問状等に対して十分な回答をした供給者はなく、市場経済の条件が浸透している事実が確認できなかったことから、政令第2条第3項に基づき、代替国正常価格を用いることとしたものである。また、合肥炭素は供給者当初質問状（調査項目 C⁴²³）に回答しておらず、中国における国内向け販売価格の情報を提供していないにもかかわらず、正常価格の算出に当たっては、中国企業の実際のコストと価格を採用すべきとの主張は当局に困難を強いるものである。なお、合肥炭素以外にも、供給者当初質問状（調査項目 C）に回答した者はいなかった。

(イ) 上記(316) (イ) は、正常価格を、中国の経済発展水準と同レベルの他国の統計等の公開情報に基づいて採用すべきであるという主張である。

代替国の選定過程において、上記「**1-6-4-2 代替国に係る選定通知（2回目）**」のとおり、代替国に係る選定通知（2回目）において、1人当たりの GNI が中国に近い順に優先順位を付け、上記「**表 14 代替国候補の優先順位リスト**」に記載の代替国候補の生産者について列挙して意見を求め、「**表 15 代替国候補等に関する意見**」に記載した利害関係者から提出された意見について、(69)のとおり検討を行った。しかしながら、代替国候補の供給者が申請者の関連企業であることをもって、不適当である等の意見を提出した者や、代替国企業による手法が不適当等の意見を提出した者はいなかった。その上で、上記（139）に記載のとおり、調査当局は【回答を用いた代替国供給者に係る説明】こととしたものである。

上記のとおり、調査当局は適切な手続に従っているものと考えているが、統計等のデータに依拠して正常価格を算出する手法がより適当であるか否か、改めて検討したところ、まず、本調査においては、協定 2.4 に従って輸出価格と正常の価額との比較を公正に行うため、調査対象貨物の物理的特性等を踏まえて分類した 9 種類の品種コード（PCN）について、当初質問状等に回答するよう求めた。その結果、サンプリング調査対象者 3 者の回答した品種の組合せは多岐に渡っていたが、調査当局は、これら品種の差異を適切に反映するような第三国及び我が国の統計等の公開情報に接することはできなかった。

他方で、(240) に記載したとおり、供給者 7 者⁴²⁴からの意見によると、「異なるグレードの黒鉛電極の相違点は、主に使用する原材料、製造工程、許容電流密度及び用途などの面にある」とのことである。グレードに統一された基準がないことから、グレードを基準として適切な価格分析を行うことが困難であるとはいえ、黒鉛電極には、確かに貨物ごとに品種の差が存在するのであり、かかる事情を鑑みれば、一部のサンプリング調査対象者が調査対象貨物の品種について正確に回答し、また、調査当局が代替国供給者から生産した実際の情報を代替国質問状回答書等で入手できている状況において、これらの情報を無視して、品種の差異を適切に反映していない公開情報を優先して正常価格を算出することは望ましくない。

(ウ) 上記(316) (ウ) は、国内販売価格又は第三国輸出価格を正常価格として用いる場合、調査当局は、その取引が通常の商取引であるか否か等に関して確認すべきであり、構成価格を用いる場合には、輸出国の正常な市場環境における原価価格を合理的に反映すべきであるという主張である。

まず、調査当局が確認したところによると、代替国供給者の生産する調査対象貨物の品種は、サンプリング調査対象者の生産する調査対象貨物の品種と一部しか重複していなかった。これらの事実を踏まえ、本調査においては、「**2-2-2 代替国の正常価格**」にお

⁴²³ 中国国内向け同種の貨物の販売価格についての具体的な情報を求めるもの。

⁴²⁴ 方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料

いて述べたとおり、代替国における生産に係る実際の情報を基礎とした代替国構成価格を正常価格とした。その際には、サンプリング調査対象者の回答のうち、正確性を確認できた情報に基づいて品種等の価格の比較に影響を及ぼす差異を考慮し、公平な比較を行うための必要な調整を行った。

なお、調査で正常価格とした代替国構成価格について、政令⁴²⁵では、「当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格」を用いることとされており、一たび代替国が選定された後に特定の項目のみについて、当該代替国以外の他国の費用等を用いることを認めていない。

- (エ) 上記(316) (エ) は、中国と経済発展水準が異なる国の代替価格を採用しなければいけないのであれば、原価データの差異を適切に調整すべきであり、例えば、EU 以外の電気価格でドイツ企業における製造原価のうち電気代コストを代替し、EU 以外の主要原材料価格でドイツ企業の製造原価のうち原材料費を代替する等の方法を検討すべきという趣旨の主張である。

しかしながら、上記 (ウ) で述べたとおり、本調査で正常価格とした代替国構成価格について、政令⁴²⁶では、「当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格」を用いることとされており、一たび代替国が選定された後に特定の項目のみについて、当該代替国以外の他国の費用等を用いることを認めていない。また、代替国供給者から提出された製造費用に係る情報を元に正常価格を算出した結果、【代替国供給者における製造費用の情報】ことから、主張されているような電気料金の調整は不要であった。

なお、上記 (イ) に記載のとおり、代替国に係る選定通知 (2 回目) において、代替国候補の生産者について意見を求めた際には、ロシアとウクライナの戦争及び高インフレの影響による EU の電気、主要原材料等の高騰を要因として、EU に所在する代替国候補の生産者を不適当と考えるという趣旨の意見は提出されなかった。

- (オ) 上記(316) (オ)、(カ) 及び (キ) は、調査当局の開示不足により、防御権が侵害されているという趣旨の主張である。

正常価格の算定に当たって、上記 (イ) のとおり、代替国の実際の情報を入手している中で、公開情報を優先して正常価格算定の根拠とすべき理由がない。

また、協定 6.5 において、いかなる情報も、その性質上 (その開示が情報を提供した者に対して著しい悪影響を及ぼすこと等を理由として) 秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、調査当局により秘密として取り扱われる上、当該情報は当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならないこととされている。そのため、調査当局としては、本調査において、その性質上秘密である情報及び情報の提供者から秘密の情報として提供を受け、当該情報を秘密とすることについて正当な理由が示された⁴²⁷情報を秘密の情報として取り扱ったものである。なお、代替国供給者の質問状回答書の秘密の情報には、要約が付されていた。

調査当局による正常価格等の算出方法については、上記「**2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方**」、「**2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方**」及び「**2-2-2 代替国の正常価格**」において、全ての原価要素と算出方法の詳細を示している。

- (カ) 以上のことから、上記(316)の合肥炭素からの反論等は受け入れられない。

⁴²⁵ 政令第2条第1項第4号

⁴²⁶ 政令第2条第1項第4号

⁴²⁷ 秘密扱いを求める書面 (TOKAI ERFTCARBON GmbH、SEC カーボン)

(322) 上記(317)の大連旭日の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(202)のとおり、結果として合肥炭素の不当廉売差額率をその他の者に適用することとなったことから、協定 2.4 に基づき、合肥炭素の輸出価格との比較に用いる代替国の正常価格算出に当たっては、合肥炭素の貨物と同種の貨物について比較すべきであると考えられる。したがって、代替国の正常価格の算出において、大連旭日の貨物の品種に基づき代替国正常価格を算出することは、適切とは認められない。

(323) 上記(318)の供給者 7 者の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 協定 6.5 では、いかなる情報も、その性質上秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われ、当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならないこととされている。本調査においても、上記に当てはまる情報を秘密の情報として取り扱ったものである。

また、協定 12.2.1 においても、仮の決定に係る報告書等において、輸出価格及び正常価格の決定並びにこれらの比較に用いた方法等について、「秘密の情報の保護に関する要件に妥当な考慮を払いつつ」、十分な説明をすることが求められている。本調査における調査当局の対応は、これに沿ったものである。

(イ) 以上のことから、上記(318)の供給者 7 者からの反論等は受け入れられない。

5-2-5 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等の検討

5-2-5-1 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等

(324) 供給者である合肥炭素から、FA・DM 計算書の I 「2 ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴²⁸が提出された。

(ア) 当社は本案件においては、最善を尽くして調査に協力してきている。反ダンピング調査では実体面も手続上も非常に複雑で、かつ両国の間では言語の相違が存在し、時間も限られている中で、当社は調査に協力している期間中では大きな困難に直面し、重い負担を負った。それにしても当社は始終徹底的に全面協力する姿勢を取り、最善を尽くして調査質問状と調査機関の諸要求に対応してきた。

しかしながら他方において、調査機関から当社宛に出した開示書類「ダンピングマージンの計算について」の中では、当社は一部具体的な問題について最善を尽くしていないとの指摘があった。特に、調査機関は当社が提出した様式 B の中では【合肥炭素の製品の特性】と指摘した。このような事例を踏まえ、調査機関は、調査対象者が、これらの問題に対して最善を尽くしていないと主張する。

これらの問題について、調査機関がすでに開示書類「ダンピングマージンの計算について」の中に明記してあるように、当社は今まで複数回に回答と説明してきたが、一部の情報【合肥炭素の財務管理の状況】。

会社の日常生産や原価記録に無い情報については、調査機関は無理に企業に実際値を記入させるべきではなく、特に企業がすでに合理的な説明を実施し、かつ合理的な推定計算方法を使って必要となるデータを記入・提出した場合にはそれを採用すべきである。推定、配賦されている部分（例えば各電極の密度とかさ密度測定値）について、【合肥炭素の財務管理の状況】この方法では短い提出期限内では完成するのは困難であり、調査対象者に不合理な負担をかけ、さらにこれが原因で企業のその他の質問状への完全対応能力にも不利な影響をもたらす。

⁴²⁸ 仮の決定反論書（合肥炭素、令和 7 年 3 月 14 日）

会社が様式 B に記入した【合肥炭素の財務管理の状況】。

当社から見れば、他国調査機関が中国産黒鉛電極に対して行ったアンチダンピング調査においては、このように多くの製品特徴情報【合肥炭素の製品の特性】提示を要求していないようである。

上記の状況に踏まえ、当社は調査機関に改めて上記の指摘を考え直していただき、客観的な裁定を行うようお願いする。限られている開示情報に基づき、当社は上述の内容はダンピングマージンの計算に大きな影響を与えないと推察しているが、それにしても、調査機関がこの問題に対して修正を行うようお願いする。

(325) 供給者である遼寧丹炭から、同者の不当廉売差額率についてファクツ・アヴェイラブルを適用して算定していることに対して、次の内容の反論等⁴²⁹が提出された。

(ア) 本件の調査については、不当廉売差額率について 104.61%とファクツ・アヴェイラブルを適用して算定している。

しかるに、調査当局は「回答内容の不備について、複数回にわたってその正確性の確認を試みたものの、確認するたびに複数の誤りが発見され、これまでに遼寧丹炭から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証を目的とした現地調査においてもなお、同様に誤りが発見され、また、調査当局から度重なる指摘を受けてもなお完全な回答をせず、調査当局が要請した全ての資料を提出しなかった。これらのことから、結果として、遼寧丹炭から提出された様式 B⁴³⁰の回答内容の正確性を確認することができなかった」、また、「遼寧丹炭が様式 B で回答した取引に係る情報は、遼寧丹炭自身が当然に把握しているものであり、回答することが困難とは言えない内容である上、調査当局は、遼寧丹炭からの回答期限の延長の求めを認めた上で、回答書を受領している。それにもかかわらず、上記のとおり、回答を大幅に修正した上、その修正した回答にも不備や誤りがあることから、遼寧丹炭が回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。」などと述べているところ、すべての資料を当然に即座に提出できるとは限らず、また、調査当局から要請されたデータは経理ソフトから当然に容易に出力できるものでもない上に、調査対応に不慣れではあるもののその中で最善を尽くしたにもかかわらず、ファクツ・アヴェイラブルを適用するのは、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定附属書 2 の 3 及び 5 に違反している。特に同 5 においては「提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない。」と規定しており、調査当局はこれに反して遼寧丹炭が誠実に提出したデータのうち信頼性のある部分についてもすべて無視している。

結局のところ、調査当局はファクツ・アヴェイラブルの適用を正当化するために、最善を尽くしたとは認められなかったという認定をしているのであって、予断と偏見に満ちた結論先にありきの認定である上に、上記協定附属書 2 に違反していることは明白である。このことは、オンラインで現地調査が行われた際の、調査当局の発言、すはわち、真摯な対応をしている遼寧丹炭の回答について調査を拒否しているなどと発言した上、自己の誤認に基づく認定をもって回答は虚偽である、あるいは回答は誤りであるなどと決めつけた発言をしていたことから明らかである。

さらに、遼寧丹炭は現地調査期間の初日に回答を求められた事項について最終日（現地調査期間 3 日目）に提出をしようとしたが、受領を拒絶された。調査当局からの要請に最大限対応すべく、ようやく社内での承認を得て提出をしようとしたにもかかわらず、しかも、それは現地調査期間中であつたにもかかわらず、遅いとの理由だけで、受領を拒絶したのは、遼寧丹炭に適切な対応の機会を与えたとは当然言えないものである。いかなるデータについても、当然に速やかに提出できると考えるのは、明らかに誤りであり、データ

⁴²⁹ 仮の決定反論書（遼寧丹炭、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴³⁰ 調査対象期間に行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式

の質や内容によっては、容易かつ迅速な提出が不能であることを調査当局は認識せずに無視した。すなわち、このような回答を求めるのは調査に対応している遼寧丹炭に不合理な追加の負担をもたらすものであったことを無視したものであり、適法な調査とは言えない。

したがって、遼寧丹炭について、ファクツ・アヴェイラブルを全面的に適用するのは上記協定附属書 2 に違反しており、正確性が確認されたデータにおいてはそれを用いて不当廉売差額率を算定すべきである。

(326) 供給者である大連旭日から、FA 経緯書の「II ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴³¹が提出された。

(ア) 旭日グループとして、できる限り調査当局の指示を正確に理解するべく、また、最大限の協力をするべく、努めて取り組んできたが、数度にわたる修正の過程において、仮決定通知書における該当箇所書かれているような具体的な指摘事項は聞いた覚えがない。大連旭日の日本語力不足に起因するところである点は致し方ないが、聞いたことのない指摘事項を通知書にて初めて知ることとなり、驚いている。既に資料提示期限は過ぎているが、今一度提出の猶予が与えられることとなれば、今回の指摘事項を踏まえ、修正を図りたい。

(イ) 【取引の完結状況の認定に係る反論】

(ウ) 【関連企業間取引における輸出価格算出根拠に係る反論】

(エ) 【回答の間違いについての調査当局の判断に係る反論】

(オ) 【検証不可能との調査当局の判断に係る反論】

(327) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料から 7 者連名で、遼寧丹炭及び大連旭日に対するファクツ・アヴェイラブルに関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴³²が提出された。

(ア) 調査当局は、サンプリング調査対象者 2 者にファクツ・アヴェイラブルを適用した際、質問状回答書の問題点について、論評や抗弁をする十分な機会を与えなかった。

(イ) 協定 6.2 では、「ダンピング防止のための調査において、利害関係を有するすべての者は、自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられる。」と規定されていることから、調査当局がサンプリング調査対象者による抗弁を経ずに、ファクツ・アヴェイラブルを適用したことは、同者らの抗弁の権利を減損しただけでなく、協定に違反している。

5-2-5-2 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等に対する再反論等

(328) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(325)の遼寧丹炭からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁴³³が提出された。

(ア) 「ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」(遼寧丹炭科技集团有限公司)によれば、調査当局は、令和 6 年 4 月 24 日に遼寧丹炭科技集团有限公司に対して確認表及び当初質問状を送付した以降、回答期限の延長を認めたほか、遼寧丹炭科技集团有限

⁴³¹ 仮の決定反論書(大連旭日、令和 7 年 3 月 14 日)

⁴³² 仮の決定反論書(方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 3 月 14 日)

⁴³³ 仮の決定再反論書(SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日)

会社が提出した回答書に認められた不備について、合計 3 回にわたり不備を指摘した上で再度の回答を求め、さらに、回答内容を確認するための追加質問状を送付した。調査当局は、その上で、事前に調査項目等を記載した書面を遼寧丹炭科技集团有限公司に送付した後に、現地調査を実施して回答する機会を与えた。さらにその後も、調査当局は、遼寧丹炭科技集团有限公司から提出された追加質問状回答書についても不備を指摘した上で、回答を改める機会を与えた。

以上の経緯からして、調査当局は、遼寧丹炭科技集团有限公司に対して、妥当な期間にわたって情報提供の機会を与えたものの、遼寧丹炭科技集团有限公司の提出した回答の正確性を確認することができなかったため、AD 協定 6.8 条及び附属書 II と整合的にファクツ・アヴェイラブルを適用したものである。

(イ) 遼寧丹炭科技集团有限公司は、本件でのファクツ・アヴェイラブルの適用は、AD 協定附属書 II.3 及び II.5 に違反すると主張するが、遼寧丹炭科技集团有限公司から提供された情報は、AD 協定書附属書 II.3 にいう「確認が可能」や「適時に提供」の要件を充足していないため、上記協定違反の主張は失当である。

(ウ) また、遼寧丹炭科技集团有限公司は、同社が誠実に提出したデータを見做することは AD 協定書附属書 II に違反すると主張するが、利害関係者が最善を尽くした場合でも、調査当局は正確性が確認できない情報を使うことはできないので (US - Anti-Dumping and Countervailing Duties (Korea) パネル (DS539, 2021) パラ 7.180 参照)、上記主張も失当である。

(エ) したがって、調査当局が遼寧丹炭科技集团有限公司について、ファクツ・アヴェイラブルを全面的に適用したことは適当である。

5-2-5-3 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等の検討

(329) 上記(324)の合肥炭素の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 協定 2.4 において、輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行われるものと規定され、比較に当たっては、物理的特性等の価格の比較に影響を及ぼす差異について妥当な考慮を払うことが求められている。

そこで調査当局は、本調査において、当該物理的特性等を考慮するため、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類の組合せにより品種を定めたものである。

合肥炭素の当初質問状回答書等に記載された品種の一部には、不正確な内容が含まれていたが、調査当局は、現地調査中に提出された資料に基づき、同者が行った【数値】取引の正確性を検証することができた。これは、通常作成されている資料によって、同者においても正確な回答ができたことを示している。また、合肥炭素からの質問状回答書等の回答期限の延長要望について実行可能ときは認め、回答内容について、複数回にわたり修正の機会を与えていること、調査対象期間中の全取引が【数値】件であることを鑑みると、正確な品種を回答することが不合理な負担とまでは言えない。

また、合肥炭素は、【合肥炭素の財務管理の状況】と主張するが、【正確性の検証方法】し、取引全体として、その正確性を検証できていない中で、調査当局が、正常価格との比較において、かさ密度及び固有抵抗を用いることはできないと判断したことは妥当である。

(イ) 以上のことから、上記(324)の合肥炭素からの反論等は受け入れられない。

(330) 上記(325)の遼寧丹炭の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 遼寧丹炭は、「すべての資料を当然に即座に提出できるとは限らず、また、調査当局から

要請されたデータは経理ソフトから当然に容易に出力できるものでもない上に、調査対応に不慣れではあるもののその中で最善を尽くした」と主張しているが、調査当局は、遼寧丹炭の質問状回答内容について、現地調査前に 3 回にわたり不備指摘を行い、さらに追加質問状を发出してその正確性の確認を試みたものの、確認するたびに複数の誤りが発見された。回答には十分に時間的な猶予を与えていたものである。

これまでに遼寧丹炭から提出された質問状回答等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証を目的とした現地調査の段階になっても、同様に誤りが発見され、また、調査当局から度重なる指摘を受けても完全な回答をせず、調査当局が要請した全ての資料を提出しなかった。これらの結果、遼寧丹炭から提出された様式 B の正確性を確認することはできなかった。

遼寧丹炭が様式 B で回答した取引に係る情報は、遼寧丹炭自身が当然に把握しているものであり、回答することが困難とは言えない内容である上、調査当局は、遼寧丹炭からの回答期限の延長の求めを認めた上で、回答書を受領している。それにもかかわらず、上記のとおり、回答の大幅な修正を繰り返し、その修正した回答にも不備や誤りが認められ、遼寧丹炭が回答をするに当たり最善を尽くしたものと認められなかった。

なお、現地調査項目は現地調査の 20 日前に送付しており、回答を準備する時間は十分に与えていた。

- (イ) 遼寧丹炭は、一部の項目について、「最終日（現地調査期間 3 日目）に提出をしようとしたが、受領を拒絶された。調査当局からの要請に最大限対応すべくようやく社内での承認を得て提出をしようとしたにもかかわらず、しかも、それは現地調査期間中であつたにもかかわらず、遅いとの理由だけで、受領を拒絶したのは、遼寧丹炭に適切な対応の機会を与えたとは当然言えないものである。いかなるデータについても、当然に速やかに提出できると考えるのは、明らかに誤りであり、データの質や内容によっては、容易かつ迅速な提出が不能であることを調査当局は認識せずに無視した。すなわち、このような回答を求めるのは調査に対応している遼寧丹炭に不合理な追加の負担をもたらすものであつたことを無視したものであり、適法な調査とは言えない。したがって、遼寧丹炭について、ファクツ・アヴェイラブルを全面的に適用するのは上記協定附属書 2 に違反しており、正確性が確認されたデータにおいてはそれを用いて不当廉売差額率を算定すべきである。」と主張している。この点、遼寧丹炭から、現地調査において【説明内容】⁴³⁴旨の申し出を受けたことから、同者の主張する最終日に提出をしようとした一部の項目とは、現地調査項目 3.(2)（様式 B の各取引におけるニードルコークスの含有量の割合に係る回答を求める調査項目）にかかる情報であると推測される。

当該項目については、追加質問状及び現地調査の 20 日前に送付した現地調査項目において回答を求めており、回答には十分に時間的な猶予を与えていたものである。しかるに、遼寧丹炭は、追加質問状においては、【回答内容に係る記載】回答を行い⁴³⁵、具体的な数値を回答せず、令和 6 年 10 月 31 日に現地調査項目に係る資料の事前提出としてあらかじめ書面で提出された回答においては、現地調査の冒頭で確認した回答と同内容の、【回答内容】⁴³⁶と回答した。さらに、調査当局は、現地調査期間中に正確さを十分に確認、検証するため、現地調査初日の冒頭において改めて遼寧丹炭に調査への協力を求め、再度回答の意思を確認したところ、【回答内容】⁴³⁷として【回答内容】された。なお、秘密情報の取扱いについては、お願い紙や令和 6 年 10 月 17 日に送付した「「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」にも記載済であり、また、現地調査中においても、調査当局は、同者の秘密の情報について適切に取り扱い、同者の同意を得ずに開示しない旨を説明済である。

⁴³⁴ 現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（3.(3)）

⁴³⁵ 供給者追加質問状回答書（遼寧丹炭）（調査項目 H-12）

⁴³⁶ 現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（3.(3)）

⁴³⁷ 現地調査結果報告書（遼寧丹炭）（3.(3)）

このように、調査当局は、遼寧丹炭の回答の正確性を確認するべく、十分な時間的猶予を与えた状態でかねてから繰り返し提出を求めていたものの、遼寧丹炭は、追加質問状においては具体的な数値を回答せず、さらに現地調査前に提出した書面及び、改めて回答の意思を確認した現地調査の冒頭では【回答内容】と回答していた。その後、調査当局は最終日の段階になって新たな証拠として提出の申し出を受けたが、これまでの説明と矛盾が生じる点について説明がなされることもなかった。また、最終日の段階になって、当該情報の提出を受けてその正確性を確認することは、調査当局が所定の期間内に調査を完遂することを極めて困難にするものであった。

上記のとおり、調査当局は、遼寧丹炭に対応の機会を与えたものの、適時に必要な情報が提供されず、また、提出された回答内容の正確性を確認することができなかった。

(ウ) なお、上記(イ)について、本調査では、当初質問状の不備指摘において、遼寧丹炭が生産する調査対象貨物の物理的・化学的特性を確認するための情報として様式 E や様式 E-4-2 等、調査項目 E への回答を求めていたにもかかわらず、適切な回答が得られなかった。

調査当局はこのような状況においても、可能な限り遼寧丹炭の回答を尊重するため、当初質問状の様式によらない代替の確認手段として、追加質問状の質問項目 H-12、H-13、H-27 において、遼寧丹炭が生産する調査対象貨物の原材料に係る情報を確認するため回答を求めたが、適切な回答を得ることはできなかった。そのため、現地調査の 20 日前に送付した現地調査項目においても引き続き現地調査項目 3.(17) (様式 E-4-2 等に係る回答を求める調査項目) として同様に回答を求めた。また、併せて現地調査項目 3.(2) 及び 3.(3) (ニードルコークス (石油)、ニードルコークス (石炭)、ノンニードルコークス (石油) 及びノンニードルコークス (石炭) の金額並びに原材料全体の金額に係る回答を求める調査項目) においても同様の質問を行って回答を求めたうえ、これらの質問項目が様式 B に記載の回答の妥当性に関わる旨を明示した。更に、調査当局は、現地調査期間中にこれらの質問項目の正確さを十分に確認、検証するため、現地調査初日の冒頭において改めて遼寧丹炭に調査への協力を求め、これらの調査項目に関する回答の意思を確認したところ、【回答内容】された。

このような状況のもと、最終日の段階になって【説明内容】という申出があった。発言の趣旨を素直に読み取れば、これは、【説明内容】旨の申出であったと考えられる。少なくとも遼寧丹炭からは、【説明内容】の申出であると当局に理解できるような説明は行われていない。その場合、調査当局は、3.(17) の代替として 3.(2) の情報を用いる場合、3.(3) の情報と併せて確認することで初めて調査項目 B における品種コード⑧ (コークスの品質)、品種コード⑨ (コークスの種類) の回答の正確性を確認できると考えていることから、仮に当局が【情報の内容】の提出を受け入れたとしても、当該項目に係る回答の正確性を確認することはできない。

(エ) その他、最終日に申出のあった上記(イ) 及び(ウ) において述べた項目以外の数多くの項目 (調査項目 B における調査項目 E との整合性、様式 B に記載の国内運賃、梱包費用、品種コード⑤ (固有抵抗)、製品型番コード、品種コード③ (呼び長さ) 等) においても、FA 経緯書のⅡで詳細に説明しているとおり、当局は十分に時間的な猶予を与えた上で回答を求め、正確性の確認・検証を行ったものの、回答の正確性を確認することはできず、上記(178)に記載のとおり、遼寧丹炭から提出された様式 B 全体の正確性を確認することができなかった。

調査当局は、利害関係者が提出したデータのうち正確性を確認でき、信頼性のある部分については採用しているところであり、例えば上記「**2-3-1-3 本邦向け輸出価格**」に記載のとおり、合肥炭素が提出したデータについてはその一部を採用している。遼寧丹炭が提出したデータを採用しなかった理由は FA 経緯書及び上記(178)に記載のとおり、上記(イ) 及び(ウ) において述べた項目以外の数多くの項目においても回答の正確性を確認することができず、様式 B 全体の正確性の確認ができなかったためである。

(オ) 上記(ア)～(エ)及びFA経緯書に記載のとおり、調査当局は、遼寧丹炭の回答内容の不備について、十分な時間的猶予を与えて複数回にわたって修正を求め、その正確性の確認を試みたものの、適切な回答がなされず、また、適時に提供されず、正確性の確認ができなかったものであり、したがって、遼寧丹炭が回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。

よって、遼寧丹炭の主張する「最善を尽くしたにもかかわらず、ファクツ・アヴェイラブルを適用するのは、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定附属書2の3及び5に違反している。」は失当である。また、遼寧丹炭は「特に同5においては「提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない。」と規定しており、調査当局はこれに反して遼寧丹炭が誠実に提出したデータのうち信頼性のある部分についてもすべて無視している。」と主張するが、上記(エ)に記載のとおり、様式B全体の正確性の確認ができなかったものであり、失当である。

(カ) 以上のとおり、調査当局は遼寧丹炭の回答及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するに当たり多くの困難に直面した。遼寧丹炭の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められたことから、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づき、不当廉売差額率を算定したものである。

したがって、遼寧丹炭の主張する「遼寧丹炭について、ファクツ・アヴェイラブルを全面的に適用するのは上記協定附属書2に違反しており、正確性が確認されたデータにおいてはそれを用いて不当廉売差額率を算定すべきである。」については失当である。

(キ) なお、遼寧丹炭の主張する「結局のところ、調査当局はファクツ・アヴェイラブルの適用を正当化するために、最善を尽くしたとは認められなかったという認定をしているのであって、予断と偏見に満ちた結論先にありきの認定である上に、上記協定附属書2に違反していることは明白である。このことは、オンラインで現地調査が行われた際の、調査当局の発言、すなわち、真摯な対応をしている遼寧丹炭の回答について調査を拒否しているなどと発言した上、自己の誤認に基づく認定をもって回答は虚偽である、あるいは回答は誤りであるなどと決めつけた発言をしていたことから明らかである。」について、調査当局は、上記(178)及びFA経緯書で説明しているとおり、遼寧丹炭の質問状回答内容の不備について、現地調査前においても、複数回にわたって不備指摘を行い、また、追加質問状を発出し、その正確性の確認を試みたものの、確認するたびに複数の誤りが発見されたものであり、提出された証拠等の検証段階である現地調査においても、同者の回答及び説明には数多くの誤り及び不整合が認められた。調査当局は、同者らの回答及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するに当たり多くの困難に直面した。このような対応は最善を尽くしたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断し、ファクツ・アヴェイラブルを適用したものである。したがって、予断と偏見に満ちた結論先にありきの認定との指摘は失当である。

(ク) 以上により、上記(325)の遼寧丹炭からの反論等は受け入れられない。

(331) 上記(326)の大連旭日の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 「仮決定通知書における該当箇所に書かれているような具体的な指摘事項は聞いた覚えがない。」との主張について、調査当局は、令和6年9月12日付け不備指摘において、「様式B、様式F、様式G、各様式に記載の製品の品種コードの組み合わせが、同一取引の製品で

あるにも関わらず、一致しないものがあります。ご確認いただき、各様式の品種コードの回答が正しい記載になるように訂正してください。」⁴³⁸及び、令和 6 年 10 月 8 日付け追加質問状においては、「9 月 12 日付「質問状回答書に対する調査当局からの指摘事項」の回答（整理番号 5 および 13）において、訂正後の様式 B、様式 F および様式 G を添付頂いていますが、訂正後においても、様式 B、様式 F、様式 G、各様式に記載の製品の品種コードの組み合わせが、同一取引の製品であるにも関わらず、一致しないものがあります。貴社の取り扱っている調査対象貨物について正確に把握するために欠かせない情報となりますので、改めてご確認のうえ、各様式の品種コードの回答が正しい記載になるように訂正してください。」⁴³⁹と、同一取引であるにもかかわらず、品種コードの回答が異なっている回答について訂正を求める旨具体的に指摘していることから、大連旭日の主張の内容は、事実と異なるものと認められる。

(イ) 大連旭日と関連会社【企業名】との一部取引で入金が【回答内容】となっている取引について、【反論の内容】との主張であるが、現地調査において、大連旭日から、入金が【回答内容】となっている理由について、「未だ客先に納品できていないため、【企業名】は代金を回収できていない」旨回答を受けたことにより、調査当局は、【回答に記載すべきでない取引】と判断したものである⁴⁴⁰。仮の決定後に現地調査における上記の説明内容を覆し、【反論の内容】と主張しているところ、これは大連旭日の現地調査における回答の信憑性を失わせるものであり、また、これまで上記主張の根拠となる資料の提出もされていないことから、当該取引について輸出価格算出の根拠とすることが適切であるとは認められない。

(ウ) 大連旭日から関連企業である【企業名】、【企業名】から同者関連企業である【企業名】又は【企業名】へ販売した取引について、【反論の内容】との主張について、調査当局は、供給者当初質問状及び不備指摘等を介して、最初の非関連企業へ販売した取引情報についての回答を求めてきた。しかし、大連旭日は「【企業名】及び【企業名】は取引情報の開示を拒否したため、回答できない」旨回答し⁴⁴¹、また、両者は輸入者当初質問状においても、【企業名】との取引情報を回答せず、結果として調査当局への直接の情報提供も行わなかった⁴⁴²。したがって、調査当局は必要な情報及び回答方法の詳細について、調査の開始後速やかに詳細に特定していたが、大連旭日から妥当な期間内に必要な情報が提供されなかったことから、協定 6.8 条に基づき、ファクツ・アヴェイラブルを適用する要件を満たしているといえる。

また、【反論の内容】との主張について、大連旭日と【企業名】、【企業名】と【企業名】及び【企業名】間の取引は、ガイドライン 7.(2)で定められているところの関連企業間取引に該当すると認められ、関連企業間取引における輸出価格の算定においては、政令第三条の規定により、「最初の非関連企業への国内販売価格に基づき算出される価格とする」旨定められており、当該関連企業間取引の情報のみを根拠として輸出価格を算出することが適切であるとは認められない。

(エ) 大連旭日から【企業名】へ販売された取引は、本質的には大連旭日から同社関連企業である【企業名】へ販売された取引であったことについて、【反論の内容】ことを理由に、最初の非関連企業への取引情報を考慮せず、関連企業間取引の情報のみに基づき輸出価格を算出することが適切であるとは認められない。

⁴³⁸ 令和 6 年 9 月 12 日付け不備指摘回答書（大連旭日）（整理番号 13）

⁴³⁹ 追加質問状回答（大連旭日）（調査項目 H-27）

⁴⁴⁰ 現地調査結果報告書（大連旭日）（調査項目 3.(12)）

⁴⁴¹ 令和 6 年 8 月 21 日付け不備指摘回答書（大連旭日）（整理番号 30、31）、令和 6 年 9 月 12 日付け不備指摘回答書（大連旭日）（整理番号 19、20）、追加質問状（大連旭日）（調査項目 H-16）、現地調査結果報告書（大連旭日）（調査項目 6.(2)(3)）

⁴⁴² 輸入者当初質問状（大同興業）、輸入者当初質問状（大和窯業）

(オ)【企業名】との取引において、契約書の生産者についての記載内容が大連旭日の様式 B の回答と異なっていることについて、【反論の内容】といった主張については、現地調査中、大連旭日は、当初【回答内容】旨回答していたが、その後、【回答内容】と回答を変遷させ、その他の取引については【回答内容】と主張する一方で、証明する資料等は提出されなかったものであるが、大連旭日から【反論の内容を裏付ける問い】との質問を受けることもなく、【反論の内容を裏付ける主張】との主張もされなかった⁴⁴³。合理的な理由なく、回答を変遷させている状況において、大連旭日の回答の信憑性が低いという調査当局の判断は覆るものではない。

(332) 上記(327)の供給者 7 者連名の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) サンプル調査対象者 2 者に対して、ファクツ・アヴェイラブルを適用するに当たっては、上記「**2-3-2 遼寧丹炭及び遼寧丹炭新材料**」、「**2-3-3 大連旭日及び山東旭日**」、現地調査結果報告書並びに FA 経緯書に記載のとおり、調査開始から現地調査に至るまで、調査当局は、同者からの回答期限の延長要望を実行可能なときは認め、また、同者らに回答の内容の不備について、複数回にわたり修正の機会を与えてきた。

(イ) しかしながら、提出された証拠等の検証段階である現地調査においても、同者らの回答及び説明には数多くの誤り及び不整合が認められ、調査当局は、同者らの回答及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するに当たり多くの困難に直面した。このような対応は最善を尽くしたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断し、ファクツ・アヴェイラブルを適用したものである。

(ウ) また、調査当局は、仮の決定に際し、本調査の利害関係者に中間報告書等を送付するとともに、反論及び再反論等の機会を与えており、論評や抗弁をする十分な機会を与えなかったとする主張は失当である。

(エ) 以上のことから、上記(327)の供給者 7 者からの反論等は受け入れられない。

5-2-6 不当廉売差額の基本的考え方に係る反論等の検討

5-2-6-1 不当廉売差額の基本的考え方に係る反論等

(333) 供給者である大連旭日から、上記「**2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方**」に対して、以下の仮の決定に係る反論等⁴⁴⁴が提出された。

(ア) (118)において、供給者から証拠の提出があれば、個々の生産者について不当廉売差額を算出することとされているが、大連旭日は資料については包み隠さず提出したにもかかわらず、(197)に示される、実際に廉価での中国品の日本への輸入販売を行っていた、合肥炭素の不当廉売差額率と同率を適用されることは、極めて不当な決定であると主張する。合肥炭素の不当廉売差額率を決定した根拠を公表し、大連旭日の販売価格と比較した結論を出すべきである。不当廉売差額率＝正常価格－合肥炭素の日本向け輸出価格であるが、大連旭日の場合は不当廉売差額率＝正常価格－日本国内における SK カーボンの販売価格と認識している。

(イ) また、(195)に示される、調査に対する「非協力的」姿勢とはどの点を示しているのか。

⁴⁴³ 現地調査結果報告書（大連旭日）（調査項目 3. (9)）

⁴⁴⁴ 仮の決定反論書（大連旭日、令和 7 年 3 月 14 日）

大連旭日は日本語を話す人間は多いものの、日本語で細かなニュアンスを指し示すことができるほどの語学力ではないことから、調査当局からの要望を完全に理解することができず、結果至らぬ点が多々あったことは認めるが、資料に関しては最大限協力したと自負している。後学のためにも、不足点につきご教授願う。

(334) 輸入者であるファインズから、上記「**2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方**」に対して、以下の仮の決定に係る反論等⁴⁴⁵が提出された。

(ア) 輸入に係る日本国内での通関費用及びその他販管費などを控除すべき。

5-2-6-2 不当廉売差額の基本的考え方に係る反論等の検討

(335) 上記(333)の大連旭日の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) FA 経緯書に記載のとおり、これまで調査当局は、当初質問状、複数回の不備指摘、追加質問状及び現地調査を通して、輸出価格算出の根拠となる取引情報の入手を試みたが、大連旭日から提出された証拠資料は、必要な情報が不足し、広範囲に渡り正確性を欠くものであったことから、ファクツ・アヴェイラブルを適用し、合肥炭素の不当廉売差額率を大連旭日に適用することを決定したものである。協定 6.5 において、調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、調査当局により秘密として取り扱われる上、当該情報は当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならないとされている。合肥炭素の不当廉売差額率を決定した具体的数値等の根拠を公表すれば、合肥炭素が正当な理由を示して秘密扱いを求めている情報が明らかになってしまうことから、適切でない。また、大連旭日の正確な輸出価格の算出ができない状況において、合肥炭素の輸出価格との比較は不可能である。

(イ) 大連旭日の非協力的と認められる対応についての詳細は、FA 経緯書Ⅱファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯に記載のとおりであり、調査当局が複数回に渡り回答の修正の機会を与えたにもかかわらず、提出された証拠の検証段階である現地調査に至っても、依然として数多くの誤り及び不整合が認められ、かつ、回答内容についての説明を二転三転させるといった、大連旭日の本調査への対応に基づいて、非協力的であったと認めたものである⁴⁴⁶。

(336) 上記(334)のファインズの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 協定 2.4 では、「輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行われるものとする。この比較は、商取引の同一の段階（通常の場合には、工場渡しの段階）において、かつ、できる限り同一の時点で行われた販売について行われる」ことが求められており、本調査においても上記「**2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方**」に記載のとおり、日本国内での通関費用及びその他販管費を含む費用等については、検討の上必要があれば控除した上、工場渡しの段階の価格で比較を行ったものであり、適切であったと認められる。

(イ) 以上のことから、上記(334)のファインズからの反論等は受け入れられない。

5-2-7 不当廉売差額率に係る反論等の検討

5-2-7-1 不当廉売差額率に係る反論等

⁴⁴⁵ 仮の決定反論書（ファインズ、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁴⁶ FA 経緯書（大連旭日）

(337) 供給者である合肥炭素から、上記「**2-2-2 代替国の正常価格**」及び FA・DM 計算書のⅡ「**4 正常価格**」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁴⁷が提出された

(ア) 日本向け輸出に重大なダンピングが存在し、ダンピングマージンが 104%を超えることと認定した仮決定に当社は強い驚きと抗議の意を表明する。ダンピング差額は輸出業者或いは生産者の輸出価格と正常価格との間の差異金額であり、正常価格が輸出価格より高ければダンピングが存在すると考える。この差分金額を（CIF レベルの）輸出価格で割ると、ダンピングマージン（Dumping Margin）を百分率で表すことが得られる。

104%というダンピングマージンは、調査機関が当社の対日本輸出価格が正常価格よりはるかに低く、正常価格の半分にすぎないと認定したことに相当する。これは明らかに事実と反するといわざるを得ない。

当社は世界最大手の黒鉛電極生産企業の 1 社として、国際市場価格、コスト、及び当社の実際の経営状況を踏まえ、仮決定のダンピング計算結果の信頼性に疑義を有する。この点について、黒鉛電極の業界を知る他の利害関係者も、日本の輸入業者、下流ユーザーを含め、同様の見解を共有するものと確信している。

当社として本件の最終決定前の調査段階において、計算方法とデータ源を確実に考慮し、ダンピングマージンの計算が市場実態を反映した計算方法の再検討されることを強く要請する。

(338) 供給者である合肥炭素から、上記「**2-3-2-3 不当廉売差額率**」、「**2-3-3-3 不当廉売差額率**」及び「**2-4-1 不当廉売差額率**」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁴⁸が提出された。

(ア) 当社は、調査機関が当社（協力企業）に非協力企業と同様のダンピングマージンを適用したことの合理性について理解し難いと考えている。

各国の反ダンピング調査においては、協力企業と非協力企業に異なるダンピングマージンを適用することが、利害関係者が調査に協力することを奨励するための事実上の慣行であると理解しているにもかかわらず、調査に協力した当社と同じダンピングマージンが、全く調査に協力していない企業を含む非協力企業に適用されることについて、合理性がない。最終決定においては、上記の各国の共通の慣行を考慮の上、調査への協力を尽くした企業に対する事実認定等において再考することを要請する。

(339) 供給者である遼寧丹炭から、不当廉売差額率の算定について、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁴⁹が提出された。

(ア) 本来比較対象とされるべきでない製品間の価格比較を行っており、適法な不当廉売差額の算定とは言えない。

中国生産者の輸出価格は製品の種類により大きく異なり、非超高出力の黒鉛電極は価格が低いため、中国企業の輸出価格は必然的に安価になる。日本国内向けに販売されている黒鉛電極は、超高出力なので価格が高くなり、これらの製品の価格を比較すれば当然に不当廉売差額率は過大なものとなる。調査当局は、これらの事実を捨象しているため、本来比較対象とされるべきでない製品間の価格比較を行っており、適法な不当廉売差額の算定とは言えないことは明らかである。

(340) 供給者である大同特殊鋼（上海）から、上記「**2-5 中国の供給者の不当廉売差額率**」に対して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁵⁰が提出された。

⁴⁴⁷ 仮の決定反論書（合肥炭素、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁴⁸ 仮の決定反論書（合肥炭素、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁴⁹ 仮の決定反論書（遼寧丹炭、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁵⁰ 仮の決定反論書（大同特殊鋼（上海）、令和 7 年 3 月 14 日）

(ア) 電極はグレード/サイズごとに、製造コストや販売価格もそれぞれであり、安いもの（例 HP350mm 品）が高いもの（例 UHP800mm）との価格差がかなり大きく、一視同仁することは不適切と考え、認められない。

(341) 輸入者であるファインズから、不当廉売差額率の算定について、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁵¹が提出された。

(ア) 不当廉売差額率で弊社の一定期間の仕入購入価格で正常価格を算出した結果、弊社が入手した日本産の当時の売値より遥かに大きい数値であった。

5-2-7-2 不当廉売差額率に係る反論等に対する再反論等

(342) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(340)の大同特殊鋼（上海）からの仮の決定に係る反論等に対して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁴⁵²が提出された。

(ア) 黒鉛電極に関して、グレード・品位（HP、UHP 等）といった概念は現実には機能していないし、同じサイズの黒鉛電極であっても、顧客により求められる仕様は変わる。

また、中国の供給者も含め電極製造者にとってコスト構造は企業秘密であると理解しているところ、少なくとも、サイズが小さければ（直径が細ければ）製造単価が安くなるという単純なコスト構造ではない。このような実態を踏まえ、仮決定の中間報告書(166)及び(141)によると、輸出価格及び正常価格は輸入貨物の物理的特性を考慮して算出されている。したがって、仮決定の判断は妥当であると思料する。

5-2-7-3 不当廉売差額率に係る反論等の検討

(343) 上記(337)の合肥炭素の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 本調査において、正確性を確認できた情報に基づき、正常価格は、上記「2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方」及び「2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」に従って「2-2-2 代替国の正常価格」のとおり算出し、輸出価格は、上記「2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方」に従って、「2-3-1-3 本邦向け輸出価格」のとおり算出した。当該正常価格及び輸出価格を用いて、「2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方」に従って不当廉売差額を算出したものである。

また、不当廉売差額の算出に当たっては、上記の正常価格と輸出価格を公正に比較するため、供給者及び代替国供給者に対し、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類の組合せによる回答を求めた上で、正確性の確認できた回答を基に品種を定め、各品種それぞれについて不当廉売差額を算出し、本邦に輸出された各品種の数量で加重平均を行った。

これらの算出方法は、いずれも、協定、国内法令等と整合する適切なものであり、不当廉売差額率が事実に反するとの反論等は受け入れられない。

(イ) なお、不当廉売差額率は、正常価格と輸出価格の差である不当廉売差額を輸出価格で割ることで算出するものであり、不当廉売差額を CIF 価格で割った場合は、不当廉売関税率となる⁴⁵³。

⁴⁵¹ 仮の決定反論書（ファインズ、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁵² 仮の決定再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日）

⁴⁵³ ガイドライン 7(5)

(344) 上記(338)の合肥炭素の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 協定 6.8 では、利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて仮の又は最終的な決定を行うことができる旨が規定されている。また、上記(114)に記載のとおり、調査当局が知り得た供給者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

本調査においてはサンプリングが行われ、サンプリング調査対象者 3 者が選定されたが、調査の過程において、調査当局は複数回に渡り修正の機会を与えたものの、当該 3 者の回答については、正確性が確認できなかったことからファクツ・アヴェイラブルを適用し、調査当局が求めた証拠の根拠資料によって、正確性を検証することができた合肥炭素の取引に基づき、不当廉売差額率を算定することとした。

本調査において、調査当局は、合肥炭素の回答の他に不当廉売差額率を算出するための適切な情報に接することができなかったことから、同社の不当廉売差額率をその他の供給者に対しても適用したものである。

なお、協定 9.4 は、サンプリングが行われた場合において、サンプリングに含まれなかった者に適用する不当廉売差額率は調査対象者の不当廉売差額率の加重平均を越えてはならないと定め、また、当該加重平均の算定においてはファクツ・アヴェイラブル適用による不当廉売差額率を除外しなければならないと定めているが、その他の供給者に係る不当廉売差額率の算出方法について、特段の規定はない。

(イ) 以上のことから、上記(338)の合肥炭素からの反論等は受け入れられない。

(345) 上記(339)の遼寧丹炭の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 遼寧丹炭は、「非超高出力の黒鉛電極は価格が低いため、中国企業の輸出価格は必然的に安価になる。日本国内向けに販売されている黒鉛電極は、超高出力なので価格が高くなり、これらの製品の価格を比較すれば当然に不当廉売差額率は過大なものとなる」と主張しているが、遼寧丹炭の主張する「日本国内向けに販売されている黒鉛電極」が、日本国内で販売されている本邦産同種の貨物を指しているのか、それとも、中国企業が日本向けに輸出し販売している黒鉛電極を指しているのか定かでない。仮に前者であれば、不当廉売差額は、上記「**2－1－3 不当廉売差額の基本的考え方**」に記載のとおり、正常価格と輸出価格を比較し算出するものであり、本邦産同種の貨物の販売価格と輸出価格を比較して算出するものではないから、反論として成り立たない。また、仮に後者であれば、遼寧丹炭の主張の要旨は「中国企業の輸出価格は必然的に安価になる一方で、中国企業が日本向けに輸出し販売している黒鉛電極は価格が高くなる」と解するほかはない。これは輸出価格について安いと言っている一方で高いと言っている主張となり、それ自体矛盾した主張となる。したがって、いずれにせよ本主張は失当である。

(イ) 以上により、上記(339)の遼寧丹炭からの反論等は受け入れられない。

(346) 上記(340)の大同特殊鋼（上海）の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、不当廉売差額率の算出に当たって、輸出価格と正常価格の比較を公正に行うため、「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」において述べたとおり、供給者及び代替国供給者に対し、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類の組合せによる回答を求めたうえで、正確性の確認できた回答を基に品種を定め、各品種それぞれ

について不当廉売差額を算出し、本邦に輸出された各品種の数量で加重平均を行った。

なお、「**3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」においては、用途及びサイズを考慮して分析を行った。この結果、当該輸入貨物の輸入により、全品種のみならず、「直径 350mm 未満及び精錬用」、「直径 350mm 以上 500mm 未満及び精錬用」、「直径 500mm 以上 650mm 未満及び製鋼用」のいずれの電極においても、国内販売量及び国内販売価格に影響があったことを確認した。

また、グレードについて、(212)及び(240)において言及したとおり、グレードはあくまで各黒鉛電極メーカーが独自の基準で設定しているものであり、黒鉛電極産業界において統一された基準があるものではないこと、各グレードに統一された基準がないことを踏まえると、グレードを基準として適切な価格分析を行うことは困難である。

(イ) 以上のことから、上記(340)の大同特殊鋼（上海）からの反論等は受け入れられない。

(347) 上記(341)のファインズの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 本調査に係る正常価格の算出においては、「**2-2-2 代替国の正常価格**」に記載のとおり、代替国構成価格を採用しているが、輸出価格との比較においては、物理的な特性等の要素を考慮し、必要な調整を行った上で、不当廉売差額率を算出している。

同社の反論は、本邦産品の価格と正常価格を比較するものと考えられるが、不当廉売差額率は、あくまで輸出価格と正常価格の差に基づいて算出されるものとされており、本邦産品の価格は無関係である。

また、同社は、自社の一定期間の仕入価格及び購入価格で正常価格を算出したとしているが、具体的な算出方法については何ら示されておらず、その正確性を裏付ける根拠を確認することはできない。

(イ) 以上のことから、上記(341)のファインズからの反論等は受け入れられない。

5-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(348) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-3-1 「3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に係る反論等の検討

5-3-1-1 「3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に係る反論等

(349) 輸入者兼産業上の使用者である東京鋼鐵から、上記「**3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討**」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁵⁴が提出された。

(ア) EU の「Official Journal of the European Union Commission Implementing Regulation (EU)2022/558 of 6 April 2022」に記載されているとおり、EU では呼び径 350mm 以下の中国製電極の品位は HP/SHP であると結論づけており、当該サイズ及び品位の電極は EU 域内での生産量が少ないことから、制裁の対象から除外している。我が国においても事情は類似しており、サイズによって品位を特定し、制裁の対象から除外することは可能である。小径 HP/SHP 電極は、国内電極メーカーが主に製造している UHP 電極とは、そもそも用途が異なる「別種の品物」であり、今回の制裁対象からは除外すべきである。

⁴⁵⁴ 仮の決定反論書（東京鋼鐵、令和 7 年 3 月 11 日）

(イ) 2017 年に中国で地条鋼が廃止され、小径電極需要が急増した際に、世界的な電極不足(「電極危機」)が発生し、当社も取引先の中国メーカーの出荷が遅れたため、国内電極メーカーに助けを求めたところ、そのうちの 1 社からは「小径電極は国内需要が少ない為、特定の常連顧客向けに対してのみ製造販売しており、貴社に供給する余裕はない」との回答があった。ゆえに「制限した事実はない」というのは正しくない。仮に用途・品位等の差異を無視して、すべての中国製電極に重税を課すというのであれば、国内電極メーカーはこれまで中国製電極を使用してきた需要家に対し、分け隔てなく、合理的な価格で電極を供給することを保証すべきである。

(ウ) 当社が調査対象期間中に国内電極メーカーから購入した直径 350mm の LF 用電極の数量は、僅か 11,983kg (36~40 本) で、これも 2017 年の「電極危機」の際に緊急避難的に購入したものである。

(エ) 「生産能力がある」ことと「実際に生産するかどうか」は別問題。仮に、生産者がこれまで生産を停止していたサイズや品位の電極の生産を再開したとしても、安定供給が可能になるまでに相当の時間を要する。特定サイズ・品位の電極を生産するか否かが生産者側の一存で決められることは、輸入規制によって代替品入手の機会を奪われた需要家にとって著しく不利かつ不公平。

(350) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料から 7 者連名で、上記「**3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討**」に関し、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁵⁵が提出された。

(ア) 「産業損害に関する抗弁意見」(2024 年 7 月 24 日提出、同年 8 月 26 日差替)で述べたとおり、日本国と中国の黒鉛電極製品は、主に 3 種類に分かれており、即ちウルトラハイパワー黒鉛電極(UHP)、ハイパワー黒鉛電極(HP)及びレギュラーパワー黒鉛電極(RP)である。異なる種類の黒鉛電極は、使用する原材料、製造工程、許容電流密度、用途、生産コスト、販売価格およびそれを使用するユーザーもそれぞれ異なっている。例えば、レギュラーパワー又はハイパワーの黒鉛電極の販売価格は、ウルトラハイパワー黒鉛電極より安いはずである。一方、日本製の黒鉛電極の殆どがウルトラハイパワー黒鉛電極だが、中国から日本に輸出される黒鉛電極は、ウルトラハイパワーの黒鉛電極もあれば、ウルトラハイパワーではない黒鉛電極(例えば、ハイパワー黒鉛電極)も含まれており、中国企業には、ウルトラハイパワーではない黒鉛電極がその企業の輸出量全体の 50%前後を占めているところも一部ある。したがって、中国企業の輸出価格は、製品の種類に影響され、ウルトラハイパワーではない黒鉛電極の価格が比較的安いため、中国企業の輸出価格全体を比較的安く抑えたと言える。一方、日本国内で販売されている黒鉛電極の殆どがウルトラハイパワー黒鉛電極であるため、その価格が比較的高く、このような状況において、価格を比較するのは不公平だと言わざるを得ない。

(イ) 仮決定では、日本国財務省は損害分析と因果関係に関連する情報について分析を行った際に、異なる製品種類によってもたらされるその違いを考慮に入れなかったため、これによって得られた結論も幾分誤差があるものだと考えられる。調査当局に対し、損害及び因果関係の分析に当たり、異なる製品の種類を分けて公平に比較していただきたいと切望する。

5-3-1-2 「3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に係る反論等に対する

⁴⁵⁵ 仮の決定反論書(方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 3 月 14 日)

再反論等

(351) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(349)の東京鋼鐵からの仮の決定に係る反論等に対する再反論等⁴⁵⁶が提出された。

(ア) どのような黒鉛電極が高いパフォーマンスを発揮するかは顧客の操業環境（電気量、酸素量、炉のサイズ・構造等）ごとに異なるため、本邦において、黒鉛電極の仕様は、顧客と相談しながら、状況に合わせて決定されている。カタログには、参考情報として UHP、HP、RP といった当社独自の仕様を記載しているが、実際には、カタログ記載の仕様どおりの既製品を販売しているのではなく、様々な仕様の電極が存在する。したがって、グレード・品位（HP、UHP 等）といった概念は、現実には機能していない。グレードについて業界に共通する基準が存在するわけでもない。特に、SHP というのは、中国メーカー独自のグレード設定であると考えられ、具体的にどのようなものを指すのか承知していない。サイズについても同様で、同じサイズの黒鉛電極であっても、顧客により求められる仕様は変わる。この点は、中国の電極メーカーである旭日精密炭素（大連）有限公司も「同じサイズでも客先での使用条件によって求められる電極の物理的特性は異なる」⁴⁵⁷としている。したがって、サイズによってグレード・品位を特定すべき（特定できる）、グレード・品位が異なるものは用途が異なる「別種の品物」である等のご意見は、少なくとも本邦における黒鉛電極の仕様の考え方には合わないものと思料する。

(イ) 追加質問状 H-6⁴⁵⁸で回答したとおり、2017 年、2018 年頃はサイズを問わず電極需給がひっ迫した中で、可能な限り生産を行ったものであり、特定のサイズの電極について生産を制限したという事実はない。また、追加質問状回答 H-7 及び同添付資料 H-7⁴⁵⁹のとおり、直径 300mm 以下の電極についても、調査対象期間を通じ、不当廉売により調査対象貨物の本邦内の需要に対するシェアは増加傾向にある。東海カーボンにおいては、それに伴って、シェアが減少し、又は、特定のサイズの製造終了等の判断を余儀なくされている。3 者とも、これまでも今後もサイズ・仕様にかかわらず、経済合理性を踏まえて製造・販売の判断を行っていく。

なお、調査対象貨物の不当廉売により、サイズ・仕様を問わず、本邦の黒鉛電極産業に損害が生じていると考え、不当廉売課税を課することを求め、今般の当局の調査に最大限協力をした。調査を踏まえた課税の可否は調査当局が判断するものであるが、調査対象貨物に不当廉売課税が課されることにより、本邦生産品・輸入品を問わず、市場が正常な状態となることを期待するものである。

(352) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(350)の供給者 7 者からの仮の決定に係る反論等に対する再反論等⁴⁶⁰が提出された。

(ア) グレードは、各社が独自に呼称しているものであり、業界に共通する基準が存在するわけではない。当社は、供給者（中国生産者）の指摘するウルトラハイパワー黒鉛電極（UHP）、ハイパワー黒鉛電極（HP）及びレギュラーパワー黒鉛電極（RP）が具体的にどのような品位を指すのか、また、それらの製造工程や原材料も承知していない。黒鉛電極の産業において、通常、仕様の決定に影響を与える製造工程や原材料は企業秘密であり、当然、申請者含む本邦生産者は、互いに他社のそれらの情報を承知していない。この点は、供給者（中国生産者）においても同様であると考えられるところ、実際、現地調査を受けた遼寧丹炭科技集团有限公司、合肥炭素有限責任公司、旭日精密炭素（大連）有限公司も、

⁴⁵⁶ 仮の決定再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日）

⁴⁵⁷ 現地調査報告書（大連旭日）

⁴⁵⁸ 追加質問状回答書（SEC カーボン、日本カーボン）

⁴⁵⁹ 追加質問状回答書（東海カーボン）

⁴⁶⁰ 仮の決定再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日）

提出資料や回答内容のうち製造工程や原材料に係る情報を幅広く秘密扱いしている（これは黒鉛電極の生産者として当然の対応であり、当該秘密扱いを批判する意図はない）。

このように、グレード・品位について共通する基準が存在しない中で、供給者（中国生産者）の一部が独自に設定するグレード・品位に基づき場合分けをすること（異なる製品と扱って分析をすること）は適切でない。したがって、調査当局が、グレードではなく、サイズと用途に着目して国内販売量及び国内販売価格の分析を行っているのは適切である。

なお、直径サイズや用途が異なっても、黒鉛電極は顧客において電炉鋼材を製造する際に一連の工程で用いられており、取引相手が異なるものではない。本邦生産者質問状への回答添付資料 C-3-3・C-4-3 で提示しているとおり、実質的には、顧客は、異なる電気炉に用いる黒鉛電極の注文や価格交渉を同時に行っている。このような背景も手伝って、当社は、供給者が独自に呼称するグレードの相違にかかわらず、不当廉売品に競り負けてしまっている。

5-3-1-3 「3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討」に係る反論等の検討

(353) 上記(349)の東京鋼鐵からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) EU の「Official Journal of the European Union Commission Implementing Regulation (EU) 2022/558 of 6 April 2022」においては、呼び径 350mm 以下の中国製電極の品位は HP/SHP であると結論づけられており、当該サイズ及び品位の電極は EU 域内での生産量が少ないことから、制裁の対象から除外しているという趣旨の主張がなされたところ、当該主張にかかる証拠は、証拠の期限までに提出されていない。ただし、調査当局は、本調査によって得られた証拠を基礎として、協定及び関係国内法令に基づいて調査を実施していることは言うまでもなく、必ずしも結論が他国の調査結果と一致するものではない。

その上で、本調査においては、「**3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」において分析したとおり、本調査においては、直径 350mm 未満のサイズについても、他の直径サイズと同様に、本邦産同種の貨物が当該輸入貨物の影響を受けていたことを確認しており、当該直径サイズの電極を調査の対象から除外する理由がない。また、(219)で述べたとおり、グレードは各黒鉛電極メーカーが独自の基準で設定しているものであるところ、東京鋼鐵の言及する HP/SHP が具体的にどのような品位の黒鉛電極を示すのか、その詳細が明らかでない。

(イ) 本邦生産者が一部の直径サイズの電極について生産を制限したという事実はないというのは事実と反する、という趣旨の主張がなされたところ、言及されている事例は調査対象期間外であり、また、利害関係者から主張を裏付ける証拠の提出もないことから、本調査においては分析の対象としない。その上で、(229)において述べたとおり、調査当局は、調査対象期間中、本邦の生産者により直径 350mm 未満の黒鉛電極が販売されていたことを確認している。

(ウ) 中間報告書の(217)における「東京鋼鐵」の記載は、「東京鐵鋼」の誤りであったため、上記(217)において修正を行った。

(エ) 「生産能力が維持されていても、実際に生産を再開するまでには相当の時間を要するため、特定サイズ・品位の電極を生産するか否かが生産者側の一存で決められることは、輸入規制によって代替品入手の機会を奪われた需要家にとって著しく不利かつ不公平である」との主張について、仮の決定の内容に対する反論等であるとは認められないことから、本調査において分析の対象としない。ただし、直径 350mm 未満の黒鉛電極について、「**3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」において分析したとおり、本邦生産者は、調査対象期間において、黒鉛電極の生産に係る判断に際して当該輸入貨物の影響を受けていたことが認められる。

(オ) したがって、上記(349)の東京鋼鐵の反論等のうち、(ア)、(イ) 及び (エ) は受け入れられない。

(354) 上記(350)の供給者 7 者（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料）の連名による反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) (239)において述べたとおり、「中国から日本に輸出された黒鉛電極には、UHP の黒鉛電極も、UHP でない黒鉛電極も含まれており、一部の中国企業にとっては、UHP でない黒鉛電極が企業の輸出量の 50%を占めている。」という主張については、当該主張を裏付ける具体的な証拠の提出がなされておられず、単なる主張にすぎないことから、分析が困難である。また、RP 又は HP の黒鉛電極の販売価格は、UHP 黒鉛電極より安いはずである等の主張についても、その証拠が示されていない。

なお、(212)、(240)において既に示したとおり、グレードはあくまで各黒鉛電極メーカーが独自の基準で設定しているものである。黒鉛電極産業界において各グレードに統一された基準がないこと等を踏まえても、グレードを基準として価格の比較を行うことは困難である。

(イ) 調査当局が本調査において収集した証拠に基づけば、少なくとも本邦生産者と産業上の使用者との間の商談に際し、グレードを基準として取引がなされている事実は確認できなかった⁴⁶¹。上記(350)の供給者 7 者の主張は、異なる製品種類によってもたらされるその違いを考慮せず、価格比較をすべきでないとの趣旨であると考えられるが、調査当局は、本調査において得た証拠⁴⁶²から確認できた取引の実態に鑑み、「**3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」のとおり、グレードではなく、黒鉛電極の直径サイズと用途に着目して輸入量及び価格の分析を行ったものである。その結果、本邦の産業は、いずれの直径サイズ及び用途においても当該輸入貨物の影響を受けていることから、仮に本邦産同種の貨物と異なるグレードの調査対象貨物が輸入されていたとしても、調査対象貨物と本邦産同種の貨物が競合していることが確認できる。

(ウ) 以上より、上記(350)の供給者 7 者の反論等は受け入れられない。

5-3-2 「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」に係る反論等の検討

5-3-2-1 「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」に係る反論等

(355) 供給者 7 者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料から、上記「**3-3-1 当該輸入貨物の輸入量**」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁶³が提出された。

(ア) 仮決定文書において、調査当局は、申請者側の経済指標について、いずれも指数の形で示しており、それには中国原産品の輸入占有率、第三国市場占有率及び日本国内産業市場占有率などのデータが含まれていることから、このような形で示されたデータでは、利害関係者として、異なる出どころの製品による市場占有率への影響について判別できない状況に陥っている。

⁴⁶¹ 本邦生産者質問状回答書（添付資料 C-3-3 及び C-3-4）

⁴⁶² 本邦生産者質問状回答書（添付資料 C-3-3 及び C-3-4）

⁴⁶³ 仮の決定反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 3 月 14 日）

(イ) 仮に中国原産品の輸入占有率が比較的小さいものであれば、例え中国原産品の輸入占有率が大幅に増えても、日本市場全体への影響は小さいはずだと考えられる。調査機関に対し、より詳しいデータを開示し、利害関係者が日本市場の状況について十分に理解し、より有意義な論評意見を提出できるように図っていただきたいと切望する。

5-3-2-2 「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」に係る反論等の検討

(356) 上記(355)の供給者7者からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、「表 37 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」のとおり、財務省貿易統計において公表されている調査対象貨物の輸入量を用いて当該貨物の市場占有率及びその推移を確認した上で、その増加傾向の分析を行っていることから、指数化しても当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の推移について確認が可能であるところ、「市場占有率への影響について判別できない状況に陥っている」という指摘は当たらない。なお、当該統計資料は公表されているのみならず、本調査においても利害関係者に対して閲覧に供している。したがって、「利害関係者が、異なる出どころの製品による市場占有率への影響について判別できない状況」に陥っているものとは考えがたい。

(イ) 「仮に中国原産品の輸入占有率が比較的小さいものであれば、例え中国原産品の輸入占有率が大幅に増えても、日本市場全体への影響は小さいはずだと考えられる」との主張について、(226) 及び(287)のとおり、調査対象期間中、調査対象貨物の輸入量の増加に伴って本邦産同種の貨物の販売量が減少したことから、両者の間には相関性が認められる。当該輸入貨物の市場占拠率が調査対象期間において 44 ポイントと大幅に上昇した一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 25 ポイントと大幅に低下した。また、本邦産同種の貨物の国内販売量は、調査対象期間全体で 40%減少した。

(ウ) 以上の理由から、上記(355)の供給者7者の反論等は受け入れられない。

5-3-3 「3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論等の検討

5-3-3-1 「3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論等

(357) 供給者である大連旭日から、上記「3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁶⁴が提出された。

(ア) 「表 40 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(350mm 以上 500mm 未満及び精錬用、庭先渡し)」について、調査期間を、平成 30 年(2018 年)をスタート時点として比較されているが、平成 29 年、平成 30 年は中国の黒鉛電極の製造量不足により全世界に市況上昇が波及した年である。これは近年 50 年間で初めて起きた事象であり、その 2018 年の値段を基準にして、今後 5 年間の価格の推移及び比較をするのは妥当ではないと推察する。日本の電極製造者は 2018 年 2019 年と、過去にないほどの高水準の利益を電極販売により出しており、中国産電極の価格で利益逸失が起こったとはとてもいいがたいタイミングと認識している。調査期間選定につき、御再考を願いたい。

(イ) 日本国内の黒鉛電極メーカーは製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みたが、値上げのための価格改定を行おうとしたところ、一部の産業上の使用者から当該輸入貨物と

⁴⁶⁴ 仮の決定反論書(大連旭日、令和 7 年 3 月 14 日)

の価格差を指摘され、最終的には当該輸入貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認したと主張したとのことだが、同時期の当該黒鉛電極メーカーの韓国への輸出価格は国内鉄鋼メーカーへの販売価格より 10・20%安く輸出されている。すなわち、製造原価の転嫁ができなかったのではなく、製造原価は十分カバーできており、純粋に販売価格を下げなかったというのが実態と認識している。また、国内電極メーカーは 2017 年、2018 年には、中国側の供給力不足により、日本国内市場における占拠率をあげることができる状況にあった。しかしながら、この期間、国内電極メーカーは海外への輸出に注力し、購買価格を急激に上げることが経営上できなかった国内鉄鋼メーカーに非協力的であった。その結果、国内鉄鋼メーカーの希望に答えた中国の黒鉛電極製造業者がシェアを伸ばしたというのが実情である。

さらに日本国内の黒鉛電極メーカーは全サイズを製造できる設備を持つと表明しているが、もともと国内鉄鋼メーカーの価格対応要請に答えられず、細物の生産を止め、太物への集中という経営戦略を取っていた。価格条件で生産はできるが、結果として困るのは国内鉄鋼メーカーである。前述したとおり、中国からの日本向け輸出価格は、中国国内向け、韓国向けよりも 20%は高いという実態である。市場経済に基づき、より高い値段で購入してくれる日本市場に安定供給を行うことが、供給者の安定経営のための戦術であり、安値で販売をすることが目的ではない。供給者の目的と国内鉄鋼メーカーの思惑及び価格希望が一致した、すなわち市場経済にもとづいた取引を行っているという自負を有している。最後に、調査当局が日本国内生産者、輸入者及び産業上の使用者の利益を総合的に考慮し、公平かつ合理的にご判断をされるようお願いしたい。

5-3-3-2 「3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論等に対する再反論等

(358) SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボンから、上記(357)の大連旭日からの仮の決定に係る反論等に対する再反論等⁴⁶⁵が提出された。

(ア) 調査当局が、5 年間の推移を分析していることは妥当である。2019 年以降で見ても調査期間を通じて不当販売により本邦産業に損害が発生しているという事情は変わらない。本邦生産者は、質問状 C-4-2、C-4-3 等に応じて、関連する事情を回答し、また、証拠を提出した。

(イ) 本邦生産者追加質問状 H-6 で回答したとおり、2017 年、2018 年頃はサイズを問わず電極需給がひっ迫した中で、本邦生産者は可能な限り生産を行ったものである。これまでも今後もサイズ・仕様にかかわらず、経済合理性を踏まえて製造・販売の判断を行っていく。

5-3-3-3 「3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論等の検討

(359) 上記(357)の大連旭日の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(357)は「表 40 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(350mm 以上 500mm 未満及び精錬用、庭先渡し)」に関し、本調査の対象期間である 5 年間について価格の推移及び比較をするのは妥当でないとの主張であるが、調査当局は、仮に当該主張の時期を排除し、令和 2 年を基準とした場合であっても、本邦産同種の貨物の価格が下落し、当該輸入貨物の価格が本邦産同種の貨物の価格を下回っていることを確認している。

(イ) 本邦産黒鉛電極の韓国向け輸出価格については、その証拠が利害関係者から提出されていないことから、分析の対象としない。その上で、本邦の産業の海外向け輸出量については、「表 43 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、調査対象期間を通じて大きく減少してい

⁴⁶⁵ 仮の決定再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日）

た。国内販売の状況については、「表 47 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、調査対象期間を通じて本邦の産業の営業利益は 97 ポイント減少しており、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月の売上高営業利益率は【数値】%であった。これは同期間における本邦の産業が属する窯業・土石製品製造業界の売上高営業利益率の平均 4.6%と比較して低水準であり、本邦の産業の収益性が十分でないことが認められる。これらの状況を鑑みれば、少なくとも国内販売において、本邦の産業が販売価格を下げるのが困難な状況が推察されるところ、「製造原価の転嫁ができなかったのではなく、製造原価は十分カバーできており、純粋に販売価格を下げなかった」という大連旭日の主張のような事情は見当たらなかった。

さらに、当該輸入貨物の市場占拠率について、仮に大連旭日の主張するとおり 2017 年、2018 年に固有の事情を背景として大きな増加があったとしても、「表 37 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」のとおり、調査対象貨物の市場占拠率は、2018 年以降さらに 44 ポイント増加しているところ、「2017 年、2018 年の期間、国内電極メーカーは海外への輸出に注力し、購買価格を急激に上げることが経営上でできなかった国内鉄鋼メーカーに非協力的であった。その結果、国内鉄鋼メーカーの希望に答えた中国の黒鉛電極製造業者がシェアを伸ばした」、「本邦生産者は、国内鉄鋼メーカーの価格対応要請に答えられず、細物の生産を止め、太物への集中という経営戦略を取っていた。価格条件で生産はできる」等の大連旭日の説明は、まさに、2018 年以降、調査対象期間中に、調査対象貨物によって、本邦の産業に損害がもたらされたという調査当局の分析内容を裏付けるものである。

(ウ) 以上の理由から、上記(357)の大連旭日の反論等は受け入れられない。

5-4 「4 因果関係」に係る反論等の検討

(360) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「4 因果関係」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-4-1 「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等の検討

5-4-1-1 「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等

(361) 供給者である遼寧丹炭から、上記「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁶⁶が提出された。

(ア) 中国からの輸出が日本国内産業に損害を与えたとしているが、調査当局は国内産業が損害を蒙った真の理由を把握していない。すなわち、ロシア・ウクライナ紛争、欧米の通貨政策の調整、エネルギー価格の大幅な上昇などの影響で、粗鋼生産量は減少傾向にあり、この減少している粗鋼生産分野こそが調査対象産品である黒鉛電極が使用される産業である。すなわち、黒鉛電極生産が損害を蒙ったのは、中国からの輸入ではなく、下流産業の不振に基づくものである。以上から、日本国内産業が蒙った損害について因果関係が中国生産者による輸出とは認められないことは明らかである。

(362) 供給者 7 者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料から、上記「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁶⁷が提出された。

(ア) 因果関係に関する分析に当たり、日本国財務省は川下産業の日本市場に対する影響を見

⁴⁶⁶ 仮の決定反論書（遼寧丹炭、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁶⁷ 仮の決定反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 3 月 14 日）

落とした。鉄鋼製錬は黒鉛電極の主な応用分野で、鉄鋼精錬産業の発展と黒鉛電極産業の発展は密接に関わっている。一方、2022 年から、世界はロシア - ウクライナ紛争の継続、欧米の通貨政策の見直し、エネルギー価格の大幅な上昇など、様々な要素による影響を受け、粗鋼生産量は減少傾向を示している。粗鋼生産量の減少によって、市場では黒鉛電極に関する需要も減少の傾向を辿るようになった。このような川下産業の疲弊は、言うまでもなく黒鉛電極の販売状況にも影響を及ぼすもので、黒鉛電極企業の経営不振をもたらしている。

(363) 供給者 7 者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料から、上記「4-2-2-1 需要の変化」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁶⁸が提出された。

(ア) 仮決定文書によると、日本国内産業の販売価格と市場占有率について、日本国内販売価格の下落により、調査期間において日本国内の売上高が 40%減少し、市場占有率が 25%減少したとなっている。一方、申請書に盛り込まれている申請者側 3 社の「有価証券報告書」によると、申請者側 3 社の売上高については、2020 年から 2023 年までの間において、いずれも上昇の傾向を示している。これについて、仮決定文書に記載されている日本国財務省の解釈によると、「有価証券報告書」の関連部分には、本件に関わる製品以外の異なる種類の製品も含まれており、一部の「有価証券報告書」には輸出販売を含め全ての取引が含まれているとなっている。日本国財務省の上記認定について、当方の理解として、日本国財務省が仮決定に当たり根拠としたデータは、本件に関わる製品の市場状況を正確に反映できるものではなく、つまり、日本国財務省の仮決定の根拠は不十分で、かつ不正確なものであると考える。

5-4-1-2 「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等に対する再反論等

(364) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(361)の遼寧丹炭及び(362)の供給者 7 者からの仮の決定に係る反論等に対する再反論等⁴⁶⁹が提出された。

(ア) 国内販売量等の減少が、下流産業の不振、つまり需要の減少だけによるもので、中国品の影響によるものでないとするれば、調査対象期間中に中国品の輸入量も減少するはずである。しかし、表 31 及び表 32 によれば、調査対象期間中に需要量は減少しているにもかかわらず、中国品の輸入量は上昇しており、これは国内産業の損害が中国品の影響によることを示している。これは当社の認識とも合致する。したがって、調査当局の因果関係に係る分析は適当である。

(365) 申請者である SEC カーボン及び日本カーボンから、上記(363)の供給者 7 者からの仮の決定に係る反論等に対する再反論等が提出された。

(ア) 有価証券報告書は本件に関わる製品のみについて記載しているものではない。一方で、質問状では本調査対象貨物について回答をするよう求められている。これは、公開されている質問状の内容からも明らかである。SEC カーボン及び日本カーボンは、全ての質問及び不備指摘に対し、適時かつ適切に情報提供をしたと考えている。これらの回答については、不備指摘及び追加質問状、並びにこれらに対する回答により、正確性の確認がなされたものと理解している。したがって、調査当局が損害分析の基礎として当社のデータを用いたことは適当である。

⁴⁶⁸ 仮の決定反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁶⁹ 仮の決定再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日）

5-4-1-3 「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等の検討

(366) 上記(361)の遼寧丹炭からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)「黒鉛電極生産が損害を蒙ったのは、中国からの輸入ではなく、下流産業の不振に基づくものである」との主張であるが、「4-2-2-1 需要の変化」において分析したとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間中を通じて需要の減少にもかかわらず増加し、一方で、本邦産同種の貨物の販売量は減少している。また、当該輸入貨物の市場占拠率が調査対象期間を通じて 44 ポイントと大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 25 ポイントの低下となった。このことから、本邦産業は、需要の減少による販売量の減少を分離してもなお、不当廉売された調査対象貨物の輸入拡大により、市場占拠率の低下や、利潤の低下がもたらされたと認められる。

(イ) したがって、上記(361)の遼寧丹炭の反論等は、失当である。

(367) 上記(362)の供給者 7 者からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)「因果関係に関する分析に当たり、調査当局は川下産業の日本市場に対する影響を見落とした」との主張であるが、「4-2-2-1 需要の変化」において分析したとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間中を通じて需要の減少にもかかわらず増加し、一方で、本邦産同種の貨物の販売量は減少した。また、当該輸入貨物の市場占拠率が調査対象期間を通じて 44 ポイントと大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 25 ポイントの低下となった。このように、需要の変化を分離してもなお、安価な当該輸入貨物の輸入により、本邦の産業の市場占拠率や利潤の低下がもたらされたものと考えられる。

(イ) したがって、上記(362)の供給者 7 者の反論等は、失当である。

(368) 上記(363)の供給者 7 者からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 当該意見は、提出者により (287) に対する意見であると主張されている。調査当局は、(287) において、当該輸入貨物の輸入量と本邦生産者による同種の貨物の販売量の変化を捉え、その相関関係を分析している。これに対し、当該意見の提出者は、申請者の有価証券報告書に記載されている売上高は上昇傾向であり、さらに有価証券報告書には輸出販売を含め全ての取引が含まれているのであれば、調査当局の仮決定は根拠不十分かつ不正確であると主張している。

その上で、本邦生産者の有価証券報告書については、(264)にて述べたとおり、「有価証券報告書の該当箇所には、人造黒鉛電極、不浸透黒鉛製品、等方性高純度黒鉛製品、機械用黒鉛製品、汎用炭素繊維及び黒鉛繊維、含樹脂黒鉛繊維製パッキング、可撓性黒鉛シール材、リチウムイオン電池負極材、付属品（吊金具や電極キャップ）を含み、調査対象貨物と同種の製品以外の製品が含まれている」との回答を得ている。一方で、調査当局は、質問状を通じて「本邦産同種の貨物の生産、販売及び在庫等に関する情報」、「本邦産同種の貨物の国内向け販売等に関する情報」等を求め、これらの回答を分析に用いた。

したがって、申請書に添付された有価証券報告書に記載の売上高に、本件に関わる製品以外の異なる種類の製品が含まれていること等をもって、当局が仮決定の根拠としたデータが、本件に関わる製品の市場状況を正確に反映できるものではないという指摘は当たらない。

なお、調査当局は、現地調査を行っていない本邦生産者に対しても、複数回の当初質問状回答書及び関連する証拠に対する不備指摘並びに追加質問状を通じて回答の正確性を厳格に確認し、分析に用いている。

(イ) 以上の理由から、上記(363)の供給者 7 者の反論等は失当である。

5-5 その他の反論等の検討

5-5-1 本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論等の検討

5-5-1-1 本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論等

(369) 供給者である遼寧丹炭から、上記「1-6-9-2 本邦生産者に対する現地調査の実施」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁷⁰が提出された。

(ア) 申請者については、3 社中 1 社しか現地調査を経ておらず、そのデータの信頼性は確認されていないばかりか、申請者とその他の利害関係者について、何らの合理性もなく不公正かつ不平等な取扱いがなされている。このような検証を経ていないデータについては、不当廉売の認定の基礎とすべきではない。

(370) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料より、7 者連名で、上記「1-6-9-2 本邦生産者に対する現地調査の実施」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁴⁷¹が提出された。

(ア) 仮決定文書（仮決定の告示及び中間報告書を指す。）によると、申請者側 3 社の内、現地調査を受け入れることに同意したのは 1 社だけとなっている。このため、申請者側の残りの 2 社のデータについて、日本国財務省による査定が行われなかったことになる。このような状況において、現地調査を受け入れなかった申請者側の 2 社のデータは、真実かつ信頼できるデータと認定できず、日本国財務省は査定に協力しなかったこの 2 社より提出されたデータを却下すべきだと認識する。申請者側 3 社のうち、2 社のデータは損害及び因果関係に関する分析のベースとして用いてはならず、そして申請者側の残りの 1 社のデータだけでは、代表性を備えているとは言えないと考える。それ故に、日本国財務省は正確かつ真実であるデータに基づき、本件において損害及び因果関係について裁定を下すことができないはずで、調査を終了し、かついかなるアンチダンピング措置をも講じないように図るべきだと考える。

(イ) 申請者側の 2 社は査定に協力しなかった。当方としては、日本国財務省が仮決定を下す段階において、依然として損害分析に使われるべき正確かつ真実である日本国内産業のデータを入手できなかったと認識している。それ故に、日本国財務省が仮決定において下した日本国内産業の被った実質的損害に関する認定は、信頼できるデータに基づくものではないと考える。以上を踏まえて、日本国財務省は現在において、未だに正確かつ真実である日本国内産業に関するデータを入手しておらず、当方としては、調査機関に対し、今回の調査を終了し、いかなるアンチダンピング措置をも講じないように図っていただきたいと切望する。

5-5-1-2 本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論等に対する再反論等

(371) 申請者である SEC カーボン及び日本カーボンから、上記(369)の遼寧丹炭及び(370)の供給者 7 者の連名による仮の決定に係る反論等に対する再反論等⁴⁷²が提出された。

(ア) 当社は、調査当局から当該現地調査の依頼を受けていないので、申請者 3 社のうち現地調査受け入れに同意したのは 1 社だけとの指摘は当たらない。

(イ) 当社について現地調査は実施されていないが、当社が提出したデータについては、不備

⁴⁷⁰ 仮の決定反論書（遼寧丹炭、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁷¹ 仮の決定反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 3 月 14 日）

⁴⁷² 仮の決定再反論書（SEC カーボン、日本カーボン、令和 7 年 3 月 28 日）

指摘及び追加質問状、並びにこれらに対する回答により、正確性の確認がなされたものと理解している。当社は、調査当局からの全ての指摘について、適時かつ適切に情報提供をしたものと考えている。したがって、調査当局が当社の回答したデータを不当廉売の認定の基礎としたことは適当である。

5-5-1-3 本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論等の検討

(372) 上記(369)の遼寧丹炭からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 本邦生産者の現地調査は、調査当局が調査手続の迅速な進行のため、本邦生産者の中で同種の製品の生産量が最も多い者を 1 者選定し⁴⁷³、代表的な者として現地調査を行うこととしたのであり、現地調査通知の送付先は「**表 21-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況**」に記載のとおりである。したがって、本邦生産者の 3 者のうち、調査当局による現地調査が行われたのが 1 者のみであったことをもって、残りの 2 者が調査に協力しなかったと評価するのは適当でない。

(イ) また、現地調査の実施に際しては、本邦生産者及び供給者の双方に対し、あらかじめ現地調査の要領を提示し、公正、公平な手法で実施した⁴⁷⁴。何らの合理性もなく不公正かつ不平等な取扱いを行ったという遼寧丹炭の主張のような事実はない。

なお、調査当局は、現地調査を実施していない本邦生産者に対しても、複数回の当初質問状回答書及び関連する証拠に対する不備指摘並びに追加質問状を通じてその回答の正確性を厳格に確認した上で、分析に用いた。当局が認定の基礎としたデータが検証を経ていないという主張は、事実と反する。

(ウ) したがって、上記(369)の遼寧丹炭からの反論等は、受け入れられない。

(373) 上記(370)の供給者 7 者からの連名による反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、現地調査を実施していない本邦生産者に対しても、複数回の当初質問状回答書及び関連する証拠に対する不備指摘並びに追加質問状を通じてその回答の正確性を厳格に確認した上で、分析に用いた。したがって、現地調査を受け入れなかった申請者側の 2 者のデータは、真実かつ信頼できるデータと認定できない等の主張は当たらない。また、本邦生産者の現地調査は、調査当局が調査手続の迅速な進行のため、本邦生産者の中で最も同種の製品の生産量の多い者を 1 者選定し⁴⁷⁵、代表的な者として現地調査を行うこととしたのであり、現地調査通知の送付先は「**表 21-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況**」に記載のとおりである。

(イ) 調査当局は、現地調査を行っていない本邦生産者 2 者に対しても、複数回の当初質問状回答書及び関連する証拠に対する不備指摘並びに追加質問状を通じて回答の正確性を確認したところ、当該 2 者からは、これら全てに対し、期限内に適切に回答がなされた。したがって、申請者のうち 2 者が査定に協力しなかったという事実はない。また、調査当局は、本邦生産者に対し、現地調査の実施いかんにかかわらず、質問状回答書及び関連する証拠の正確性を確認した上で分析を行ったのは、上記（ア）において述べたとおりである。

(ウ) したがって、上記(370)の供給者 7 者からの連名による反論等は、受け入れられない。

⁴⁷³ 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）

⁴⁷⁴ 本邦生産者現地調査通知書 2 回目（別添 1）、海外供給者現地調査通知書 2 回目（別添 1）

⁴⁷⁵ 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）

5-5-2 その他の反論等

(374) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料より、7 者連名で、次のとおり反論等⁴⁷⁶が提出された。

(ア) 本件において一部の輸入業者が調査に加わっており、そして見解を述べていることに注目している。日本国財務省に対し、日本の公共利益に注意を払っていただくよう、改めて要請したいと考える。日本国内産業の黒鉛電極の販売価格は高く、中国原産の黒鉛電極製品にアンチダンピング関税を課せば、日本国内市場は日本国内産業が主導するようになり、市場の十分な競争性が失われる。このような状況においては、日本国内産業が黒鉛電極の販売価格を主導するようになり、日本の川下ユーザーは種類の限られた黒鉛電極を日本国内産業から高価格で仕入れることしかできなくなる。これにより日本の川下ユーザーの原材料コストが大幅に増加し、その結果として日本の川下ユーザーの利益が損なわれるようになり、また、川下ユーザーのグローバル市場における競争力の低下に繋がることは、疑いのないことである。したがって、上記に鑑み、中国原産の黒鉛電極製品についてアンチダンピング関税を課すことは、日本の公共利益と合致せず、日本国財務省に対し、慎重に検討していただきたいと切望する。

(イ) 上記（ア）は、調査対象貨物に不当廉売関税を課すことは、我が国の公共利益と合致しないという趣旨の主張であると解される。当該主張は仮の決定の内容に対する反論等ではないことから、本調査において検討の対象としない。

5-6 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論

(375) 以上のとおり、利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した結果、仮の決定で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

⁴⁷⁶ 仮の決定反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 3 月 14 日）

6 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

6-1 調査の経緯に関する事項

(376) 調査開始告示で告示した法第8条第5項の調査において、政令第15条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

6-1-1 重要事実の開示

(377) 令和7年4月18日、本調査に係る重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知⁴⁷⁷するとともに、重要事実に係る政令第12条の2第2項の規定による意見の表明（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を同年5月2日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、同年5月12日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下「重要事実に係る反論」及び「重要事実に係る再反論」を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を同年5月19日とする旨を利害関係者に対して併せて書面で通知（以下「重要事実に係る反論・再反論に関する通知」という。）した。

この際、重要事実に係る反論・再反論に関する通知において、重要事実に係る反論・再反論の機会は、証拠を提出する機会ではないことを明示した。

また、中国政府に対しても重要事実を書面で送付⁴⁷⁸するとともに、重要事実に係る反論・再反論に関する通知を併せて送付⁴⁷⁹した。

(378) 重要事実の通知に際して、供給者に対して、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由、採用した証拠並びに適用した手法を示す書面及び不当販売差額率の算定を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して当該書面の開示版を閲覧に供した。

6-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

(379) 重要事実に係る反論は、その期限である令和7年5月2日までに、利害関係者9者から提出があり⁴⁸⁰、重要事実に係る再反論は、その期限である同年5月19日までに、利害関係者3者から提出があった⁴⁸¹。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記「6-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおりである。

6-1-3 秘密の情報

(380) 上記(379)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

⁴⁷⁷ 政令第15条

⁴⁷⁸ 協定6.9

⁴⁷⁹ 協定6.2

⁴⁸⁰ 方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源、合肥炭素、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、リックス

⁴⁸¹ SECカーボン、東海カーボン、日本カーボン

6-1-4 証拠等の閲覧

(381) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

6-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討」に係る反論等の検討

(382) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討」に係る反論について、以下のとおり検討した。

6-2-1 市場経済の条件が浸透している事実に係る反論等の検討

6-2-1-1 市場経済の条件が浸透している事実に係る反論

(383) 供給者である合肥炭素から、上記「2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」及び「5-2-2 正常価格の算出の基本的考え方に係る反論等の検討」に対して、次の内容の重要事実に係る反論⁴⁸²が提出された。

(ア) 当社をはじめとする中国のその他企業や業界団体が本件において一貫して主張しているように、日本の調査機関は中国を非市場経済国と認定すべきではなく、また、中国の黒鉛電極産業および関連企業を非市場経済産業や非市場経済企業と一括りに扱うべきではない。当社を含む方大グループは民間企業であり、市場経済の原則に基づき調達・生産・販売活動を実施しており、中国政府の統制や介入を受けていない。

6-2-1-2 市場経済の条件が浸透している事実に係る反論に対する再反論

(384) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(383)の合肥炭素からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論⁴⁸³が提出された。

(ア) 「当社をはじめとする中国のその他企業や業界団体が本件において一貫して主張しているように、日本の調査機関は中国を非市場経済国と認定すべきではなく、また、中国の黒鉛電極産業および関連企業を非市場経済産業や非市場経済企業と一括りに扱うべきではありません」と主張するのであれば、少なくとも市場経済質問状に適切に回答することで調査に協力すべきであった。特に、当局が質問状と同時に送付したとされる市場経済確認票は、協力するかしないかを簡易にチェックマークすることで協力の有無を回答できる形式になっているところ、仮決定の報告書表 5 によれば、合肥炭素は市場経済質問状に回答しなかったどころか、このような簡易に回答可能な確認票にすら回答していない。

重要事実の開示で示された報告書脚注 413 の記載を確認すると、このような状況においても、調査当局が可能な限りを尽くして情報収集を行ったことが伺える。

6-2-1-3 市場経済の条件が浸透している事実に係る反論の検討

⁴⁸² 重要事実の内容に関する反論に係る書面（以下「重要事実反論書」という。）（合肥炭素、令和 7 年 5 月 2 日）

⁴⁸³ 重要事実の内容に関する再反論に係る書面（以下「重要事実再反論書」という。）（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日）

(385) 上記(383)の合肥炭素からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 本調査においては、調査開始時に告示において考慮する事実を明らかにした上で、市場経済当初質問状を送付して協力を求めることで、供給者に対して市場経済の条件が浸透している事実を示す機会を与えた。しかしながら、上記(321)に記載のとおり、合肥炭素をはじめとする供給者から、市場経済当初質問状に対して必要な回答を得ることができなかったことから、調査当局は、市場経済の条件が浸透している事実が確認できず、政令第2条第3項に基づき、代替国正常価格を用いることとしたものである。

(イ) したがって、上記(383)の合肥炭素からの反論は認められない。

6-2-2 代替国の選定及び代替国の正常価格に係る反論等の検討

6-2-2-1 代替国の選定及び代替国の正常価格に係る反論

(386) 供給者である合肥炭素から、上記「5-2-3 代替国の選定に係る反論等の検討」及び「5-2-4 代替国の正常価格に係る反論等の検討」に対して、次の内容の重要事実に係る反論⁴⁸⁴が提出された。

(ア) 調査機関が「非市場経済」方式、即ち「代替国・代替価格」方式を適用する場合であっても、当社は本件における具体的な方法には同意できかねる。

当社が仮決定に対する意見においてドイツ東海カーボン株式会社のデータを代替データとして使用することに異議を申し立てたことに対し、調査機関は重要事実開示文書において回答を提示した。同回答では代替国および代替価格の選定方法、代替国および代替価格の選定プロセスを説明されている。プロセスが適法であれば、計算結果は疑問視されるべきではないという立場を示唆している。

当社はアンチダンピング調査における「非市場経済」取扱い及び「代替国・代替価格」方式を理解している。アンチダンピング調査機関は中国国内の販売価格や原価が非市場経済的要素によって歪められ、データの信頼性が損なわれていると判断した場合、調査対象製品の「非市場経済的影響を受けない場合の価格」を正確に反映するため、「より信頼性の高い」代替国の価格を代替データとして採用することが考えられる。しかしながら、代替国及び代替価格は前述のような性質や機能を有するからこそ、輸出国の関連産業や企業の経営実態を正確に反映するデータでなければならず、恣意的で不正確なデータであってはならない。ましてや、代替価格の使用が不公平な価格比較や歪曲された算出結果を招くことがあってはならないと、弊社は強く主張する。

EU、アメリカなどの国々は、反ダンピング調査において、代替国は被調査国と同等の経済発展水準を有し、かつ当該製品または同種製品の主要生産国であること、さらに公開されているデータが代替価格データとして利用可能であることを明確に規定している。これらの要件はすべて、代替国から取得する代替価格データが被調査国の実際の市場状況を可能な限り正確に反映し、利害関係者の防御権を保護することを目的として設定されている。

本件において、調査機関が代替国としてドイツを選定し、同国の東海カーボン株式会社の黒鉛電極価格データを当社及びその他中国企業の黒鉛電極価格の代替価格として採用したことは、「可能な限り正確」という要求に明らかに抵触している。まず、ドイツと中国の経済発展水準は明らかに異なっている。それに加え、ドイツ東海カーボン株式会社に関する価格情報は非公開であり、同社と本件申請者との関係性を踏まえると、そのデータの代表性には疑問が残る。本件において選定された代替国及び代替価格は、被調査輸出国（中国）企業の実際の正常価格を適切に反映していない。加えて、正常価格に関する具体的なデータが開示されていないため、当社を含む各利害関係者の適正な防御権行使が著しく制

⁴⁸⁴ 重要事実反論書（合肥炭素、令和7年5月2日）

限されている。

したがって、調査機関は代替国及び代替価格の決定について再考をいただきたく思う。再考いただく中で、当社の製造及び販売状況を考慮に入れていただきたい。資源の優位性や生産要素の取得可能性（輸送距離、輸送方法などを含む）、使用されるマテリアルの種類や等級、製品の販売条件などの要素を含むが、これらに限定されるものではない。また、経済成長レベルがほぼ同等であり、製造・経営環境においても同様の条件を有する市場経済国の企業を選定し、代替価格を算出する必要がある。加えて、必要に応じて、価格の比較可能性に影響を及ぼす要素について適切な調整を行う必要がある。

当社として再度申し上げるが、最終結果から見て、104%のダンピングマージンはビジネスの実態とかけ離れている。このダンピングマージンを用いて、当社の「正常価格」を逆算すれば、「正常価格」が中国と国際市場の価格レベルを大きく上回っていることが分かる。日本における同種製品の価格を上回っている可能性もある（本件の法的書類及び最終決定で開示されている書類において、日本における同種製品の価格が開示されていないため、この価格比較の件については、当方が把握している市場価格を踏まえて合理的に判断せざるを得ない）。当社としては、中国製品の価格が合理的な価格水準に達することや、それを上回ることが、アンチダンピングの目的ではないと考えている。特に、黒鉛電極の原材料やエネルギーに関しては、中国は豊富な自然資源に恵まれているため、中国製品の正常価格が同様な資源やエネルギーに恵まれていない国々と比べて高く設定されるべき理由はない。このような極めて高いダンピングマージンは必要な限度を上回っていることが明らかである。日本の調査機関におかれては、WTOの「アンチダンピング協定」第6条の規定を遵守し、損害を取り除く範囲に限ってアンチダンピング措置を講じるよう、強く求める次第である。

重要事実開示書類において、データを提供したのがドイツと日本の関連黒鉛電極企業のみであったため、調査機関は他国企業のデータを正常価格の算定根拠として使用することができなかった旨が言及された。これはドイツを代替国、ドイツ東海カーボン株式会社の製品価格を正常価格（代替価格）とする合理的な理由にならないと当社は考える。

アンチダンピング調査において、調査機関は調査義務を履行しなければならない。この義務とは、調査機関が採用したデータが市場の実態を合理的に反映しているかどうかを判断しなければならないということである。アメリカ合衆国の商務省は対応したアンチダンピング案件において、正確かつ公平にダンピングマージンを計算し、アンチダンピング法の趣旨に合致しなければならないと強調している。例えば、*Yangzhou Bestpak Gifts & Gifts Co., Ltd. v. United States* という案件で、アンチダンピング調査において、極力正確にダンピングマージンを計算することが重要であるとアメリカの裁判所が明確に指摘している。類似案件として、*Shakeproof Assembly Components, Div. of Illinois Tool Works, Inc. v. United States* という案件がある。このケースでも、保守的で不公平な方法ではなく、公平かつ合理的な方法でダンピングマージンを計算しなければならないと同様に示している。非市場経済国（例えば、中国）に関連する案件で、代替価格を使用する問題について、*Sigma Corp. v. United States* において、非市場経済国で正常価格を計算することが難しいとはいえ、採用される方法は受け入れ可能な範囲内でなければならないことを、アメリカ連邦巡回裁判所が指摘している。*Baoding Mantong Fine Chemistry Co., Ltd. v. U.S.* という案件では、非市場経済国が製造した商品について、商務省はその特別なプロセスを踏まえて、調査対象となる製品の正常価格を確定しなければならないとともに、ダンピングマージンを計算する際には、極力正確で公平に計算しなければならないと、裁判所が踏み込んで指摘している。

欧米などの国や地域のアンチダンピング調査機関は、「市場経済第三国」で協力する企業がなくても、代替国は経済発展水準が類似している国でなければならないという要求を諦めない。したがって、本件において、データの入手が困難な状況に直面しているものの、調査機関は重要な義務を果たしていただけることを強く求める。この重要な義務とは、極力正確な調査結果を出すことであり、経済発展水準が中国と大きくかけ離れている国（ドイツ）を代替国として採用してはいけないということである。

以上を踏まえ、中国を非市場経済国とし、黒鉛電極業界及びその企業を非市場経済業界・企業であると日本の調査機関が一方的に認定することは、当社として反対する。仮に調査機関が中国を非市場経済国として認定せざるを得ない場合であっても、市場経済国において入手可能な最も相応しい情報に基づき、正常価格を見積もる義務を調査機関は履行しなければならない。

- (イ) 本件において、調査機関が開示している情報、特にデータに関しては、著しく不足していると言わざるを得ない。このような状況では、調査機関が算出した 104% というダンピングマージンが合理的なものであるかを検証することができない。その結果、当社の知る権利及び防御権が深刻に侵害されている。

「WTO アンチダンピング協定」第 6 条によると、調査機関はダンピング調査において、全ての関係者に対して、必要かつ合理的で十分な情報を提供しなければならない。また、関係者が意見を十分に述べ、関連する証拠を提示し、防御権を適切に行使できるよう保証しなければならない。同時に、適正手続の原則に基づき、調査機関が不利な決定を行う際、その決定の公平性を確保するため、当社の知る権利と防御権を保障しなければならない。

しかしながら、最終決定までに開示された内容を見る限り、正常価格に関連するデータおよび具体的な計算方法はほとんど開示されていなかった。そのため、当社はダンピングマージンの計算過程がアンチダンピング規則に適合しているかどうかを検証することができない。当社は本件の仮決定に異議を申し立てたが、調査機関はそれに対する更なる開示を行わなかった。その結果、当社をはじめとする各利害関係者は、代替国企業の製品の種類、品質、仕様、販売数量、価格条件、引き渡し条件等の実態を把握することができなかった。また、調査機関は価格の公平な比較を確保するために、輸送費や保険料など価格に影響を及ぼす要素を考慮して調査を実施したのかどうかも、明らかにされていない。

当社は調査機関に対し、顧客名や価格など機密情報の開示を求めているわけではない。あくまで、開示された情報を通じて、ダンピングマージンの計算に直接関連するデータの出所や計算方法、そして価格の比較可能性に影響を及ぼし得る各要因について、調査機関がどのように調整を行ったかを確認したいという、極めて合理的な要求をしているにすぎない。開示された情報が著しく不足しているため、当社の防御権の行使に重大な支障をきたし、適正手続の要請に反している。

- (ウ) 当社はドイツ東海カーボン株式会社のデータを選定したことは不公平かつ不合理だと考えている。その理由は、ドイツ東海カーボン株式会社は日本の「国内産業」の一つであり、本件の申請者でもある日本東海カーボン株式会社の関連会社であるため、独立した第三者とは見なせないためである。さらに、前述のとおり、ドイツ東海カーボン株式会社のデータ開示は非常に不足している。

当社が把握している情報から見る限り、ドイツ東海カーボン株式会社は黒鉛電極の生産過程において、電力コストと原材料コストの両方で当社と顕著な差異が存在している。

当社はアンチダンピング調査機関が選定した代替国企業のデータが公平かつ公正であることを確保すべきだと認識している。そのため、本件申請者または利害関係者と関係がある企業のデータの採用を避けるべきであり、これは調査プロセスの公正性を確保するための基本的な要件である。さらに、ドイツ東海カーボン株式会社のデータ開示が非常に不足している状況（調査機関が採用しているのは代替国企業の秘密取り扱いデータであり、他国のように公開で入手可能なデータを使用していない）を踏まえると、ドイツ東海カーボン株式会社が提出した開示版要約では、他の利害関係者がその価格やコストについて合理的に理解できない可能性がある。このような状況を考慮すると、ドイツ東海カーボン株式会社と本件の申請者との関係性について、当然ながらより大きな疑問を招くことになる。

これらを踏まえて、当社は調査機関に対し、国際的な慣例に従い、代替価格に公開されたデータを採用することを確保するとともに、この合理的な要請に基づいて最終決定を行うよう強く要望する。

当社は代替国企業の実際のコストや価格を把握しているわけではないが、少なくとも以

下の要因により、ドイツ東海カーボン株式会社製品の価格と中国企業の実際のコストおよび価格との間に差が生じていると考えている。すなわち、ウクライナ戦争および高インフレの影響により、ヨーロッパ連合域内の電力および主要原材料の価格が短期間で大幅に変動しており、特に電力価格の急騰は、ヨーロッパ特有の問題といえる。したがって、ドイツ東海カーボン株式会社のコストや価格を基に評価することは、中国企業の正常な市場条件下におけるコストおよび価格を正確に反映するものではない。

(エ) そのため、当社は調査機関に対し、改めて代替価格の採用を再検討するよう要請し、以下の点を提案する：

- (a) 中国企業の実際のコストと価格を優先的に採用すること。
- (b) やむを得ず代替国のデータを採用する場合には、中国と経済発展水準が類似する国を選定すること。

調査機関が引き続き中国の経済水準と異なる国（例えばドイツ）のデータを採用する場合には、その中に含まれる異常なコスト要素を合理的に調整し、中国、ドイツ、日本 3 か国の製品について、かさ密度や電気抵抗率などの技術的パラメータ、並びに黒鉛電極の原材料、製造プロセス、応用分野などの差異を考慮に入れること。

(387) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料から 7 者連名で、「**5-2-4 代替国の正常価格に係る反論等の検討**」に対して、次の内容の重要事実に係る反論⁴⁸⁵が提出された。

(ア) 最終決定において根拠とした重要な事実（第 323 段）によれば、調査機関は「WTO アンチダンピング協定」に基づき、機密性を持つ情報に該当する又は調査当事者が提供するいかなる機密情報も、正当な理由がある場合、当局により機密情報として扱われなければならない。その当事者の明確な同意なしには開示してはならないことを指摘している。今回の調査では、上述のカテゴリーに該当する情報はすべて機密情報として扱われた。

上記のとおり、「WTO アンチダンピング協定」の第 6.5.1 条に基づき、主管機関は、秘密情報を提供する利害関係者に対して、当該情報の秘密でない要約を提供するよう求めなければならない。これらの要約は、秘密として提出された情報の実質的な内容を合理的に理解できる程度に十分に詳細である必要がある。当該条項は他の利害関係者に対する要求であるが、主管機関にも同様に適用されるものであると私たちは理解している。すなわち、調査機関が開示する情報が、秘密情報に関係する場合、情報の秘密でない要約の形式を通じて各利害関係者が秘密情報の実質的な内容を合理的に理解できるようにする必要がある。

しかし、本件において、調査機関は代替国のデータに関する秘密でない要約を開示していないため、利害関係者は代替国データの実質的な内容を理解することができなかった。

以上のことから、私たちは調査機関が最終決定において根拠とした重要な事実における情報の開示は不十分であると考えており、各利害関係者が情報の実質的な内容を十分に理解したうえでの確かな評論意見を述べるようにするため、関連情報をさらに開示していただくよう調査機関に懇請する。

6-2-2-2 代替国の選定及び代替国の正常価格に係る反論に対する再反論

(388) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(386) (イ) の合肥炭素からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論⁴⁸⁶が提出され

⁴⁸⁵ 重要事実反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 5 月 1 日）

⁴⁸⁶ 重要事実再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日）

た。

(ア) 調査当局は重要事実の開示において、パラ(321)で「品種の差異を適切に反映するような第三国及び我が国の統計等の公開情報に接することはできなかった」と説明している。これは、黒鉛電極業界においては製造工程が企業秘密であることに由来するもので、当社としても、個別の企業情報によらず、供給者の主張するような品種の差を正確に反映する公開情報は思い当たらない。

(389) 申請者である東海カーボンから、上記(386)(ウ)の合肥炭素からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論⁴⁸⁷が提出された。

(ア) 当社から TOKAI ERFTCARBON GmbH に対して派遣している常勤役員や出向させている従業員はおらず、同社は、原料購入、生産、販売の全てにおいて独自の判断に基づいて事業を行っている。したがって、「ドイツ東海カーボン株式会社は日本の『国内産業』の一つである」という反論は当たらない。

また、TOKAI ERFTCARBON GmbH のデータは、確認する限りにおいて適切に要約がなされているから、開示が不足しているとの反論も当たらない。開示できない自社の秘密情報等につき、要約によって対応することは黒鉛電極の生産者として当然のことであると理解しており、そのことは、反論者が自社の質問状回答では同様に要約を付し、非開示の対応を行なっていることから明らかである。

(なお、もし TOKAI ERFTCARBON GmbH の要約が他の利害関係者の権利を奪っているのであれば、当社も同様に反論者の要約によって権利を奪われていることになる。当社はそのような立場は取らないが、少なくとも、反論者の見解は自社の態度と矛盾している。)

(390) 申請者である東海カーボン及び日本カーボンから、上記(387)の供給者 7 者からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論⁴⁸⁸が提出された。

(ア) 営業秘密に該当する代替国のデータを秘密扱いとすることは、協定 6.5 により認められていること、利害関係者は協定に従って秘密扱いされている情報の開示を求める権利を有しないことは、既に指摘した(重要事実 319 項参照)。代替国データの開示が不十分との指摘は、当たらない。

6-2-2-3 代替国の選定及び代替国の正常価格に係る反論の検討

(391) 上記(386)の合肥炭素からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(386)(ア)及び(エ)は、代替国の正常価格の算定に TOKAI ERFTCARBON GmbH から提出された証拠が用いられたという合肥炭素の認識を前提にした上で、中国と経済条件が大きく異なる上、データの代表性に疑問があるドイツを代替国に指定することは不適當であるという趣旨の反論である。

市場経済当初質問状等を送付し、市場経済の条件が浸透している事実を示す機会を与えたものの、合肥炭素を含む全ての供給者から協力が得られなかったことから、調査当局は、市場経済が浸透している事実を確認することができず、正常価格の算定に代替国の価格を用いることとした。

調査当局は、正常価格算定の基礎が、恣意的で不正確なものであってはならないという合肥炭素の主張に同意する。しかしながら、代替国を選定するに当たっては、上記(315)に

⁴⁸⁷ 重要事実再反論書(東海カーボン、令和 7 年 5 月 19 日)

⁴⁸⁸ 重要事実再反論書(東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日)

記載のとおり、1 回目の代替国に係る選定通知で、代替国の候補及びその選定理由を示しつつ意見を求め、2 回目の代替国に係る選定通知で、各代替国候補における令和 4 年（2022 年）の 1 人当たりの GNI が中国に近い順に優先順位を付けて、調査当局が知り得た全ての代替国供給者を記載した「表 14 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用すること」を含む、代替国の選定プロセスを明示して意見を求めた。調査当局は、上記(66)及び(69)のとおり、利害関係者から提出された当該 2 回の通知に対して提出された意見をそれぞれ検討したものの、調査当局の示す選定方法を変更することの必要性は認められなかった。

そこで調査当局は、恣意性を排除するため、利害関係者に予め示していたとおり、代替国当初質問状回答書の提出があった代替国候補の生産者の中から、事前に利害関係者に示した優先順位に従って、代替国供給者を選定したものである。

このように、利害関係者に対して、市場経済の条件が浸透している事実を示す機会を与え、代替国の選定プロセスについて明らかにした上で、政令第 2 条第 3 項及び同条第 1 項第 4 号に従って、「原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を代替国として選定し、正常価格を算出した。

なお、合肥炭素は、米国内の判例等他国の例を挙げて、本調査の代替国選定方法等に対する反論をしているが、他国において、その国の法令に基づいて行われた手続及び判断は本邦の手続と直接の関係はない。さらに、反論内容を裏付ける証拠の提出がなく、背景等が明らかでないことから、分析することができない。

また、協定 5.10 において、通常調査は開始 1 年以内に完結させなければならないこととされている。したがって、調査当局は、各種手続に合理的な期限を設けることで、利害関係者の権利を担保しつつ、協定の要請を遵守するため迅速な調査運営に努めている。

代替国の選定は、正常価格の算出という調査の根幹をなす手続であり、それゆえ、調査当局は、上記「1－6－4 代替国に係る選定通知の送付等」のとおり、2 回の選定通知を本調査の開始日を含む初期段階において送付し、これらの通知において、選定手法について利害関係者に意見を求めたが、合肥炭素が意見を提出することはなかった。ある程度調査が進行した段階で根幹となる手続について再検討することは、調査当局にとって困難を伴うものであったが、そのような状況においても、調査当局は上記(321)のとおり、仮の決定に対する反論としてなされた合肥炭素の具体的な主張に対しては、本調査において入手した証拠を踏まえ、可能な限りの検討を行い、正常価格算出方法の変更は相当でないと判断した。合肥炭素は「代替国及び代替価格の決定について再考をいただきたいと思う」と改めて再考を要請しているところであるが、かかる決定を変更すべきことを示す証拠その他の事情は見当たらなかった。

加えて、合肥炭素は、不当廉売差額について「日本における同種製品の価格を上回っている可能性もある」等の主張をしているが、協定 9.1 第 2 文は調査当局に損害の状況に応じた課税をする義務を課したのではなく、法 8 条第 1 項は「当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額」を課することができるとしているのであるから、それらの規定に反するものではない。その上で、調査当局は、「3－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」において分析したとおり、本邦産同種の貨物は当該輸入貨物の影響で価格が著しく押し下げられている（プライスディプレッション）ことを確認している。

(イ) 上記(386) (ア) 及び (イ) において、情報開示の不足によって、防御権が深刻に侵害されているという趣旨の主張がなされている。

正常価格の算定に当たっては、協定 6.5 に従って、その性質上、秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものであって、正当な理由が示される場合には秘密として取り扱われ、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならないこととされている。本調査においては、上記に当てはまる情報を秘密の情報として取り扱ったものである。

調査当局による正常価格等の算出方法については、上記「2－1－3 不当廉売差額の

基本的考え方」、「２－１－５ 正常価格の算出の基本的考え方」、「２－１－６ 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」及び「２－２－２ 代替国の正常価格」において、全ての原価要素と算出方法の詳細を示しており、当該算出方法に従って、必要な調整を行った上で、正常価格として代替国構成価格算出したものである。なお、代替国構成価格は、合肥炭素が提出した情報を基礎として、品種を考慮しつつ、算出している。例えば、代替国構成価格に影響を与える要素の一つである原材料費は、(144)に述べたとおり、合肥炭素からコークスの品質及びコークスの種類について回答を得た上で、合肥炭素が実際に調査対象貨物の生産に使用した原材料投入量に、代替国供給者から回答を得た調査対象期間中の同種類の原材料の調達価格を乗じて算出した。これは、合肥炭素の回答から確認できた製造状況を可能な限り正確に正常価格算出に反映するよう留意した方法である。

合肥炭素は他の利害関係者の防御の機会についても言及しているが、このような手法で代替国正常価格を算出している以上、仮に代替国供給者から提出された証拠について秘密扱いの要請がない場合であっても、合肥炭素以外の利害関係者にとっては、合肥炭素の販売する製品の種類、品質、仕様等を併せて確認しない限り何ら意味をなさない。

しかしながら、調査当局は、合肥炭素が、これらの情報について、適切な方法で営業上の秘密情報として秘密扱いを要請しており、秘密でない要約を提出していることから、当該要請は尊重されるべきものと理解している。なお、代替国供給者からの秘密扱いの要請についても、合肥炭素と公平な取扱いを行っている。

また、代替国構成価格の場合、輸送費や保険料は正常価格に影響を与える要素ではないため、「輸送費や保険料など価格に影響を及ぼす要素を考慮したのかどうかも、明らかにされていない」という主張は失当である。

(ウ) 上記(386) (ア)、(ウ) 及び (エ) において、合肥炭素は、調査当局が引き続き中国の経済水準と異なる国のデータを採用する場合には、その中に含まれるコスト要素を調整し、差異を考慮に入れることを要請している。

本調査において、代替国の正常価格の算定に当たっては、上記「**２－２－２ 代替国の正常価格**」のとおり、政令第 2 条第 1 項第 4 号に従って、代替国構成価格を用いているところ、当該規定においては、調査当局が、費用項目ごとに異なった国・地域の費用を恣意的に選択して用いることは認められていない。本調査では、供給者が属する産業について市場経済の条件が浸透している事実を確認することができなかったことから、代替国の原価及び価格を用いることとした。そのため、合肥炭素が主張するような調整を行う必要はない。

不当廉売差額の算出に当たっては、上記の正常価格と輸出価格を公正に比較するため、供給者及び代替国供給者に対し、ニップル装着の有無、呼び径、呼び長さ、かさ密度、固有抵抗、焼成回数、ピッチ浸透回数、コークスの品質及びコークスの種類の組合せによる回答を求めた上で、正確性の確認できた回答を基に品種を定め、上記(321)及び上記 (イ) に述べたとおり、代替国正常価格と輸出価格比較に影響を及ぼす差異を考慮し、公平に行うための必要な調整を行った上、各品種それぞれについて不当廉売差額を算出し、本邦に輸出された各品種の数量で加重平均を行った。

なお、合肥炭素は、「ウクライナ戦争および高インフレの影響により、ヨーロッパ連合域内の電力および主要原材料の価格が短期間で大幅に変動しており、特に電力価格の急騰は、ヨーロッパ特有の問題」とし、そのため、代替国正常価格は、「中国企業のコストおよび価格との間に差が生じていると考えている」と主張するが、上記(321) (エ) のとおり、代替国正常価格は、【代替国供給者における製造費用の情報】ことから、電気料金の調整は不要であった。

(エ) 以上のことから、上記(386)の合肥炭素からの反論は受け入れられない。

(392) 上記(387)の供給者 7 者からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(323)のとおり、調査当局は、協定 6.5 に従って、いかなる情報も、その性質上秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合に、秘密として取り扱ったものであり、秘密の情報として取り扱うに当たっては、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができる適切な当該情報の秘密でない要約についても提出されている。供給者 7 者は、上記(387)のとおり、「調査機関は代替国のデータに関する秘密でない要約を開示していないため、利害関係者は代替国データの実質的な内容を理解することができなかった」と主張しているが、調査当局は、代替国の回答について秘密でない要約が付された開示版を閲覧に供しているのであって、主張の前提が事実と異なり、具体的な主張の意図が判然としないため、調査当局が当該主張をもって何らかの対応を行うことは困難である。なお、代替国供給者その他の利害関係者に送付したお願い紙で示している秘密情報として取り扱われる事例、要約の作成方法等は、同一の内容であり、公平な取扱いを行っている。

また、調査当局が不当廉売差額を算出するに当たっての基本的な考え方は、上記「**2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方**」、「**2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方**」、「**2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方**」及び「**2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方**」において明示している。

(イ) したがって、上記(387)の供給者 7 者からの反論は認められない。

6-2-3 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等の検討にかかる反論等

6-2-3-1 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等の検討にかかる反論

(393) 供給者である大連旭日から、上記「**5-2-5-3 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等の検討**」に対して、次の内容の重要事実の開示に係る反論⁴⁸⁹が提出された。

(ア) 本件における「様式 B、様式 F 及び様式 G に記載された製品品種コードの組み合わせが一致しない」というご指摘について、調査機関より、当社が事実と異なる主張を行ったとのご指摘をいただいたが、当社としてはその認識はない。

確かに調査期間中、当該品種コードに関する不一致の可能性についてはご指摘をいただいたが、その際、具体的にどの箇所にも不一致があるのかの明示はなく、当社としても該当箇所を特定することができず、結果的に修正を行わないまま関連様式を提出するに至った。

その後、仮決定通知書において初めて具体的な不一致箇所が指摘され、当社としても当該不整合の存在を認識した次第である。

本件は、当社の故意または協力拒否による対応ではなく、調査期間中のご指摘が不明確であったことに起因する事実上の修正漏れであり、調査への非協力的な姿勢とは本質的に異なるものであると考えている。

仮に、当社が不一致の具体箇所を把握できていれば、当然ながら速やかに修正対応を行っていたことは疑いようがない。

よって、本事案のみをもって、当社が提供したすべての情報を一律に受け入れ不可とする判断は、当社としては妥当性を欠くものと考えている。

(イ) 【取引情報取り扱いに関わる反論】

(ウ) 【関連会社の解釈とその取引情報取り扱いについての反論】

(エ) 【取引情報取り扱いに関わる反論】

⁴⁸⁹ 重要事実反論書（大連旭日、令和 7 年 5 月 2 日）

6-2-3-2 ファクツ・アヴェイラブルに係る反論等の検討にかかる反論の検討

(394) 上記(393)の大連旭日の反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は様式 B、F 及び G の回答において、同一取引であるにもかかわらず品種コードの組み合わせが一致しない箇所について修正するよう指摘した際、大連旭日は、【回答内容】旨回答するのみであり、「不備のある取引番号が特定できなかったので教えて頂きたい」というような、回答を修正し調査に協力する意思があるが修正に至っていない様子が認知できるような行動は、追加質問状回答から現地調査終了までの間に一切行われなかった。したがって、「指摘が不明確であったことに起因する事実上の修正漏れであり、調査への非協力的な姿勢とは本質的に異なる」との主張は受け入れられない。

さらに、「本事案のみをもって、当社が提供したすべての情報を一律に受け入れ不可とする判断は、当社としては妥当性を欠く」との主張については、調査当局は、当該不備についてのみをもって、ファクツ・アヴェイラブルを適用することを判断したわけではない。大連旭日の回答については、広範囲に渡り不備が確認されており、現地調査における回答の検証においても、回答内容を変遷させる、【提出資料】を正規の契約書として提出する等、正確な回答を行うための最善を尽くしたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当することから、ファクツ・アヴェイラブルを適用すべきと判断したことは、妥当である。

(イ) 【反論の内容】との主張について、現地調査時には、大連旭日から、入金が【回答内容】となっている理由について、「未だ客先に納品できていないため、【企業名】は代金を回収できていない」旨回答を受けたが、仮の決定の反論においては、同者は【反論の内容】と主張しており、現地調査時の回答と明らかに矛盾しているため、当該取引の実態をより詳細に補足したものとは認められない。

また、調査当局は、【反論の内容】と判断したわけではない。大連旭日と【企業名】の取引は、ガイドライン 7.(2)で定められているところの関連企業間取引に該当すると認められ、関連企業間取引における輸出価格の算定においては、政令第 3 条の規定により、「輸出者が輸入者（本邦において輸入貨物を譲り受けた者を含む。）と連合しているために、輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合においては、最初の非関連企業への国内販売価格に基づき算出される価格とする」旨定められている。当該取引においては、関連企業である【企業名】への販売価格を輸出価格算出に用いることが適当ではないと認められたことから、最初の非関連企業への国内販売価格に基づき輸出価格を算出すべきであるが、【企業名】から最初の非関連企業への取引は完結していない可能性があることが判明し、輸出価格算出の根拠とし得ないと判断したものである。これら関連企業や輸出価格の定義は、本調査のお願い紙にも明記している。

加えて、【反論の内容】との主張については、上記（ア）に記載のとおり、調査当局は、当該不備についてのみをもって、大連旭日にファクツ・アヴェイラブルを適用することを判断したわけではないため、当該主張は失当である。

(ウ) 【反論の内容】との主張をしているが、調査当局は、現地調査までの間に大連旭日及び利害関係者である同者の関連企業からそのような申出を受けていないところ、令和 6 年 11 月 1 日に大連旭日に送付した「中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」に記載のとおり、現地調査期間中において説明又は資料の提出がない場合、現地調査後の補足及び追加説明並びに資料の提出を受け付けることはできない。この点は、ガイドライン 9.(2)三にも示されている。したがって、調査当局が当初質問状から求めてきた情報について、仮の決定以降に提供の申出を行うことは、妥当な期間内における必要な情報の提供とは認められない。また、調査当局は、当該情報が得られなかったことのみをもって、大連旭日にファクツ・アヴェイラブルを適用す

ることを判断したわけではない。

【反論の内容】との主張については、【企業名】と非関連顧客との間の取引情報についても、FA 経緯書に記載のとおり、様式 B、F 及び G の回答において、同一取引であるにもかかわらず品種コードの組み合わせが一致しない、または、入金が【回答内容】である取引は【不備の内容】等の不備があり、かつそれが広範囲であったことから、その正確性に疑義があると判断し、輸出価格算定の根拠とすることを適切でないと判断したものである。

(エ) 【反論の内容】との主張について、【不備の理由についての説明】旨述べたのみで、実際の生産者についての合理的な証明はなされなかった。また、【反論の内容】との主張については、上記 (ア) に記載のとおり、調査当局は、当該不備についてのみをもって、大連旭日にファクツ・アヴェイラブルを適用することを判断したわけではないため、当該主張は失当である。

6-3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項等に係る反論等の検討

(395) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」及び「5-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

6-3-1 当該輸入貨物の輸入量に係る反論等の検討

6-3-1-1 当該輸入貨物の輸入量に係る反論

(396) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料より、7 者連名で、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」に関して、次の内容の重要事実に係る反論⁴⁹⁰が提出された。

(ア) 最終決定において根拠とした重要な事実（第 230 段表 37）によれば、調査機関は日本市場における本件に関わる製品の出所別市場シェアを開示している。「WTO アンチダンピング協定」第 6.5.1 条によれば、主管機関は、秘密情報を提供する利害関係者に対して、当該情報の秘密でない要約を提出するよう求めなければならない。これらの要約は、秘密として提出された情報の実質的な内容を合理的に理解できる程度に十分に詳細である必要がある。

(イ) しかしながら、本件において調査機関が開示したデータからは、各市場におけるシェアの変動傾向のみを把握することはできても、製品の出所別市場シェアの割合の大きさを把握することができない。そのため、製品の出所別市場シェアの変化が日本市場に与える影響を判断することはできない。

他国におけるアンチダンピング調査では、例えば EU のアンチダンピング調査では、製品の出所別市場シェアに関するデータは通常秘密でないとされている。本件に関わる中国産製品が日本国内市場に与える影響を分析するためには、市場シェアの変動傾向を分析するだけでなく、市場シェアの大きさについても分析する必要がある。単に市場シェアの指

⁴⁹⁰ 重要事実反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 5 月 1 日）

数を開示するだけでは、利害関係者が情報の実質的な内容を理解し、正確な分析を行えるようにするには不十分である。

6-3-1-2 当該輸入貨物の輸入量に係る反論に対する再反論

(397) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(396)の供給者 7 者からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論⁴⁹¹が提出された。

(ア) 中国品、第三国品、本邦産同種の貨物のそれぞれの市場占拠率が開示された場合、本邦生産者の数は限られているため、他の本邦生産者は、各申請者の非公開情報であり、これまで本調査で各申請者が秘密扱いを要請してきた国内販売量を実質的に算出可能となる。このような状況での申請者の国内販売量の開示は、独禁法上問題となるおそれがあるため、同意することはできない。

この点、公正取引委員会が策定した「アンチダンピング措置の共同申請」における独占禁止法上の考え方については、「アンチダンピング措置の申請の必要性を検討するために、事業者団体が、既に公表されている情報をまとめて構成事業者のために資料を作成・提供することや、構成事業者の生産量や国内販売量といった非公開情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数値を明示することなく提供することは、原則として独占禁止法上問題とならない。」（下線申請者）としている。上記の指摘からしても、当社を含む申請者について、国内販売量等の非公開情報の数値を開示することは、独禁法上の問題が生じるおそれがある。

また、反論者は EU 当局が実施したアンチダンピング調査について言及しているが、各企業がそれぞれの国の規制の下に経済活動をしていることはいまでもなく、また、市場の条件は一律ではないところ、EU のアンチダンピング調査で通常開示している情報であることをもって、開示が正当化されるものではない。

(イ) なお、反論者は「製品の出所別市場シェアの変化が日本市場に与える影響を判断することはできない」としているが、調査対象貨物の輸入量（申請書図表 11 参照）は、調査対象期間中、少なくとも令和 2 年以降、東海カーボンの国内販売量（質問状（本邦生産者）様式 B-1（非開示版）として提出済み）を上回っており、本邦市場に重大な影響を与えていることは明らかである。

(ウ) 以上のとおり、市場情報の開示は不十分との指摘は、当たらない。

6-3-1-3 当該輸入貨物の輸入量に係る反論等に係る検討

(398) 上記(396)の供給者 7 者からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 市場占拠率について開示すべきとの主張がなされているところであるが、調査当局は、本邦生産者の国内販売量について競争上の理由により秘密扱いの要請がなされていることから、市場占拠率を開示することができない。具体的には、市場占拠率を開示した場合、本邦生産者は自身の国内販売量を承知しており、他者の同種の貨物の国内販売量と自家消費量の合算値を求めることが可能となるから、本邦生産者の数を鑑みれば、自家消費量がほとんどない場合、個々の国内販売量が合理的に推測できる。

(イ) ただし、当該反論の提出者である供給者 7 者は、「市場シェアの大きさについても分析す

⁴⁹¹ 重要事実再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日）

る必要がある」と主張しているところ、上記(226)、(287)及び(356)において既に述べたとおり、調査対象期間中、調査対象貨物の市場占拠率が調査対象期間において 44 ポイントと大幅に上昇した一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 25 ポイントと大幅に低下し、販売量は 40%減少した。さらに、「**4-2-2-1 需要の変化**」及び(298)に示したとおり、国内販売量及び自家消費量の減少のうち、少なくとも【数値】と小さくない割合に相当する部分については、当該輸入貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断が否定されないことを確認した。

その他、令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月における総輸入量 17,365MT のうち、中国からの輸入量は 13,036MT（対総輸入量比 75.1%）であり、無視できる数量（全輸入量の 3%未満）ではなかった。

なお、申請者である東海カーボンが主張するとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間中、少なくとも令和 2 年以降、東海カーボンの国内販売量⁴⁹²を上回っていた。

（ウ）以上より、供給者 7 者の主張は受け入れられない。

6-3-2 同種の貨物の認定に係る反論等の検討

6-3-2-1 同種の貨物の認定に係る反論

(399) 輸入者であるリックスから、上記「**5-3-1-2 3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討**」に係る反論等に対する再反論等⁴⁹³に関して、次の内容の反論⁴⁹³が提出された。

（ア）申請者である国内電極メーカーで 12inch かつ中空（ニップル接続部から対面まで貫通穴 φ75）加工品（以下「中空加工品」という。）が製作可能であるとは考えられない。なぜなら、過去（2023 年）に製造を依頼した際に製造不可との旨の回答を得たからである。「これまでも今後もサイズ・仕様にかかわらず、経済合理性を踏まえて製造・販売の判断を行っていく。」とあるが、国内で製造不可能と判断されるサイズ・仕様であるならば、すべからず課税対象から外すべきである。

(400) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料より、7 者連名で、上記「**5-3-1-3 3-1-8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討**」に係る反論等の検討⁴⁹⁴（354）に関して、次の内容の重要事実に係る反論⁴⁹⁴が提出された。

（ア）最終決定において根拠とした重要な事実（第 354 段）によれば、調査機関は本件に関わる製品の直径の大きさ及び用途のいかんにかかわらず、日本の産業は当該商品の影響を受けることから、本件に関わる商品と日本で生産された同種の商品とが異なる等級に属しているとしても、当該商品と日本で生産された同種の商品との間には競争が存在することを確認できると指摘している。

しかしながら、等級が異なる黒鉛電極製品の価格は一様ではないことに、調査機関は注意を怠っている。輸入製品が日本国内産業の価格に与える影響を分析するに際しては、公平な比較を行うため、製品タイプごとに区別しなければならない。EU が訴えた X 線保安

⁴⁹² 本邦生産者当初質問状及び同不備改め版回答書（様式 B-1）（東海カーボン）

⁴⁹³ 重要事実反論書（リックス、令和 7 年 5 月 2 日）

⁴⁹⁴ 重要事実反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 5 月 1 日）

検査機器に対する中国の最終的なアンチダンピング措置に関する紛争事案において、WTOのパネルは次のように判断した。

「価格押し下げの分析に係る価格は比較可能でなければならない……比較可能性を確保できない場合に発生する可能性があるのは平均単価の減少という状況である。これは製品の組み合わせの変化によるものであることが考えられる。例えば、価格の実際の変化によるのではなく、ある年において低価格製品の占める比率が増えたことによるものである。」

(イ) 続いて、調査機関は「RP 又は HP の黒鉛電極の販売価格は UHP の黒鉛電極の販売価格を下回るはずであることをはっきりと示す証拠がない」ということについても指摘している。しかしながら、中国企業が提出した質問票回答から、調査機関は製品タイプごとに区別することにより、製品タイプごとの製品価格を分析することができる。中国企業の輸出価格は製品タイプの影響を受ける。非超高出力の黒鉛電極の価格が低いため、中国企業の全体的な輸出価格は低くなる。一方、日本国内で販売される黒鉛電極はすべて超高出力のものであるため、価格は高くなる。このような状況で行われる価格比較は、公平ではない。

6-3-2-2 同種の貨物の認定に係る反論に対する再反論

(401) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(399)のリックスからの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論⁴⁹⁵が提出された。

(ア) SEC カーボン及び日本カーボンは、物理的には、12 インチの中空加工品の製造が可能である。なお、中空加工品も黒鉛電極であることに変わりはなく、通電して加熱に用いる目的で使用されると理解しているところ、加工方法の違いで他の黒鉛電極と区別する理由はない。(反論に係る個別具体的な仕様、用途、需要量は不知であるため本回答は一般論である。製造の可否の判断にあたっては、経済合理性に基づく判断を要する。)

6-3-2-3 同種の貨物の認定に係る反論等に係る検討

(402) 上記(399)のリックスからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 中空加工の施されていない製品が国内で製造不可能であること及び当該加工がない製品との間に競合が無いことについて証拠の提出がなされておらず、分析が困難である。したがって、少なくとも本調査対象からの除外は相当ではない。

(403) 上記(400)の供給者 7 者からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 当該反論は、(354)に言及しているが、「価格に与える影響を分析するに際しては、公平な比較を行うため、製品タイプごとに区別しなければならない」等の記載から、同種の貨物の認定ではなく、価格の分析に関する主張であると考えられる。調査当局は、比較可能性を確保しつつ価格の分析を行うため、本調査において得た客観的な証拠⁴⁹⁶から確認できた本邦市場における取引の実態に鑑みて、直径サイズと用途に着目した。具体的には、「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」において、全品種に加え、350mm 以上 500mm 未満及び精錬用、500mm 以上 650mm 未満及

⁴⁹⁵ 重要事実再反論書 (SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日)

⁴⁹⁶ 本邦生産者当初質問状 添付資料 C-3-3・C-4-3

び製鋼用、350mm 未満及び精錬用について、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格について分析を行った。その結果、(234)のとおり、当該輸入貨物の販売価格が、平成 30 年を除いて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）及び価格が著しく押し下げられていること（プライスディプレッション）を確認した。

(イ) 調査当局は、客観的に分析が可能な各グレードの基準を承知しておらず、利害関係者から当該主張を裏付ける証拠の提出もなされていない。当該反論の提出者は「中国企業が提出した質問票回答から、調査機関は製品タイプごとに区別することにより、製品タイプごとの製品価格を分析することができる」と主張するが、調査当局が正確性を確認することができたのは上記(164)に述べた合肥炭素の一部取引にかかる回答のみである。基準を承知していない状況において、当該情報のみをもって具体的にどのように比較可能性を確保しつつ公平な価格の比較を行うことが可能なのか、調査当局はその適切な方法に接することができなかった。

既に上記(212)、(240)、(354)において示したとおり、グレードはあくまで各黒鉛電極メーカーが独自の基準で設定しているものであり、黒鉛電極産業界において各グレードに統一された基準がないこと等を踏まえても、グレードを基準として価格の比較を行うことは困難である。

調査当局は、本調査において、当該反論の提出者の 1 者であり、サンプリング調査対象者である大連旭日から、輸入貨物の価格の決定方法について、「【製造原価と価格決定方法について】によって決められている」と説明を受けた⁴⁹⁷。さらに、海外にグループ企業を有する本邦生産者である東海カーボンより、「ベースとなる最大公約数的な仕様というのは、実際のところ存在しない。この電極であればどの炉にもオールマイティというものではなく、顧客の要望する品質を個々の顧客ごとに決めていくしかない。【電極シェアの決まり方に関する認識】」として、本邦市場の特徴について説明を受けた。その上で、上記(354)に述べたとおり、本調査において得た客観的な証拠⁴⁹⁸から確認できた本邦市場における取引の実態に鑑み、比較可能性を確保するためには、直径サイズと用途に着目して価格の分析を行うことが妥当であると判断したものである。

(ウ) したがって、上記(400)の供給者 7 者からの連名による反論は失当である。

6-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響等に係る反論等の検討

6-3-3-1 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響等に係る反論

(404) 供給者である大連旭日から、上記「3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」(238)、(239)、「4-2-4 技術の進歩」(294)、「4-2-5 本邦の産業の輸出実績」(295)、「5-4-1-2 「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等に対する再反論等」(364)に関して、次の内容の重要事実に係る反論⁴⁹⁹が提出された。

⁴⁹⁷ 現地調査結果報告書（大連旭日）（調査項目 4.(2)）

⁴⁹⁸ 本邦生産者当初質問状 添付資料 C-3-3・C-4-3

⁴⁹⁹ 重要事実反論書（大連旭日、令和 7 年 5 月 2 日）

(ア) 上記(238)にて主張されている点に関し、(239)にて「単なる主張にすぎないことから分析が困難である」との判断は、何度読み返してみてもあまりに乱暴と言わざるを得ない。現在の黒鉛電極の日本市場は、1990年代日本国内品とヨーロッパ品の販売価格が高い中、品質が劣るものの、使用可能と考えられた中国品をトライアルしたことに端を発している。その後、日本の使用者の要請により品質調整・品質管理を行いつつ、また、使用者の価格要請に基づき価格設定を行うと共に、その経済性から原料をはじめ価格削減努力を行うことにより、現在の市場が構築されてきているものである。これは日本の使用者と輸入商社、そして中国生産者間での長年と努力と協力で出来上がった結果である。世界的に見て、UHPは製鋼用、HP(及びSHP)/RPは精錬用であるというのは常識であり、その背景は原料であるスクラップ比率と、電気炉の電圧その他環境条件にて決定される。(342)の(ア)に示される、日本生産者による「グレード・品位といった概念は現実には機能していない」という再反論は日本の生産者側の意見であり、実際、中国・インドでは黒鉛電極の生産に際し、グレードにもとづいた原料の選定、製造工程を決定している。また、中国ではグレードごとの価格設定とマーケットが成り立っており、そのことは情報誌である百川に示されている。まず、スクラップ比率が高い製鋼用においては、高電圧環境下での使用となるため、黒鉛電極の原料はニードルコークス一択であり、その生産管理ノウハウを有していたのが欧米日本だけであり、長年中国では生産されていなかったことから、中国生産者は日本のニードルコークスメーカーから輸入することでしかUHPグレードは生産できなかった。また、UHPグレードは太物が多いことから、高い生産管理技術(太物の方が細物よりも高い生産技術が必要)も求められ、中国産UHP黒鉛電極は日本の市場では全く受け入れられない状況が長く続いていた。その意味で、(267)にある「日本の黒鉛電極メーカーは、品位の劣るニードルコークスで高品位の黒鉛電極を作る努力を怠っており、技術力が劣っている」との主張は明らかに間違っていると言える。

他方、HP(及びSHP)/RPは主に精錬用・非鉄用で使用されるもので、このグレードの電極の製造に必要な原料は世界的に見ても中国での生産量が突出している低硫黄石油コークスが主であり、中国国内での原料手当ては日本生産者に比較し、安易・安価であること、また、生産技術的にも(当時の)中国国内生産技術で十分対応可能なものであったことから、中国での生産量が世界的に見ても突出していた。かかる環境下、日本の使用者である鉄鋼・非鉄業界は、製鋼用は高品位が求められることから、日本製及び欧米製を使用、精錬用については「経済的合理性から」中国品を使用することを事実上段階的に進めてきたという歴史的背景がある。その結果として、日本生産者はUHP主体、中国生産者はHP(SHP)/RP主体の供給を行うという暗黙の了解のもと最適化が図られ、日本の使用者による中国からの精錬用黒鉛電極の輸入量が増加した。

(イ) 他方、日本生産者はUHPの生産と世界市場への販売に集中し、世界的に高品質であると認められている日本製UHPの海外市場での販売は極めて好調であり、そのことが東海カーボンによるドイツERFTカーボンの買収、昭和電工によるドイツSGLの買収へと続き、UHPマーケットにおいては日本製もしくは日本技術による製品販売が席卷したと言える。特に2018年前後は日本の黒鉛電極メーカーは、その生産能力をほぼほぼUHPに充当し、精錬用黒鉛電極の生産は行っていない。「4-2-2-1 需要の変化」で述べられている調査期間での需要の減少に対し、輸入量が増加したことは、上記のごとき背景に依拠したものであり、日本生産者の海外市場の選択(海外シフト)という判断が少なからず影響があったことは否めない。(295)にて除外して分析を行う事で、輸出実績が損害を与える要因ではないとの判断にも違和感を禁じえない。

(ウ) また、粗鋼生産量が減少した場合、その減産影響が最も大きいのは電炉製鋼用黒鉛電極(UHP)である。製鉄会社において、高炉は安易に生産調整を図ることができないことから、需給調整は電炉で図られることが多く、結果として黒鉛電極の需要の減少は、『製鋼用UHPグレード』で起こっていることであり、中国品の占有率が高い精錬用HP(SHP)/RPグレー

ドでの減産影響は軽微である。つまり、粗鋼生産量が減少した場合、UHP の市場面積が減るわけで、量的面での中国製品の占有率(主として HP/RP)が上昇することは、上記環境下からも当然と言える。(364)(ア)に示される日本生産者の再反論は、上記詳細状況を見無視したものである。

(エ) また、その間、(294)にある技術の進歩が認められなかったという点についても、上述のごとく、生産管理技術の「練度」の問題が、黒鉛電極の生産技術において比重が高く、その意味では中国生産者の技術は昨今目を見張る向上が見られることから、技術の進歩はあったと言える。UHP グレードにおいても中国製品の評価が日本の使用者間で高まってきているのは事実ながら、いまだに日本製品には届いていないという評価であり、同グレードでは日本製品よりも安い価格での供給を求められるのは致し方ないものと考ええるものの、その価格差は黒鉛電極の評価基準の一つである原単位差異等に裏付けされた価格を要請されているものと理解しており、決して弊社側から安値提示をしているものではない。

6-3-3-2 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響等に係る反論に対する再反論

(405) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(404)の大連旭日からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論⁵⁰⁰が提出された。

(ア) 上記(404) (ウ) に関し、反論者は「粗鋼生産量が減少した場合、その減産影響が最も大きいのは電炉製鋼用黒鉛電極」とした上で、黒鉛電極の需要の減少は、製鋼用で生じているもので、精錬用での減産影響は軽微としている。しかし、調査対象期間における粗鋼生産量に対する電炉鋼の比率は、以下のとおり推移している。すなわち、粗鋼生産量の変動した場合でも、電炉鋼比率は約 25%一定で推移しているから、「(粗鋼生産量が減少した場合) 高炉は安易に生産調整を図ることができないことから、需給調整は電炉で図られることが多い」との主張は事実と反する。

2018 年：電炉鋼比率 25.0% (26.1 万トン／粗鋼生産量 104.3 万トン)

2019 年：電炉鋼比率 24.5% (24.3 万トン／粗鋼生産量 99.3 万トン)

2020 年：電炉鋼比率 25.4% (21.1 万トン／粗鋼生産量 83.2 万トン)

2021 年：電炉鋼比率 25.3% (24.4 万トン／粗鋼生産量 96.3 万トン)

2022 年：電炉鋼比率 26.7% (23.8 万トン／粗鋼生産量 89.2 万トン)

2023 年：電炉鋼比率 26.2% (22.8 万トン／粗鋼生産量 87.0 万トン)

また、多くの鉄鋼メーカーは、製鋼炉及び精錬炉の両方を保有しているところ、粗鋼生産量が減少し、電炉鋼生産量が減少すれば、製鋼用も精錬用も同様に影響を受けるから、製鋼用黒鉛電極のみが大きく影響を受けるとの主張は誤っている。

(イ) 上記(405) (ア) に加えて、東海カーボンにおいては、独自に精錬用、製鋼用及びサイズを区切って中国品のシェアの推移を確認しており、調査当局に既に提出している⁵⁰¹が、中国品はその両方でシェアを伸ばしている。例えば、【特定サイズ及び用途】の場合、調査対象期間にかけて中国品のシェアが倍増している。これに反比例して、当社の【特定サイズ及び用途】の販売シェアは減少した。したがって、製鋼用の市場面積が減ったことが原因で量的面での中国製品の占有率が上昇しているという主張は、これらの事実とも整合しない。

⁵⁰⁰ 重要事実再反論書 (SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日)

⁵⁰¹ 現地調査提出資料 15.3.(8)

6-3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響等に係る反論等の検討

(406) 上記(404)の大連旭日からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 当該主張は、(238)に記載の意見に対する当局の見解に対する反論であると考えられる。(238)においては、大連旭日が他者と連名で製品のグレードに着目して価格を分析すべきである旨を主張した。一方で、調査当局は、調査において得ることのできた証拠に基づき、**「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**において、グレードではなく、用途とサイズに着目して当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格について分析を実施した。

ところで、大連旭日は、「世界的に見て、UHPは製鋼用、HP(及びSHP)/RPは精錬用であるというのは常識」と前提を付したうえでグレードに係る主張を展開している。つまり、仮に大連旭日の主張の前提が正であり、本邦の市場にも当てはまる場合であっても、調査当局は用途に留意して価格を分析すれば足りることとなるが、いずれにせよ、中国市場、その他の黒鉛電極市場におけるグレード別などのサブマーケットの状況は本邦市場の状況分析と無関係であるばかりでなく、大連旭日が回答書において行った原価管理及び販売価格の設定の説明とも異なっており^{502,503}、採用することはできない。この点、大連旭日は、上記(238)、(350)、(400)において7者連名でグレード別の価格分析を主張する供給者の1者であることから、これらの他者と連名で提出された主張についても同様の前提に基づいてなされたと考えるのが自然である。

その他、「精錬用については「経済的合理性から」中国品を使用することを事実上段階的に進めてきたという歴史的背景がある」、「その結果として、本邦生産者はUHP主体、中国生産者はHP(SHP)/RP主体の供給を行うという暗黙の了解のもと最適化が図られた」等の主張がなされているところ、何らの裏付けもなく、少なくとも上記**「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」**において示した輸入数量、本邦産品の販売数量の推移から、そのような事実は認められない。

- (イ) 「特に2018年前後は日本の黒鉛電極メーカーは、その生産能力をほぼほぼUHPに充当し、精錬用黒鉛電極の生産は行っていない」等の主張について、既に(217)に述べたとおり、調査当局は、使用者の質問状回答により、調査対象期間中に本邦生産者から精錬用として黒鉛電極を購入している者が複数存在することを確認している。また、本邦生産者が精錬用黒鉛電極について当該輸入貨物を引き合いに出された事例を併せて確認しているところ⁵⁰⁴、主張がこれらの事実と整合しない。

その他、海外における本邦生産者の販売状況等は、本邦市場の状況分析とは一見して無関係であり、証拠の提出もなされていない。

- (ウ) 「粗鋼生産量が減少した場合、その減産影響が最も大きいのは電炉製鋼用黒鉛電極(UHP)である。製鉄会社において、高炉は安易に生産調整を図ることができないことから、需給調整は電炉で図られることが多く、結果として黒鉛電極の需要の減少は、『製鋼用UHPグレード』で起こっていることであり、中国品の占有率が高い精錬用HP(SHP)/RPグレードでの減産影響は軽微である。」等の主張について、大連旭日は証拠の提出を行っていない。調査当局は、関連する証拠として一般社団法人日本鉄鋼連盟による生産統計⁵⁰⁵を確認し

⁵⁰² 海外供給者に対する追加質問状 H-15 (大連旭日)

⁵⁰³ 現地調査結果報告書 1(1) (大連旭日)

⁵⁰⁴ 本邦生産者当初質問状 添付資料 C-3-3・C-4-3

⁵⁰⁵ 申請書別紙 5-2-6 粗鋼生産量推移 (国内)。なお、重要事実に対する再反論は、新たな証拠提出の機会ではないことから、調査当局は、申請書別紙 5-2-6 の範囲で分析を行った。

たところ、調査対象期間中の電炉鋼比率は 25%前後で安定的に推移しており、少なくとも当該資料においては大連旭日の主張のような事実は認められない。さらに、本邦生産者である東海カーボンから一部関連する証拠として直径サイズ別のシェア推移に係る資料⁵⁰⁶が提出されているところ、当該資料においても、精錬用電極の減産影響が軽微であるという大連旭日の主張のような事実を確認することはできなかった。

(エ) 大連旭日は「(294)にある技術の進歩が認められなかったという点についても、上述のごとく、生産管理技術の「練度」の問題が、黒鉛電極の生産技術において比重が高く、その意味では中国生産者の技術は昨今目を見張る向上が見られることから、技術の進歩はあったと言える。」と主張するが、一方で、質問状の回答に当たっては生産技術について特筆すべき事情はない旨を回答している⁵⁰⁷。(294)に述べたとおり、調査当局は、大連旭日を含むサンプリング調査対象者の質問状回答⁵⁰⁸から、主張のような事実を確認することができておらず、分析することができない。

(オ) 以上より、上記(404)の大連旭日の主張は失当である。

6-4 因果関係に係る反論等の検討

6-4-1 当該輸入貨物以外による影響に係る反論等の検討

6-4-1-1 当該輸入貨物以外による影響に係る反論

(407) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料より、7者連名で、上記「5-4-1-3」「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等の検討」(367)に関して、次の内容の重要事実に対する反論等⁵⁰⁹が提出された。

(ア) 調査機関は最終決定において根拠とした重要な事実（第 367 段落）において、市場の需要が減少しているにもかかわらず、輸入商品の輸入量が増加し、日本国内産業の販売量が減少していることを指摘している。これに対し、調査機関は中国からの輸入が日本国内産業の市場シェアと利益の減少を引き起こしたと考えている。しかし、日本国内産業の国内販売データの傾向と日本市場の需要の傾向は、ほぼ一致していることから、日本国内産業の販売は主に市場の影響を受けていることが分かる（表 37）。

(イ) 上記の表から分かるように、2021 年から日本国内の需要は 2018 年の水準を依然として下回っているが、2020 年と比較するとある程度回復している。しかし、日本産業の生産能力は 2021 年から減少している。つまり、日本国内産業は回復しつつある市場の需要を完全には満たすことができないため、日本市場は中国や他国から本件に関わる製品を輸入するようになったのである（表 44）。したがって、中国からの輸入は日本市場の需要のギャップを埋め、日本国内産業の生産能力の不足を補っているのである。

⁵⁰⁶ 現地調査提出資料 サイズ別中国品及び当社品シェア推移（差替え）（東海カーボン）

⁵⁰⁷ 供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（大連旭日）（調査項目 A-9-6、A-9-7）

⁵⁰⁸ 供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-9-6、A-9-7）

⁵⁰⁹ 重要事実反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 5 月 1 日）

(408) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料より、7 者連名で、上記「5-4-1-3 「4-2 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等の検討」(368)に関して、次の内容の重要事実に対する反論等⁵¹⁰が提出された。

(ア) 最終決定において根拠とした重要な事実（第 368 段）によれば、申請者企業 3 社が申請書において根拠とした「有価証券報告書」に記載された販売データには、本件に関わる製品だけでなく、炭素繊維や黒鉛繊維、黒鉛シール材、リチウムイオン電池の負極材などの本件に関わる対象製品以外の製品も含まれていた。これに関して、私たちは、申請書で根拠とされたデータでは黒鉛電極製品の販売及び市場状況を正確に反映することはできないと理解している。申請時に根拠としたデータに瑕疵が存在するため、私たちは今回の調査を終了するよう調査機関に懇請する。

6-4-1-2 当該輸入貨物以外による影響に係る反論に対する再反論

(409) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(407)の供給者 7 者からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論⁵¹¹が提出された。

(ア) 上記（イ）に関し、調査対象期間における申請者の生産能力は、SEC カーボンにおいては【数値】kg であり、2020 年以降の稼働率は【数値】%～【数値】%を推移、東海カーボンにおいては、【数値】年～【数値】年は【数値】kg、【数値】年以降は【数値】kg であり、2020 年以降の稼働率は【数値】%～【数値】%を推移、日本カーボンにおいては、【数値】kg であり、2020 年以降の稼働率は【数値】%～【数値】%を推移している。

そして、申請者の稼働率に関しては、2018 年を 100 とすると、74、32、51、51、48 と推移し、2020 年以降大きく減少しており、申請者には余剰生産能力があった。このように、申請者には国内需要に十分応え得る生産能力があるにもかかわらず、中国からの安価な輸入品が流入することにより受注機会を奪われ、生産能力が一部余剰となったものであり、日本国内産業の生産能力の不足を補っているという当該反論は不適切である（重要事実(246)図表 44、質問状様式 B-1 参照）。

(410) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(408)の供給者 7 者からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論⁵¹²が提出された。

(ア) 申請時に、別紙 1-1-1～1-1-4 として、当社の有価証券報告書を提出しているが、申請書損害指標図表 13 の根拠情報として、別途別紙 5-2-18-1～5-2-18-4、申請者個別別紙 5-2-4-1～5-2-4-3 として、黒鉛電極のみに限ったデータを提出し、その旨を申請書に明記している。したがって、申請書で根拠とされたデータには黒鉛電極製品の販売及び市場状況が正確に反映されている。申請書におけるデータの正確性に問題があるとの指摘は、事実誤認であり、当たらない。

⁵¹⁰ 重要事実反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 5 月 1 日）

⁵¹¹ 重要事実再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日）

⁵¹² 重要事実再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日）

6-4-1-3 当該輸入貨物以外による影響に係る反論等に係る検討

(411) 上記(407)の供給者 7 者からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 日本国内産業の販売は主に需要の影響を受けている旨の主張がなされているところ、「**4-2-2-1 需要の変化**」及び(298)に示したとおり、調査当局は、国内販売量及び自家消費の減少のうち、少なくとも【数値】と小さくない割合に相当する部分については、国内需要の減少による影響を排除してもなお、当該輸入貨物の不当廉売によって生じたものであるという判断は否定されないことを確認している。

(イ) 「中国からの輸入は日本市場の需要のギャップを埋め、日本国内産業の生産能力の不足を補っている」という指摘については、当該反論提出者から証拠の提出はなされていないが、表 44 に記載のとおり、本邦生産者の稼働率は、調査対象期間中、2018 年を 100 とした場合、74、32、51、51、48 と推移しているところ、当該主張は表 44 において分析した事実と整合しない。実際、東海カーボンは、滋賀工場（滋賀県近江八幡市）での生産を調査対象期間後である 2025 年 7 月末までに終了することを発表しているところ⁵¹³、「本邦生産者の生産能力の減少により需要を満たすことができていないため、市場が中国や他国から本件に関わる製品を輸入するようになった」という主張はこれらの事実と矛盾しており、主張の内容を正確に把握できず検討できない。

(ウ) したがって、上記(407)の供給者 7 者からの反論は認められない。

(412) 上記(408)の供給者 7 者からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 申請書における黒鉛電極製品の販売及び市場状況に関する根拠データは、申請書図表 13 損害指標の枠外に記載されているとおり、「別紙 5-2-18-1~4」、「申請者個別別紙 5-2-4-1~3」である。これらのデータは、対象製品以外の製品が含まれる有価証券報告書のデータとは異なり、本調査対象貨物の同種の産品である黒鉛電極製品に限定したデータを元に作成されている。したがって、当該反論は誤解に基づいた主張である。

(イ) したがって、上記(408)の供給者 7 者からの反論は認められない。

6-4-2 国内価格に影響を及ぼす要因及び成長に係る反論等の検討

6-4-2-1 国内価格に影響を及ぼす要因及び成長に係る反論

(413) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料より、7 者連名で、上記「**3-4-5 国内価格に影響を及ぼす要因**」(249)及び「**3-4-13 成長**」(259)に関して、次の内容の重要事実に対する反論等⁵¹⁴が提出された。

(ア) 最終決定において根拠とした重要な事実（第 259 段表 54）によれば、日本国内産業は、

⁵¹³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「東海カーボン 黒鉛電極生産体制の再構築について」

⁵¹⁴ 重要事実反論書（方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 5 月 1 日）

一貫して研究開発支出を拡大してきた。しかしその一方で、日本国内産業の製造コストは、年々大幅に増加している（第 249 段表 39）。以上のことから、日本国内産業は研究開発支出を継続的に拡大してきたものの、それが企業のコスト削減や効率向上には寄与せず、かえって企業の利益損失を拡大させる結果となっている。

（イ）さらに、最終決定において根拠とした重要な事実である表 39 のデータから、日本国内産業の総製造コストの大幅な上昇の主な原因は、労働コストの大幅な増加であることが分かる。しかしその一方で、表 44、表 51 及び表 52 が示すように、日本国内産業の従業員数と一人当たり賃金は相対的に安定しており、日本国内産業の生産量も年々減少している。従業員数及び従業員の賃金がいずれも大幅に変動していない状況下で、日本国内産業の人件費が大幅に増加していることから、このデータの正確性に疑問を持つ理由がある。このデータが真実である場合、もう一つの可能性として、日本国内産業の誤った雇用戦略が人件費の大幅な増加を引き起こした可能性がある。

（ウ）以上のことから、日本国内産業の損害は、企業自体の原因によるものであり、中国からの輸入品とは因果関係がない可能性がある。

6-4-2-2 国内価格に影響を及ぼす要因及び成長に係る反論に対する再反論

(414) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(413)の供給者 7 者からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論⁵¹⁵が提出された。

（ア）上記(413)（ア）について、SEC カーボンでは、既に調査を通じて回答しているとおり、【研究開発の内容等】研究開発支出が企業の利益損失を拡大させる結果となっているとの指摘は、当たらない。

（イ）上記(413)（ア）について、東海カーボンでは、既に調査を通じて回答しているとおり、【研究開発の内容等】研究開発が企業のコスト削減や効率向上に寄与せず、企業の利益損失を拡大させる結果となっているとの指摘は当たらない。【研究開発支出が損失拡大をもたらすものではないことの理由】。この面からも、研究開発支出が企業の利益損失を拡大させる結果となっているとの指摘は、当たらない。

（ウ）上記(413)（ア）について、日本カーボンでは、既に調査を通じて回答しているとおり、【研究開発の内容等】研究開発が企業のコスト削減や効率向上に寄与せず、企業の利益損失を拡大させる結果となっているとの指摘は当たらない。【研究開発支出が損失拡大をもたらすものではないことの理由】。この面からも、研究開発支出が企業の利益損失を拡大させる結果となっているとの指摘は、当たらない。

（エ）上記(413)（イ）について、申請者における調査期間中の一人当たり賃金の増加率は 7%に過ぎず（申請書図表 13）、むしろ実質賃金は低下している。表 39 で 1kg あたりの製造原価や労務費が増加しているのは、調査期間中、中国品の影響により申請者の国内販売量が低下し、電極事業の収益性が著しく低下したことを示すものにほかならない。

したがって、日本国内産業の総製造コストの大幅な上昇の主な原因は、労働コストの大幅な増加である、日本国内産業の人件費が大幅に増加しているとの主張は、いずれも失当である。

⁵¹⁵ 重要事実再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日）

6-4-2-3 国内価格に影響を及ぼす要因及び成長に係る反論等に係る検討

(415) 上記(413)の供給者 7 者からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 研究開発費については、上記(414)のとおり事業を継続するために必要な研究であることを確認している⁵¹⁶が、増加傾向であったとしても、その規模は【数値】円であるところ、売上【数値】円に占める割合は【数値】と僅少であった。したがって、「研究開発支出を継続的に拡大してきたものの、それが企業の利益損失を拡大させる結果となっている」とは言いがたく、当該輸入貨物による本邦の産業の因果関係を否定するものではない。

(イ) 労働コストにかかる主張について、調査当局は、「表 39 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」において、労務費の製造原価に占める割合は、【数値】%と大きくないことを確認した。また、1kg 当たりの労務費は調査対象期間を通じて 184 ポイント増加していることが確認できるが、同表の注に記載のとおり、1kg 当たりの労務費は、労務費を国内向け生産量で除算して算出しているから、当然に分母となる国内向け生産量の変動の影響を受ける。本邦生産者の回答において、国内向け生産量は各者大きく減少していることが確認できるところ⁵¹⁷、データの正確性に疑義が生じている等の主張は失当である。

次に、「日本企業の誤った雇用戦略が人件費の大幅な増加をもたらした」等の主張については、「表 52 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移」のとおり、本邦生産者の賃金は、調査対象期間を通じて 5 ポイントの増加⁵¹⁸と安定的に推移しており、雇用人数は表 51 のとおり調査対象期間を通じて 8 ポイント減少しているから、人件費の大幅な増加がもたらされている状況にないことは明らかである。

(ウ) 以上より、(413)の供給者 7 者の主張は受け入れられない。

6-5 その他の反論等の検討に係る反論等の検討

6-5-1 その他の反論等に係る反論等の検討

6-5-1-1 本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論

(416) 供給者である方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料より、7 者連名で、上記「5-5-1-3 本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論等の検討」(373)に関して、次の内容の重要事実に対する反論等⁵¹⁹が提出された。

⁵¹⁶ 7 月 19 日付不備指摘に対する回答 (SEC カーボン)、現地調査結果報告書 (東海カーボン)、8 月 21 日付不備指摘に対する回答 (日本カーボン)

⁵¹⁷ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備指摘回答書 (様式 F-2-2)

⁵¹⁸ 申請書の雇用及び賃金は、本社、工場、研究所を含んだ事業部全体として算出している一方で、質問状の回答においては各工場及び研究所の雇用及び賃金を採用している等の理由により、両者に誤差が生じていることを確認している。(8 月 21 日付不備指摘回答) (SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン)

⁵¹⁹ 重要事実反論書 (方大炭素、大連旭日、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、吉林炭素進出口、山西聚賢黒鉛新材料、遼寧丹炭新材料、令和 7 年 5 月 1 日)

(ア) 最終決定において根拠とした重要な事実（第 373 段）によれば、調査機関は、調査の進行を迅速化するため、日本の同種製品の生産量が最も多い生産業者 1 社を代表として選定し、検証を行ったと述べている。その他の検証を行わなかった日本の生産業者については、複数の質問票を通じて、その他の回答の正確性を確認したとされている。しかしながら、上記の方法では、申請者側が提出した情報の代表性及び正確性を十分に証明することはできないと考える。その理由は以下のとおりである。

調査機関は、企業 1 社のみにつき検証を行ったが、他の 2 社の申請者側企業のデータについては検証を行っていないため、残りの 2 社が提供したデータの正確性を担保することができない。

(イ) 調査機関は、選定した検証を経た申請者側企業の実産量は最も多く、代表とすることができるとさらに説明している。しかしながら、調査機関は検証を経た申請者側企業の実産量が日本国内の総生産量に占める比率を開示していないため、当該企業が生産量の面で代表性を有しているのか否かを確認することができない。仮に当該企業が生産量の面で代表性を有していたとしても、調査機関は、当該企業の販売データが代表性を有しているのか否かを判断するため、当該企業の販売面のデータについてもさらに開示・分析を行う必要がある。このため、申請者側が提出したデータは完全には検証されておらず、その結果、検証されていない企業 2 社のデータの正確性には瑕疵が存在している。また、調査機関は、生産量が多い申請者側企業を 1 社だけ選んで検証を行っているが、その企業の実産量及び販売状況における代表性を証明する十分な証拠を提供しておらず、申請者側企業の検証の十分性及び代表性についても瑕疵が存在している。

以上のことから、申請者側のデータには、立件段階において瑕疵があり、調査段階において十分な検証や確認が行われていないため、調査機関は今回の調査を終了すべきであると主張する。

6-5-1-2 本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論に対する再反論

(417) 申請者である SEC カーボン、東海カーボン及び日本カーボンから、上記(416)の供給者 7 者からの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論⁵²⁰が提出された。

(ア) SEC カーボン及び日本カーボンの提出情報は、調査当局からの書面を通じた検証がなされたと理解している。その内容は閲覧にも供されているところ、当該反論は、具体的にこれらの内容のうち、どの点が検証として不足していると考えているのかについて言及していない。また、申請者企業 2 社の提出データは「検証が行われていない」との指摘については、現地調査の不実施と検証の未実施を混同した誤解に基づく可能性が高く、当たらない。

(イ) 東海カーボンにおける黒鉛電極の実産量が本邦の総生産量に占める割合及び当社の販売データは、当社の本邦での電極におけるシェアに係る情報であるが、本邦生産者の数は限られているため、東海カーボンの実数を開示すると、各申請者の非公開の実産量も実質的に算出可能となる。かかる情報が事業者間で共有される場合、事業者間の生産数量等の制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながり、独禁法上問題となるおそれがあるため、開示することはできない。

なお、公正取引委員会が策定した「「アンチダンピング措置の共同申請」における独占禁止法上の考え方について」は、「アンチダンピング措置の申請の必要性を検討するために、事業者団体が、既に公表されている情報をまとめて構成事業者のために資料を作成・提供

⁵²⁰ 重要事実再反論書（SEC カーボン、東海カーボン、日本カーボン、令和 7 年 5 月 19 日）

することや、構成事業者の生産量や国内販売量といった非公開情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数値を明示することなく提供することは、原則として独占禁止法上問題とならない。」（下線申請者）としている。上記は、各申請者について、生産量、国内販売量等の非公開情報の数値を開示することは、独禁法上の懸念があることを指摘するものと理解している。

6-5-1-3 本邦生産者に対する現地調査の実施に係る反論等の検討

(418) 上記(416)の供給者 7 者からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、SEC カーボン及び日本カーボンの回答について、複数の質問状を通じてのみ回答の正確性を確認したのではない。既に(60)、(61)、(84)、(85)、(372)及び(373)に示したとおり、質問状回答書及び関連する証拠に対しては複数回の不備指摘⁵²¹を実施し、その回答を検証したうえで分析に用いている。つまり、現地調査という方法によらず、書面を通じて検証し、その正確性を確認した。検証に当たっては、異なる角度から質問した複数の様式間の数字の整合性を詳細に検証したうえで、データの抽出にかかる証拠の確認等を実施している。なお、上記(417)において申請者が指摘するとおり、かかる検証の具体的な内容は、利害関係者に対する閲覧に供しているところ、当該利害関係者は、現地調査を経していないことのみをもって検証が行われていないという主張を繰り返すのみで、調査当局が行った検証のうち、具体的にどの点が不足しているのかについて、何ら触れていない。

(イ) 上記(416) (イ) は、東海カーボンの生産量が総生産量に占める割合等を明らかにすることを求める内容である。しかしながら、上記(417)のとおり、本邦生産者の生産量、販売量は競争上の理由で秘密扱いの要請がなされている。個者の生産量が総生産量に占める割合を明らかにした場合、上記(398)に述べた国内販売量と同様の事情で他者の生産量が推測可能となることから、開示することができない。

さらに、個者の生産量については、本邦生産者のみならず、当該意見の提出者のうち生産量を回答した大連旭日、方大炭素、山東旭日、江蘇江龍新能源科技、遼寧丹炭新材料も類似の理由を付して秘密扱いを要請しており⁵²²、公平な取扱いを行っているところであるが、もとより本邦生産者の回答は、現地調査の実施の有無にかかわらず、それぞれについて調査の過程で十分な検証を行っており、供給者 7 者の主張するような代表性の問題は生じていない。

したがって、東海カーボンの生産量が代表的であるか否かは結論に影響を与える事項ではなく、当該代表性の証明及び販売量の開示・分析は、その必要性が認められない。

(ウ) 以上より、上記(416)の供給者 7 者からの連名による反論は受け入れられない。

6-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

(419) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

⁵²¹ 質問状不備指摘（SEC カーボン、日本カーボン）

⁵²² 供給者質問状回答書（様式 A-1-6）

7 結論

(420) 以上のとおり、不当廉売された黒鉛電極の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

主要証拠等目録

番号	標目
1	中華人民共和國産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税を求める書面（SECカーボン株式会社、東海カーボン株式会社、日本カーボン株式会社）
2	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票（SECカーボン株式会社）
3	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票（東海カーボン株式会社）
4	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票（日本カーボン株式会社）
5	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票（株式会社レゾナック・グラフィット・ジャパン）
6	海外供給者に対する確認票の回答（方大炭素新材料科技股份有限公司）
7	海外供給者に対する確認票の回答（吉林素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
8	海外供給者に対する確認票の回答（南通揚子碳素股份有限公司）
9	海外供給者に対する確認票の回答（旭日精密炭素（大連）有限公司）
10	海外供給者に対する確認票の回答（中建材国際貿易有限公司）
11	海外供給者に対する確認票の回答（京海商事（上海）貿易有限公司）
12	海外供給者に対する確認票の回答（嘉隆新材料有限公司）
13	海外供給者に対する確認票の回答（河北瑞通炭素有限公司）
14	海外供給者に対する確認票の回答（合肥炭素有限責任公司）
15	海外供給者に対する確認票の回答（山西聚賢黒鉛新材料有限公司）
16	海外供給者に対する確認票の回答（江蘇江龍新材料科技有限公司）
17	海外供給者に対する確認票の回答（江蘇智晏国際貿易有限公司）
18	海外供給者に対する確認票の回答（大同特殊鋼（上海）有限公司）
19	海外供給者に対する確認票の回答（遼寧丹炭新材料有限公司）
20	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（遼寧丹炭科技集団有限公司）
21	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（山東旭日石墨新材料科技有限公司）

番号	標目
22	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（撫順金利石化炭素有限公司）
23	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（江蘇江龍新能源科技有限公司）
24	海外供給者に対する確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの含む）の回答（Sojitz JECT (Qingdao) Co., Ltd.）
25	輸入者に対する確認票の回答（株式会社S K カーボン）
26	輸入者に対する確認票の回答（大中物産株式会社）
27	輸入者に対する確認票の回答（大和窯業株式会社）
28	輸入者に対する確認票の回答（アークカーボントレーディング株式会社）
29	輸入者に対する確認票の回答（東栄産業株式会社）
30	輸入者に対する確認票の回答（株式会社ファインズ）
31	輸入者に対する確認票の回答（マルヤ産業株式会社）
32	輸入者に対する確認票の回答（双日ジェクト株式会社）
33	輸入者に対する確認票の回答（大同興業株式会社）
34	輸入者に対する確認票の回答（昭光通商株式会社）
35	輸入者に対する確認票の回答（株式会社トランスグローバルエージェンシー）
36	輸入者に対する確認票の回答（【輸入者A社】）
37	輸入者に対する確認票の回答（株式会社エイ・ジー・イー）
38	輸入者及び産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社プロテリアル）
39	輸入者及び産業上の使用者に対する確認票の回答（東京鋼鐵株式会社）
40	産業上の使用者に対する確認票の回答（共英製鋼株式会社）
41	産業上の使用者に対する確認票の回答（東京製鐵株式会社）
42	産業上の使用者に対する確認票の回答（合同製鐵株式会社）
43	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社中山製鋼所）

番号	標目
44	産業上の使用者に対する確認票の回答（トピー工業株式会社）
45	産業上の使用者に対する確認票の回答（東京鐵鋼株式会社）
46	産業上の使用者に対する確認票の回答（大阪製鐵株式会社）
47	産業上の使用者に対する確認票の回答（北越メタル株式会社）
48	産業上の使用者に対する確認票の回答（愛知製鋼株式会社）
49	産業上の使用者に対する確認票の回答（大同特殊鋼株式会社）
50	産業上の使用者に対する確認票の回答（山陽特殊製鋼株式会社）
51	産業上の使用者に対する確認票の回答（中部鋼鈑株式会社）
52	産業上の使用者に対する確認票の回答（日本製鉄株式会社）
53	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社向山工場）
54	産業上の使用者に対する確認票の回答（JFE条鋼株式会社）
55	産業上の使用者に対する確認票の回答（王子製鉄株式会社）
56	産業上の使用者に対する確認票の回答（J F E スチール株式会社）
57	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社伊藤製鐵所）
58	産業上の使用者に対する確認票の回答（岸和田製鋼株式会社）
59	産業上の使用者に対する確認票の回答（新関西製鐵株式会社）
60	産業上の使用者に対する確認票の回答（千代田鋼鉄工業株式会社）
61	産業上の使用者に対する確認票の回答（山口鋼業株式会社）
62	産業上の使用者に対する確認票の回答（三星金属工業株式会社）
63	産業上の使用者に対する確認票の回答（中山鋼業株式会社）
64	産業上の使用者に対する確認票の回答（拓南製鐵株式会社）
65	産業上の使用者に対する確認票の回答（九州製鋼株式会社）

番号	標目
66	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社トーカイ）
67	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社城南製鋼所）
68	産業上の使用者に対する確認票の回答（株式会社宇部スチール）
69	産業上の使用者に対する確認票の回答（朝日工業株式会社）
70	産業上の使用者に対する確認票の回答（日鉄スチール株式会社）
71	産業上の使用者に対する確認票の回答（大谷製鉄株式会社）
72	産業上の使用者に対する確認票の回答（ヤマトスチール株式会社）
73	産業上の使用者に対する確認票の回答（三興製鋼株式会社）
74	代替国選定 1 回目通知に対する意見（東海カーボン株式会社）
75	代替国選定 1 回目通知に対する意見（株式会社ファインズ）
76	代替国選定 1 回目通知に対する意見（大同興業株式会社）
77	代替国選定 1 回目通知に対する意見（旭日精密炭素（大連）有限公司、山東旭日石墨新材料科技有限公司）
78	代替国選定 1 回目通知に対する意見（嘉隆新材料有限公司）
79	代替国選定 1 回目通知に対する意見（株式会社エイ・ジー・イー）
80	代替国選定 2 回目通知に対する意見（吉林炭素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
81	代替国選定 2 回目通知に対する意見（旭日精密炭素（大連）有限公司、山東旭日石墨新材料科技有限公司）
82	代替国選定 2 回目通知に対する意見（中建材国際貿易有限公司）
83	代替国選定 2 回目通知に対する意見（嘉隆新材料有限公司）
84	代替国選定 2 回目通知に対する意見（株式会社エイ・ジー・イー）
85	代替国生産者に対する確認票の回答（SECカーボン株式会社）
86	代替国生産者に対する確認票の回答（TOKAI ERFTCARBON GmbH）
87	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（遼寧丹炭科技集团有限公司）

番号	標目
88	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（南通揚子碳素股份有限公司）
89	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（旭日精密炭素（大達）有限公司）
90	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（山東旭日石墨新材料科技有限公司）
91	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（中建材国際貿易有限公司）
92	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（撫順金利石化炭素有限公司）
93	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（嘉隆新材料有限公司）
94	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（河北瑞通炭素股份有限公司）
95	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（江蘇江龍新能源科技有限公司）
96	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（合肥炭素有限責任公司）
97	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（山西聚賢黒鉛新材料有限公司）
98	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（大同特殊鋼（上海）有限公司）
99	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（吉林炭素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
100	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（遼寧丹炭新材料有限公司）
101	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（方大炭素新材料科技股份有限公司）
102	不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る回答書（吉林炭素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
103	海外供給者に対する質問状の回答（方大炭素新材料科技股份有限公司）
104	海外供給者に対する質問状の回答（吉林炭素有限公司）
105	海外供給者に対する質問状の回答（南通揚子碳素股份有限公司）
106	海外供給者に対する質問状の回答（山東旭日石墨新材料科技有限公司）
107	海外供給者に対する質問状の回答（中建材国際貿易有限公司）
108	海外供給者に対する質問状の回答（撫順金利石化炭素有限公司）
109	海外供給者に対する質問状の回答（京海商事（上海）貿易有限公司）

番号	標目
110	海外供給者に対する質問状の回答（嘉隆新材料有限公司）
111	海外供給者に対する質問状の回答（河北瑞通炭素股份有限公司）
112	海外供給者に対する質問状の回答（江蘇江龍新能源科技有限公司）
113	海外供給者に対する質問状の回答（吉林炭素進出口有限公司）
114	海外供給者に対する質問状の回答（吉蒙炭素有限責任公司）
115	海外供給者に対する質問状の回答（Sojitz JECT（Qingdao）Co., Ltd.）
116	海外供給者に対する質問状の回答（大同特殊鋼（上海）有限公司）
117	海外供給者に対する質問状の回答（遼寧丹炭新材料有限公司）
118	海外供給者に対する質問状の回答（市場経済条件が浸透している事実の有無に係るもの）（Sojitz JECT（Qingdao）Co., Ltd.）
119	産業上の使用者に対する質問状の回答（株式会社プロテリアル）
120	産業上の使用者に対する質問状の回答（株式会社トーカイ）
121	産業上の使用者に対する質問状の回答（東京鋼鐵株式会社）
122	本邦生産者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年8月21日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（SECカーボン株式会社）
123	本邦生産者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年8月21日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東海カーボン株式会社）
124	本邦生産者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年8月21日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（日本カーボン株式会社）
125	海外供給者に対する質問状の回答並びに令和6年7月19日付け、令和6年8月21日付け及び令和6年9月12日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（旭日精密炭素（大連）有限公司）
126	海外供給者に対する質問状の回答並びに令和6年7月19日付け、令和6年8月21日付け及び令和6年9月25日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（遼寧丹炭科技集团有限公司）
127	海外供給者に対する質問状の回答並びに令和6年7月26日付け、令和6年8月21日付け及び令和6年9月25日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（合肥炭素有限責任公司）
128	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年6月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大和窯業株式会社）
129	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年6月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社ファインズ）
130	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年6月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社SKカーボン）
131	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月19日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（双日ジェクト株式会社）

番号	標目
132	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大中物産株式会社）
133	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東栄産業株式会社）
134	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大同興業株式会社）
135	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（昭光通商株式会社）
136	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東京鋼鐵株式会社）
137	輸入者に対する質問状の回答及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社エイ・ジー・イー）
138	輸入者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年8月21日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（マルヤ産業株式会社）
139	産業上の使用者に対する質問状の回答及び令和6年6月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（愛知製鋼株式会社）
140	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東京製鐵株式会社）
141	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（合同製鐵株式会社）
142	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社中山製鋼所）
143	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（トピー工業株式会社）
144	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東京鐵鋼株式会社）
145	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大阪製鐵株式会社）
146	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（北越メタル株式会社）
147	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大同特殊鋼株式会社）
148	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（山陽特殊製鋼株式会社）
149	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（中部鋼板株式会社）
150	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社向山工場）
151	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（JFE条鋼株式会社）
152	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（王子製鉄株式会社）
153	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け、令和6年7月19日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（JFEスチール株式会社）

番号	標目
154	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社伊藤製鐵所）
155	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（新関西製鐵株式会社）
156	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（三星金属工業株式会社）
157	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（三興製鋼株式会社）
158	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（九州製鋼株式会社）
159	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社城南製鋼所）
160	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社宇部スチール）
161	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（朝日工業株式会社）
162	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（大谷製鉄株式会社）
163	産業上の使用者に対する質問状の回答並びに令和6年6月26日付け及び令和6年7月26日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（ヤマトスチール株式会社）
164	代替国生産者に対する質問状の回答及び令和6年9月4日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（SECカーボン株式会社）
165	代替国生産者に対する質問状の回答及び令和6年9月4日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（TOKAI ERFTCARBON GmbH）
166	証拠の提出（株式会社エイ・ジー・イー）
167	意見の表明（東京鋼鐵株式会社）
168	意見の表明（吉林炭素有限公司、吉蒙炭素有限責任公司、吉林炭素進出口有限公司）
169	意見の表明（方大炭素新材料科技股份有限公司、遼寧丹炭新材料有限公司、旭日精密炭素（大連）有限公司、山東旭日石墨新材料科技有限公司、江蘇江龍新能源科技有限公司、吉林炭素進出口有限公司、山西聚賢石墨新材料有限公司）
170	意見の表明（株式会社エイ・ジー・イー）
171	意見の表明（山陽特殊製鋼株式会社）
172	海外供給者に対する追加質問状の回答（旭日精密炭素（大連）有限公司）
173	本邦生産者に対する追加質問状の回答及び令和6年10月11日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（SECカーボン株式会社）

番号	標目
174	本邦生産者に対する追加質問状の回答及び令和6年10月11日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（東海カーボン株式会社）
175	本邦生産者に対する追加質問状の回答及び令和6年10月11日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（日本カーボン株式会社）
176	海外供給者に対する追加質問状の回答及び令和6年11月20日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（遼寧丹炭科技集团有限公司）
177	海外供給者に対する追加質問状の回答及び令和6年11月20日付け調査当局からの指摘事項に対する回答（合肥炭素有限責任公司）
178	代替国生産者に対する追加質問状の回答（TOKAI ERFTCARBON GmbH）
179	代替国生産者に対する追加質問状の回答（SECカーボン株式会社）
180	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（東海カーボン株式会社）
181	海外供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（遼寧丹炭科技集团有限公司）
182	海外供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（合肥炭素有限責任公司）
183	海外供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（旭日精密炭素（大連）有限公司）
184	代替国生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（TOKAI ERFTCARBON GmbH）
185	代替国生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（SECカーボン株式会社）
186	仮の決定反論書（仮の決定に係る意見の表明（反論））（遼寧丹炭科技集团有限公司）
187	仮の決定反論書（仮の決定に係る意見の表明（反論））（旭日精密炭素（大連）有限公司）
188	仮の決定反論書（仮の決定に係る意見の表明（反論））（合肥炭素有限責任公司）
189	仮の決定反論書（仮の決定に係る意見の表明（反論））（方大炭素新材料科技股份有限公司、吉林炭素進出口有限公司、江蘇江龍新能源科技有限公司、遼寧丹炭新材料有限公司、山東旭日石墨新材料科技有限公司、山西聚賢石墨新材料有限公司、旭日精密炭素（大連）有限公司）
190	仮の決定反論書（仮の決定に係る意見の表明（反論））（株式会社ファインズ）
191	仮の決定反論書（仮の決定に係る意見の表明（反論））（東京鋼鐵株式会社）
192	仮の決定反論書（仮の決定に係る意見の表明（反論））（大同特殊鋼（上海）有限公司）
193	仮の決定再反論書（仮の決定に係る意見の表明（再反論））（SECカーボン株式会社）

番号	標目
194	仮の決定再反論書（仮の決定に係る意見の表明（再反論））（東海カーボン株式会社）
195	仮の決定再反論書（仮の決定に係る意見の表明（再反論））（日本カーボン株式会社）
196	重要事実反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（反論））（方大炭素新材料科技股份有限公司、吉林炭素進出口有限公司、江蘇江龍新能源科技有限公司、遼寧丹炭新材料有限公司、山東旭日石墨新材料科技有限公司、山西聚賢石墨新材料有限公司、旭日精密炭素（大連）有限公司）
197	重要事実反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（反論））（合肥炭素有限責任公司）
198	重要事実反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（反論））（旭日精密炭素（大連）有限公司）
199	重要事実反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（反論））（リックス株式会社）
200	重要事実再反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（再反論））（SECカーボン株式会社）
201	重要事実再反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（再反論））（東海カーボン株式会社）
202	重要事実再反論書（重要事実の開示に係る意見の表明（再反論））（日本カーボン株式会社）
203	調査当局が収集及び分析した関係証拠